



住民に身近な司法の実現をめざして

－法テラス1年を機に弁護士過疎とアクセス障害の解消を考える－

2007年10月26日

九州弁護士会連合会 宮崎県弁護士会

ご 挨 拶

九州弁護士会連合会

理事長 田 中 寛

住民に身近で親しまれる司法を実現すべく、司法制度改革が進められてきております。司法改革で目指している「国民のための司法」の実現のためには、住民が、いつでも、どこでも、気軽に弁護士に相談できる環境を作ることが重要と思われます。

しかし、司法による救済が必要な問題を抱えているにもかかわらず、住民の弁護士へのアクセスを困難とするさまざまな要因がある中で、弁護士等に相談できないまま更に問題を悪化させてしまうケースも少なくないのが現状といえます。特に、九州・沖縄地区は、山間部や離島も多く、弁護士過疎・偏在によるアクセス障害は顕著であるといえます。

弁護士過疎・偏在問題の解消のため、日本弁護士連合会は、２０００年（平成１２年）に鳥根県に石見ひまわり基金法律事務所を開設した後、２００７年（平成１９年）３月末までに全国７７箇所に公設事務所を開設しています。また、弁護士偏在解消促進のため、偏在対策拠点事務所開設費用の支援等を含むパイロット事業を進めており、現在具体的実施段階に入っています。

九州弁護士会連合会におきましても、弁護士過疎・偏在解消対策として、２０００年（平成１２年）４月に、ひまわり基金・九弁連対馬弁護士センターを開設し、以降これまでの間九州・沖縄地区の弁護士過疎地に計２２箇所の公設事務所を設置しています。また、弁護士事務所を法人化し、その支店を弁護士過疎地に置くといった取り組みもなされています。さらに、九弁連管内の各県におきましても、各自治体や社会福祉協議会等の要請に応じ、弁護士派遣による法律相談や、それぞれの弁護士会における法律相談の開催、各種の１１０番相談活動、刑事被疑者を対象とする当番弁護士活動など、弁護士による住民への適切な司法サービス実現のためのさまざまな努力をしてきております。

昨年10月に、住民に対する司法サービスを公的に支援することを目的として、日本司法支援センター（法テラス）が設立され、活動を開始しました。

また、法曹養成制度見直しに伴い、司法試験合格枠が拡大され、その結果九州・沖縄地区の各県の弁護士数も若手弁護士を中心に急速に増加してきています。しかし、このような弁護士の増員は、弁護士過疎・偏在解消につながる環境が醸成されつつあると期待できる反面、必ずしも弁護士過疎・偏在解消の実現につながっていないという現実があります。弁護士を増員するにつきましては、弁護士の質を低下させることなく、弁護士過疎・偏在を解消していくための更なる努力が必要と思われます。

これからの取り組みとしましては、弁護士過疎・偏在・アクセス障害の解消のために、弁護士過疎地にも弁護士を適正に配置していくことが不可欠であり、かつ、過疎地で活動する弁護士への経済的支援を含め、日弁連、九弁連、各単位の連携した体制づくりが急務であるとともに、日本司法支援センターや各自治体、社会福祉協議会等の諸団体と協力・連携することにより、住民に対する弁護士に関する十分な情報提供をし、アクセスしやすくするための体制づくりが必要と思われます。

宮崎県弁護士会におきましては、本シンポジウムに向けて一般市民・自治体・弁護士に対するアンケートを実施し、かつプレシンポジウムを開催して、シンポジウムの準備に取り組んでまいりました。今回のシンポジウムが、弁護士過疎・偏在・アクセス障害の解消に向けて大きな成果となりますことを心から期待しております。

目 次

contents

□ご挨拶（九州弁護士会連合会 理事長 田中 寛）	1
□シンポジウム開催にあたって	5
（大会実行委員会 シンポジウム部会長 真早流 踏雄）	
□プログラム	7
□パネリスト・コーディネーター紹介	9

第1章 基調報告

1 基調報告	13
2 アンケート報告	31
「弁護士過疎・弁護士アクセス障害問題」に関するアンケート報告	31
一般市民・相談者アンケート分析報告	35
自治体・公的団体用アンケート分析報告	54
弁護士用アンケート分析報告	73
「弁護士過疎・弁護士アクセス障害問題」に関するアンケート	84
（相談者・一般市民等用回答集計表）	
自治体・公的団体用回答集計表	94
弁護士用回答集計表	103
3 過疎地体験レポート報告	112
4 法テラス1年目の成果と課題	138
5 九弁連大会プレシンポ報告書	141

第2章 寄稿

1 「生活者及び消費生活アドバイザーとして弁護士会、弁護士に望む」	149
隈部 智代	
2 自殺対策の観点からの司法への期待	151
～「こころの医師」と「社会生活上の医師」との連携をめざして～	
満尾 昭彦	
3 日向公設事務所だより	158
五嶋 俊信	
4 九州地区法テラス地域事務所スタッフ弁護士から	161
「住民に身近な司法の実現」のための 扶助・国選対応地域事務所の役割	
法テラス佐世保法律事務所 秋山 久典	

法テラス壱岐法律事務所の1年間の取り組みと課題	163
法テラス壱岐法律事務所所長 浦崎 寛泰	
法テラス鹿屋法律事務所の1年	167
法テラス鹿屋法律事務所 藤井 靖志	
5 法律相談から生活支援へ	169
～住民に寄り添う弁護士活動を日指して～	
幸田 雅弘	

資料 1:第47回定期総会・弁護士過疎地域における法律相談体制の 確立に関する宣言(名古屋宣言)	175
資料 2:諸外国の法曹人口	179
資料 3:各指標と弁護士指数の比較―弁護士1人あたりの人口比較	183
資料 4:弁護士不足率総合ランキング (NIBEN Frontier 2006年8月号抜粋)	184
資料 5:被疑者国選弁護制度2009年想定事件数	187
資料 6:59期司法修習生の弁護士会別登録者数	189
資料 7:全国本庁・各支部別弁護士人口の推移	190
資料 8:福岡高裁管内地方裁判所の裁判官・職員数	193
資料 9:弁護士ゼロワン地域について	194
資料10:単位会による法律相談活動―公設事務所、 法律相談センター全国地図(九州分抜粋)	195
資料11:弁護士の支援による公設事務所の設立状況	196
資料12:弁護士法人の数	197
資料13:弁護士法人の規模	198
資料14:日本司法支援センター全体の機構 本部と地方事務所等について	199
資料15:日本司法支援センター(法テラス)地方事務所所在地一覧	200
資料16:平成19年10月5日(記者会見配布資料) 法テラス業務概況/統計資料集	201
資料17:法テラス宮崎1年間の情報提供・民事扶助・相談援助数と内訳	214
資料18:日南ひまわり基金法律事務所「奮闘記」(弁護士鬼頭洋行)	215
資料19:宮崎県内簡裁管轄地域別弁護士比率	217
資料20:新聞記事など(宮崎日日新聞、日弁連ニュースより)	218
あとがき	219
第60回九弁連定期大会実行委員会シンポジウム部会委員・担当者名簿	220

シンポジウム開催にあたって

シンポジウム部会長

真 早 流 踏 雄

司法改革による司法試験枠の拡大に伴って毎年2000から2500名の弁護士が生み出される弁護士大量増員時代を迎え、我が弁護士会でも新人弁護士の受け皿の確保が求められている。

この弁護士の大量増員自体に批判的意見もあるが、宮崎県弁護士会のように会内に弁護士過疎地が存在しているところでは、過疎問題を解消せずに弁護士人口の適正化を議論しても到底説得力を持ち得ない。要は、弁護士過疎や都市集中の偏在問題を解消し、かつ、新人弁護士の受け皿の確保を図ることが急務である。

また、そもそも、弁護士が住民に身近な存在となるためには、地理的なアクセス障害解消だけにとどまらず、心理的ないし経済的要因、その他のアクセス障害の実情に迫り、その解消策にも真剣に取り組まなければならない。

さて、話は変わるが、人口10万人あたりの自殺死亡率は、全国平均が23名であるのにたいし、宮崎県の場合は、31名で全国6番目に高く、しかも、えびの・小林・西諸地区の自殺率は、61名で突出しているという不名誉な報告がある（平成18年8月10日付宮崎日々新聞）。

実は、この「えびの・小林・西諸地区」は、弁護士が全くいない地域である。

これまで、宮崎県は、多重債務、破産、離婚率が、全国でも高い水準にあることがつとに指摘されており、弁護士のいない地域では、これらの問題にたいする適切な助言・支援をうけることができず、追いつめられた挙げ句、自殺という最悪の選択に至るのであることが危惧されるところである。

つまり、弁護士不在が、えびの地区等で自殺率を突出させているとしたら、このような弁護士過疎地を放置してきた我々弁護士、弁護士会にも重大な責任がある。

弁護士過疎対策のためには、日弁連のひまわり基金や最近のパイロット事業、日本司法支援センター（法テラス）の積極的な活用も重要であるし、自治体との連携も推し進める必要がある。

また、地元弁護士による過疎解消の努力も弁護士自治の観点から重要である。そのために、弁護士事務所を法人化し、新人弁護士を受け入れ、順次、弁護士過疎地に支部を出し、弁護士が支部に常駐することも、新人弁護士の受け皿作りと同時に弁護士過疎対策を進める上で試みる価値があると考えている。

弁護士過疎解消問題も弁護士大量増員問題も我々会員1人々々がある程度の痛みを甘受し、それぞれの英知を傾けて解決に当たるしかないことのように思われる。

九弁連定期大会のシンポジウムでこのようなことが大いに議論されることを期待して挨拶の言葉としたい。

PROGRAM

日程 2007年10月26日(金)

時間 9:00～12:00(開場 8:30)

司会 定期大会実行委員会シンポジウム部会 委員 三島里都子
同 新井 貴博

1 開会の挨拶

宮崎県弁護士会会長 日野 直彦

2 歓迎の挨拶

宮崎県知事 東国原 英夫

3 アンケート分析結果報告

定期大会実行委員会シンポジウム部会 委員 永友 郁子
同 洲崎 達也

4 過疎地体験レポート報告

定期大会実行委員会シンポジウム部会 委員 谷口 渉

5 基調報告 「住民に身近な司法を目指して」

定期大会実行委員会シンポジウム部会 委員 西田 隆二

(休憩 10分間)

6 パネルディスカッション

*パネリスト

齋藤 義典(法テラス宮崎局長)
隈部 智代(消費生活アドバイザー)
満尾 昭彦(宮崎県小林保健所健康づくり課課長)
幸田 雅弘(弁護士 元日弁連公設事務所法律相談委員会委員長)
五嶋 俊信(弁護士 日向入郷地区ひまわり基金法律事務所所長)
谷口 渉(弁護士 定期大会実行委員会シンポジウム部会
過疎地体験レポート班代表)

*コーディネーター

松田 公利(定期大会実行委員会シンポジウム部会 委員)

7 閉会の挨拶

定期大会実行委員会シンポジウム部会 部会長 真早流 踏雄

パネリスト・コーディネーター 紹介

齋藤 義典 (さいとう よしのり)

日本司法支援センター宮崎地方事務所 事務局長

昭和36年生まれの46歳

出身地：佐土原町（現在は宮崎市）

経歴：昭和55年4月 相模原簡易裁判所に裁判所事務官として入所し、
横浜地裁本庁勤務を経て昭和63年に宮崎地裁管内に異動
平成7年4月 裁判所書記官に任官
書記官経験：本庁民事1部、本庁民事執行の配当係、
延岡支部刑事係、家裁延岡支部
事務局経験：本庁会計課用度係長
平成18年9月 日向簡易裁判所の庶務課長（平成16年4月～）を経て
日本司法支援センター宮崎地方事務所事務局長として出向中

隈部 智代 (くまべ ともよ)

消費生活アドバイザー

昭和43年 同志社大学文学部英文学科 卒業
昭和59年 通産大臣認定 消費生活アドバイザー 資格取得
昭和63年 (株) 橋百貨店へ契約社員として入社（平成17年 退社）
平成2年～ 宮崎県 金融広報アドバイザー
平成5年～ 宮崎県 環境保全アドバイザー
平成9年 環境庁 環境カウンセラー 登録（第1期）
平成12年～ 宮崎県農政水産部試験研究評価検討委員会 委員
平成13年～ 宮崎県農業・農村総合対策検討委員会 委員
平成14年 日本ファイナンシャルプランナーズ協会認定 ファイナンシャルプランナー資格取得
2級 ファイナンシャルプランニング 技能士 認定
平成14年～ 宮崎市個人情報保護審査会委員
平成15年～ 宮崎県建設工事紛争審査会委員
平成17年～ 宮崎県地域づくり顕彰選考委員会 委員
平成17年～ 宮崎県入札・契約監視委員会 委員
平成18年 エコアクション21審査人認定
平成18年～ 法テラス宮崎 窓口対応職員
《表彰》
平成13年10月 金融知識普及功績者金融庁長官・日銀総裁表彰
《資格》
消費生活アドバイザー（経済・産業省 認定）
環境カウンセラー（環境省 認定）
ファイナンシャルプランナー（日本ファイナンシャルプランナーズ協会 認定）
エコアクション21審査人

満尾 昭彦（みつお あきひこ）

小林保健所 健康づくり課長

立命館大学 法学部卒

昭和55年4月、宮崎県庁入庁

平成17年度より小林保健所勤務、国・県の自殺対策を担当

西諸地域では、小林保健所を事務局とする西諸地域自殺対策協議会を中心に、平成18年度から本格的に自殺対策に取り組んでいる。その対策の特徴は、①自殺対策の理念を具体化し事業に反映させていること、②うつ等の精神保健対策のみでは自殺を防ぐことは困難であり、地域社会全体のちからによる協働があつて初めて、自殺率の減少は可能であると明確化していること、③既存の事業のベクトルを変えることによって事業を推進していること、などがあげられる。

また、県のモデル事業等の終了後を見据えた対策についても検討しているなど、全国的にもユニークな取組を展開している。

なお、自殺対策の実施とは「誰もが安心して暮らせる社会」の推進と同義であり、その実現のためには「こころの医師」である保健・医療担当者と「社会生活上の医師」である弁護士等の司法関係者との連携が不可欠であることを、シンポジウムの席をおかりして訴えていきたい。

幸田 雅弘（こうだ まさひろ）

弁護士

《1 経歴》

昭和27年10月生まれ、京都大学法学部卒

昭和56年11月、司法試験合格

昭和59年4月、弁護士登録

《2 弁護士会活動》

日弁連公設事務所・法律相談センターの委員長（平成15~16年）

第22回司法シンポジウム（平成17年6月福岡市内開催）日弁連委員

福岡県弁護士会、平成5年度業務事務局長

福岡県弁護士会、平成19年度法律相談センター運営委員会委員長。

《3 主な研究活動》

福岡建築・環境問題研究会（代表幹事）

福岡・住環境を守る会（代表委員）

九州欠陥建築連絡協議会（代表幹事）

九州廃棄物問題研究会

《4 主な投稿》

自由と正義平成14年4月号「動き出した公設事務所」

建築ジャーナル平成19年3月号・6月号「設計管理SOS」

建築ジャーナル平成19年5月号「姉歯だけではない耐震偽装問題」

消費者法ニュースNo.73、「設計者・施工業者の安全責任について最高裁初判断」

《5 その他の活動》

福岡県住宅マスタープラン検討委員会（平成13～14年度）

福岡県建築紛争審査会（会長・平成13～16年度）

五嶋 俊信（ごとう としのぶ）

弁 護 士

1994年中央大学法学部卒業

1997年中央大学大学院法学研究科終了

2002年司法試験合格

2004年10月東京弁護士会に登録。子どもの権利委員会，犯罪被害者支援委員会等に所属。将来は公設事務所へ赴任することを前提に都市型公設事務所において勤務し，少年事件等に力をいれて活動する。

2006年7月宮崎県弁護士会に登録換えし，同年8月1日より「日向入郷地区ひまわり基金法律事務所」を開設した。

谷口 渉（たにぐち わたる）

弁 護 士

昭和47年生まれ。宮崎市出身。

H16年に宮崎市で谷口綜合法律事務所を開設。

民事、家事、刑事その他幅広い分野の事件を扱う、いわゆる「マチ弁」。

松田 公利（まつだ きみとし）

弁 護 士

（略歴）

1956年5月30日 宮崎県南那珂郡北郷町にて出生

1975年3月 宮崎県立日南高等学校卒業

1979年 3月 熊本大学法文学部法学科（現法学部）卒業

1983年 司法試験合格

1986年4月 弁護士登録（宮崎県弁護士会）

1989年4月 松田共同法律事務所開設

2005年4月1日 弁護士法人松田共同法律事務所設立

《役職・所属団体》

日弁連関係

日弁連公設事務所・法律相談事業に関する委員会委員

日南公設事務所支援委員会委員長

日向入郷地区公設事務所支援委員会委員長

九弁連関係

九弁連国際委員会委員

宮崎県弁護士会関係

消費者問題に関する委員会委員
法律相談センター運営委員会法律相談部会部会長
研修委員会委員
監査委員

《その他の団体》

先物取引被害全国研究会宮崎地区幹事
日栄・商工ファンド対策全国弁護団団員
全国クレジット・サラ金問題対策協議会会員
宮崎県中小企業家同友会会員
N P O 法人 ホームホスピス宮崎理事
社会福祉法人石井記念友愛社評議員

《担当事件》

会社事件、不動産にからむ民事一般、医療過誤事件、交通事故、
相続・離婚、クレジットや消費者破産の消費者関係事件、先物取引被害事件等

《集団事件》

トンネルじん肺根絶訴訟弁護団
アイディック節電器被害対策宮崎弁護団

第一 基調報告

基 調 報 告

西 田 隆 二
兒 玉 博 信

はじめに ～ 本シンポジウムの位置付け

1 これまでの到達点の確認

1996年5月24日、日弁連定期総会において、「弁護士過疎地域における法律相談体制の確立に関する宣言」（「名古屋宣言」・資料1）が決議された。その後、弁護士過疎の解消のため、全国各地に法律相談センターやひまわり基金公設事務所を設置するなどの努力がなされてきた。

これまでの到達点は、本年6月22日開催された第22回日弁連司法シンポジウムで分析されており、本シンポジウムはその到達点に立つものである。この間の成果は全国の会員の懸命な努力に支えられたものであり、誇るべき実績である。司法改革の基本的な方向性、枠組みは明らかになっている。

2 本シンポジウムの問題意識

しかし、そのような実績を上げつつも、いまだゼロワン地域の解消には至っておらず（「ゼロワン」地域32カ所のうち13カ所は九州にある）また、数字的には改善されてきたかにみえる地域でも、地域住民にとって司法へのアクセスが容易になっているとは到底言えない現実がある。

ここで、注目すべき数字がある。12%。後に詳述するが、弁護士不在の自治体の法律相談に来られた方々の法テラスの認知度である。法テラスの具体的業務内容についての認知度まで掘り下げるとさらに低くなるがこの間の調査結果に現れている。

枠組みはできたものの、実際に浸透させる作業はこれからなのである。

3 本シンポジウムでの議論の方向性

そこで、当実行委員会は、過疎地域を多く抱える九州において、司法サービスが行き渡るためにどのような方策が必要なのか、障壁になっているものは何か、という問題意識のもと、以下の検討を行った。

①弁護士不在地域に直接出向き、行政の相談窓口担当者、地域の相談員の方々と意見交換をする中で、これらの地域で、法的紛争がどのように解決されているのか、あるいは結果として放置されているのかにつき実態を調査した。また、住民とも直接懇談する機会をもち、その生の声を聞く中で、特に法律

相談に至るまでの心理的障壁を知る機会を得た。

②また、上記と同じ問題意識のもと、九州各県の会員、行政機関、一般市民等を対象として詳細なアンケートをとり、司法過疎がなかなか埋まらない現実の中で、どのような糸口があるのか、検討する機会を得た。

本日のシンポジウムは、このような調査、検討結果の成果を踏まえつつ、現在、司法過疎問題に直面しながら日常業務に携わっておられるパネリストを迎えて、各々の日常の問題意識を交流しつつ、いわば「各論」の議論をしたいと考えている。

総合法律支援法がいう「あまねく司法サービスを享受できる社会」をどう実現していくのか、どこから手をつけて行くべきか、具体的かつ実践的な議論をしたい。

4 基調報告の構成

以下、前半部分で、司法改革の議論の背景となる司法をとりまく現状の分析を行い（「第1」）、その上で、これまでの日弁連を中心とした諸施策がどこまで前進しているのかを確認した上で（「第2」）、これに続けて、「地方」の視点で、さらに法的サービスを行き届かせるためにどのような取り組みが必要なのかにつき、実際の調査結果にもとづき問題提起をしたい（「第3」、「第4」）。

第1 司法アクセスの議論・検討の前提となる客観状況

1 客観的な法曹人口の不足（2005年度・法曹1人当たりの人口）

～「主要外国の弁護士・裁判官・検察官の比較」資料2～

（日本）

弁護士 5792人 裁判官 3万8239人 検察官 5万1308人

（アメリカ）

弁護士 289人 裁判官 9388人 検察官 8558人

（フランス）

弁護士 1402人 裁判官 1万0782人 検察官 2万9474人

2 日本における偏在問題

（1）弁護士1人あたりの人口

上述のとおり、日本における弁護士1人当たりの人口は5792人であり、国際的に見ても弁護士数は明らかに不足している。

これをさらに都道府県別に見たとき（「弁護士1人あたりの人口比較」・資料3）、最も少ない（足りている）のは東京で1175人であり、次に少ないのが大阪で2962人である。他方で、最も多い（足りない）のは青森で3万1175人となっており、10位の山形県まで弁護士1人当たり2万人を上回っている。

九州で見ると、福岡が7458人、沖縄が7239人と1万人以下となっているが、その他は、熊本が1万2972人（全国33位）、大分が1万4938人（同28位）、長崎が1万8037人（同18位）、佐賀が1万8042人（同17位）、宮崎が1万8597人（同15位）、鹿児島が1万8649人（同14位）となっており、そもそも弁護士の絶対数が不足しているのである。

（2）「弁護士不足ランキング」

さらに、弁護士不足の度合いを地方毎に具体的に見たときどうか。第2東京弁護士会では、人口ベースだけでなく、事件数をベースに加えて、各地裁本庁・支部の弁護士の不足率を算出した（「都道府県別 弁護士不足ランキング」・資料4）。

これによると、全国253ある本庁、支部の中で、全国の50位以内にランクされたのは次の16カ所である。

鹿児島	加治木	1位
福岡	柳川	10位
鹿児島	知覧	11位
熊本	山鹿	12位
福岡	八女	14位
鹿児島	鹿屋	16位
宮崎	日南	29位
大分	杵築	34位
熊本	玉名	37位
大分	佐伯	38位
長崎	五島	46位
長崎	島原	47位
鹿児島	川内	49位

他にも、熊本・天草支部53位、熊本・阿蘇支部57位、宮崎・都城支部59位、福岡・行橋支部61位、長崎・平戸支部64位、大分・竹田支部64位、宮崎・延岡支部68位と続いている。

なお、上記検討にあたっては、本庁や他の地域からのアクセス可能性は考慮されていないので、交通事情等を判別要素に加えると、さらにランキング

が上がる地域が多いものと思われる。

(3) 弁護士ゼロワン地域

上記弁護士不足地域の中の多くは、裁判所地裁支部がありながら弁護士がゼロもしくは1人しかいない地域であることが注目される。即ち、2007年4月20日現在、地裁支部がありながら弁護士が1人もいない地域は、全国に3カ所（奈良・五條、大津・長浜、大分・杵築）あり、また、弁護士が1人の地域は、全国に29カ所ある。

これら「ゼロワン」地域（32カ所）のうち、実に13カ所が九州にあり、当然ながら、弁護士不足ランキングの上位を占めるのである。

(4) 地方都市（地裁支部管内）での弁護士不足

ア 不足しているのは「ゼロワン」地域だけではない。弁護士不足ランキングを見たとき、4,5名以上の弁護士がいながらなお弁護士不足が深刻な支部がある。これらの支部はもともと地方の中核的な都市にあり対象とする人口が多く、これに比例して事件も多いからである。さらに、この統計に表れない要素、例えば、本庁からの距離（フォローの可能性と関連）、支部所属会員の年齢構成（近時の新入会員の有無）、刑事事件の割合、法テラスとの契約締結弁護士数等を考慮すると、4,5名程度弁護士が存在する地域でも深刻な弁護士不足が見られる。

以下、刑事事件をもとに検討する。

イ 2009年に向けた国選弁護態勢

（ア）2009年には、裁判員裁判が実施される（想定件数全国約3000件）とともに、被疑者国選弁護事件の対象が「長期3年を超える懲役もしくは禁錮に該する事件」（第2段階）に拡大される。この第2段階で想定される対象事件数について、2004年の刑法犯の勾留件数に、必要的弁護事件の割合（82.4%）を乗じ、必要的弁護事件の国選率（76.1%）を乗ずる形で試算してみたところ、全国で9万4710件、九州では1万0817件となる。なお、この数字には、特別法犯並びに控訴審の事件数が考慮されておらず、また、上記のとおり、3つの推計が介在しているので、あくまで目安に過ぎないが、大まかな見通しを論ずる上では有意な数字である（資料5）。この想定件数に対して、2007年5月27日現在の法テラス契約弁護士数及びスタッフ弁護士数をもとに、仮にこのままの数字で、契約弁護士が年間10件、スタッフ弁護士が50件の事件を対応とした場合に、対応不可能となる数字を試算してみた。なお、被疑者段階からの対応が求められることから、被疑者国選契約弁護士数を元に計算した。また、単位会によっては、

本庁から支部への応援が可能として、各支部毎に被疑者国選契約弁護士数に応援可能弁護士を加えており、熊本県と大分県では、これにより全て対応可能とされている。

(イ) 上記試算によれば、以下のとおり、対応不可能な数字が生じる。

福岡 小倉支部 (412件) 久留米・柳川・八女支部合わせて (161件)

佐賀 本 庁 (188件) 武雄支部 (57件) 唐津支部 (62件)

長崎 本 庁 (95件) 佐世保支部 (91件) 五 島 (19件)

宮崎 本 庁 (59件) 延岡支部 (133件) 都城支部 (69件)

鹿児島 本 庁 (125件) 名瀬支部 (24件)

沖縄 本庁・沖縄・名護合わせて (807件) 平良 (50件)、石垣 (43件)

(ウ) 現在の感覚で、平均して1人年間10件の起訴前弁護を受任するという想定自体が相当の負担感がある。加えて、今のままでは、佐世保支部、武雄支部、唐津支部、延岡、都城支部等では、さらに契約弁護士1人当たり10件以上の負担をしなければならないことになるのであって、支部での不足は深刻である。

(5) 新人弁護士の都市部集中指向

ア 司法試験の合格者数は増加しているが、地方に登録する弁護士数は増加の度合いが鈍い。2006年10月に登録した1144人のうち、東京三会の登録者数は579人、大阪は128人であり、両者が全体に占める割合は61.8%である。一方、山梨県、鳥取県、函館、釧路の各弁護士会での登録はいなかった(「59期司法修習生の弁護士会別登録者数」・資料6)。

イ 九州においても、2006年10月に登録した66人のうち、福岡に34人が登録しており、九州の中でも集中傾向は否めない。

但し、増加率で見た場合、これまで弁護士不足が続いていた宮崎、佐賀等の小規模単位会での増加傾向があり、徐々にではあるが、偏在解消の傾向が見え始めている。しかし、一方で、特に地裁支部管内での新規登録は相変わらず進んでおらず(「全国本庁・支部別弁護士人口の推移」(抜粋)資料7)、前述した2009年度からの被疑者国選対応の不足数を見たとき、地裁支部会員の負担は尋常ではなく、弁護士不足は深刻である。

3 裁判所の「偏在」

裁判官数(判事・判事補合わせて)につき、平成12年度と平成18年度を比較すると、福岡地裁本庁で裁判官数(判事・判事補)がプラス6名、小

倉支部がプラス4名、久留米支部で3名、長崎地裁本庁で4名、大分地裁本庁で3名、熊本地裁本庁で3名、那覇地裁本庁で2名等の増加があるが、鹿児島地裁本庁では1名増に止まり、逆に宮崎地裁本庁では1名減となっている。また、大半の地裁支部は現状維持となっている（「福岡高裁管内地方裁判所の裁判官・職員数」・資料8）。

他方で、弁護士数を見るとどうか。同じ平成12年度と同18年度の弁護士数を本庁だけ比較してみても、福岡が409名、佐賀が11名、長崎が17名、熊本が17名、熊本が30名、鹿児島が12名、宮崎が12名、沖縄が4名の増加となっており、裁判官の増加数と比較したとき極めてアンバランスな結果となっている。

事件数を見たとき、地裁民事事件はやや減少傾向にあるものの、刑事事件や破産事件等が大幅に増加している中で、また弁護士数が激増している中で、裁判所の人員増の鈍さは看過できない。

第2 「名古屋宣言」以降の到達点

- 1 1996年5月24日、日弁連定期総会において、「弁護士過疎地域における法律相談体制の確立に関する宣言」（「名古屋宣言」・資料1）が決議された。その後、弁護士過疎の解消のため、全国各地に法律相談センターやひまわり基金公設事務所を設置するなどの努力がなされてきた。

この間の到達点の詳細は、本年6月22日、福岡市で開催された第22回司法シンポジウム報告書に譲るが、本シンポジウムでも、まずはその到達点を踏まえた上で議論・検討する必要があることは当然である。以下、要点を整理する。

2 ゼロワン地域の解消

（1）「名古屋宣言」時に全国に78カ所存在したゼロワン地域は、2007年6月現在32カ所に減少した（「弁護士ゼロワン地域について」・資料9）。かかる功績は以下のような日弁連の司法過疎解消への積極的な取り組みに起因する。

（2）ひまわり基金公設事務所の拡充

1999年9月、東京弁護士会の司法改革支援金1億円および日弁連創立50周年記念事業特別基金からの繰入金等を財源とし、日弁連ひまわり基金が設置された。

2000年6月島根県に石見ひまわり基金法律事務所が開設して以降、2007年3月末までに77カ所（うち九州に16カ所）のひまわり公設事務所が開設された（「単位弁護士会による法律相談活動」・資料10）。

これにより、ゼロワン地域解消に必要な法律事務所数は大幅に削減された。また、ひまわり基金の公設事務所として稼働していた事務所の内、10を超える定着型の法律事務所が出現している。

任期付で司法過疎地域にて赴任してきた弁護士が任期終了後も継続して、地域住民の権利擁護に資する事は、地元住民にとって最も望ましい結果であり、ひまわり基金公設事務所から出発して、赴任先に定着していく弁護士が増加傾向にあることは、司法過疎問題解消を至上命題としている日弁連ひまわり基金の試みが着実に成果を上げている事を示すものである。

3 弁護士主催の法律相談、法律相談センターの普及

①全国の各单位会での法律相談は無料有料含めて充実しており、土曜日も実施したり、夜間法律相談を実施している所もある。

また、経済的困窮者でも気軽に相談に乗る事ができるよう、多くの弁護士会が無料法律相談を実施している。

さらに、弁護士会が社会福祉協議会等の公的団体と連携し、弁護士会の所在地である本庁以外の各地域にて法律相談を実施するなど、司法過疎を可能な限り解消しようという意気込みが感じられる。

②法律相談センターの普及

法律相談センターは上記ひまわり基金の設置を受け、それまでの日弁連法律相談センターは「日弁連公設事務所・法律相談センター」に名称変更しながら活動を継続してきており、2006年9月現在法律相談センターは全国で300箇所設置された（うち九州で56カ所・「単位弁護士会による法律相談活動」・資料10）。

4 広報活動の発展

各地の弁護士会においては、司法サービスを広く各地域に拡充することを願い、様々な広報活動を展開している。

印象的なものとして、九州においては、福岡県弁護士会が多重債務問題解決のための無料法律相談をアピールするために作製したテレビCMによる大々的告知がある。

5 経済的支援による司法過疎対策

弁護士過疎解消の対策の一つとして、「司法過疎地域での開業は採算がとれないのでは」「司法過疎地域での独立開業を検討しているが、資金面に不安がある」といった事情から司法過疎地域での弁護士業務を逡巡する弁護士のために、日弁連業務総合推進センターが提案した弁護士過疎解消のための経済的支援策を実施するにあたり、まずは、当該制度の本格的実施に先立ち、パイロット事業として、理事会の承認を経て以下の施策が実施されることになった。

(1) 拠点事務所(偏在対応弁護士の養成を主な目的とする)開設資金補助(上限1500万円の給付)、(2)養成事務所拡張支援(上限200万円の貸付)、(3)養成事務所養成費用支援(100万円の給付)、(4)偏在対応弁護士赴任準備支援(100万円の貸付)ー通常の勤務弁護士は対象とならない、(5)独立開業支援(経験者型)(上限350万円の貸付)、(6)独立開業支援(即独型)(上限350万円の貸付)、ただし(6)は弁護士会・弁連による技術的支援が条件となる。

かかる事業の推進により、司法過疎地域の解消が促進される。

6 総合法律支援法にもとづく法テラス開業・4号対応地域事務所の開業と実績

(1) 概要

2006年10月1日、総合法律支援法に基づき日本司法支援センター(法テラス)が独立行政法人の形態で業務を開始した。

法テラスの業務内容は、①紛争解決に役立つ法制度や関係機関への情報提供②資力の乏しい人に対する費用立替③国選弁護人の確保④司法過疎対策⑤犯罪被害者支援である。

この④の司法過疎対策であるが、その一環として、全国各地の弁護士需要がありながら弁護士不在ないしそれに準ずる地域を選定し、当該地域に日本司法支援センターのスタッフ弁護士が常駐する事務所(4号対応地域事務所)が設置され、その数、2007年6月現在22カ所にのぼる。

かかるスタッフ弁護士が司法過疎地域に派遣され常駐し執務を行う事で住民の司法アクセス解消に資する事となる。

(2) 宮崎での実情

ア 業務開始後の処理件数

(ア) 法テラス開業後1年が経過した現在(2006年10月1日～

2007年9月末)、代理援助開始決定件数は869件となっている(後出法テラス宮崎事務局長報告参照)。開業前の同時期(2005年10月1日～2006年9月末・448件)と比較すると、ほぼ倍増であり、法テラス開業の効果は大きいと言える。

(イ) なお、法テラス開業後同時期の相談援助の件数が合計1577件にのぼっており、1年目であることを考えると、相談窓口として大きな可能性を秘めているといえる。

イ 残された課題

他方で、各自治体で行われる法律相談会の相談者ですら、法テラスの存在を知らないと答えた人が75%にもものぼった(後述アンケート結果参照)。また、実体験レポート班(実際に宮崎県内の地域を訪問)が地元の生活相談等担当者との交流会をもった際にも、法テラスの存在を知らないと答えた人が圧倒的な多数であった(実体験レポート班が実施したアンケートでは知らない人が90%近くに達した)。

7 新たな可能性

(1) 公務員と「ひまわり」が連携した多重債務の解決

司法過疎地域と呼ばれる地域においては、いわゆる構造不況のあおり等を受け、多重債務に陥る人々が少なからず存在する。司法過疎地域においては、多重債務問題の解決方法が周知されていない事や他人に相談するのが恥ずかしいといった心理的障壁から一人で悩み、結果、生活苦から税金の滞納、果ては自殺といった悲惨な結果を生み出す事態も生じている。

住民の直接の窓口となっている各地域の行政機関も手をこまねいて見ている訳ではない。

特に、鹿児島県奄美市や岩手県宮古市等では弁護士と行政機関が連携して、多重債務問題の解消に多大な貢献をしていることが報告されている。

昨今話題となっている過払金返還請求がその最たる成功例であるが、両市とも当該地域にあるひまわり基金法律事務所と連携して、年間数億円もの過払金を回収し、地域住民の経済力を復活させ、生活苦からの脱出をサポートしている。

かかる連携により、住民は、絶望の淵から脱出して人生の再出発を図ることができ、他方、行政機関は税金の回収と共に、住民の経済活動を活性化させる事ができ、弁護士は地域住民を困窮から救済し、人権擁護という弁護士

の職責をまっとうできるという意味で、関係者全てに意義ある結果をもたらしている。

(2) 新たな弁護士業務の可能性

ア 企業活動と弁護士の関係

弁護士は、従来企業その他事業者の法律問題について顧問弁護士としてまた個別の案件を通じて関与してきた。

そして、近時の企業法改正によって注目されるところでは、企業に対するコンプライアンス体制構築の支援、企業の内部統制システムを中心としたコーポレート・ガバナンス体制の検証サービスの提供が、弁護士のなし得る職務として挙げられる。

また、企業の社会的責任（C S R）の成熟度について、その体制の構築を支援する活動と共に、これらの活動を通じて弁護士が企業の経済活動に深く関与する事ができる。

イ 中小企業の事業活動と弁護士

従前は、個別の案件を通じて中小企業の事業者と弁護士の関与はあったものの、弁護士会を通じて組織的・継続的に中小事業者と連携を図ることはなかった。

しかし、事業承継や、事業再生、商工会議所とのネットワーク化が日弁連会長と中小企業庁長官との会談で今後の取り組み課題とされる等、弁護士が中小企業の活動に深く関与する機会は拡充されるものと思われる。

ウ 組織内弁護士の活動領域の拡大

企業体、自治体、行政機関等の組織において、組織の職員・役員として組織内に常駐し、組織の日常の業務実態を把握し、組織内の関連部署と連携を取ることは、当該組織のコンプライアンスを強化しながら組織の正当な権利利益を確保できる。

近時、緩やかな流れではあるが、大企業においては、積極的に法務担当者としての弁護士を雇用する、あるいは、行政機関においても、法的専門知識が不可欠な職種において任期付公務員として、弁護士資格を有する者を募集するなどの傾向が見られる。

エ これらの弁護士業務の新たな職域の可能性は、いずれも未だ端緒の段階

であるが、こうした流れが中小企業が大部分を占める地方にも拡充される事で、司法過疎地域における弁護士過疎の解消につながる可能性をもっている。

第3 アクセス障害解消のための検討の視点

1 深刻なアクセス障害の生の実態を把握すること

(1) 弁護士不在地域の実情

ア 弁護士不在の現状

上述したとおり、「ゼロワン」地域（32カ所）のうち、実に13カ所が九州にある。

宮崎県で見ただけでも、30市町村のうち25の自治体が弁護士不在であり、そのうち簡易裁判所所在地で2カ所が弁護士不在である。

イ 法律相談へのアクセス

宮崎市以外の周辺市町村の多くは社会福祉協議会等での法律相談を月1回程度実施しているが、遠距離のため年数回しか法律相談を実施できない町村も残っている。

また、法テラスの無料法律相談は、常設は宮崎市内にしかなく（これも週3回）、周辺市町村の住民がこれに参加することは地理的に困難であり（椎葉村の場合片道3時間30分を要する）、現実の利用は困難である。

ウ 意見交換会及びアンケート結果から見てきたもの

後に詳述するが、当実行委員会では、弁護士不在地域の実情を調査するため、地裁本庁や支部から距離のある自治体を訪問し、行政の相談窓口並びに相談担当者らとの意見交換を行った。また、自治体の社会福祉協議会や相談者らから、司法アクセスに関するアンケートを実施した。以下、特徴的な発言・回答を紹介した上で、見てきた現状について述べる。

(ア) 弁護士アクセスにおける深刻な心理的アクセス

① 弁護士報酬に対する不安

日常市民から法的レベルの相談を受ける方々の中から、住民の中には「弁護士に相談したらいくら金を取られるか分からない」という声が根強いとの発言が多く出された。後述のアンケート結果にも顕著に表れているが、弁護士報酬の正確な情報が不足しており、これが深刻な壁となっていることが窺えた。

②弁護士業務の不理解

また、「どういうレベルの相談なら弁護士に紹介して良いのか」という質問があった。即ち、相談員の方々の中には、一定の重大な問題でないと弁護士に相談できないのではないかという固定観念があり、「交通整理」のために気軽に悩み事を相談するという発想は出てこないようである。

③相談していること自体を知られたくないという心理的抵抗感

地方では、社会福祉協議会などに相談に行くこと自体が目につきやすく相談はしたくても相談をしている事自体を知られたくないという意識から、公的な法律相談に向かうには足が重いとの声も根強い。

④およそ他人に相談することへの抵抗

そもそも悩み事を他人に相談したくないとの意識も根強いとの声も出された。その背景には、法的解決をすることによりどれだけのメリットがあるか等について十分理解されていないことがあると思われ、弁護士会としての広報の強化が望まれる。また、権利意識、裁判所の利用等基本的な法教育の必要性も感じられた。

(イ) 相談員レベルでの情報不足

前述のとおり、法テラスを知っている人が相談員レベルでもごく僅かであり、また、「知っている」という人の中にも、「法テラスと弁護士会の相談では、扱う事件内容が違うのか」等という基本的な誤解が見られた。

また、アンケート結果によると、行政の相談窓口の担当者に対してそのための研修を実施しているか尋ねたところ、22%に止まっており、相談担当者レベルで相談内容の「交通整理」をすることが困難な状況にあると思われる。

(ウ) 現行の法律相談の限界

地域間の経済格差等もあり、仕事が厳しく、有給休暇などおよそ取れる状況ではなく、そもそも相談のために仕事を休むという発想が出てこないという意見も大きかった。仮に、弁護士が開業した場合も、相談に来る時間が取れないという層が相当数いるものと思われる。

そこで、考えられるのが、土日や夜間の法律相談であり、かつ、気軽に「交通整理」ができる電話相談である。

実行委員会では、9月18日から20日にかけて、実際に訪問したえびの市と串間市を対象に無料の夜間電話相談を実施した。決定から広報まで時間が短かったため広報が必ずしも十分ではなかったが、3日間で17件の電話相談があり、その何れもが法律相談になじむものであった。

電話相談の需要は極めて高いといえる。

(2) 地裁支部管轄内の弁護士不足

また、地方都市（地裁支部管内）で数名弁護士が在籍する地域でも、対象人口や事件数との関係で深刻な弁護士不足の状態にある。

宮崎県で見た場合も、弁護士が複数存在していても、なお弁護士1人あたりの対象人口が1万人を超える地域が、延岡市（1人当たり約2万6000人）、都城市（1人当たり約2万8000人）、日南市（1人当たり2万1700人）、と際だっており、急な相談に対応できない状況がある。

また、支部管内地域での刑事対応の困難さは上述したとおりである。

なお、支部管内市町村の場合、同地域の法テラス契約弁護士に相談することは可能であるが、同地域の弁護士数が不足しているため、早急の相談が困難な状況にある。

2 数的障害（そもそも弁護士がいない状況）をいかに解消するか

（1）ゼロワン地域対策

まずはゼロワン地域を一刻も早く解消することが急務である。そのためには、これまで、日弁連が各地方の弁護士会と連携して進めてきた「ひまわり公設事務所」が、今後も中心的な存在として維持発展されなければならない。

（2）法人支部の設置

加えて、近時、弁護士法人が地裁支部所在地に支店（従たる事務所）を出すようになってきていることが注目される。九州では、特に大分県が顕著であり、平成19年3月現在、5支部、7カ所の支店が出されている。宮崎でも、「ひまわり公設事務所」しかなかった日南支部に、平成19年8月、宮崎市内の法人事務所が支店を出して、話題になった（地元新聞に取り上げられ、ニュースになった）。

（3）新規登録者の誘導

弁護士大量増員の中で（宮崎は今年一気に9名の新規登録）、「供給の可能性」は広がっている。九州各県の近時の増加状況も既に述べたとおりであり、間違いなく、供給の可能性は広がっている。

しかし、九州の中でも新規登録が都市部に偏在する状況下にあって、どのようにして地方に誘導するのか、具体的な議論が必要である。

3 地理的障害をいかに解消するか

地理的障害がいまだに大きいことは動かし難い現実である。実行委員会で訪問した椎葉村から法テラス地方事務所のある宮崎市まで往復7時間を要することは前述した。仮に地裁支部所在地に弁護士が増えたとしても、地裁支部所在地までのアクセスが困難である地域がなお多数存在する。

この現実を前提に当面何ができるのか、具体的かつ実践的な議論をする必要がある。差しあたり、①出張法律相談の増加、②夜間電話相談、③法テラ

スの地域事務所設置等の検討が考えられる。

4 心理的障害をいかに解消するか

前述のとおり、地方では、「相談はしたくても相談をしている事自体を知られたくない」という意識が強く、また、「そもそも悩み事を他人に相談したくない」との意識も根強いとの声も強い。

心理的側面であるがゆえに対策は単純ではない。ただ、突破口はあると考える。

まずは地方で日常接している相談員の方々の理解を得ることである。相談員の方々がキーパーソンとなって、相談者の「交通整理」をして頂くことが重要である。

加えて、実体験レポート班の報告にあるように、可能な限り実際に弁護士が自治体に出向き、弁護士上の「顔が見えるようにすること」が、心理的障害を取り除く最も有効な手段だと思われる。

さらに、中長期的な観点としては、法教育、特に幼年期からの一貫した教育体制を充実させ、権利意識の醸成、解決のための法システムの理解等を図る必要がある。

5 今ある制度をいかに有効に活用するか

今回の実体験レポート並びにアンケートの結果を見たとき、衝撃だったのは、法テラスの認知度が極めて低かったことである（社会福祉協議会に相談に来ている人を対象にしても12%程度にしかない）。弁護士会の有料相談や民事の当番弁護士制度に至ってはほとんど知られていない。システムはつくったものの、誤解や情報不足等により、相談の場まで到達していないのである。現在既に存在する制度の活用がそもそもできていないのである。

この点、まずは広報不足を直視すべきである。もともと弁護士は、広報宣伝に一定の制約があったことから、「宣伝」という概念に疎い。しかし、どんなに良い制度を作っても、それが広く知られ、利用されなければ意味がない。その意味で、福岡弁護士会が取り組んでいるテレビコマーシャル等は、今後の弁護士会の在り方を示しているといえる。

但し、広報不足があったことは事実だが、それにとどまらないシステム上の問題があったことも指摘される。即ち、今回の実態調査を通じて実感したのは、①相談者とのパイプ役になられる相談員の方々（キーパーソン）を意識した情報提供が不足していたこと、②相談員の方々が気軽に弁護士に相談できる体制がないこと等の背景事情から、法テラスや弁護士会の有料相談・当番弁護士等への「つなぎ」ができていなかったのではないかと。

ここでも、具体的かつ実践的な議論が必要である。

第4 アクセス障害解消のために具体的な実践を

はじめに

以上の検討を前提に、当実行委員会として、さしあたり実践可能と思われる「具体案」を提案したい。勿論、各会・各地域の実情に応じて検討されるものであるが、何れにしろ、枠組・制度の議論から各論の議論（今何をすべきか、何ができるか）にシフトすべき時期に来ていると考える。

1 法律相談体制の充実、有効化

（1）行政相談窓口との連携

＜宮崎独自の「弁護士アクセスマップ」（仮称）の作成＞

法律相談員の方々との意見交換会の中で、大半の方が法テラスの業務内容を理解されていないことが分かり、「今日は法テラスについて知っただけでも良かった」との感想があったことは既に述べた。また、「法テラスと弁護士会の相談では扱う相談内容が違うのか」という質問も出るなど、制度の趣旨が理解されていないのが現実である。

そこで、住民とのつなぎ役になって頂くべき相談員の方々向けに、相談の振り分け（「交通整理」）が適切にできるように、分かりやすい情報を提供する必要がある。その際、「縦割り」でなく、弁護士会、法テラス、各種行政機関の相談窓口等様々なルートをを分かりやすく提示する必要がある。また、ある程度の基礎的事項が理解できるような手引書を作成する必要がある。このような問題意識から、実行委員会ではこの問試作品を作成し、さらに検討中である。

＜相談窓口ホットライン（仮称）＞

適切な「弁護士アクセスマップ」ができあがったとしても、相談事は千差万別であり、相談担当者が対処に困ることは多くあるだろう。そのような際に、気軽に弁護士へ相談できる「ホットライン」があったらどれだけよいか、相談員の方々の要望であった。そこで、例えば、民事当番弁護士制度とリンクさせ、相談員が困ったときは弁護士会に対してFAXで問合せをし、同日の当番が24時間以内に回答するといった制度（仮称「相談窓口ホットライン」）を実施できないだろうか。

（2）相談機会の拡充

＜夜間電話法律相談の実施＞

弁護士への相談をより身近なものにすること、電話を使うことにより匿名性が保たれること、必要があればそのまま委任もできること等、合理的かつ効率的な手段だと考える。

前述したとおり、実行委員会が実験的に実施した際にも、2市限定で、広報も充分ではなかった（地域限定のため敢えてマスコミ報道を依頼しなかった）中で、3日間で17件の電話相談があったことは象徴的である。

2 弁護士不在地域への対応

（1）登録の促進

＜「地域需要マップ」（仮称）の作成＞

日弁連が実施したアンケートによると、新規登録会員が都市部に集中する原因の主要なものの中に、地方では経済活動が活発でなく依頼が少ないのではないかという点が挙げられている。しかし、既に述べたとおり、明らかな誤解であり、特に地裁支部所属の会員は多忙を極めている。各地域の事件数、需要状況、交通アクセス等の情報を当該地域からリアルに発信していく必要がある。

（2）法律相談の拡充、行政相談窓口との連携

＜全市町村で最低月1回の法律相談の実施＞

既に多くの市町村で、弁護士会と連携した形で無料法律相談会を実施しているが、全ての市町村で最低月1回は実施できるような体制をつくる必要がある。

＜相談窓口担当者、相談員との研修会、交流会の定例化＞

住民との「つなぎ」役をしてもらえる行政窓口担当者、相談員との研修会、交流会を定期的の実施し、地方の実情・要望を細かに把握することが必要である。会員登録が急増する中、若手弁護士を中心に年1回程度の派遣は可能ではないか。

＜民事当番弁護士の活用＞

緊急の相談を希望する際の受け皿としての民事当番弁護士制度を機能させるために、弁護士会以外の相談機関に周知し、活用を進める。

以上

「弁護士過疎・弁護士アクセス障害問題」に関するアンケート報告

後藤 好成ほかアンケート班

I、意識調査の目的と方法

(概 観)

1、意識調査の目的

今回の九弁連大会のシンポジウムの中心テーマは、「住民に身近な司法をよりよく実現していく」という観点から「弁護士過疎と弁護士へのアクセス障害の解消をめざす」ということであるが、本アンケートはこのような九弁連大会シンポジウムのテーマに沿って、①弁護士、②利用者である一般住民、③自治体・公的団体の三者を対象に弁護士過疎、アクセス障害の問題点についての意識調査を実施したものである。

我々が、上記三者それぞれに対し意識調査をなす上でとくに重視した問題意識は、一般住民からの弁護士へのアクセス問題について一般住民や自治体はどのようなことを考え弁護士に特にどのようなことを求めているのか、これに対して弁護士側としてはどのような努力をなすべきなのか等といったことであった。そして、このような意識調査を通じて、弁護士過疎、アクセス障害の解消の糸口と我々の今後の努力の方向をさぐりたいというのが本調査の目的であった。

2、意識調査の方法

弁護士に対するアンケートは九弁連管内の合計8県の各弁護士会を通じて九州内の全ての弁護士を対象として行ったが、回収数は162通にとどまった。住民に対するアンケートは弁護士への相談者を主に、弁護士会、自治体等で行われる法律相談会を訪れる一般住民の方を主な対象として行った。これについては九州各県から合計554通のアンケート回答が寄せられた。

各自治体、公的団体（主には社会福祉協議会）等に対するアンケートは、九州管内の市町村合計約340の各自治体に宮崎県弁護士会から直接送付する

形で協力方を依頼したところ、このうち合計183の自治体・公的団体等から回答を得ている。

II、今回の意識調査の結果をふりかえって

1、「弁護士費用・弁護士業務・法テラスに関する情報の広報・普及」 は喫緊の課題

一般市民・相談者等を対象にした今回の意識調査で注目されるのは、弁護士費用について多くの人が不安を抱えていることが示されており、これについての情報不足や弁護士への心理的距離感（話をよく聞いてもらえるか等）が弁護士へのアクセス障害の原因としてまだまだ根強く存在していることが示されている。

このことから、弁護士費用も含めた弁護士業務に関する情報を一般の人にわかりやすく広報・普及していくかは我々にとって急がれる重要な課題といえることができる。

弁護士に対するアンケートでも、依頼者や相談者が弁護士へのアクセスにつき障害とを感じる要因にあげられているのが、「弁護士費用に対する不安」と「弁護士に対する知識不足」であり、アクセス障害解消の方策についても「弁護士についての情報の普及・広報活動」をあげる者が最も多くなっている。このように、弁護士の中でも弁護士の費用に関する者も含め弁護士についての情報の普及と積極的広報活動が求められているという意識が強い。先にみたようにこの点は一般市民・相談者に対するアンケートの回答からも同様のことがよみとれるのであり、まさにこれが共通の認識となっていることが注目される。

又、情報不足という点では法テラスの存在を知らないと答えた人が回答者の75%もあり、又、利用したことのある人は9.5%にとどまっている。知っている人にも法テラスのリーガルサービスの中で、法律相談業務（無料法律相談・相談窓口紹介）以外はあまり知られていないことが示された。

法テラスは活動開始後まだ1年足らずの時期であり、その存在がまだ一般に浸透していないのはわかるが、そうであれば一層、その法テラスの存在や業務内

容についての知識を一般に普及させる必要性を痛感させられる。

2、多くの住民は「法律相談の場と機会の拡大」を望んでいる

又、弁護士や自治体に対するリーガルサービスとして多くの人が最も望んでいるのは「弁護士による法律相談会を増加してほしい」（約45%、自治体に対するもの約35%）ということと、「日祭日と平日夜間以降の相談受付体制を設けてほしい」（あわせて40%）というものであり、多くの人が、法律相談の場と機会を現在よりもより広げることが望んでいることが示された。このような休日・夜間にリーガルサービスを受けたいという希望は、裁判所に対しても同様に「裁判所への希望するもの」の中で裁判所に休日・夜間の調停・裁判を実施してほしいと回答した人は63.5%にもものぼっている。

このような結果は、今日、一般には職業をもち平日は働いている人が多く、休暇もとりにくいこと等の事情から、休日・夜間でのリーガルサービスを求める人が多いのではないかと推察される。

3、多くの自治体が、弁護士による法律相談を評価し弁護士会との具体的連携を求めている

自治体・公的団体のアンケートでは、自治体等が主催する弁護士担当の法律相談会が役立っているとの回答が85.6%（あまり役にたっていないは0%）と高い評価を受けており、役立っている理由として、「地域内に法律事務所がなく住民が身近に直接弁護士を利用できるから」「低所得者層も気軽に利用できる」とか「専門的適切なアドバイスが得られる」「相談解決につながる」等が挙げられている点が注目される。

又、回答をした56.8%の自治体が法律相談活動について自治体等と弁護士会との連携の必要性を認めており、具体的連携の方法としては「弁護士による研修会」（30.4%）「連絡協議会等連携システムの設置」（36.8%）等を求めていることは興味深い。

このような回答からすれば、我々の方から自治体・公的団体に働きかけていく

ことによって、住民の法律相談等に関する自治体等との連絡協議会や弁護士による研修会等はかなり実現しうるのではなかろうか。

4、独自の法律相談体制の設置・充実の努力が期待される自治体

地域内に法律事務所等がない場合は、相談者希望者は身近なところとしてまず自治体の相談窓口を訪ねることが考えられるが、自治体において弁護士担当の法律相談以外にこのような法律相談に関する独自の体制（相談窓口の設置・相談担当職員の配置等）を設置していない自治体・公的団体は43.5%と半数近くを占めている。これはとくに弁護士過疎地の住民にとって駆け込める身近な相談場所が閉ざされているという点で問題であり、今後自治体等の努力が求められる点ではなかろうか。

他方、法律相談を行っている自治体においてもその担当職員に対してそのための研修まで行っているところは22%にすぎない。法律相談体制の設置・充実にむけた自治体としての努力が期待されるところである。

5、具体的努力・工夫なくしては、弁護士数の増大が当然には弁護士過疎解消には結びつかない

「弁護士数増大が弁護士過疎の解消に役立つと考えるか」といった質問に対しては、回答者の半数近くが「役立つ」と答えている一方、「（増大により）自然に解消されるとは考えない」としている。即ち、回答者の多くの弁護士が解消のためには何らかの具体的努力・工夫が必要としており、その中身としては、弁護士上の業務についての積極的アピール、情報提供、アクセス窓口の充実と連携強化、弁護士過疎地への法律事務所設置の促進が必要とするものが目立っている。

又、法テラスの活動開始による弁護士業務の変化については、それにより法律扶助事件が増えたとか法律扶助が受けやすくなったという回答が多いが、その反面、法テラスが取扱うこととなっている国選刑事事件の報酬基準や法律扶助の扶助額をもっと高くしてほしいという要望が多いのがめだっている。

一般市民、相談者アンケート分析報告

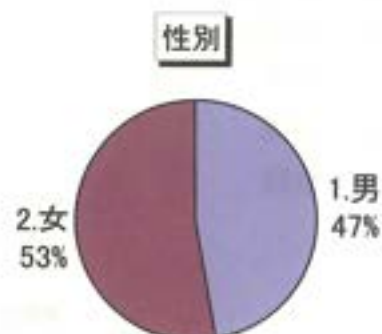
第3 集計結果と分析

1 回答者の属性等について

1-① 性別 (回答数554)

1 男 260 (46.9%)

2 女 294 (53.1%)



女性の回答者が若干多い。

1-②年齢 (回答数552)

1 20歳未満 2 (0.4%)

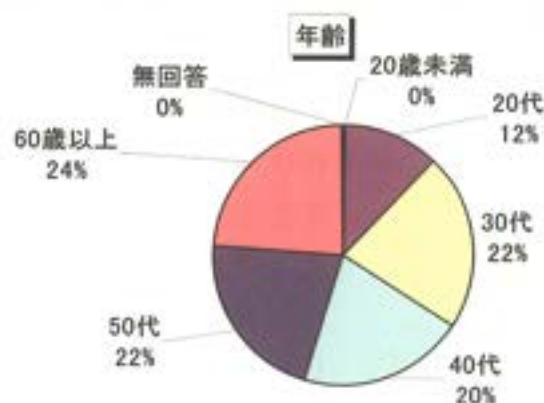
2 20歳代 65 (11.7%)

3 30歳代 123 (22.2%)

4 40歳代 111 (20.0%)

5 50歳代 120 (21.7%)

6 60歳代 131 (23.6%)

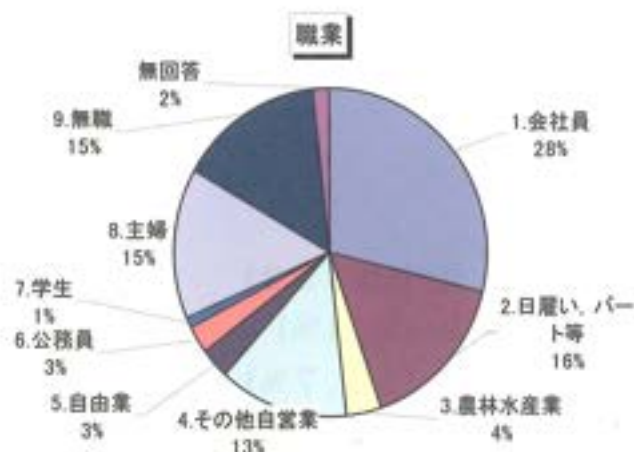


多い順に、60歳代、30歳代、50歳代、40歳代、20歳代、20歳未満となっている。30歳を境に回答数が大幅に増加している。

1-③職業

(回答数545)

1 会社員	160 (28.9%)
2 日雇い、パート・アルバイト	88 (15.9%)
3 農林水産業	20 (3.6%)
4 その他の自営業	74 (13.4%)
5 自由業	17 (3.1%)
6 公務員	15 (2.7%)
7 学生	6 (1.1%)
8 主婦	82 (14.8%)
9 無職	83 (15.0%)



主なもので多い順に、会社員、日雇い、パート・アルバイト、無職、主婦、農水産業以外の自営業であった。

収入のない主婦、無職、学生を合計すると、30.9%となる。

1-⑤相談内容

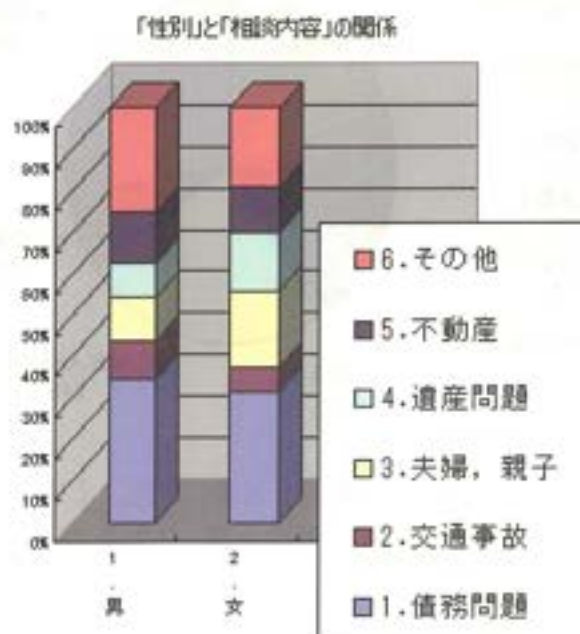
(回答数573)

1 債務問題	190 (32.8%)
2 交通事故	42 (7.3%)
3 夫婦・親子問題	84 (14.5%)
4 遺産問題	65 (11.2%)
5 不動産問題	66 (11.4%)
6 その他	126 (21.8%)

男女関係、労働問題、刑事事件、契約書について、ご近所トラブル



その他の割合も大きいですが、その他を除くと、多い順に、債務問題、夫婦・親子問題、不動産問題、遺産問題、交通事故となっている。
 債務問題だけで32.2%となっており、格段にその割合が高くなっている。
 尚、性別ごとに分析したところ、男性について多いものは、債務問題・34.4%、及び不動産・12.2%であり、女性について多いものは、債務問題・31.4%、夫婦親子問題・18.1%であり、やはり、女性について夫婦親子問題の割合が比較的多い結果となった。



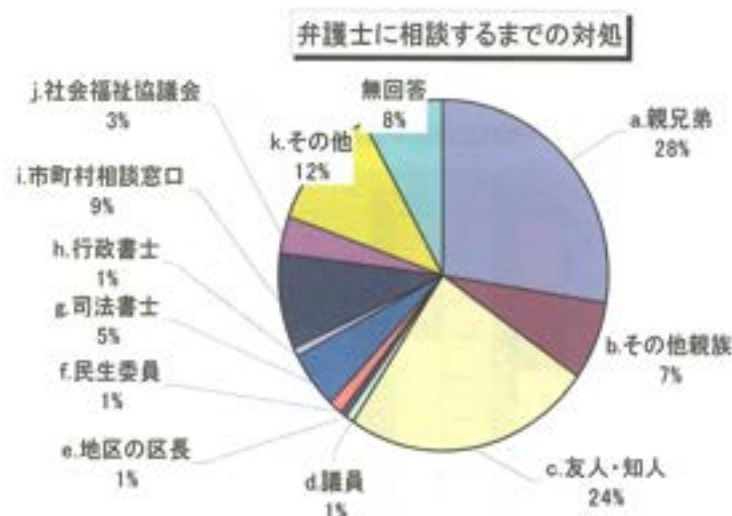
2 弁護士に相談するまでの経過について

2-①弁護士に相談するまでの対処（複数回答可）（回答数746）

ア 弁護士に相談する前に相談した人は誰ですか

a 親兄弟姉妹	222 (27.4%)
b その他の親族	60 (7.4%)
c 友人・知人	197 (24.3%)
d 議員	8 (1.0%)
e 地区の区長	5 (0.6%)
f 民生委員	11 (1.4%)
g 司法書士	43 (5.3%)
h 行政書士	7 (0.9%)
i 市町村の相談窓口	72 (8.9%)
j 社会福祉協議会	26 (3.2%)
k その他	95 (11.7%)

労働基準監督署、警察、弁護士会、裁判所、学校、インターネット悩み事相談、農業委員、法務局、子ども、会社内相談機関、労働局、お坊さん

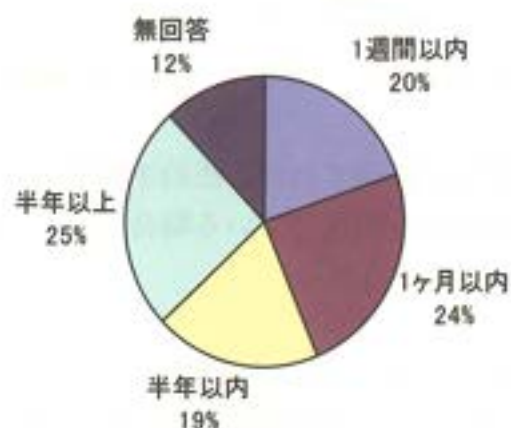


親兄弟姉妹・27.4%、友人・知人・24.3%、と身近な人に相談する回答割合が高い。次には、市町村の相談窓口・8.9%となり、市民が訪れることも多く、身近な存在であることを示している。続いて司法書士・5.3%、社会福祉協議会・3.2%となり、弁護士会と提携した無料相談を行っている社会福祉協議会の割合が低いのが意外である。情報提供が不足しているのが原因であろうか。

イ その結果どうなりましたか	(回答数396)
a 解決した	19 (3.4%)
b 解決はしなかったが我慢した	77 (13.9%)
c 解決はしなかったので別の人に相談した	18 (3.2%)
d 解決しなかったので弁護士に相談した	219 (39.5%)
e その他	63 (11.4%)

裁判を勧められた、弁護士会に相談するよう勧められた、市役所等の相談を勧められた、無料相談があることを教えられた

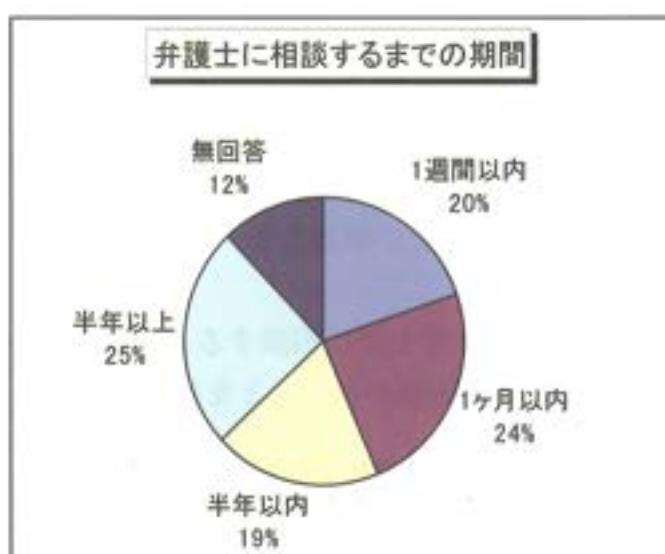
弁護士に相談するまでの期間



多いものが、解決しなかった・39.5%、解決しなかったが我慢した13.9%となっている。弁護士の法律相談申込者を調査対象としているので当然であるが、弁護士以外に相談しても解決していない。また、解決はしなかったが、我慢をした上で相談に訪れている割合が大きい。

2-②相談事由の発生からの弁護士の法律相談までの期間 (回答数488)

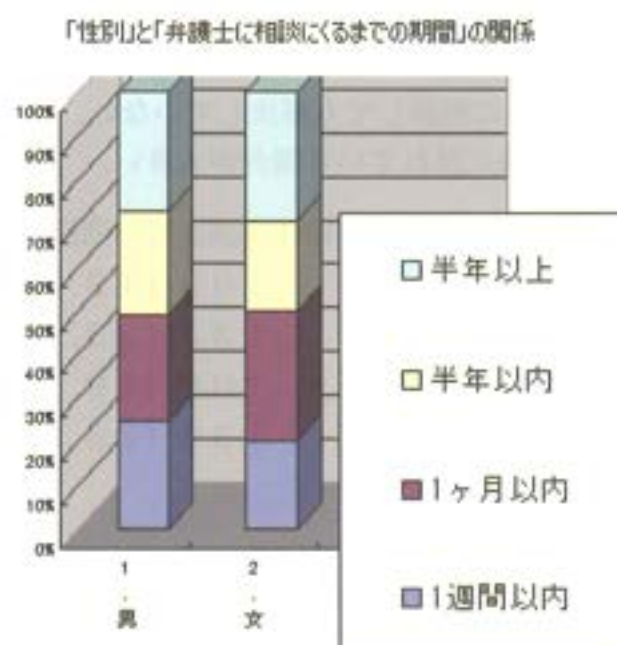
1 1週間以内	109 (19.7%)
2 1週間をこえ1ヶ月以内	132 (23.8%)
3 1ヶ月をこえ半年以内	108 (19.5%)
4 半年以上	139 (25.1%)



半年以上が25.1%であり、一番多く、次に1週間をこえ1ヶ月以内・23.8%となっている。

相談事由の発生から半年以上経過すれば、法的手段をとるべき時機を逸していたり、その事実を示す証拠等も散逸している場合もあり、弁護士へのアクセス障害が存在していることが認められる。

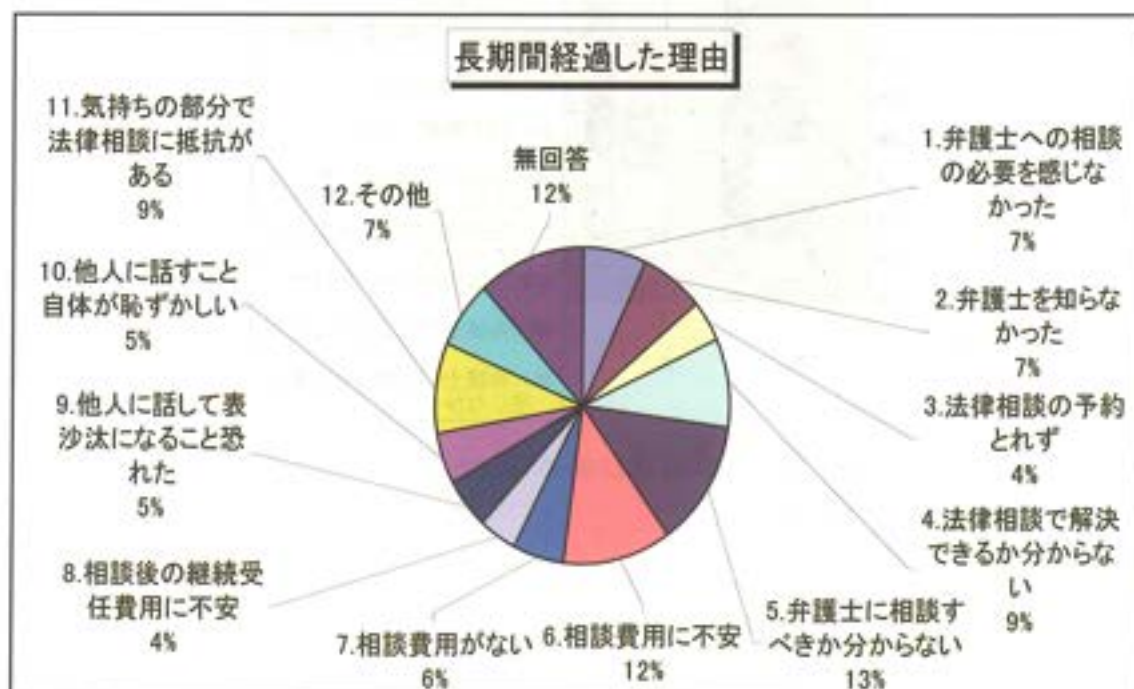
尚、性別ごとに分析したところ、1週間以内と回答したのは、男性が21.5%、女性が18.0%と、若干男性の方が多かった。



2-③長期間（1週間以上）経過した理由（複数回答可）（回答数758）

1 弁護士に相談する必要をあまり感じなかった	60 (7.0%)
2 弁護士を知らなかった	59 (6.9%)
3 予約がとれなかった	35 (4.1%)
4 解決できるか分からなかった	80 (9.3%)
5 弁護士に相談すべき内容が分からなかった	109 (12.7%)
6 相談費用が分からず不安だった	104 (12.1%)
7 相談費用がなかった	48 (5.6%)
8 相談後、継続して事件を受けてもらう費用がなかった	34 (4.0%)
9 他人に話すことによって表沙汰になることを恐れた	47 (5.5%)
10 他人に話すこと自体が恥ずかしい	45 (5.2%)
11 気持ちの部分で抵抗がある	77 (9.0%)
12 その他	60 (7.0%)

調停申立をしていたため、当事者が複数いるため相談がまとまらなかった、相手側から来ると思っていた、相手が怖くて我慢した、自分達で解決すべく行動した、

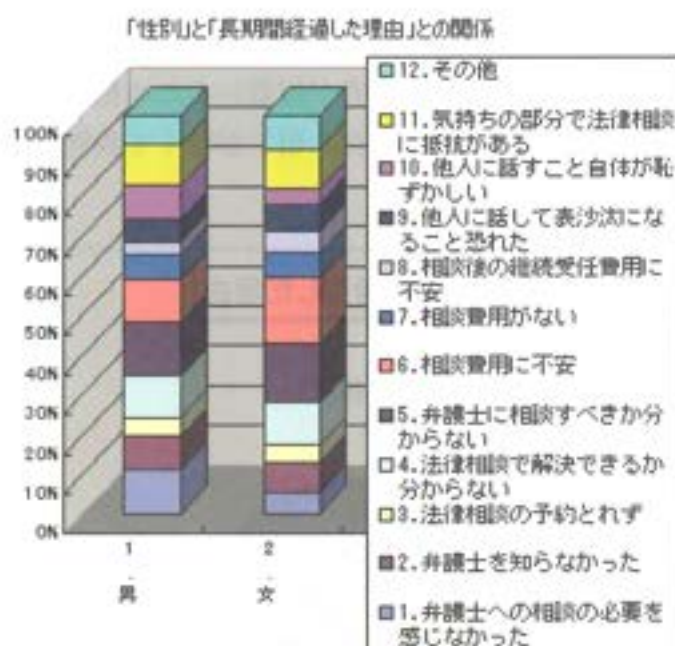


費用に関する事項を合計すると、相談費用が分からず不安だった・12.1%、相談費用がなかった・5.6%、相談後、継続して事件を受けてもらう費用がなかった・4.0%の合計21.7%となり、弁護士の費用に関する不安及び情報不足が相談までに長期間経過する大きな理由の一つとなっている。

また、相談すべき内容かどうか・12.7%、気持ちの部分で抵抗がある・9.0%と、割合が高く、心理的にも弁護士そのものに対する壁が存在している。

そもそも、弁護士自体を知らないという回答も6.9%となっており、2-①で、司法書士にまず相談をする人が5.3%存在することと比較すると、弁護士の費用だけでなく、弁護士そのものに対する情報不足も壁となっている。

尚、性別により分析したところ、上記のうち、費用に関する項目(6, 7, 8)を回答したものが、男性については17.8%に対し、女性は24.8%となった。女性は、男性と比較して収入が低い場合が多いことから、特に費用に関し悩んでいる結果となった。



2-④1 弁護士の法律相談について誰に勧められたか (回答数344)

ア 自治体、公的団体	68 (12.3%)
イ 裁判所	24 (4.3%)
ウ 知人、親戚	159 (28.7%)
エ 法テラス(司法支援センター)	36 (6.5%)
オ 弁護士会	20 (3.6%)
カ その他	37 (6.7%)

司法書士、税理士、警察、商工会

弁護士への相談の紹介者



知人、親戚が29.7%と一番多いが、これは、相談する人が知人、親戚が多いことから（2-①ア）、当然の結果である。

次に、自治体、公的団体が12.3%と多く、弁護士に関する情報提供については、自治体、公的団体との連携が重要であるといえる。

2-④2 何で調べて相談に来たか (回答数223)

ア 電話帳	70 (12.6%)
イ インターネット	55 (9.9%)
ウ その他	98 (17.7%)

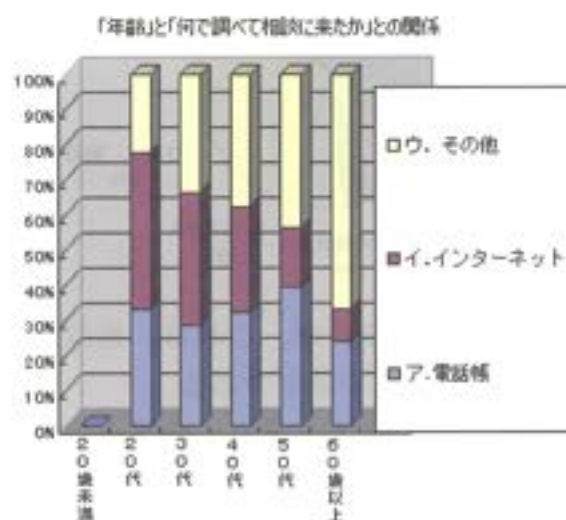
新聞、公報、弁護士会、法務局、ラジオ、チラシ、パンフレット、司法書士、裁判所

何で調べて相談に来たか



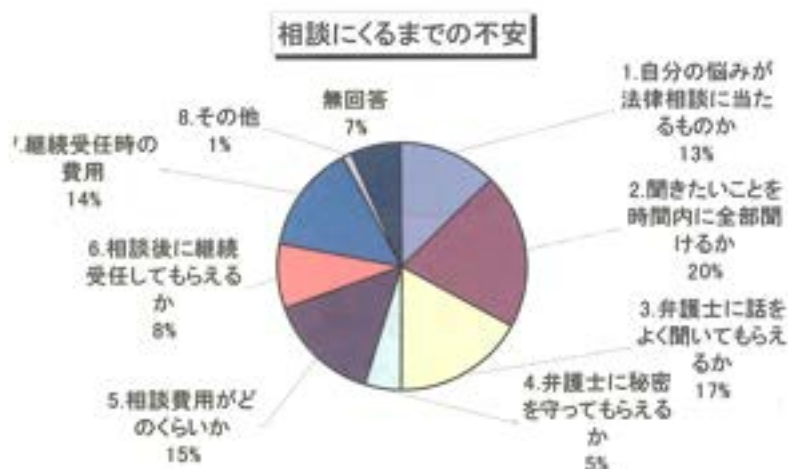
その他・17.7%、電話帳・12.6%、インターネット・9.9%と回答が集中しておらず、様々な手段で調べており、弁護士の情報提供手段に関しても、電話帳、インターネットにこだわることなく、様々な手段を検討する必要がある。

尚、年齢別に分析したところ、20代、30代、40代に関しては、電話よりもインターネットの回答が多く、50代になると、電話19名（15.8%）、インターネット・8名（6.7%）と電話の方が圧倒的に多くなっている。



2-⑤ 相談に来るまでに不安に考えたことは何ですか（複数回答可）（回答数1043）

- | | |
|----------------------------|-------------|
| 1 自分の悩みが法律相談にあたる内容であるか | 144 (12.9%) |
| 2 聞きたいことを時間内に全部聞けるか | 225 (20.2%) |
| 3 弁護士に話をよく聞いてもらえるか | 188 (16.8%) |
| 4 弁護士に秘密を守ってもらえるか | 53 (4.7%) |
| 5 相談費用がどれくらいかかるか | 166 (14.9%) |
| 6 相談だけでなく、継続して受けてもらえるか | 92 (8.2%) |
| 7 事件受任時には、多額の費用がかかるのではないかと | 161 (14.4%) |
| 8 その他 | 14 (1.3%) |



多い順に、聞きたいことを時間内に聞けるか・20.2%、話をよく聞いてもらえるか・16.8%、法律相談にあたる内容であるか・12.9%と続いており、相談内容よりも相談の心構え的な事柄を気にしている回答が多く、心理的に、弁護士に対する大きな壁が存在している。

また、相談費用がどれくらいかかるか・14.9%、事件受任時には多額の費用がかかるのではないかと・14.4%と、合計29.3%が費用に関して不安に思っており、相談にくるまでに長期間が経過した理由について(2③)、費用を理由とする回答の割合が高いことを反映している。

まとめ

弁護士相談までに半年以上経過している回答が多く、その理由としては、費用に関連するものが多かったことから、特に、弁護士の利用に関しては、「費用」に対する情報不足が大きな障害となっているといえる。

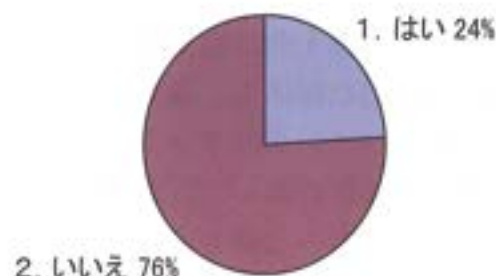
また、相談に際しては、相談に値する内容かどうか、弁護士に話をちゃんと聞いてもらえるかと言った、「弁護士」そのものが心理的に大きな壁となっているといえ、弁護士の立場、業務内容等についても情報提供に努力する必要がある。そして、弁護士相談の前に自治体、公的団体に相談している回答が比較的多く、今後、自治体、公的団体とのより積極的な提携も望まれる。

3 法テラスについて

3-① 法テラスを知っていますか。(回答484)

- 1 はい 117 (24.2%)
- 2 いいえ 367 (75.8%)

① 法テラスを知っていますか



知っているとの回答は24.2%にとどまり、なお、その存在が十分市民に知られていない。

3-② 法テラスを何で知りましたか。(回答189)

1 自治体、公的団体	32 (16, 9%)
2 裁判所	14 (7, 4%)
3 マスコミ (テレビ、ラジオ、新聞等)	35 (18, 5%)
4 インターネット	18 (9, 5%)
5 パンフレット	15 (7, 9%)
6 知人、親戚	25 (13, 2%)
7 弁護士会、弁護士	33 (17, 5%)
8 その他	17 (9, 0%)

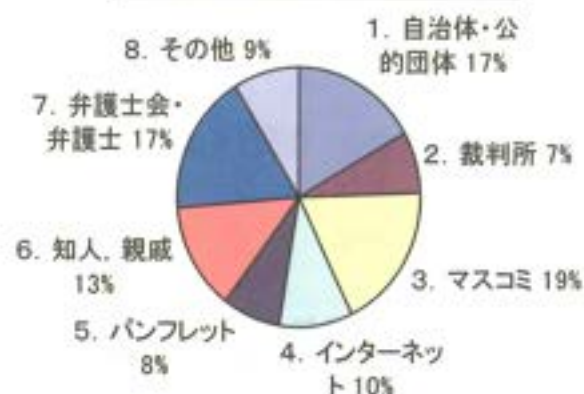
長崎消費生活センター

今知った

テラスが何か分からない。

(注 8その他で「親」との記載があったが、6に分類して集計した。また3-①で知っているとは回答した回答数と総数が合致しないのは複数回答があるためと解される。)

② 法テラスを何で知りましたか

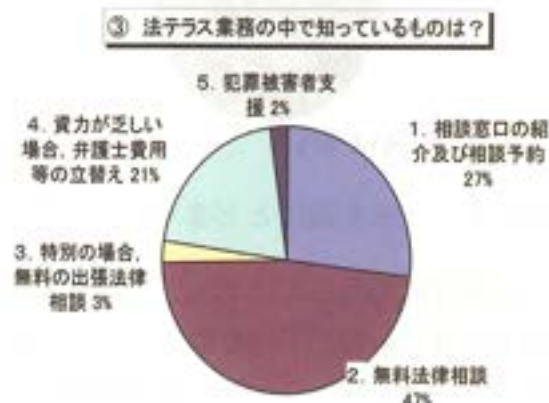


多い順にマスコミ、弁護士・弁護士会、自治体となっている。次に知人親戚が多いが、その知人親戚が知り得た媒体も、通常これら3つである可能性が高い。インターネット普及に伴い、インターネットも有力な媒体となるものと解される。裁判所で知った割合が比較的低いが、裁判所を訪れる市民は事件の当事者である確率が高く、最も法律家の支援を必要としていると解され、裁判所でのより積極的な広報が望まれる。

3-③ 以下の法テラスの業務の中であなたの知っているものは何ですか。

(複数回答可) (回答数230)

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| 1 相談窓口を紹介して、相談予約を取ってくれる。 | 62 (27, 0%) |
| 2 無料法律相談を行っている。 | 109 (47, 4%) |
| 3 特別の場合は、無料の出張法律相談がある。 | 6 (2, 6%) |
| 4 資力が乏しい場合は、弁護士・司法書士の費用を立て替えてくれる | 47 (20, 4%) |
| 5 犯罪被害者支援 | 6 (2, 6%) |

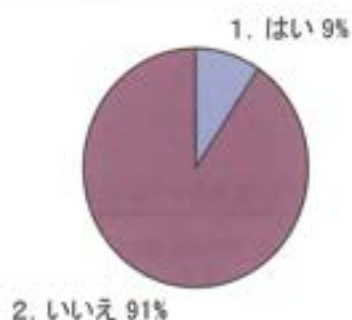


無料法律相談については約半数がこれを知っているが、他のサービスについては、あまり知られていない。法テラスでは情報提供業務、すなわち相談窓口紹介相談予約サービスを重視し、これに各地相談窓口が速やかに対応するための体制作り而努力してきた経緯があるが、以外にこのサービスが知られていないという結果になった。(なお、平成18年10月2日から平成19年8月31日までの法テラス宮崎事務所での情報提供件数は1345件と報告されている) また、費用立替サービスはさらに知られていない。加えて、無料出張相談や犯罪被害者支援についてはほとんど知られていない状態である。特に、一般市民や相談者が関心を寄せかつ不安をもっているのが弁護士費用の点であり、弁護士費用立替サービスが知られていないのは問題である。その原因や打開策については、弁護士サイドからも、また法テラスサイドからも十分検討していかなければならないであろう。(例えば、弁護士の対応力の拡大、法テラスの予算規模拡大による援助費用金額、所得基準、援助システムの見直しなど)

3-④ 法テラスを利用したことがありますか。(回答数 317)

- | | |
|-------|--------------|
| 1 はい | 30 (9, 5%) |
| 2 いいえ | 287 (90, 5%) |

④ 法テラスを利用したことがありますか



利用した経験のある人は10%未満にとどまった。

3-⑤ 法テラスをどんな場合に利用しましたか。(複数回答可) (上記30名中)

- | | |
|-----------------------------|----------|
| 1 法律相談窓口紹介を受け、相談予約を取ってもらった。 | 21 (70%) |
| 2 無料法律相談を受けた。 | 3 (10%) |
| 3 弁護士費用を立て替えてもらった。 | 0 |
| 4 司法書士費用を立て替えてもらった。 | 0 |
| 5 犯罪被害者支援 | 0 |
| 6 その他 | 6 (20%) |
- 弁護士会があることを教えてもらった。
 予約は自分で。
 個人の資産に関係なく(せめて1000万円以下くらい)の基準であってほしい。

⑤ 法テラスをどんな場合に利用しましたか



利用したことのある人の多くが相談窓口紹介、相談予約サービスを利用している。また、無料法律相談を利用した人も10%あった。その他の6名は不明であるが、「弁護士会を紹介された」人、「相談窓口を紹介されたが予約は自分でとった」人があるようであり、事実上相談窓口紹介サービスの利用者である。費用立替サービス、すなわち代理援助や書面作成援助を利用した人はいなかったが、6欄に「個人の資産に関係なく（せめて1000万円以下くらい）の基準であってほしい。」とあるところから、利用したいという希望を持ったものの資力基準を満たさなかった例があることが窺える。

3-③で、一般市民に知られているサービス内容では無料法律相談が多数であるのに対し、実際に利用した例では相談窓口紹介、予約サービスが圧倒的多数であり、齟齬が見られる。相談窓口紹介、予約サービスの潜在的需要は高いものと解され、広報面での工夫を要するところである。代理援助、書面作成援助、犯罪被害者支援については周知されていないが故に利用もないということが言えよう。但し、法テラス宮崎事務所の統計によれば、援助開始件数は平成18年10月2日から平成19年8月31日までで802件あり、法律扶助協会時代よりも増加している。これは、弁護士の持ち込み事件の増加によるものと解される。

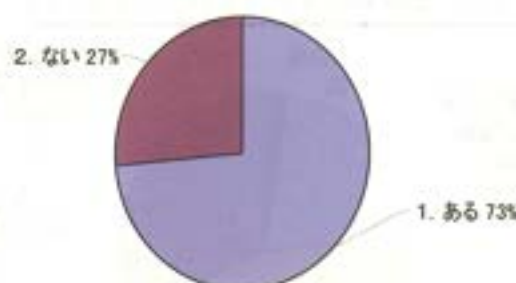
4 弁護士過疎について

4-① あなたの住む市町村内に弁護士の事務所がありますか。

(回答数384)

- 1 はい 282 (73.4%)
- 2 いいえ 102 (26.6%)

① あなたの住む市町村に弁護士事務所がありますか

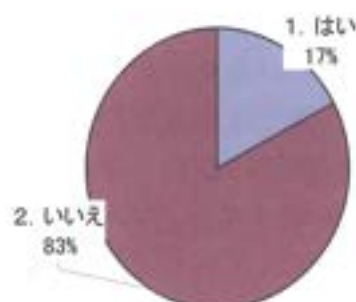


弁護士事務所が開設されているとの回答は73.4%に上るが、これはアンケートの収集方法・収集場所が影響したためと思われる。

4-② 自治体・公的団体等が主催する法律相談を利用したことはありますか
(回答数279)

- 1 はい 48 (17%)
2 いいえ 231 (83%)

② 自治体や公的団体主催の弁護士の法律相談を利用したことがありますか



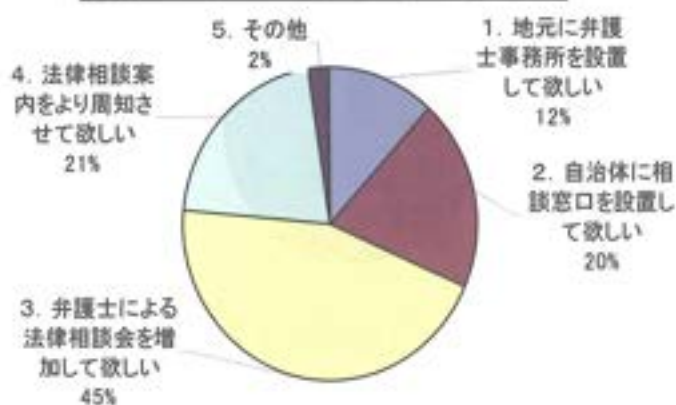
法律相談を利用したことがあるとの回答は17・8%にとどまった。

4-③ リーガルサービス（法律問題解決の支援・サービス）としてどんなことを望みますか（回答数434）

- 1 地元に弁護士事務所を設置してほしい 52 (12.0%)
2 自治体に相談窓口を設置して欲しい 86 (19.8%)
3 弁護士による法律相談会を増加して欲しい 195 (44.9%)
4 法律相談案内をより周知させて欲しい 92 (21.2%)
5 その他 9 (2.1%)

いつでも相談者を救援（救済）できる体制（24時間）

③ リーガルサービスとしてどんなことを望むか



法律相談会の増加を望む回答が44.7%、法律相談案内をより周知させて欲しいとの回答が21.2%と法律相談の充実を望む回答が非常に高い。自治体に相談窓口を設置して欲しいとの回答19.8%と合計すると85.9%となり、弁護士事務所設置を望む回答(12.0%)を大きく上回っている。

これは、一般市民が気軽に相談できる機会を求めているとともに、5-①「弁護士の費用をよくわかるようにしてもらいたい」との回答が30%近くに上っていることからすれば、「敷居が高い」「高い弁護費用をとられるのではないか」など、弁護士に対して距離感・弁護費用の不透明感を感じる一般市民が多いことを示していると考えられる。

なお、5. その他で「月に一度だけで、回数を増やして欲しい」との回答があったが、3に分類して集計した。

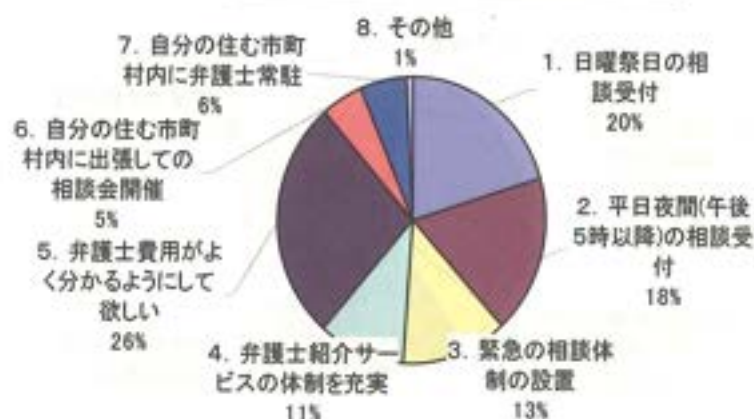
5 その他

5-① 弁護士・弁護士会に希望すること(複数回答可)

(回答数828)

1 日祭日の相談受付	167 (21.4%)
2 平日夜間(午後5時以降)の相談受付	148 (19.0%)
3 緊急の相談体制を設置してほしい	105 (13.5%)
4 弁護士紹介サービスの体制を充実させて欲しい	87 (11.2%)
5 弁護士の費用がよく分かるようにしてもらいたい	227 (29.1%)
6 自分の住む市町村内に出張して相談会を開催して欲しい	40 (5.1%)
7 自分の住む市町村内に弁護士に常駐して欲しい	48 (6.2%)
8 その他(略)	6 (0.8%)

① 弁護士・弁護士会に希望すること



弁護士の費用がよく分かるようにして欲しいとの回答が29.1%と最も高い。これは個々の事務所において、弁護費用の透明性が十分に図られていないことを示すとともに、各事務所に弁護士報酬基準が定められているとの情報自体も周知徹底されていないことを示していると思われる。

また、通常の業務時間外の相談を望む回答は1及び2合計で40.4%となる。一般的に会社員等は、通常の業務時間内に仕事を休んで弁護士に相談するのは困難であることからすれば、業務時間外の法律相談の実施等は弁護士アクセス障害の解消方法の一つである。

なお、緊急の相談体制を設置してほしいとの回答13.5%は、通常予約制の採られている法律相談において、なかなか予約を取れないことに対して改善を求める要望も含まれていると思われる。

5-② 自治体・公的団体に希望することは具体的にどんなことですか

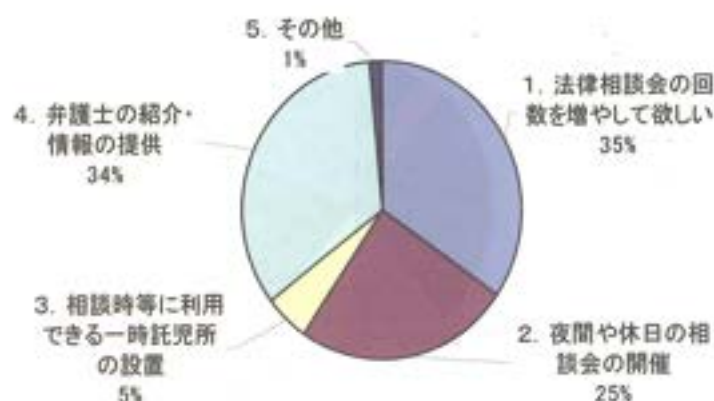
(複数回答可) (回答数 500)

- | | |
|---------------------------|-------------|
| 1 法律相談会の回数を増やして欲しい | 174 (34.8%) |
| 2 夜間や休日の相談会を開いて欲しい | 123 (24.6%) |
| 3 相談時等に利用できる一時託児所を設置して欲しい | |
| 2 7 (5.4%) | |
| 4 弁護士の紹介・情報を提供して欲しい | 169 (33.8%) |
| 5 その他 | 7 (1.4%) |

時間内に相談がうまく伝わるのか心配。時間をもう少し長く取ってほしい
一人1回の無料を何回にして欲しい (注 無料相談を複数回受けたいとの趣旨と思われる)

資料を請求してもなかなか出してくれない

② 自治体・公的団体に希望すること



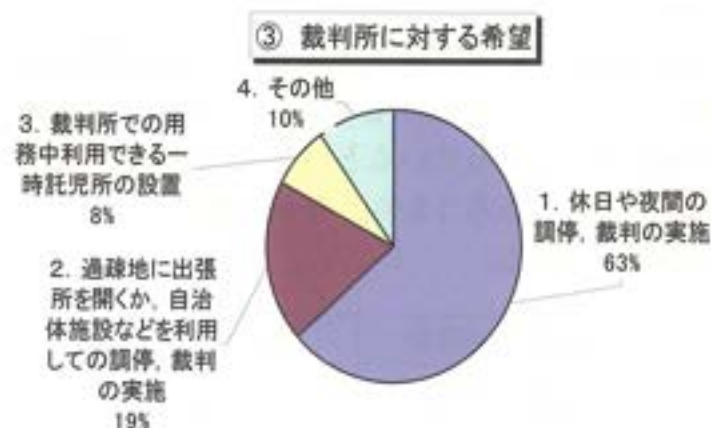
法律相談会の回数を増やして欲しい、夜間や休日の相談会を開いて欲しいなどの回答が多いが、弁護士の紹介・情報を提供して欲しいとの回答も33.8%に上っている。

このように5-①の弁護士・弁護士会に対する希望においては、4「弁護士紹介サービスの体制を充実させて欲しい」との回答は11.2%にとどまっているにもかかわらず、自治体・公的団体に希望において、弁護士の紹介・情報を提供して欲しいとの希望が高いことは、生活により近い自治体・公的団体等で弁護士に関する情報を得られることを求めていると思われる。

5-③ 裁判所に希望することは具体的に何ですか（複数回答可）

（回答数219）

- 1 休日や夜間の調停、裁判を実施して欲しい 139（63.5%）
 - 2 過疎地に出張所を開くか、自治体施設などを利用した調停、裁判を実施して欲しい 42（19.2%）
 - 3 裁判所での用務中利用できる一時託児所を設けて欲しい 17（7.8%）
 - 4 その他 21（9.6%）
- 県外に出た場合、電話や郵送で書類等を受け取って欲しい



いわゆる業務時間外の裁判の実施を求める回答が63.5%と最も多い。また、地域的な問題として過疎地での調停、裁判の実施を求める声も19.2%と比較的高い。

裁判所に対しては、時間的・場所的に利用しやすい司法サービスが求められていると思われる。

6 その他、自由記載欄について

集計表のとおりである。弁護士の敷居の高さについて弁護士側に解消努力を期待しつつ、現状の情報不足を訴える声があった。

自治体・公的団体用アンケート分析報告

1 弁護士担当の法律相談会について

① 法律相談の回数及び相談者数はどの位を設定していますか。(回答255)

法律相談の回数	回答数	全体構成比	実施団体（168） 内での構成比
1ヶ月に4回	14	5.4%	8.3%
1ヶ月に3回	6	2.4%	3.6%
1ヶ月に2回	30	11.8%	17.9%
1ヶ月に1回	77	30.2%	45.8%
2ヶ月に1回	17	6.7%	10.1%
3ヶ月に1回	12	4.7%	7.1%
4ヶ月に1回	5	2%	3%
5ヶ月以上に1回	7	2.7%	4.2%
未実施	87	34.1%	

約65%の自治体・公的団体が弁護士担当の法律相談会を実施しているが、未実施の自治体・公的団体も34.1%もある。後述のように弁護士担当の法律相談会が役立っているという声が圧倒的に多数であるため、地域別に事情が異なるであろうから、なぜ実施されていないのかを個別に検討することが必要である。

1回あたりの相談者数	回答数	構成比
3名以下	13	8.7%
4名	14	9.4%
5名	18	12.1%
6名	48	32.2%
7名	12	8.1%
8名以上	44	29.5%

1回あたりの相談者数は6名という回答が最も多く、オーソドックスな相談者数である。1回あたりの相談者数が8名以上という割合も30%近くあったのは意外であった。（なお、1回あたりの相談者数が未記入のアンケートもあったため、回答数合計が一致しなかった。）

市・町村・自治体・公的団体ごとの回答数と法律相談会実施の状況等

	各県のアンケート総数	公設事務所所在地又は近隣地からのアンケート数	市の自治体からのアンケート数（括弧内は弁護士担当法律相談がない数）	市の公的団体（社協等）からのアンケート数（括弧内は弁護士担当法律相談がない数）	町村の自治体からのアンケート数（括弧内は弁護士担当法律相談がない数）	町村の公的団体（社協等）からのアンケート数（括弧内は弁護士担当法律相談がない数）	弁護士担当による法律相談会ありの数	左法律相談会なしの数
福岡 （弁護士 70 名 ／人口約 510 万人）	52	公設事務所なし。	17（7）	12（0）	13（4）	10（0）	41	11 （うち 7 が市） （全て自治体）
宮崎 （弁護士 65 名 ／人口約 110 万人）	41	15（近隣地含む。）	6（3）	11（0）	11（8）	13（5）	25	16 （うち 3 が市） （うち 11 が自治体）
長崎 （弁護士 89 名 ／人口約 150 万人）	21	5	8（3）	4（1）	6（3）	3（0）	14	7 （うち 4 が市） （うち 6 が自治体）
大分 （弁護士 85 名 ／人口約 120 万人）	15	公設事務所なし。	9（3）	5（1）	1（0）	0（0）	11	4 （全てが市） （うち 3 が自治体）
沖縄 （弁護士 19 名 ／人口約 140 万人）	25	2（近隣地含む。）	7（0）	3（1）	12（3）	3（2）	19	6 （うち 1 が市） （うち 3 が自治体）
佐賀 （弁護士 55 名 ／人口約 80 万人）	21	公設事務所なし。	10（3）	4（4）	3（0）	4（0）	14	7 （全てが市） （うち 3 が自治体）
熊本 （弁護士 147 名 ／人口約 180 万人）	44	19（近隣地含む。）	11（5）	17（10）	6（1）	10（2）	26	18 （うち 15 が市） （うち 6 が自治体）
鹿児島 （弁護士 94 名 ／約 170 万人）	36	6（近隣地含む。）	13（8）	11（8）	9（1）	3（1）	18	18 （うち 16 が市） （うち 9 が自治体）
合計	255	47	81 （32）	67 （25）	61 （20）	46 （10）	168	87 （うち 57 が市） （うち 52 が自治体）

＜市，町村，自治体，公的団体別で見る弁護士担当法律相談会の未実施の割合＞

	未実施団体の割合
市の自治体	32団体／81団体（39.5％）
市の公的団体	25団体／67団体（37.3％）
町村の自治体	20団体／61団体（32.8％）
町村の公的団体	10団体／45団体（21.7％）

市と自治体において，弁護士担当の法律相談会を実施していない割合が高く，それに対し，町村の公的団体では弁護士担当の法律相談会が実施されている割合が高い。

住民生活との密着性が高い自治体において法律相談会が実施される割合が低いこと，また自治体において公的団体の法律相談会が住民に紹介されているかなど自治体と公的団体との連携が課題になると考えられる。

＜各県ごとに見る弁護士担当の法律相談会の実施状況＞

（１）福岡，宮崎，長崎，大分

アンケート回答のあった公的団体（ほとんどが社会福祉協議会）では全て法律相談会が実施されていた。それに対し，自治体が法律相談会を実施していない割合が高く，自治体は社協等の公的団体での法律相談会に依存している状態といえる。なお，大分はアンケート回収数が少なく判断が難しいが，市の自治体での法律相談会実施割合が低いといえる。

（２）沖縄

福岡等とは反対に沖縄では自治体で法律相談会を実施している割合が高い。また，九州内では沖縄が弁護士担当法律相談会を実施している割合が最も高い。人口数及び土地面積に対し弁護士数の割合が高いため多数の弁護士を法律相談会に派遣できているのではないかと思われる。

参考～各県人口に対する各県弁護士の割合

県	名	弁護士の割合	弁護士数 / 人口 (約)
福岡		0.0137%	701名/約510万人
宮崎		0.0059%	65名/約110万人
長崎		0.0059%	89名/約150万人
大分		0.0070%	85名/約120万人
沖縄		0.0142%	199名/約140万人
佐賀		0.0068%	55名/約80万人
熊本		0.0081%	147名/約180万人
鹿児島		0.0055%	94名/約170万人

(注) 弁護士数は平成19年4月1日現在(九州内総数1435名) 県人口は平成17年のもので推移に応じ切り下げ切り上げしている。

九州各県人口に対する弁護士の分布割合



(3) 佐賀、熊本、鹿児島

自治体と公的団体の違いよりも、市と町村で違いが出ている。つまり、町村では法律相談会を実施する割合が高いのに対し、市ではその割合が低い。他の県は市でも公的団体では法律相談会をよく実施しているのに対し、本3県はその割合が低いのが特徴である。

② 相談の回数は足りていますか。(回答数170)

	選択肢	回答数	構成比
ア	現状で十分	112	65.9%
イ	足りない	34	20%
ウ	わからない	24	14.1%

1-①のアンケート結果によると、弁護士担当の法律相談会を実施している団体で、1ヶ月に1回以上法律相談を行っている団体が75.6%を占めていることからすると、1ヶ月に1回というのが適切であるといえる。

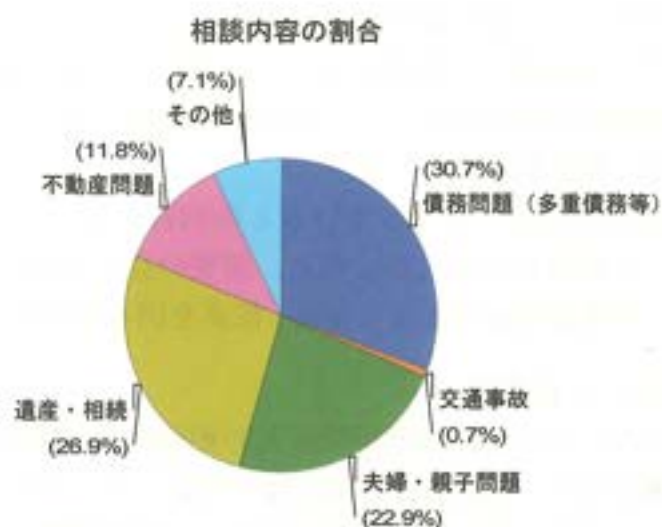
選択肢イの「足りない」場合について希望回数（回答数30）

回答内容	回答数	構成比
1ヶ月に1回位にすべき	12	40%
1ヶ月に2回位にすべき	10	33.3%
1ヶ月に3回位にすべき	4	13.3%
1ヶ月に4回位にすべき	1	3.3%
2ヶ月に1回位にすべき	2	6.7%
3ヶ月に1回位にすべき	1	3.3%

1ヶ月に2回～4回位を希望する団体が15団体あり、前述のように全体としては1ヶ月に1回位が適切だといえるが、地域によっては法律相談の需要が高い場所もあることを示している。

③ 相談の内容について、どんな相談が多いですか（複数回答可）。(回答数450)

	選択肢	回答数	構成比
ア	債務問題（多重債務等）	138	30.7%
イ	交通事故	3	0.6%
ウ	夫婦・親子問題	103	22.9%
エ	遺産・相続	121	26.9%
オ	不動産問題	53	11.8%
カ	その他	32	7.1%



[選択肢カ「その他」の具体例]

- イ 相談内容は把握していない。
- ロ 相隣、境界関係
- ハ 医療保険
- ニ その他実質的には債務問題又は夫婦問題に振り分けられる内容あり。

④ 弁護士担当の法律相談会は役立っていますか。(回答数174)

	選択肢	回答数	構成比
ア	役立っている	149	85.6%
イ	あまり役立っていない	0	0%
ウ	よく分からない	17	9.8%
エ	その他	8	4.6%

[選択肢ア「役立っている」理由の具体例]

- イ 弁護士ならではの専門的で適切なアドバイスが得られるから。
- ロ 法的問題は行政では解決できないため。
- ハ 相談解決につながり相談者が納得して帰っているから。
- ニ 地域内に法律事務所がなく住民が身近に直接弁護士に相談できるから。
- ホ 無料の法律相談会だから低所得者層でも気軽に利用できるから。
- ヘ 住民の利用率が高いから。

イないしハの理由は、弁護士担当の法律相談そのものに対する評価であり、ニの理由は、弁護士過疎地に弁護士が来てくれることに対する評価であり、ホの理由は、法律相談会が無料であることに対する評価であり、ヘの理由は法律相談会の利用状況に対する評価である。

弁護士担当の法律相談会を役立っているとの回答が85.6%もあり、その理由も非常に多くの回答者が記入しており、需要の高さが伺える。また、ニの理由からすると、弁護士過疎地ではより充実・拡充を図る必要性があるといえる。

〔選択肢エ「その他」の具体例〕

- イ 理解力のない人や生活困難世帯の人の相談後の対応をどうしていくのかが問題であり、相談へ行き先に浮いているケースあり。
- ロ 相談者があまりいないので弁護士の先生に相談を断っている状況。
- ハ 相談内容及び結果を把握していないので分からない。

イの理由については、アドバイスだけでは解決できない事案もよくあるが、弁護士が遠方等諸般の事情で受任できない場合の問題である。行政機関、民生委員やケースワーカー等と弁護士との連携が必要になると考える。

ロの理由については、前述のアンケート結果を前提にすると、弁護士担当の法律相談会の需要が低いから相談者があまりいないのではなく、住民に対する広報、周知が不十分であることが原因ではないかと思われる。

2 法律問題に関連する独自の相談体制（弁護士担当の法律相談会を除く。）について

① 法律問題に関連する独自の相談体制として、何かありますか（複数回答可） （回答数324）

選択肢				回答数	構成比
ア	ある	a	相談担当職員の配置	37	11.4%
		b	相談窓口の設置	59	18.2%
		c	相談担当職員等による相談又は紹介のシステム	43	13.2%
		d	予算の計上	26	8%
		e	その他	18	5.5%
イ	ない			141	43.5%

〔選択肢ア e「その他」の具体例〕

- イ 司法書士による無料法律相談（この回答が非常に多い。）
- ロ 人権・行政相談，心配ごと相談，登記相談，税金相談等
- ハ 消費生活相談員や専門協力者（調停員等）の設置
- ニ 法テラスとの共催

弁護士担当の法律相談会以外に法律相談に関する独自の体制として，相談窓口すら設置していない団体が43.5%もあり，弁護士過疎地の住民の大半が法律相談へのアクセスが閉ざされているといえる。住民生活に身近な自治体は全力所で相談窓口を設置することが急務であると考ええる。

② 今後，独自の相談体制として何か設置する計画はありますか。
（回答数196）

選択肢				回答数	構成比
ア	ある	a	相談担当職員の配置	1	0.5%
		b	相談窓口の設置	8	4%
		c	相談担当職員等による相談又は紹介のシステム	3	1.5%
		d	予算の計上	3	1.5%
		e	その他	5	2.6%
イ	ない			176	89.8%

〔「eその他」の具体例〕

- イ 専門協力者の設置
- ロ 各種相談の窓口の一元化
- ハ 法律相談会の回数の増加を検討

特に弁護士過疎地では司法アクセスが閉ざされているので，住民生活に身近な自治体は全力所で相談窓口等を設置することが急務であると考ええるが，自治体・公的団体ではそのような計画がなされていないところが非常に多い。弁護士会としては自治体・公的団体に対し司法アクセスの必要性を理解してもらうよう働きかけることが重要である。

- ③（①の質問でアに○をした場合）住民の法律相談に対する担当職員の研修はありますか。（回答数99）

	選択肢	回答数	構成比
ア	ある	22	22.2%
イ	ない	77	77.8%

選択肢アの「ある」場合について研修回数（回答数12）

回答内容	回答数	構成比
1ヶ月に1回以上	1	8.3%
2ヶ月に1回	1	8.3%
3ヶ月に1回	1	8.3%
4ヶ月に1回	0	0%
5ヶ月以上に1回	9	75%

自治体・公的団体の職員が住民の法律相談を行っている地域があるものの、その担当職員に対する研修は77.8%が行っていない。法律専門知識がないうえに研修を受けていない担当職員が法律相談を行ったとしても、その実効性・存在意義が乏しい。弁護士会としては担当職員の研修の必要性に対する理解を求めるとともに、研修会に弁護士を派遣することを検討しなければならないと考える。

- ④（①の質問でアに○をした場合）住民の法律相談に対応するため、一般職員以外に、専門職員、専門協力者等（弁護士を除く。）は配置されてますか。（回答数92）

	選択肢	回答数	構成比
ア	ある	48	52.2%
イ	ない	44	47.8%

選択肢アの「その専門分野の内容」についての回答内容
（回答数27。ただし、自由記入。）

回答内容	回答数	構成比
司法書士の分野	5	17.2%
税理士の分野	2	6.8%
社会保険労務士の分野	1	3.4%
行政書士の分野	1	3.4%
消費生活相談員の分野	3	10.3%
民生・児童委員の分野	4	13.7%
人権擁護委員の分野	4	13.7%
行政相談員の分野	4	13.7%
身体障害者相談員の分野	1	3.4%
母子福祉協力員の分野	1	3.4%
元調停委員の分野	1	3.4%
回答数合計	27	100%

弁護士以外の専門士業のほか、自治体・公的団体の職員には様々な分野の担当職員が存在しており、かかる担当職員が住民と弁護士とのパイプ役（キーパーソン）となることが望まれる。

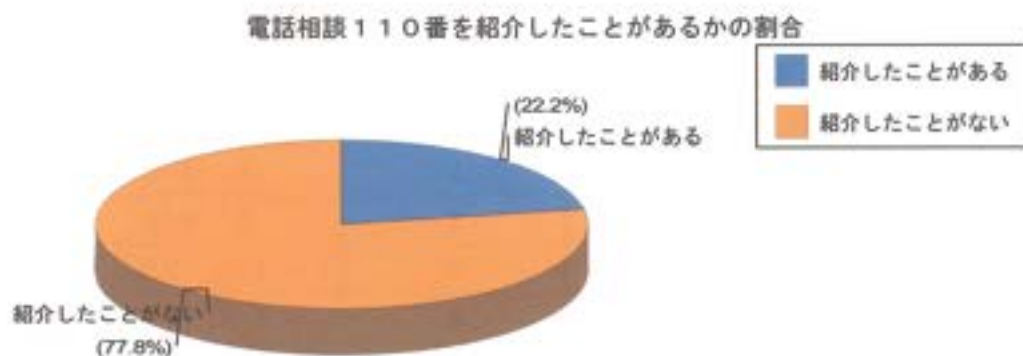
3 弁護士会で行う電話相談110番活動（クレサラ110番等）について

①110番活動の存在を知っていますか（新聞やテレビ等で広報しています）。
（回答数250）

	選択肢	回答数	構成比
ア	はい	139	55.6%
イ	いいえ	111	44.4%

②弁護士会の110番活動の存在を相談者等に紹介したことはありますか。
（回答数239）

	選択肢	回答数	構成比
ア	はい	53	22.2%
イ	いいえ	186	77.8%



弁護士会で行う電話相談 110 番を紹介したことの無い自治体・公共団体が約 8 割にも昇っていた。

③ 110 番活動の日時や内容について弁護士会から直接連絡があった方がいいですか。(回答数 213)

	選択肢	回答数	構成比
ア	はい	150	70.4%
イ	いいえ	63	29.6%

[選択肢アの「連絡方法」の具体例]

- イ 年間計画表がよい。
- ロ 郵送（広報誌やホームページで住民に周知するには 1 ヶ月前には連絡をいただきたい）
- ハ 文書かメール（時間的余裕をもって）

弁護士会で行う電話相談 110 番は、当日に新聞等で広報されることが多いが、これでは相談者等に紹介が困難であろうから、②の回答において「いいえ」が圧倒的なことも理解できる。

弁護士過疎地域にとっては、電話相談 110 番は重要な相談機会といえるので、弁護士会としても広報の仕方を工夫・改善する必要があると思われる。具体的には、選択肢アの「連絡方法」の具体例にもあるように、時間的余裕をもって、あらかじめ自治体・公共団体に周知させることが望まれる。

4 弁護士会との連携について

① 弁護士会との連携について、何かしていることはありますか。(回答数257)

	選択肢	回答数	構成比
ア	ある	55	21.4%
イ	特にない	202	78.6%

現段階において弁護士会との連携がない自治体・公共団体は、約8割にも達している(①)。

選択肢アの「具体的な連携内容」についての回答

	選択肢	回答数	構成比
a	担当職員と弁護士との打合せ・懇談会	17	30.9%
b	弁護士による研修会	8	14.5%
c	連携システムの設置(連絡協議会等)	9	16.4%
d	その他	21	38.2%

[選択肢d「その他」の具体例]

- イ 法律相談センターの設置
- ロ 弁護士会主催の研修会に参加
- ハ 県社協「安心サポートセンター」の顧問弁護士

② 弁護士会との連携を特にしていない場合、そのことをどうお考えですか。

(回答数220)

	選択肢	回答数	構成比
ア	今後は連携した方がよい	125	56.8%
イ	今後も現状でよい	95	43.2%

選択肢アの「具体的な連携内容」についての回答

	選択肢	回答数	構成比
a	担当職員と弁護士との打合せ・懇談会	31	24.8%
b	弁護士による研修会	38	30.4%
c	連携システムの設置(連絡協議会等)	46	36.8%
d	その他	10	8%

〔選択肢d「その他」の具体例〕

- イ 相談員が相談できる体制
- ロ 顧問弁護士適任者紹介
- ハ 附属機関，各種委員会委員としての弁護士の推薦

現段階において弁護士会との連携がないものの，連携の必要性を感じている所が約6割にも昇っている（②）のは，興味深い。

必要性を感じつつも連携できていないのは，弁護士や弁護士会に対して敷居が高いというイメージを抱いている可能性があり，弁護士会の方から積極的に連携を模索していく必要がある。

連携の具体的内容としては，相談員などのキーパーソンとの連絡・研修が求められている。

5 弁護士及び弁護士会への希望について

- ① 自治体又は公的団体として，弁護士又は弁護士会に対し何か希望すること
はありますか。（回答数243）

	選択肢	回答数	構成比
ア	ある	138	56.8%
イ	特にない	105	43.2%

選択肢アの「具体的な希望内容」についての回答

	選択肢	回答数	構成比
a	研修や講演会への弁護士の派遣	52	37.7%
b	法律相談会の増加への協力	52	37.7%
c	法律事務所の増加設置又は増加	23	16.7%
d	その他	11	7.9%

〔選択肢d「その他」の具体例〕

- イ 多重債務者への対応のための当番弁護士の配置
- ロ 相談しやすい雰囲気づくり
- ハ 弁護士会の電話がいつも話し中になっていて非常につながりにくい。
何とかしてほしい。

弁護士や弁護士会への希望として、「法律事務所の増加設置」が意外に少ないのが現実である。

今押し進められている弁護士の量的な増員だけでは、問題の真の解決とならないことがこのデータからもわかる。

- ② 住民への司法サービスについて、弁護士又は弁護士会に対し、自治体又は公的団体として何か希望されることがあれば、ご自由にお書き下さい。

回答内容	構成比
法律事務所の設置要請	17.9%
費用の点での減額・無料相談会の希望	39.2%
弁護士の対応・態度に対する不満	14.2%
弁護士による研修・啓発活動	10.7%
その他	18.0%



住民へのサービスという観点から見た場合、弁護士や弁護士会への希望だけでなく、弁護士に対する不満も一部挙がっていた。

具体的には、住民からすると、弁護士は費用が高いというイメージがあることが上記数字からも伺える。

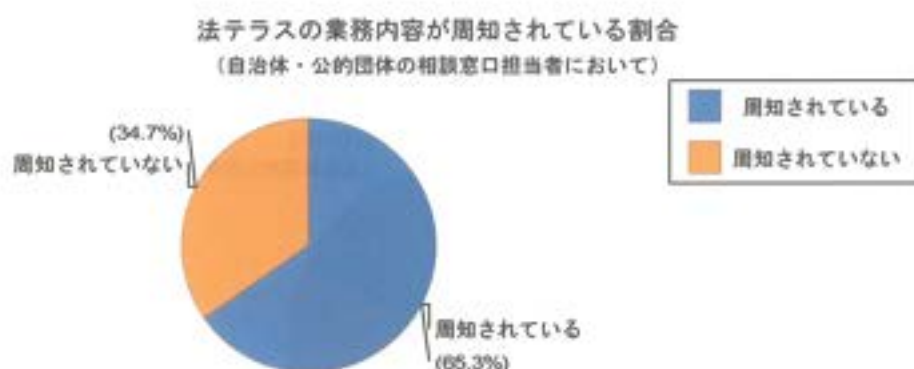
また、弁護士の対応・態度に対する不満もあり、弁護士の質的向上が求められている。

6 法テラス（司法支援センター）について

- ① 法テラス（司法支援センター）の業務内容が、①情報提供、②民事法律扶助、③国選弁護関連、④司法過疎対策、⑤犯罪被害者支援であることは、相談窓口担当者に周知されてますか。（回答数242）

	選択肢	回答数	構成比
ア	はい	158	65.3%
イ	いいえ	84	34.7%

相談窓口担当者が、法テラスの業務内容を知らない割合が34%もあることは、相談者に対し適切な紹介をなしえていないことを意味しており、相談担当者に対し、研修させる必要がある。

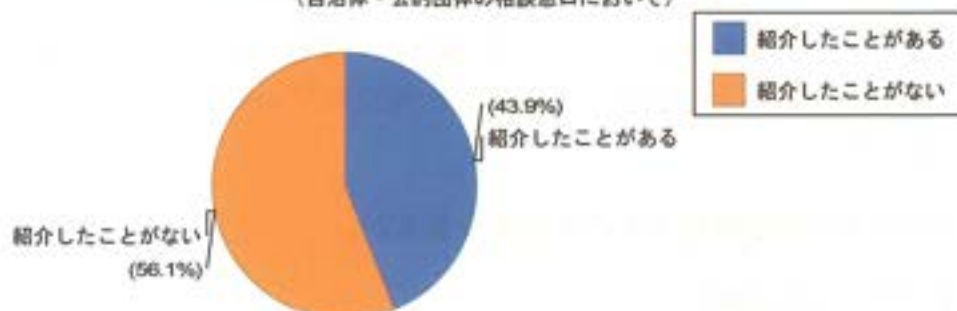


- ② 法テラスを相談者等に紹介したことはありますか。（回答数230）

	選択肢	回答数	構成比
ア	はい（③の質問へ）	101	43.9%
イ	いいえ	129	56.1%

紹介したことがないのが56%と過半数を超えているのは、相談担当者が法テラスの業務内容を知らないこと、ないし法テラスを評価していないことと関係していると思われる。

相談担当者が相談者等に法テラスを紹介した割合
(自治体・公的団体の相談窓口において)



③ 法テラスを相談者等に紹介した主な理由は何ですか（複数回答可）。
(回答数150)

	選択肢	回答数	構成比
ア	法律相談窓口の紹介を受け、相談予約を取ってもらうため	57	38%
イ	資力要件を満たしていると思われ、無料法律相談を受けてもらうため	45	30%
ウ	資力要件を満たしていると思われ、弁護士費用を立て替えてもらうため	24	16%
エ	資力要件を満たしていると思われ、司法書士費用を立て替えてもらうため	8	5.3%
オ	犯罪被害者支援を受けてもらうため	2	1.3%
カ	その他	14	9.4%

[選択肢カ「その他」の具体例]

- イ 紹介の方法としては、窓口に着置きパンフレットを使用（2件）、電話番号を紹介（1件）あり。
- ロ 機関としては、公的な総合・法律相談窓口の一つとして、又、いくつかある専門相談の選択の一つとして紹介。
- ハ 内容的には、多重債務、オウム関連の相談が挙げられている。
- ニ 効用として、的確なアドバイスが得られる、急を要した相談なので（急でも受けてもらえる機関として）紹介したが挙げられている。

相談予約を取ること及び無料で相談を受けることがいずれも30%を超え、費用を立て替えてもらうことがその半分程度であることは、まず相談することが先行するという実態を示すものであろうが、費用（弁護士、司法書士）を立て替えてもらえることの業務があることが知られていないことも原因しているものと思われる。

④ 法テラスに何か希望することがありますか。

イ 法テラスの広報について

行政側が、法テラスの利用についてよく理解していない、一般にも知らされていないなどから、法テラスの業務内容についての研修会や市民向け講座をもつとかパンフレットやチラシ（費用立替の宣伝）を配布するなどメディアを利用したPRなど工夫・拡大し、啓発活動をして周知徹底図ってほしいが多数（26の意見のうち11件）。

ロ 設置場所や相談の方法について

もう少し地域にとけ込んだ場所を要望、もう1ヶ所増やしてほしい、遠隔地で不便、専門知識による電話相談での問題解決、弁護士事務所の設置希望など5件。

公設事務所等弁護士事務所の設置とあいまって、電話相談での解決を含む地域に密着した力量のある相談体制を要望している。

ハ 資力要件について

相談や費用立替の資力要件が厳しい、全般的に無料相談が受けられる体制を検討してほしいとの感想・要望が3件。

ニ 相談窓口及びその後の対応について

情報提供だけでなく、つつこんだ形の相談体制をとって弁護士につないでほしい、又、窓口の力量に差があるので、現時点では弁護士会による窓口を増やすことが急務、電話で簡単な相談を受け弁護士相談が必要かどうかの判断ができるよう（弁護士につなぐ）にしてほしい、法テラスに紹介すると相談のたらい回しに感じられそうで心配など4件。

弁護士へ早く確実につないでいくことの重要性が示されている。

7 公設事務所（ひまわり基金法律事務所）のある自治体・公的団体について

（九州内の公設事務所は16ヶ所であるが、近隣地の自治体・公的団体からも回答があった。）

参考～九州内の公設事務所の所在地

県名	公設事務所の有無及び所在地	事務所数
福岡	なし	0
宮崎	日南，日向人郷地区	2
長崎	島原，五島，対馬，有明	4
大分	なし	0
沖縄	宮古島，八重山	2
佐賀	なし	0
熊本	山鹿，天草，八代，阿蘇，くま川	5
鹿児島	知覧，鹿屋，奄美	3
合計		16

- ① 公設事務所が設置されたことで、貴自治体・貴団体にとって、特に良かったことはありますか。（回答数46）

	選択肢	回答数	構成比
ア	ある	35	76.1%
イ	特にない	11	23.9%

選択肢アの「具体的に良かった点」についての回答

	選択肢	回答数	構成比
a	相談者等に公設事務所の弁護士を紹介しやすくなった研修や講演会への弁護士の派遣	31	88.6%
b	自治体・公的団体の職員が公設事務所の弁護士に相談できるようになった	2	5.7%
c	その他	2	5.7%

[選択肢c「その他」の具体例]

- イ 法律相談を身近なものと感じられるようになったこと
- ロ 弁護士過疎地からの脱却ができること

- ② 公設事務所が設置されたことで、周辺住民にとって、特に良かったことはありますか。(回答数65)

	選択肢	回答数	構成比
ア	ある	56	86.2%
イ	特にない	9	13.8%

選択肢アの「具体的に良かった点」についての回答

	選択肢	回答数	構成比
a	遠方まで行かなくても弁護士上の法律相談を近くで受けられる	31	53.5%
b	緊急の法律問題でもすぐに弁護士に相談できる	16	27.6%
c	気軽に弁護士に相談できるようになった	10	17.2%
d	その他	1	1.7%

[選択肢 d「その他」の具体例]

弁護士相談の機会が増えた。

弁護士を選択できることをメリットとして挙げている。

- ③ 公設事務所に何か望むことはあれば、ご自由にお書き下さい。

イ 宣伝や周知徹底の希望 (4件)

ロ 弁護士の増員や複数の公設事務所の設置を望むという数についての希望 (2件)

ハ 弁護士の質 (ベテランあるいは経験を積んだ弁護士の派遣、気軽に相談できる事務所) に関する希望 (2件)

自治体・団体にとって特に良かったことがないとの回答が11 (23.9%)、周辺住民にとっても特に良かったことがないとの回答が9 (13.8%) なのは、公設事務所がまだ地域に根付いていないことを示すものといえ、又、③の意見に数と質の両面からの要望があるように、これらの点の不十分さから由来しているとも考えられる。いずれにしても存在や役割などの周知、徹底を具体的相談活動を実施するなどで図って行かなければならない。

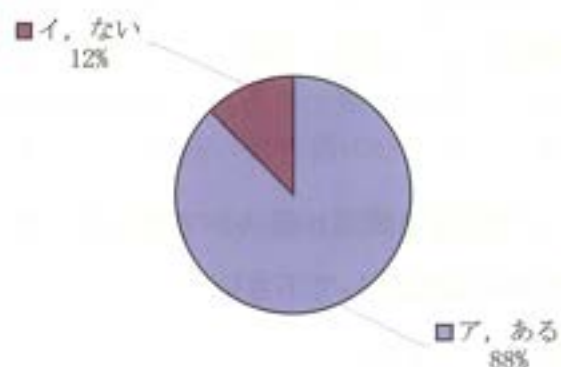
弁護士用アンケート分析報告

1. アクセス障害の原因について

- ① あなたの経験で、依頼者や相談者が弁護士に対してアクセスをするにあたって、障害を感じている事例がありますか。(回答161)

	回答数	構成比
ア, ある	141	87.6%
イ, ない	20	12.4%
計	161	100.0%

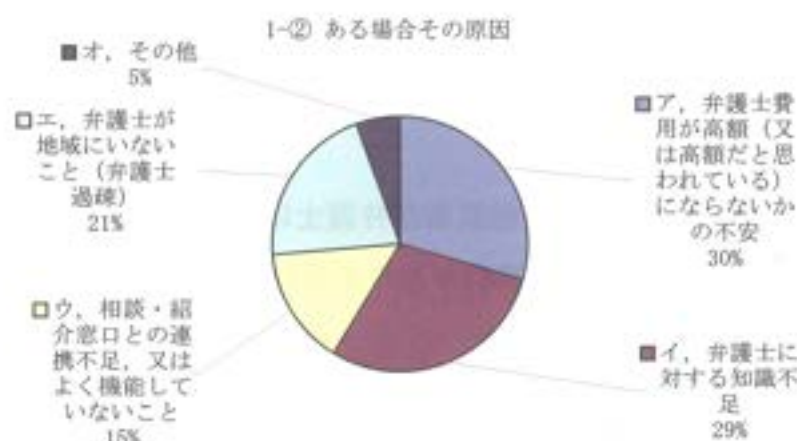
1-① 事例の有無



弁護士アクセス障害の事例があるとの回答が約88%あるとの回答は予想しえたものであり、驚くべき結果とは言えないと思われる。

- ② (①でアを選択された方に伺います) アクセス障害の原因としてはどのようなものが大きいと思いますか。(複数回答可) (回答数328)

1-② ある場合その原因		
	回答数	構成比
ア, 弁護士費用が高額(又は高額だと思われる)にならないかの不安	97	29.6%
イ, 弁護士に対する知識不足	95	29.0%
ウ, 相談・紹介窓口との連携不足, 又はよく機能していないこと	49	14.9%
エ, 弁護士が地域にいないこと(弁護士過疎)	69	21.0%
オ, その他	18	5.5%
計	328	100.0%



アクセス障害の原因について、高額費用との不安と弁護士に対する知識不足が群を抜いて多く、29%となっている。この二つは対をなすものと考えられる。知識不足が不安をあおると思われるからである。例えば税理士等と比較すれば、仕事の専門性と負担量から見て、決して高額とは言えない。医師の報酬と比較しても、保険制度による負担を考慮すれば同様である。このことに対する国民の理解が得られていないと思われる。その他の原因がいわばハード面の障害であるのに対して、この二つの障害はいわばソフト面の障害と言える。

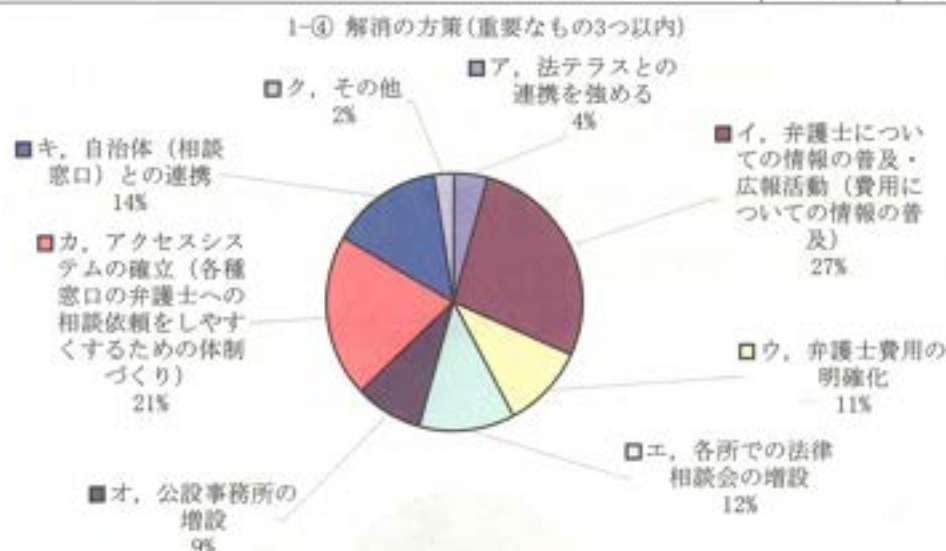
- ③ アクセス障害が主な原因で問題が解決ができなかった、あるいは時間がかかった等の事例があれば紹介して下さい。

詳細は集計表記載のとおりである。

過疎地であると、交通費などの費用にも影響があること、弁護士が扱う法的サービスの範囲や弁護士費用についての知識不足や誤解からアクセス障害を招いていること、相談者の期待するところと弁護士倫理あるいは個々の弁護士の知識や業務姿勢との間にミスマッチがあり結果的に受任に至らない例があることなどが分かる。また、弁護士に依頼できずに事態を悪化させたり、事件屋の介入を招いたり、感情沈静化ができず結果的に犯罪に至った例などもあった。

- ④ アクセス障害を解消するためにどのような方策が重要だと思いますか。
 （複数回答可、但し、最も重要と思われるものを3つ以内で上げて下さい）
 （回答数370）

1-④ 解消の方策(重要なもの3つ以内)		
	回答数	構成比
ア、法テラスとの連携を強める	15	4.1%
イ、弁護士についての情報の普及・広報活動(費用についての情報の普及)	102	27.6%
ウ、弁護士費用の明確化	39	10.5%
エ、各所での法律相談会の増設	44	11.9%
オ、公設事務所の増設	32	8.6%
カ、アクセスシステムの確立(各種窓口の弁護士への相談依頼をしやすくするための体制づくり)	76	20.5%
キ、自治体(相談窓口)との連携	53	14.3%
ク、その他	9	2.4%
計	370	100.0%



弁護士に関する広報活動が約28%と群を抜いて高い。これは上記アクセス障害の原因の2大要素に関連しているものと思われる。したがって、広報活動の中身はこの観点から工夫さるべきである。

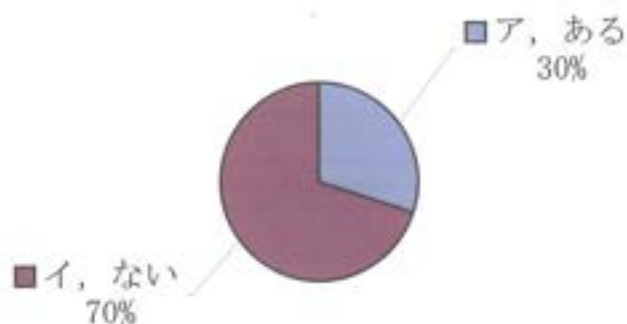
その他の解消方法は、上記ハード面での障害に対応するものと思われる。

2. 法テラスとの関係(連携)について

① 法テラスができてあなたの弁護士としての業務上変わったところがありますか。(回答数156)

2-① 法テラスによる変化の有無		
	回答数	構成比
ア、ある	47	30.1%
イ、ない	109	69.9%
計	156	100.0%

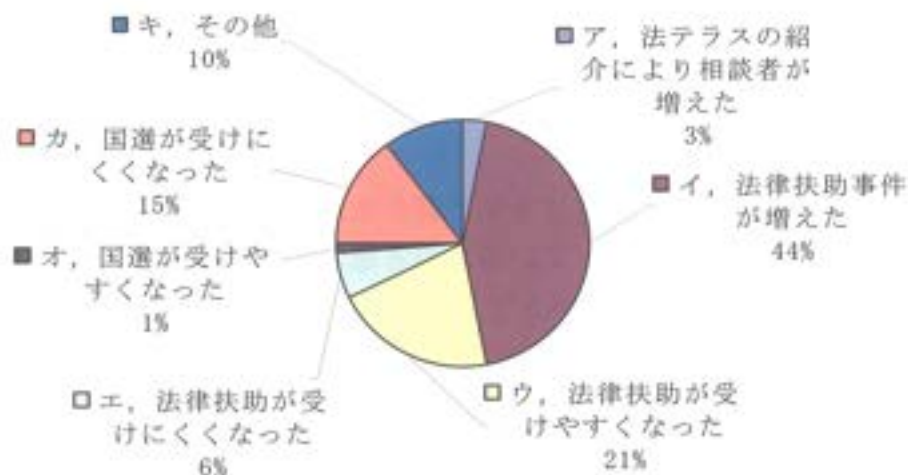
2-① 法テラスによる変化の有無



法テラスによる影響がないとの回答が約70%と高率であるのは、弁護士によっては意外な結果と受け取る者もいると思われる。

② (①でアを選択された方に伺います) 法テラスができて変わった部分はどのようなところですか。(回答数68)

2-② 法テラスによる変化した部分 (複数回答)



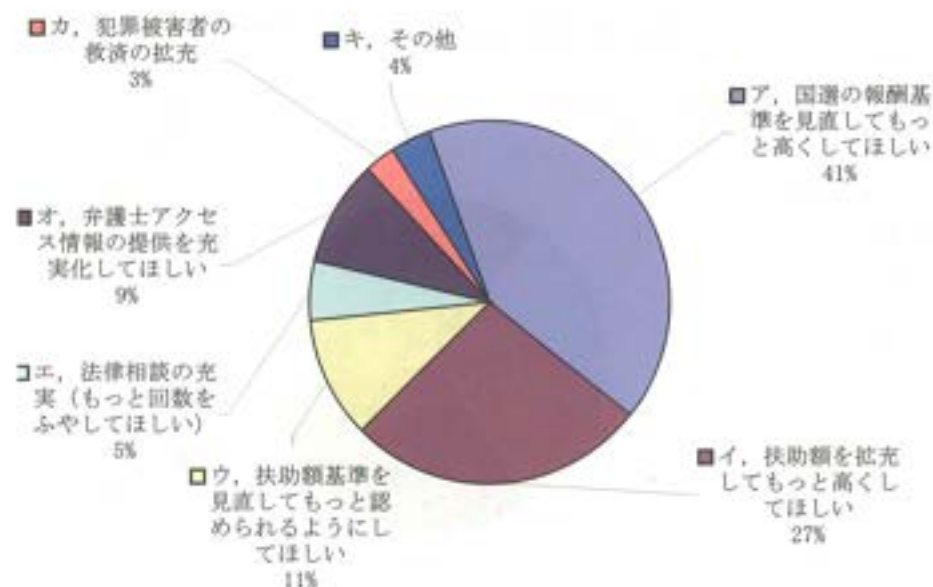
法律扶助事件が増えたという回答が約44%、法律扶助が受けやすくなったという回答が約21%で、上位2位になっている。

この結果は予想し得たものであると言えなくもない。しかし、他方で、法律扶助が受けにくくなったとの回答が6%、国選が受けにくくなったとの回答が15%あり、この両者の矛盾をどう考え、そして、どう解消するかが問題となる。この問題は後記③と関連する問題ともいえる。

③ 法テラスに望むことはありますか。(複数回答、但し、最も重要と思われるものを3つ以内で上げて下さい) (回答数297)

2-③ 法テラスに望むこと(重要なもの3つ以内)		
	回答数	構成比
ア、国選の報酬基準を見直してもっと高くしてほしい	122	41.1%
イ、扶助額を拡充してもっと高くしてほしい	80	26.9%
ウ、扶助額基準を見直してもっと認められるようにしてほしい	32	10.8%
エ、法律相談の充実(もっと回数をふやしてほしい)	16	5.4%
オ、弁護士アクセス情報の提供を充実化してほしい	28	9.4%
カ、犯罪被害者の救済の拡充	8	2.7%
キ、その他	11	3.7%
計	297	100.0%

2-③ 法テラスに望むこと(重要なもの3つ以内)



国選の基準の増額との回答が約41%、扶助額の拡充との回答が約27%である。この結果は、上記2-②の扶助事件が拡充したとの回答に対応するものと思われる。反面、②-①の法テラスの影響はないとの回答にも対応するものと思えないことはない。すなわち、法テラス事件の報酬額が低すぎることは、弁護士の受任率の低下を招き、法テラスの存在はアクセス障害の解消にはつながらないと弁護士が考えているとも言える。

弁護士アクセス情報拡充との回答が約9%ある。これは2-①の回答で法テラスの影響に否定的な見解の弁護士が多い中で、法テラスのもう一つの役割を示唆するものとして興味深い結果である。

3. 弁護士過疎の解消について

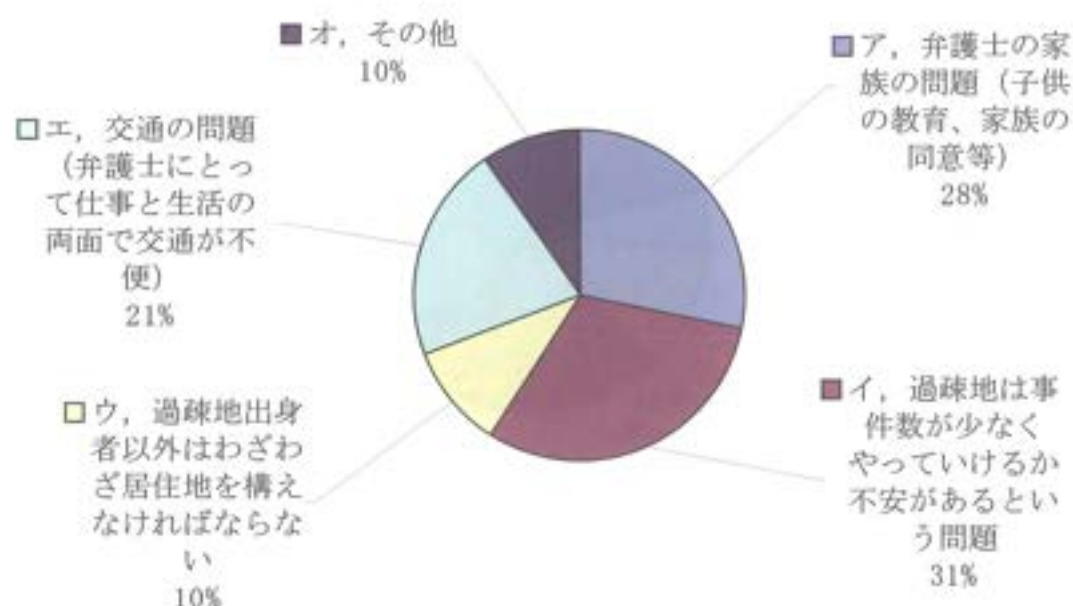
① 過疎地での法律事務所設置がこれまで進まなかった原因は何だと思いますか。

(複数回答、但し、最も重要と思われるものを3つ以内で上げて下さい)

(回答数308)

3-① 過疎地設置が進まない理由(重要なもの3つ以内)		
	回答数	構成比
ア、弁護士の家族の問題(子供の教育、家族の同意等)	87	28.2%
イ、過疎地は事件数が少なくやっつけられるか不安があるという問題	94	30.5%
ウ、過疎地出身者以外はわざわざ居住地を構えなければならない	32	10.4%
エ、交通の問題(弁護士にとって仕事と生活の両面で交通が不便)	65	21.1%
オ、その他	30	9.7%
計	308	100.0%

3-① 過疎地設置が進まない理由(重要なもの3つ以内)

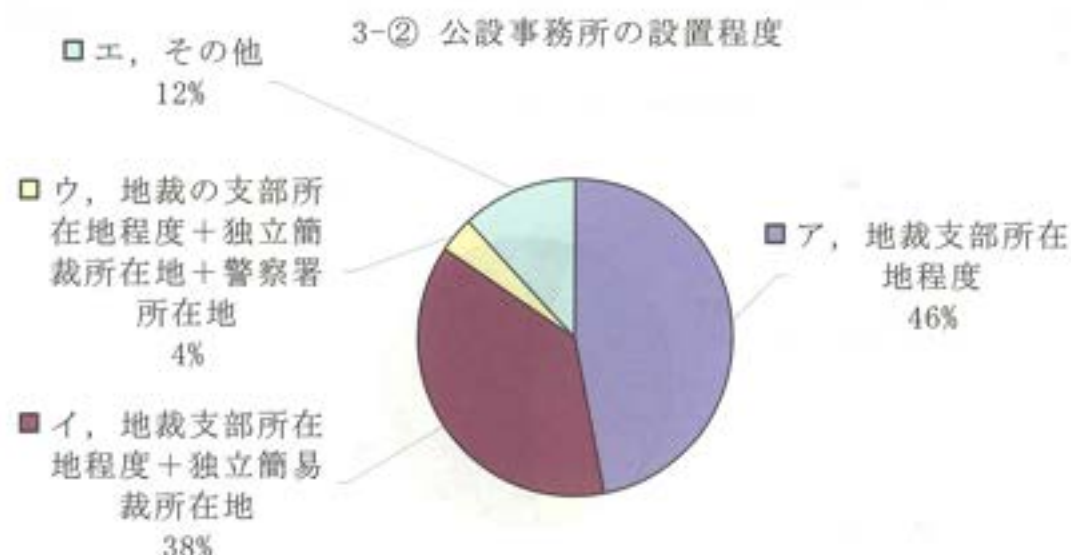


家庭的事情が約28%、経済的事情が31%、交通事情が約21%である。

経済的事情について言えば、現状を前提にすれば、必ずしも都会の弁護士が過疎地の弁護士より経済的事情が不利とは言えないと思われる。また、交通事情についても、都会での公共機関と利用する移動と過疎地での自家用車を利用した移動とで利便の程度について大きな差異はないと思われる。都会志向に伴う誤解があるのではないか。家庭的事情については、義務教育レベルでの不安は確かにあるかも知れない。

② 公設事務所（ひまわり基金法律事務所）はどの程度の過疎地まで設置すべきだと思いますか。（回答数160）

3-② 公設事務所の設置程度		
	回答数	構成比
ア、地裁支部所在地程度	75	46.9%
イ、地裁支部所在地程度＋独立簡易裁所在地	60	37.5%
ウ、地裁の支部所在地程度＋独立簡易裁所在地＋警察署所在地	6	3.8%
エ、その他	19	11.9%
計	160	100.0%



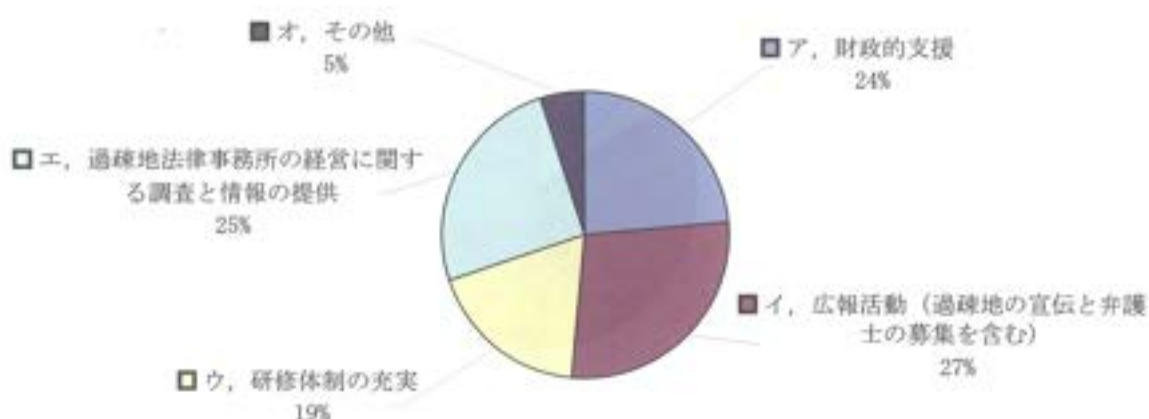
地裁支部所在地程度との回答が約47%、これに独立簡易裁所在地程度を加えた回答が約38%である。

特定の独立簡易裁所在地における認定司法書士の存在数やその訴訟遂行能力レベルとも関係する問題と思われる。

- ③ 過疎地法律事務所設置について弁護士会はどのような努力をすべきと考えますか。最も重要と思われるものを上げて下さい。

3-③ 過疎地設置に対する弁護士会の努力(重要なもの2つ以内)		
	回答数	構成比
ア、財政的支援	65	23.6%
イ、広報活動(過疎地の宣伝と弁護士の募集を含む)	76	27.6%
ウ、研修体制の充実	51	18.5%
エ、過疎地法律事務所の経営に関する調査と情報の提供	69	25.1%
オ、その他	14	5.1%
計	275	100.0%

3-③ 過疎地設置に対する弁護士会の努力(重要なもの2つ以内)



広報活動が約28%、情報提供が約25%である。地方の良さを先ず理解してもらうということであろうか。一旦仕事を始めれば、地方での生活に対する偏見もなくなり、むしろ都会では味わえない充実した生活ができて良かったとの感想はよく聞くところである。

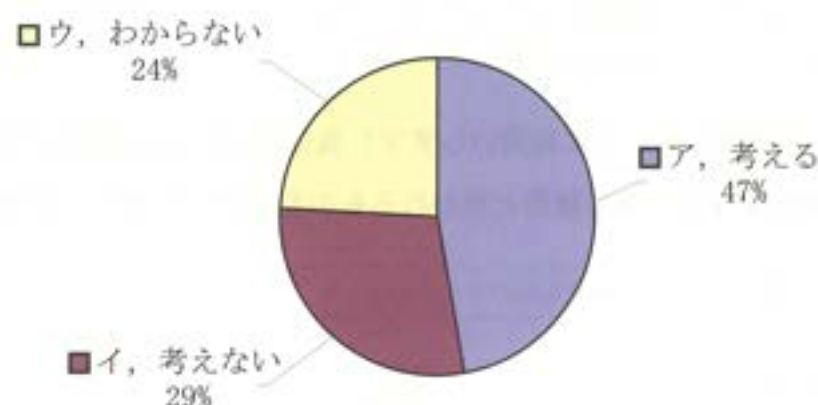
4. 弁護士大量増員時代と弁護士活動について

① 弁護士増大の力は弁護士アクセス障害の解消に役立つと考えますか。

(回答数161)

4-① 弁護士増大は解消に役立つか		
	回答数	構成比
ア, 考える	76	47.2%
イ, 考えない	46	28.6%
ウ, わからない	39	24.2%
計	161	100.0%

4-① 弁護士増大は解消に役立つか

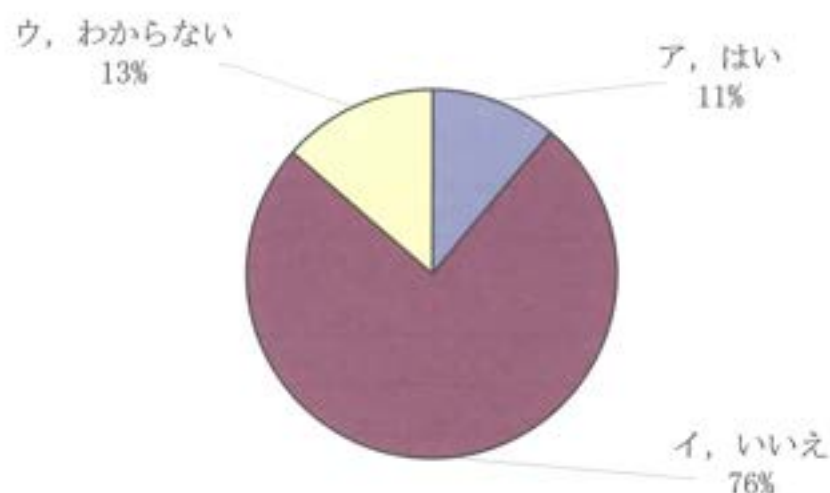


「考えない」が約29%、「分からない」が約24%で半数以上を占める。これは弁護士過疎地におけるアクセス障害を念頭に置いた回答と思われるが、そうであれば、弁護士の都会志向を示すものである。

② (①でアを選択された方にお伺いします) 特に何もせずに、現状のままで自然にアクセス障害は解消されると思いますか。(回答数89)

4-② 自然に解消されるか		
	回答数	構成比
ア, はい	10	11.2%
イ, いいえ	67	75.3%
ウ, わからない	12	13.5%
計	89	100.0%

4-② 自然に解消されるか

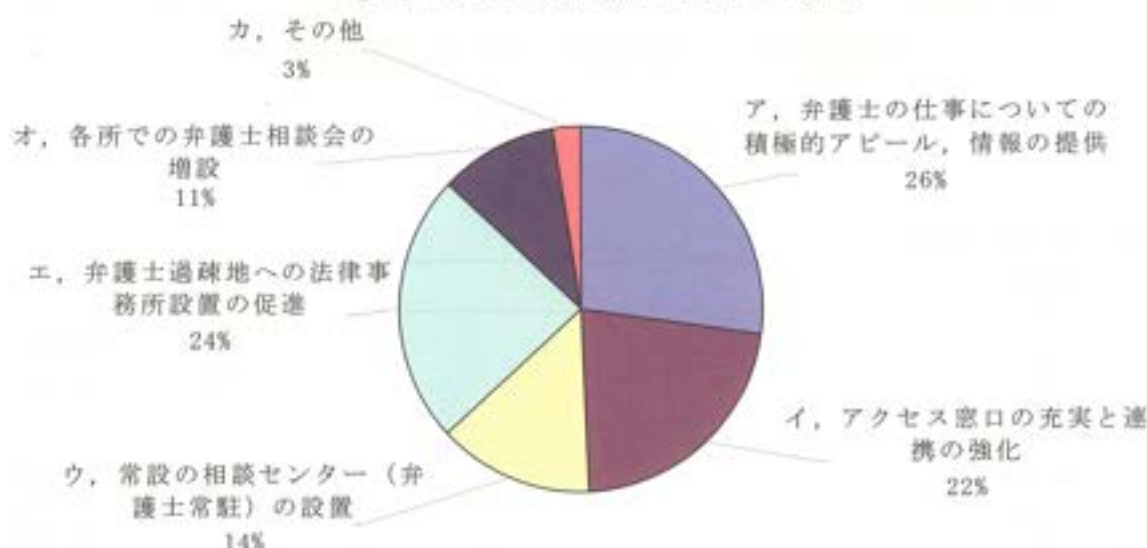


「いいえ」が約75%である。これも弁護士過疎地を念頭においた回答とすれば、やはり弁護士の都会志向を示すものである。また、情報・経済上のアクセス障害が大きいことを念頭に置いた回答とも考えられる。

- ③ (②でイを選択された方にお伺いします) 具体的にはどんな努力や工夫が必要と思いますか。最も重要と思われるものを上げて下さい。(回答数236)

4-③ 解消の具体的努力工夫(重要なもの3つ以内)		
	回答数	構成比
ア, 弁護士の仕事についての積極的アピール, 情報の提供	64	27.1%
イ, アクセス窓口の充実と連携の強化	52	22.0%
ウ, 常設の相談センター(弁護士常駐)の設置	33	14.0%
エ, 弁護士過疎地への法律事務所設置の促進	56	23.7%
オ, 各所での弁護士相談会の増設	25	10.6%
カ, その他	6	2.5%
計	236	100.0%

4-③ 解消の具体的努力工夫(重要なもの3つ以内)



積極的アピール・情報提供との回答が約27%であるが、これはソフト面での工夫と言える。その他の回答はハード面での工夫と言える。このハード面の工夫の中で、過疎地での法律事務所の設置の促進という回答が約24%であるが、これは上記3・③と関連してくることになる。

5. その他、お気づきの点がありましたら、自由にお書きください。

詳細はアンケート集計表のとおりである。多様な意見があった。

一般市民の情報不足については、弁護士側からも、これを指摘し、弁護士会全体で弁護士がより身近な存在として受け止めてもらえるような広報努力や工夫の必要があるという意見が多い。また、弁護士会として無料相談を積極的に実施し、あるいは、より適切な場所を選定して公設事務所を設置すべきという意見(法テラス地域事務所についても同じ)、自治体・公的団体との連携強化の必要ありという意見もあった。

他方、弁護士大量増員が必ずしも弁護士過疎解消につながらないとして、弁護士大量増員への危惧を示すもの、過疎地で仕事をする不安やデメリットを指摘するもの、裁判所支部の人的物的貧困さの解消がまず必要と指摘するものなど、率直な弁護士の悩みも示されている。また、一般相談者が弁護士に期待するところに無償奉仕に近いものがあると指摘し、それと弁護士がおかれた経済的基盤や具体的職務負担との間の齟齬を訴える意見もあった。

一方で必要な人に適切な司法サービスを届ける工夫が必要であると同時に、他方で一般市民に法的サービスの原則的有償性について理解を進める必要もある。それにあわせて、一般市民が利用しやすく弁護士にとっても合理性を有する扶助制度や、過疎地開業への支援策などを発展させていく必要があろう。

「弁護士過疎・弁護士アクセス障害問題」に関するアンケート
(相談者・一般市民等用回答集計表)

1 回答者の属性

① 性別		
	回答数	構成比
1. 男	260	46.9%
2. 女	294	53.1%
無回答	0	0.0%
計	554	100.0%
② 年齢		
	回答数	構成比
20 歳未満	2	0.4%
20 代	65	11.7%
30 代	123	22.2%
40 代	111	20.0%
50 代	120	21.7%
60 歳以上	131	23.6%
無回答	2	0.4%
計	554	100.0%
③ 職業		
	回答数	構成比
1. 会社員	160	28.9%
2. 日雇い、パート等	88	15.9%
3. 農林水産業	20	3.6%
4. その他自営業	74	13.4%
5. 自由業	17	3.1%
6. 公務員	15	2.7%
7. 学生	6	1.1%
8. 主婦	82	14.8%
9. 無職	83	15.0%
無回答	9	1.6%
計	554	100.0%

⑤ 相談内容		
	回答数	構成比
1. 債務問題	190	32.8%
2. 交通事故	42	7.3%
3. 夫婦、親子	84	14.5%
4. 遺産問題	65	11.2%
5. 不動産	66	11.4%
6. その他	126	21.8%
無回答	6	1.0%
計	579	100.0%

(④については記載なしが多く集計していない)

2 相談・依頼に至るまでのアクセスについて

①-ア 弁護士に相談するまでの対処（複数回答可）		
	回答数	構成比
a. 親兄弟	222	27.4%
b. その他親族	60	7.4%
c. 友人・知人	197	24.3%
d. 議員	8	1.0%
e. 地区の区長	5	0.6%
f. 民生委員	11	1.4%
g. 司法書士	43	5.3%
h. 行政書士	7	0.9%
i. 市町村相談窓口	72	8.9%
j. 社会福祉協議会	26	3.2%
k. その他	95	11.7%
無回答	65	8.0%
計	811	100.0%
①-イ 相談の結果		
	回答数	構成比
a. 解決した	19	3.4%
b. 解決しないが我慢	77	13.9%
c. 別な人に相談	18	3.2%
d. 弁護士に相談	219	39.5%
e. その他	63	11.4%
無回答	158	28.5%
計	554	100.0%

② 弁護士に相談するまでの期間		
	回答数	構成比
1 週間以内	109	19.7%
1 ヶ月以内	132	23.8%
半年以内	108	19.5%
半年以上	139	25.1%
無回答	66	11.9%
計	554	100.0%
③ 長期間経過した理由（複数回答可）		
	回答数	構成比
1. 弁護士への相談の必要を感じなかった	60	7.0%
2. 弁護士を知らなかった	59	6.9%
3. 法律相談の予約とれず	35	4.1%
4. 法律相談で解決できるか分からない	80	9.3%
5. 弁護士に相談すべきか分からない	109	12.7%
6. 相談費用に不安	104	12.1%
7. 相談費用がない	48	5.6%
8. 相談後の継続受任費用に不安	34	4.0%
9. 他人に話して表沙汰になること恐れた	47	5.5%
10. 他人に話すこと自体が恥ずかしい	45	5.2%
11. 気持ちの部分で法律相談に抵抗がある	77	9.0%
12. その他	60	7.0%
無回答	101	11.8%
計	859	100.0%
④-1 弁護士への相談の紹介者		
	回答数	構成比
ア. 自治体・公的団体	68	12.3%
イ. 裁判所	24	4.3%
ウ. 知人、親戚	159	28.7%
エ. 法テラス	36	6.5%
オ. 弁護士会	20	3.6%
カ. その他	37	6.7%
無回答	210	37.9%
計	554	100.0%

④-2 何で調べたか		
	回答数	構成比
ア. 電話帳	70	12.6%
イ. インターネット	55	9.9%
ウ. その他	98	17.7%
無回答	331	59.7%
計	554	100.0%
⑤ 相談に来るまでの不安（複数回答可）		
	回答数	構成比
1. 自分の悩みが法律相談に当たるものか	144	12.9%
2. 聞きたいことを時間内に全部聞けるか	225	20.2%
3. 弁護士に話をよく聞いてもらえるか	188	16.8%
4. 弁護士に秘密を守ってもらえるか	53	4.7%
5. 相談費用がどのくらいか	166	14.9%
6. 相談後に継続受任してもらえるか	92	8.2%
7. 継続受任時の費用	161	14.4%
8. その他	14	1.3%
無回答	73	6.5%
計	1116	100.0%

3 法テラスについて

① 法テラスを知っていますか		
	回答数	構成比
1. はい	117	24.2%
2. いいえ	367	75.8%
計	484	100.0%
② 法テラスを何で知りましたか		
	回答数	構成比
1. 自治体・公的団体	32	17.0%
2. 裁判所	14	7.4%
3. マスコミ	35	18.5%
4. インターネット	18	9.5%
5. パンフレット	15	7.9%
6. 知人、親戚	25	13.2%

7. 弁護士会・弁護士	33	17.5%
8. その他	17	9.0%
計	189	100.0%
③ 法テラス業務の中で知っているものは？		
	回答数	構成比
1. 相談窓口の紹介及び相談予約	62	27.1%
2. 無料法律相談	109	47.6%
3. 特別の場合、無料の出張法律相談	6	2.6%
4. 資力が乏しい場合、弁護士費用等の立替え	47	20.5%
5. 犯罪被害者支援	5	2.2%
計	229	100.0%
④ 法テラスを利用したことがありますか		
	回答数	構成比
1. はい	30	9.5%
2. いいえ	287	90.5%
計	317	100.0%
⑤ 法テラスをどんな場合に利用しましたか		
	回答数	構成比
1. 法律相談窓口紹介を受け、相談予約をした	21	70.0%
2. 無料法律相談	3	10.0%
3. 弁護士費用の立替え	0	0%
4. 司法書士費用の立替え	0	0%
5. 犯罪被害者支援	0	0%
6. その他	6	20.0%
計	30	100.0%

4 弁護士過疎

① あなたの住む市町村内に弁護士事務所がありますか		
	回答数	構成比
1. ある	282	73.4%
2. ない	102	26.6%
計	384	100.0%

② 自治体や公的団体主催の弁護士上の法律相談を利用したことがありますか		
	回答数	構成比
1. はい	48	17.2%
2. いいえ	231	82.8%
計	279	100.0%
③ リーガルサービスとしてどんなことを望みますか		
	回答数	構成比
1. 地元に弁護士事務所を設置して欲しい	52	12.0%
2. 自治体に相談窓口を設置して欲しい	86	19.8%
3. 弁護士による法律相談会を増加して欲しい	194	44.7%
4. 法律相談案内をより周知させて欲しい	92	21.2%
5. その他	10	2.3%
計	434	100.0%

5 その他

① 弁護士・弁護士会に希望すること（複数回答可）		
	回答数	構成比
1. 日曜祭日の相談受付	167	20.2%
2. 平日夜間(午後5時以降)の相談受付	148	17.9%
3. 緊急の相談体制の設置	105	12.7%
4. 弁護士紹介サービスの体制を充実	87	10.5%
5. 弁護士費用がよく分かるようにして欲しい	227	27.4%
6. 自分の住む市町村内に出張しての相談会開催	40	4.8%
7. 自分の住む市町村内に弁護士常駐	48	5.8%
8. その他	6	0.7%
計	828	100.0%
② 自治体・公的団体に希望すること		
	回答数	構成比
1. 法律相談会の回数を増やして欲しい	174	34.8%
2. 夜間や休日の相談会の開催	123	24.6%
3. 相談時等に利用できる一時託児所の設置	27	5.4%
4. 弁護士の紹介・情報の提供	169	33.8%
5. その他	7	1.4%
計	500	100.0%

③ 裁判所に対する希望		
1. 休日や夜間の調停, 裁判の実施	回答数 139	構成比 63.7%
2. 過疎地に出張所を開くか, 自治体施設などを利用し ての調停, 裁判の実施	42	19.1%
3. 裁判所での用務中利用できる一時託児所の設置	17	7.7%
4. その他	21	9.5%
計	219	100.0%

6 自由アンケート記載欄

各専門分野の弁護士さんを紹介してほしい。
サイトでいろいろ調べましたが, 多重債務のことを専門に扱っている所が載っていないです。初めてだったので, 内北の弁護士に依頼しようと思っていました。(沖縄)
相談開始時刻が2回とも遅れている。30分5000円のはずですが・・・。
以前の相談で大変参考になりましたので, 今回も相談に来ました。これからも, より親切な対応をして頂きますようにお願いします。
破産の説明会に行きましたが, ビデオだけでよく理解できませんでした。もう少し分かりやすい口頭での説明があると思います。
弁護士費用に対して不満はありませんが, 30分に対して詳しく相談を聞き, 回答が欲しいです。5～10分ではなく30分時間を費やして欲しいです。
割と簡単な事件でも同じ料金でしょうか。
もう少し気軽に相談できればいいなあとと思います。
一人で, 夫婦二人で考えあぐねていても蒙昧のため, どうしようどうしようと迷ってズルズルと落ち込んでばかりで, 方向指示が確かめられそうな気がします。
本日, 相談に来て良かったと思います。ありがとうございました。
弁護士事務所に突然行きましたら, 紹介状を持ってこないと言われた。頼めるところがない。過去に弁護士に50万支払い契約したが, 1年間ほったらかされて, 別の弁護士に事情を話して電話をしてもらい, やっと仕事をしてくれた。もっと依頼者に対してちゃんとして欲しい。

社会的弱者？についての対応等は万全に近いものがあると思います。しかし、多忙で相談処理等大変なので、弁護士の資格のない仮相談員？みないなのを増やして、無料法律相談等を行ったりすることが可能であればやって欲しい！それと、法テラスという単語初めて知りました。
人権侵害が問題になっているにもかかわらず、罰がない。14歳以下にも社会奉仕等やった回数で罰を与えて欲しい（まずは罰を決める）
ここに来るまではちょっと不安な気持ちでした。話を聞いているうちに楽な気持ちになりました。難しいことが少し分かり、勉強になりました。ありがとうございました。
アンケートの結果どう変わるのかあるいは結果が分かるようにして欲しいと思いました。
相談内容の解決（進行方法）には弁護士によって違いがあるのか。もしあれば、複数の先生に内容を聞いてもらって、その中から自分に合いそうな先生にお願いしたほうが良いのかという点。
裁判で、判決までの時間が長くなる。もう少し期間を短縮できないか？

「弁護士過疎・弁護士アクセス障害問題」に関するアンケート (相談者・一般市民等用クロス集計表)

「年齢」と「相談内容」の関係

選択項目	総計		20歳未満		20代		30代		40代		50代		60歳以上	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1. 債務問題	190	32.8%	0	0.0%	24	35.3%	53	41.7%	36	31.6%	37	28.9%	39	28.3%
2. 交通事故	42	7.3%	1	50.0%	7	10.3%	7	5.5%	11	9.6%	11	8.6%	5	3.6%
3. 夫婦、親子	84	14.5%	0	0.0%	13	19.1%	24	18.9%	23	20.2%	13	10.2%	11	8.0%
4. 遺産問題	65	11.2%	0	0.0%	3	4.4%	5	3.9%	12	10.5%	20	15.6%	25	18.1%
5. 不動産	66	11.4%	0	0.0%	2	2.9%	7	5.5%	9	7.9%	15	11.7%	32	23.2%
6. その他	126	21.8%	1	50.0%	18	26.5%	29	22.8%	23	20.2%	31	24.3%	24	17.4%
無回答	6	1.0%	0	0.0%	1	1.5%	2	1.6%	0	0.0%	1	0.8%	2	1.4%
合計	579	100.0%	2	100.0%	68	100.0%	127	100.0%	114	100.0%	128	100.0%	138	100.0%

「性別」と「弁護士に相談するまでの期間」の関係

選択項目	総計		1. 男		2. 女	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1週間以内	109	19.7%	56	21.5%	53	18.0%
1ヶ月以内	132	23.8%	55	21.2%	77	26.2%
半年以内	108	19.5%	53	20.4%	55	18.7%
半年以上	139	25.1%	62	23.8%	77	26.2%
無回答	66	11.9%	34	13.1%	32	10.9%
合計	554	100.0%	260	100.0%	294	100.0%

「性別」と「長期間経過した理由(複数回答可)」の関係

選択項目	総計		1. 男		2. 女	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1. 弁護士への相談の必要を感じなかった	60	7.0%	38	9.8%	22	4.7%
2. 弁護士を知らなかった	59	6.9%	28	7.2%	31	6.6%
3. 法律相談の予約とれず	35	4.1%	16	4.1%	19	4.0%
4. 法律相談で解決できるか分からない	80	9.3%	36	9.3%	44	9.3%
5. 弁護士に相談すべきか分からない	109	12.7%	46	11.9%	63	13.3%
6. 相談費用に不安	104	12.1%	36	9.3%	68	14.4%
7. 相談費用がない	48	5.6%	22	5.7%	26	5.5%
8. 相談後の継続受任費用に不安	34	4.0%	11	2.8%	23	4.9%
9. 他人に話して表沙汰になること恐れた	47	5.5%	19	4.9%	28	5.9%
10. 他人に話すこと自体が恥ずかしい	45	5.2%	29	7.5%	16	3.4%
11. 気持ちの部分で法律相談に抵抗がある	77	9.0%	35	9.0%	42	8.9%
12. その他	60	7.0%	25	6.5%	35	7.4%
無回答	101	11.8%	46	11.9%	55	11.7%
合計	859	100.0%	387	100.0%	472	100.0%

「年齢」と「何で調べたか」の関係

選択項目	総計		20歳未満		20代		30代		40代		50代		60歳以上	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
ア. 電話帳	70	12.6%	0	0.0%	6	9.2%	13	10.6%	18	16.2%	19	15.8%	13	9.9%
イ. インターネット	55	9.9%	0	0.0%	8	12.3%	17	13.8%	17	15.3%	8	6.7%	5	3.8%
ウ. その他	98	17.7%	0	0.0%	4	6.2%	15	12.2%	21	18.9%	21	17.5%	36	27.5%
無回答	331	59.7%	2	100.0%	47	72.3%	78	63.4%	55	49.5%	72	60.0%	77	58.8%
合計	554	100.0%	2	100.0%	65	100.0%	123	100.0%	111	100.0%	120	100.0%	131	100.0%

＜自治体・公的団体用アンケート分析報告＞（回答集計表）

1 弁護士担当の法律相談会について

① 法律相談の回数及び相談者数はどの位を設定していますか。（回答255）

法律相談の回数	回答数	全体構成比	実施団体（168） 内での構成比
1ヶ月に4回	14	5.4%	8.3%
1ヶ月に3回	6	2.4%	3.6%
1ヶ月に2回	30	11.8%	17.9%
1ヶ月に1回	77	30.2%	45.8%
2ヶ月に1回	17	6.7%	10.1%
3ヶ月に1回	12	4.7%	7.1%
4ヶ月に1回	5	2%	3%
5ヶ月以上に1回	7	2.7%	4.2%
未実施	87	34.1%	

1回あたりの相談者数	回答数	構成比
3名以下	13	8.7%
4名	14	9.4%
5名	18	12.1%
6名	48	32.2%
7名	12	8.1%
8名以上	44	29.5%

② 相談の回数は足りていますか。（回答数170）

	選択肢	回答数	構成比
ア	現状で十分	112	65.9%
イ	足りない	34	20%
ウ	わからない	24	14.1%

選択肢イの「足りない」場合について希望回数（回答数30）

回答内容	回答数	構成比
1ヶ月に1回位にすべき	12	40%
1ヶ月に2回位にすべき	10	33.3%
1ヶ月に3回位にすべき	4	13.3%
1ヶ月に4回位にすべき	1	3.3%
2ヶ月に1回位にすべき	2	6.7%
3ヶ月に1回位にすべき	1	3.3%

③ 相談の内容について、どんな相談が多いですか（複数回答可）。（回答数 450）

	選択肢	回答数	構成比
ア	債務問題（多重債務等）	138	30.7%
イ	交通事故	3	0.6%
ウ	夫婦・親子問題	103	22.9%
エ	遺産・相続	121	26.9%
オ	不動産問題	53	11.8%
カ	その他	32	7.1%

〔選択肢カ「その他」の具体例〕

- イ 相談内容は把握していない。
- ロ 相隣、境界関係
- ハ 医療保険
- ニ その他実質的には債務問題又は夫婦問題に振り分けられる内容あり。

④ 弁護士担当の法律相談会は役立っていますか。（回答数 174）

	選択肢	回答数	構成比
ア	役立っている	149	85.6%
イ	あまり役立っていない	0	0%
ウ	よく分からない	17	9.8%
エ	その他	8	4.6%

〔選択肢ア「役立っている」理由の具体例〕

- イ 弁護士ならではの専門的で適切なアドバイスが得られるから。
- ロ 法的問題は行政では解決できないため。
- ハ 相談解決につながり相談者が納得して帰っているから。
- ニ 地域内に法律事務所がなく住民が身近に直接弁護士に相談できるから。
- ホ 無料の法律相談会だから低所得者層でも気軽に利用できるから。
- ヘ 住民の利用率が高いから。

〔選択肢エ「その他」の具体例〕

- イ 理解力のない人や生活困難世帯の人の相談後の対応をどうしていくのかが問題であり、相談へ行き宙に浮いているケースあり。
- ロ 相談者があまりいないので弁護士の先生に相談を断っている状況。
- ハ 相談内容及び結果を把握していないので分からない。

2 法律問題に関連する独自の相談体制（弁護士担当の法律相談会を除く。）について

① 法律問題に関連する独自の相談体制として、何かありますか（複数回答可）

（回答数 3 2 4）

選択肢				回答数	構成比
ア	ある	a	相談担当職員の配置	3 7	1 1 . 4 %
		b	相談窓口の設置	5 9	1 8 . 2 %
		c	相談担当職員等による相談又は紹介のシステム	4 3	1 3 . 2 %
		d	予算の計上	2 6	8 %
		e	その他	1 8	5 . 5 %
イ	ない			1 4 1	4 3 . 5 %

〔選択肢ア e「その他」の具体例〕

- イ 司法書士による無料法律相談（この回答が非常に多い。）
- ロ 人権・行政相談、心配ごと相談、登記相談、税金相談等
- ハ 消費生活相談員や専門協力者（調停員等）の設置
- ニ 法テラスとの共催

② 今後、独自の相談体制として何か設置する計画はありますか。（回答数 1 9 6）

選択肢				回答数	構成比
ア	ある	a	相談担当職員の配置	1	0 . 5 %
		b	相談窓口の設置	8	4 %
		c	相談担当職員等による相談又は紹介のシステム	3	1 . 5 %
		d	予算の計上	3	1 . 5 %
		e	その他	5	2 . 6 %
イ	ない			1 7 6	8 9 . 8 %

〔「e その他」の具体例〕

- イ 専門協力者の設置
- ロ 各種相談の窓口の一元化
- ハ 法律相談会の回数の増加を検討

③ （①の質問でアに○をした場合）住民の法律相談に対する担当職員の研修はありますか。（回答数 9 9）

	選択肢	回答数	構成比
ア	ある	2 2	2 2 . 2 %
イ	ない	7 7	7 7 . 8 %

選択肢アの「ある」場合について研修回数（回答数１２）

回答内容	回答数	構成比
１ヶ月に１回以上	１	８．３％
２ヶ月に１回	１	８．３％
３ヶ月に１回	１	８．３％
４ヶ月に１回	０	０％
５ヶ月以上に１回	９	７５％

- ④ （①の質問でアに○をした場合）住民の法律相談に対応するため、一般職員以外に、専門職員、専門協力者等（弁護士を除く。）は配置されていますか。（回答数９２）

	選択肢	回答数	構成比
ア	ある	４８	５２．２％
イ	ない	４４	４７．８％

選択肢アの「その専門分野の内容」についての回答内容
（回答数２７。ただし、自由記入。）

回答内容	回答数	構成比
司法書士の分野	５	１７．２％
税理士の分野	２	６．８％
社会保険労務士の分野	１	３．４％
行政書士の分野	１	３．４％
消費生活相談員の分野	３	１０．３％
民生・児童委員の分野	４	１３．７％
人権擁護委員の分野	４	１３．７％
行政相談員の分野	４	１３．７％
身体障害者相談員の分野	１	３．４％
母子福祉協力員の分野	１	３．４％
元調停委員の分野	１	３．４％
回答数合計	２７	１００％

３ 弁護士会で行う電話相談１１０番活動（クレサラ１１０番等）について

- ① １１０番活動の存在を知っていますか（新聞やテレビ等で広報しています）。
（回答数２５０）

	選択肢	回答数	構成比
ア	はい	１３９	５５．６％
イ	いいえ	１１１	４４．４％

- ② 弁護士会の１１０番活動の存在を相談者等に紹介したことはありますか。（回答数２３９）

	選択肢	回答数	構成比
ア	はい	５３	２２．２％
イ	いいえ	１８６	７７．８％

- ③ １１０番活動の日時や内容について弁護士会から直接連絡があった方がいいですか。（回答数２１３）

	選択肢	回答数	構成比
ア	はい	１５０	７０．４％
イ	いいえ	６３	２９．６％

〔選択肢アの「連絡方法」の具体例〕

- イ 年間計画表がよい。
- ロ 郵送（広報誌やホームページで住民に周知するには１ヶ月前には連絡をいただきたい）
- ハ 文書かメール（時間的余裕をもって）

４ 弁護士会との連携について

- ① 弁護士会との連携について、何かしていることはありますか。（回答数２５７）

	選択肢	回答数	構成比
ア	ある	５５	２１．４％
イ	特にない	２０２	７８．６％

選択肢アの「具体的な連携内容」についての回答

	選択肢	回答数	構成比
a	担当職員と弁護士との打合せ・懇談会	１７	３０．９％
b	弁護士による研修会	８	１４．５％
c	連携システムの設置（連絡協議会等）	９	１６．４％
d	その他	２１	３８．２％

〔選択肢d「その他」の具体例〕

- イ 法律相談センターの設置
- ロ 弁護士会主催の研修会に参加
- ハ 県社協「安心サポートセンター」の顧問弁護士

- ② 弁護士会との連携を特にしていない場合、そのことをどうお考えですか。（回答数２２０）

	選択肢	回答数	構成比
ア	今後は連携した方がよい	１２５	５６．８％
イ	今後も現状でよい	９５	４３．２％

選択肢アの「具体的な連携内容」についての回答

	選択肢	回答数	構成比
a	担当職員と弁護士との打合せ・懇談会	31	24.8%
b	弁護士による研修会	38	30.4%
c	連携システムの設置（連絡協議会等）	46	36.8%
d	その他	10	8%

[選択肢 d 「その他」の具体例]

- イ 相談員が相談できる体制
- ロ 顧問弁護士適任者紹介
- ハ 附属機関、各種委員会委員としての弁護士の推薦

5 弁護士及び弁護士会への希望について

- ① 自治体又は公的団体として、弁護士又は弁護士会に対し何か希望することはありますか。（回答数 243）

	選択肢	回答数	構成比
ア	ある	138	56.8%
イ	特にない	105	43.2%

選択肢アの「具体的な希望内容」についての回答

	選択肢	回答数	構成比
a	研修や講演会への弁護士の派遣	52	37.7%
b	法律相談会の増加への協力	52	37.7%
c	法律事務所の増加設置又は増加	23	16.7%
d	その他	11	7.9%

[選択肢 d 「その他」の具体例]

- イ 多重債務者への対応のための当番弁護士の配置
- ロ 相談しやすい雰囲気づくり
- ハ 弁護士会の電話がいつも話し中になっていて非常につながりにくい。何とかしてほしい。

- ② 住民への司法サービスについて、弁護士又は弁護士会に対し、自治体又は公的団体として何か希望されることがあれば、ご自由にお書き下さい。

回答内容	構成比
法律事務所の設置要請	17.9%
費用の点での減額・無料相談会の希望	39.2%
弁護士の対応・態度に対する不満	14.2%
弁護士による研修・啓発活動	10.7%
その他	18.0%

6 法テラス（司法支援センター）について

- ① 法テラス（司法支援センター）の業務内容が、①情報提供、②民事法律扶助、③国選弁護関連、④司法過疎対策、⑤犯罪被害者支援であることは、相談窓口担当者に周知されてますか。（回答数 242）

	選択肢	回答数	構成比
ア	はい	158	65.3%
イ	いいえ	84	34.7%

- ② 法テラスを相談者等に紹介したことはありますか。（回答数 230）

	選択肢	回答数	構成比
ア	はい（③の質問へ）	101	43.9%
イ	いいえ	129	56.1%

- ③ 法テラスを相談者等に紹介した主な理由は何ですか（複数回答可）。（回答数 150）

	選択肢	回答数	構成比
ア	法律相談窓口の紹介を受け、相談予約を取ってもらうため	57	38%
イ	資力要件を満たしていると思われ、無料法律相談を受けてもらうため	45	30%
ウ	資力要件を満たしていると思われ、弁護士費用を立て替えてもらうため	24	16%
エ	資力要件を満たしていると思われ、司法書士費用を立て替えてもらうため	8	5.3%
オ	犯罪被害者支援を受けてもらうため	2	1.3%
カ	その他	14	9.4%

〔選択肢カ「その他」の具体例〕

- イ 紹介の方法としては、窓口に備え置きパンフレットを使用（2件）、電話番号を紹介（1件）あり。
- ロ 機関としては、公的な総合・法律相談窓口の一つとして、又、いくつかある専門相談の選択の一つとして紹介。
- ハ 内容的には、多重債務、オウム関連の相談が挙げられている。
- ニ 効用として、的確なアドバイスが得られる、急を要した相談なので（急でも受けてもらえる機関として）紹介したが挙げられている。

- ④ 法テラスに何か希望することがありますか。

- イ 法テラスの広報について
行政側が、法テラスの利用についてよく理解していない、一般にも知ら

されていないなどから、法テラスの業務内容についての研修会や市民向け講座をもつとかパンフレットやチラシ（費用立替の宣伝）を配布するなどメディアを利用したPRなど工夫・拡大し、啓発活動をして周知徹底図ってほしいが多数（26の意見のうち11件）。

ロ 設置場所や相談の方法について

もう少し地域にとけ込んだ場所を要望、もう1ヶ所増やしてほしい、遠隔地で不便、専門知識による電話相談での問題解決、弁護士事務所の設置希望など5件。

ハ 資力要件について

相談や費用立替の資力要件が厳しい、全般的に無料相談が受けられる体制を検討してほしいとの感想・要望が3件。

ニ 相談窓口及びその後の対応について

情報提供だけでなく、つまこんだ形の相談体制をとって弁護士につないでほしい、又、窓口の力量に差があるので、現時点では弁護士会による窓口を増やすことが急務、電話で簡単な相談を受け弁護士相談が必要かどうかの判断ができるよう（弁護士につなぐ）にしてほしい、法テラスに紹介すると相談のたらい回しに感じられそうで心配など4件。

7 公設事務所（ひまわり基金法律事務所）のある自治体・公的団体について

① 公設事務所が設置されたことで、貴自治体・貴団体にとって、特に良かったことはありますか。（回答数46）

	選択肢	回答数	構成比
ア	ある	35	76.1%
イ	特にない	11	23.9%

選択肢アの「具体的に良かった点」についての回答

	選択肢	回答数	構成比
a	相談者等に公設事務所の弁護士を紹介しやすくなった研修や講演会への弁護士の派遣	31	88.6%
b	自治体・公的団体の職員が公設事務所の弁護士に相談できるようになった	2	5.7%
c	その他	2	5.7%

〔選択肢c「その他」の具体例〕

- イ 法律相談を身近なものと感じられるようになったこと
- ロ 弁護士過疎地からの脱却ができること

- ② 公設事務所が設置されたことで、周辺住民にとって、特に良かったことはありますか。（回答数 65）

	選択肢	回答数	構成比
ア	ある	56	86.2%
イ	特にない	9	13.8%

選択肢アの「具体的に良かった点」についての回答

	選択肢	回答数	構成比
a	遠方まで行かなくても弁護士の法律相談を近くで受けられる	31	53.5%
b	緊急の法律問題でもすぐに弁護士に相談できる	16	27.6%
c	気軽に弁護士に相談できるようになった	10	17.2%
d	その他	1	1.7%

〔選択肢 d 「その他」 の具体例〕

弁護士相談の機会が増えた。

- ③ 公設事務所に何か望むことはあれば、ご自由にお書き下さい。

イ 宣伝や周知徹底の希望（4件）

ロ 弁護士の増員や複数の公設事務所の設置を望むという数についての希望（2件）

ハ 弁護士の質（ベテランあるいは経験を積んだ弁護士の派遣、気軽に相談できる事務所）に関する希望（2件）

＜弁護士用アンケート回答集計表＞

1. アクセス障害の原因について

- ① あなたの経験で、依頼者や相談者が弁護士に対してアクセスをするにあたって、障害を感じている事例がありますか。（回答 161）

	回答数	構成比
ア, ある	141	87.6%
イ, ない	20	12.4%
計	161	100.0%

- ②（①でアを選択された方に伺います）アクセス障害の原因としてはどのようなものが大きいと思いますか。（複数回答可）（回答数 328）

1-② ある場合その原因		
	回答数	構成比
ア, 弁護士費用が高額(又は高額だと思われる)にならないかの不安	97	29.6%
イ, 弁護士に対する知識不足	95	29.0%
ウ, 相談・紹介窓口との連携不足, 又はよく機能していないこと	49	14.9%
エ, 弁護士が地域にいないこと(弁護士過疎)	69	21.0%
オ, その他	18	5.5%
計	328	100.0%

- ③ アクセス障害が主な原因で問題が解決ができなかった, あるいは時間がかかった等の事例があれば紹介して下さい。

(地理的問題など)

- ・離島, 遠隔地などの地理的問題で弁護士への依頼が遅れたり, できなかったりした例 (特に高齢者の悪質商法被害など) 7
- ・遠隔地のため, 弁護士も交通費等を心配して受任しにくいという指摘 2

(費用の不安の問題)

- ・弁護士費用を心配して弁護士への依頼が遅れたり, できなかったりした例 2

(本人訴訟, 非弁活動等による不適切処理の問題)

- ・本人訴訟での不適切処理の例 2
- ・多重債務等で事件屋, 暴力団等の介入を招き, あるいは弁護士でない者の不適切な助

言等のため結果的に損害を蒙っている例 2

(弁護士に対する情報不足の問題)

- ・多重債務問題，消費者金融負債，などを弁護士が扱うことを知らず、あるいは費用が高額であると誤解して結果的に高利の支払いをしている例など 7

(事例の内容，相手方との関係，弁護士側の事情等複合的問題)

- ・利害相反，事例的に負担が重く解決困難例，特殊な専門的分野の例で，弁護士に委任できない例 6

(その他)

- ・離婚、慰謝料など感情が絡む事件で、諸般の事情で弁護士にスムーズに依頼できず、本人が相手方宅に侵入し、放火未遂事件を起こした例 1
- ・全体的に手遅れの状態で相談に来るという印象ありという指摘 1

(回答数 28 であるが、ひとつの回答で複合的問題を指摘しているものがあり総数は一致しない。)

- ④アクセス障害を解消するためにどのような方策が重要だと思いますか。(複数回答可、但し、最も重要と思われるものを3つ以内で上げて下さい)
(回答数 370)

1. ④ 解消の方策(重要なもの3つ以内)		
	回答数	構成比
ア、法テラスとの連携を強める	15	4.1%
イ、弁護士についての情報の普及・広報活動(費用についての情報の普及)	102	27.6%
ウ、弁護士費用の明確化	39	10.5%
エ、各所での法律相談会の増設	44	11.9%
オ、公設事務所の増設	32	8.6%
カ、アクセスシステムの確立(各種窓口の弁護士への相談依頼をしやすくするための体制づくり)	76	20.5%
キ、自治体(相談窓口)との連携	53	14.3%
ク、その他	9	2.4%
計	370	100.0%

2. 法テラスとの関係（連携）について

①法テラスができてあなたの弁護士としての業務上変わったところがありますか。（回答数 156）

2-① 法テラスによる変化の有無		
	回答数	構成比
ア, ある	47	30.1%
イ, ない	109	69.9%
計	156	100.0%

②（①でアを選択された方に伺います）法テラスができて変わった部分はどのようなところですか。（回答数 68）

2-② 法テラスによる変化した部分(複数回答)		
	回答数	構成比
ア, 法テラスの紹介により相談者が増えた	2	2.9%
イ, 法律扶助事件が増えた	30	44.1%
ウ, 法律扶助が受けやすくなった	14	20.6%
エ, 法律扶助が受けにくくなった	4	5.9%
オ, 国選が受けやすくなった	1	1.5%
カ, 国選が受けにくくなった	10	14.7%
キ, その他	7	10.3%
計	68	100.0%

③法テラスに望むことはありますか。（複数回答、但し、最も重要と思われるものを3つ以内で上げて下さい）（回答数 297）

2-③ 法テラスに望むこと(重要なもの3つ以内)		
	回答数	構成比
ア, 国選の報酬基準を見直してもっと高くしてほしい	122	41.1%
イ, 扶助額を拡充してもっと高くしてほしい	80	26.9%
ウ, 扶助額基準を見直してもっと認められるようにしてほしい	32	10.8%

エ, 法律相談の充実(もっと回数をふやしてほしい)	16	5.4%
オ, 弁護士アクセス情報の提供を充実化してほしい	28	9.4%
カ, 犯罪被害者の救済の拡充	8	2.7%
キ, その他	11	3.7%
計	297	100.0%

3. 弁護士過疎の解消について

- ① 過疎地での法律事務所設置がこれまで進まなかった原因は何だと思いますか。
(複数回答, 但し, 最も重要と思われるものを3つ以内で上げて下さい)
(回答数 308)

3-① 過疎地設置が進まない理由(重要なもの3つ以内)		
	回答数	構成比
ア, 弁護士の家族の問題(子供の教育、家族の同意等)	87	28.2%
イ, 過疎地は事件数が少なくやっていけるか不安があるという問題	94	30.5%
ウ, 過疎地出身者以外はわざわざ居住地を構えなければならない	32	10.4%
エ, 交通の問題(弁護士にとって仕事と生活の両面で交通が不便)	65	21.1%
オ, その他	30	9.7%
計	308	100.0%

- ② 公設事務所(ひまわり基金法律事務所)はどの程度の過疎地まで設置すべきだと思いますか。(回答数 160)

3-② 公設事務所の設置程度		
	回答数	構成比
ア, 地裁支部所在地程度	75	46.9%
イ, 地裁支部所在地程度+独立簡易裁所在地	60	37.5%
ウ, 地裁の支部所在地程度+独立簡裁所在地+警察署所在地	6	3.8%
エ, その他	19	11.9%
計	160	100.0%

③過疎地法律事務所設置について弁護士会はどのような努力をすべきと考えますか。最も重要と思われるものを上げて下さい。（回答数 275）

3-③ 過疎地設置に対する弁護士会の努力(重要なもの 2 つ以内)		
	回答数	構成比
ア, 財政的支援	65	23.6%
イ, 広報活動(過疎地の宣伝と弁護士の募集を含む)	76	27.6%
ウ, 研修体制の充実	51	18.5%
エ, 過疎地法律事務所の経営に関する調査と情報の提供	69	25.1%
オ, その他	14	5.1%
計	275	100.0%

4. 弁護士大量増員時代と弁護士活動について

①弁護士増大の力は弁護士アクセス障害の解消に役立つと考えますか。
（回答数 161）

4-① 弁護士増大は解消に役立つか		
	回答数	構成比
ア, 考える	76	47.2%
イ, 考えない	46	28.6%
ウ, わからない	39	24.2%
計	161	100.0%

②（①でアを選択された方にお伺いします）特に何もせずに、現状のままで自然にアクセス障害は解消されると思いますか。（回答数 89）

4-② 自然に解消されるか		
	回答数	構成比
ア, はい	10	11.2%
イ, いいえ	67	75.3%
ウ, わからない	12	13.5%
計	89	100.0%

③（②でイを選択された方にお伺いします）具体的にはどんな努力や工夫が必要と思いますか。最も重要と思われるものを上げて下さい。（回答数 236）

4-③ 解消の具体的努力工夫(重要なもの 3 つ以内)		
	回答数	構成比
ア, 弁護士の仕事についての積極的アピール, 情報の提供	64	27.1%
イ, アクセス窓口の充実と連携の強化	52	22.0%
ウ, 常設の相談センター(弁護士常駐)の設置	33	14.0%
エ, 弁護士過疎地への法律事務所設置の促進	56	23.7%
オ, 各所での弁護士相談会の増設	25	10.6%
カ, その他	6	2.5%
計	236	100.0%

5. その他、お気づきの点がありましたら、自由にお書きください。

- ・ 弁護士から出向くこと①各地での法律相談会の増設②法律相談センターの増設③講演、寄稿等の積極的展開
- ・ 弁護士過疎＝弁護士のアクセス障害との視点は誤解を招きやすい。弁護士過疎地域でなくとも弁護士のアクセス障害は発生している。最も懸念すべきは、弁護士過疎解消＝弁護士アクセス障害＝弁護士大量増員となること
- ・ 弁護士過疎自体と「アクセス障害」とは一応別個の問題。あらかじめ一体視しているのではない。過疎が問題と言う弁護士は、自ら過疎地に行けばいい。しかし実際誰がいるのか。
- ・ 弁護士に対するアクセスの地域格差＝弁護士過疎だけでなく、都市における経済格差に基づくアクセス障害にも目を向けるべきである。
- ・ ①根本原因は、依頼者(これまで依頼者と想定されてなかった市民)の意向とのミスマッチです。彼らは市役所の苦情相談や生活困窮の相談と同じレベルで(いわば無償に近いレベルで)弁護士依頼できなくてはならないという確信があり、そういう事案はもともと受けられないものです。②そうでない事案もあるでしょうが、これは現状でも大半はすくい上げられているか、アクセスのために法テラス援助等があれば経済的に報いられるので、現状でも筋がおかしい事件でない限り、相当程度救済されているはずです。③弁護士過疎地域では、もともと事件数が少ないのですから、多少の増員で足ります。要するに大幅増員が役に立つという因果制はありません(私見)。

- ・①法科大学生、司法研修所における教育で、法テラスの活動、その他●●弁護活動の●●を取り入れる。②法テラスやその他●●●●活動の情報がもっと全員に提供する(ニュース、メールなど)
- ・「地方の方が収入がある」というのは随分知られるようになったと思うが、若い弁護士が地方に行くには、①事件処理のノウハウを学べない②相談相手がいない等専ら情報に関する不安が大きいです。これを解決する方法の一つは弁護士法人による地方展開だと思います。
- ・弁護士法人の支店を弁護士過疎地に出す場合に、日弁連から経済的援助が受けられる仕組みがあるとよい。
- ・①過疎地には情報が乏しい(情報格差)。例えば、絶版になっている専門書は入手困難。判例時報のバックナンバーも入手困難。(半●はDVDになっており、入手は容易。)
②また過疎地は情報や仕事が乏しいと過度に思われているという誤解。この2つが弁護士過疎の原因だと思います。
- ・弁護士を身近な存在だと印象づけることにつぎる。何か疑問、不安に思う法律問題があれば、すぐに相談へと考えるようなイメージ情報を発信すること。
- ・テレビの広報を日弁連の費用ですべき
- ・地元の意向を無視して、全国一律の客観的基準のみをもって弁護士過疎地を選定する手法を改めるべき。地元単位会の努力や成果を真摯に受け止めるべき
- ・過疎地で開業した弁護士は、会務活動がどうしても疎かになりがちであり、また弁護士間の交流の機会も少なく、情報不足や孤立という悩みを抱えることになる。弁護士会としては、会務活動のあり方について過疎地の弁護士が参加しやすい工夫(例えば委員会開催時間の配慮)をしたり、研修会の開催や地域の弁護士との交流会をひんばんに開いたりする等して、情報不足や孤立感を解消するよう努力する必要がある。単に個人の姿勢や資質の問題として考えるべきではない。
- ・行政書士、NPOなどの非弁活動を目的とした無料(法律)相談に対抗するためにも、弁護士会等が積極的に無料法律相談会(但し、担当弁護士には若干の手当支給)を展開する必要がある。
- ・法科大学院の授業の一環として無料法律相談を行い(弁護士教員が相談を聞き、学生が立ち会う)、これがテレビや新聞で報道されたところ、相談申込みが殺到したちまち予約満杯となりました。それだけ「相談をしたいがどこに行っていないかわからない」というニーズがあるという証左だと

- ・弁護士大量増員にもかかわらず、地裁支部・独立簡裁における弁護士は増えていない現状がある。被疑者国選や多重債務の問題を解決するためには、この点に改革・改善が必要となる。
- ・大量増員の対応には疑問(限界)を感じます。私は30代で過疎地で仕事する事も選択肢としてはありえなくはありません。ただ一番の障害は子どもの教育環境・生活環境です。子育てが終わるまでは難しいと思っています。その点、先日テレビで第一線を退いた医師が過疎地医療に取り組む姿を見ました。同医師は「過疎地での仕事は、豊富な知識・技術も必要な上に、その地区の住民の期待を一人で受ける重圧にも耐えねばならず、若い医師には荷が重い。自分のように第一線を退き、十分に経験のある人材(その頃には家族の問題もある程度解消している)が適任だと思う」と話していました。弁護士のも似た様な事がいえるのではないのでしょうか。若い人材に十分な経験を与えないまま過疎地に送り込むよりは、歴代会長経験者等からまず率先して過疎地に赴かれてはいかかかと思います。
- ・法律事務所が裁判所周辺にしか設置しづらい状況が変わらないと、物理的なアクセス障害は解消できない。
- ・市民に対して、弁護士に頼むとこんなことが解決できる、役に立つ、費用は●●的に決めることができるなど、宮崎県弁護士会としてのPRを強めるべきだと思います。
- ・弁護士が今のペースで増大していた場合、個々の弁護士に余裕がなくなり、かえって事件の多い都市部に集中する危険があると思われます。
- ・4の②に関しては、地裁支部についてはほうつておいても問題ないと思う。ただ沖縄でいえば宮古島はともかく石垣支部管内は離島が多く、石垣島に事務所が増加するだけでアクセスの問題が解決するかは不明。
- ・弁護士情報の公開を充実することや費用について法律援助制度の充実が必要
- ・弁護士過疎という表現は不正確だと思います。正しくは司法過疎と言うべきです。弁護士が少ないだけでなく、裁判所の支部が人的にも物的にも扱う事件も貧弱なのです。そこが解消されない限り、問題は解決しないと思います。
- ・弁護士費用が高いという偏見を解消するのはなかなかむずかしいと思われる。市民に「まず相談する。費用も聞いてみる。」という積極的姿勢が必要。弁護士としては、扶助について積極的に紹介する必要がある。弁護士には扶助を利用しない、紹介しない人もいます。
- ・公設事務所の増設が最も必要と思われます。

- ・ 弁護士が多ければアクセスの機会が増えるというものではないと思う。都市部でももっと早くアクセスしてくればという事案は多い。必要としている人にアクセスの機会が届くようにするのは、やはり情報では。自治体(特に過疎地で頼られている)や民間組織との連携が大事と思う。
- ・ 地域のネットワークグループの住民の形成を図る働きかけを呼びかけること。(医師ー町医者ー地域病院)
- ・ 司法研修所において、単位会をあげて、過疎地赴任、もしくは開業のための説明会を開いたり、単位会のホームページや日弁連のホームページで広報をもっと増やすことを考えてはどうかと思います。
- ・ 各県の状況は各県の弁護士が最も詳しいので、地裁より弁護士過疎の実情をアピールし最も適切な場所に公設事務所を設置するのが最も効果があると思う。

(●は判読不能な分)

過疎地体験レポート報告

谷 口 渉

第1 「体験レポート」企画の趣旨・目的

1 問題意識

ご存知のとおり、「ひまわり公設事務所」や法テラスの開業、4号対応地域事務所の開業等、弁護士過疎対策については既に一定の成果、前進がある。

しかしながら、これまでの司法改革・弁護士過疎対策の議論は、制度論が中心で、具体的に「無医村」地区にどう切り込んでいくのか、弁護士がいる地区でもなお存する「空白」をどうするのか等、いわば「各論」の議論にまでは手が回っていなかったように思われる。

われわれは、「ひまわり」でも「テラス」でもカバー出来ていない「無医村」地域ではどうなっているのか、法的問題が「無医村で自然治癒を待つような状態」で放置されているのではないかと、という問題意識で今回の体験レポートを実施した。

このような問題意識の契機となったのは、新聞等で報道された「西諸地区の自殺率の高さ」である。その原因の一つは、法的問題が「自然治癒を待つような状態」で放置されているということではないか、そしてその背景に弁護士へのアクセス障害の問題があるのではないかと考え、まずは利用者サイドの生の声を聞くことが現状を把握し、対策を立てる上でも重要な課題だと判断した。

2 体験レポートの実施内容

体験レポート班は、以上の問題意識をもって、次のような取り組みをした。

(1) 県内の3箇所の弁護士不在地域を訪問する。その際、以下のような交流を目指す

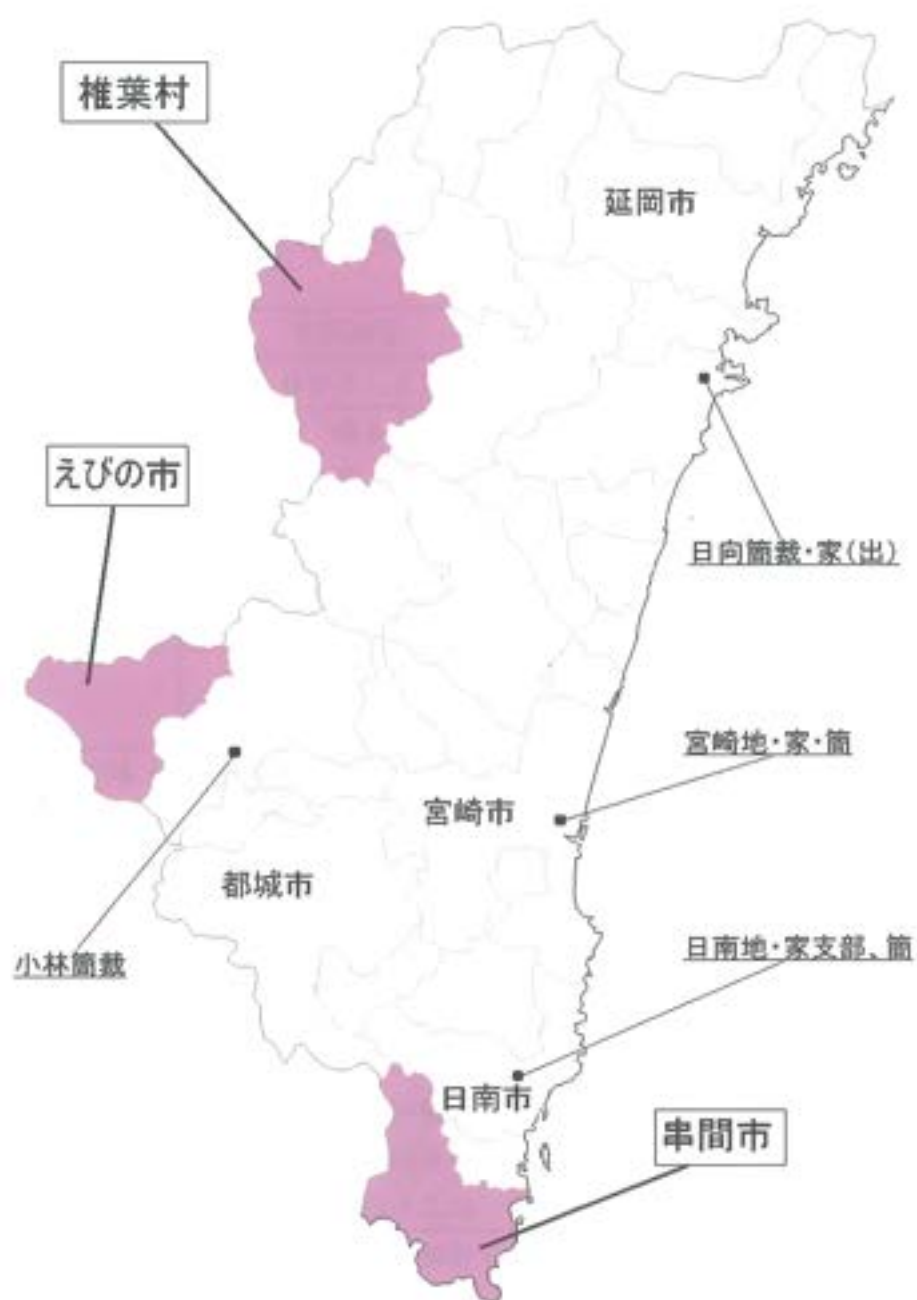
- ① 行政の相談窓口並びに相談員らから日頃の相談内容、相談を受ける際に困っていること、弁護士会への要望等を具体的に聞き出す。
- ② 住民と直接話をし、困りごとがあった場合の解決方法、弁護士へ相談するまでの壁、弁護士会への要望等を具体的に聞き出す。馴染みやすくするために、クイズコーナー、懇親会を持つ等して交流を深める。

(2) 訪問後、反応を見た上で、再度訪問する等新たな「仕掛け」を考える。

3 実施地域の選定

今回、体験レポート実施地域として、①えびの市、②串間市、③椎葉村の3ヶ所を選定した。各地域の概要は次のとおり。

	①えびの市	②串間市	③椎葉村
人 口	約2万2,500人	約2万1,500人	約3,300人
年齢構成	0～14歳 12.1% 15～64歳 54.2% 65～ 33.7%	0～14歳 12.3% 15～64歳 52.8% 65～ 34.9%	0～14歳 13.3% 15～64歳 50.6% 65～ 36.1%
男女比率	男 47.2% 女 52.8%	男 46.1% 女 53.9%	男 49.8% 女 50.2%
弁護士数	0名	0名	0名
司法書士数 (簡裁代理権)	6名 (2名)	2名 (1名)	0名
裁判所への アクセス	・本庁 車で60分 JRで130分 ・支部 車で30分 (都城) JRで70分 ・簡裁 車で (小林) JRで23分	・本庁 車で120分 JRで140分 ・支部 車で30分 (日南) JRで60分 ・簡裁 同上 (日南)	・本庁 車で210分 ・支部 車で140分 (延岡) ・簡裁 車で130分 (日向)
法律相談等 窓口	月1回の弁護士による 法律相談(社協主催)	・月1回の弁護士による 法律相談(社協主催) ・年6回の人権擁護委員 による法律相談	・年3回の弁護士による法 律相談(社協主催) ・月1回の心配ごと相談 (よろず相談、社協)
地域の特徴	・宮崎県最西端。熊本県、 鹿児島県との県境。 ・歴史的に文化は鹿児島 に近い。方言も「薩摩 弁」。 ・産業は農業中心。 ・観光地は京町温泉、え びの高原など。	・宮崎県最南端。鹿児島 県志布志市と接して おり、同市との交流が 盛ん。 ・産業は農業と林業中 心。 ・観光地は日南海岸沿い の幸島、都井岬等。	・宮崎県北西山間部。九 州山地の真ん中に位置 する。 ・産業は農業と林業中心。 ・平家落ち武者の言い伝え 有。 ・民謡「ひえつき節」の郷。



第2 体験レポートの実施

1 はじめに

(1) 事前調査

体験レポート班は、体験レポート実施に先立ち、次のような事前調査を行った。

調査対象者：社会福祉協議会（弁護士不在地域）が実施する無料法律相談の相談者（約130名）

調査方法：相談担当弁護士による聞き取り

調査事項：①困りごとがあったとき誰に相談するか？

②その人に相談した結果、解決したか？

③これまでに弁護士に相談すれば解決すると思ったことがあるか？

④実際に弁護士に相談したか？

⑤（④で相談しなかった人に）相談しなかった理由

⑥法テラス・法律扶助制度を知っているか？

(2) 調査結果

事前調査の結果の概要は、次のとおりであった。

① 困りごとがあるときに相談する相手

最も多かったのは親兄弟姉妹で全体の約25%だった。

次に社会福祉協議会が約20%、市町村の相談窓口が約15%だった。

② その人に相談した結果解決したか？

回答数79人中、54人が「解決しなかった」と回答

③ これまでに弁護士に相談すれば解決すると思ったことがあるか？

回答数109人中、79人が「ある」と回答。

④ 実際に相談したか？

回答数79人中、41人が「いいえ」と回答。

⑤（④で相談しなかった人に）相談しなかった理由（複数回答可）

- | | |
|-------------------|-----|
| ・お金をいくらとられるかわからない | 19人 |
| ・裁判沙汰にしたくない | 14人 |
| ・弁護士事務所に行くことに抵抗あり | 14人 |
| ・どこに行けばいいのか分らない | 14人 |

⑥ 法テラス・法律扶助制度を知っているか？

回答数 127 人中、法テラスを「知っている」は 15 人、法律扶助制度を「知っている」は 21 人、但し、法テラス・法律扶助の両方を知っている人はわずか 4 人であった。

(3) 予備知識

体験レポート班は、以上の事前調査結果から、次のような予備知識をもって、体験レポートに臨んだ。

- ・ 社会福祉協議会や市町村の窓口に相談する人は、合計約 35% 程度であること
- ・ 弁護士に相談したら解決すると考えても、実際には弁護士に相談しないケースが多いこと
- ・ 弁護士に相談しない理由には、情報不足（「お金をいくら取られるかわからない」、「どこに行けばいいのかわからない」）と心理的要因（「裁判沙汰にしたくない」、「弁護士事務所に抵抗あり」）があると予想できること
- ・ 法テラス・法律扶助制度の認知度が予想より低いこと

2 無料法律相談

実体験レポートでは、訪問地域の各社会福祉協議会において無料法律相談を実施した。各地での相談者数、相談内容の特徴は次のとおりであった。

- ・ えびの市 16 人 境界等の相隣関係に関する相談が多かった
- ・ 串間市 10 人 特に特徴はなかった
- ・ 椎葉村 21 人 家族（子供）の債務整理の相談が比較的多かった。

各地での相談の内、継続相談・受任となったのは合計 3 件であり、相談のほとんどが、1 回の相談で解決するものであった。

3 相談担当者との意見交換会

(1) えびの市

ア 参加者

行政相談員 2 名、人権擁護委員 1 名、女性相談員 7 名、心配ごと相談員 5 名、くらしのアドバイザー 3 名

イ 意見交換会における相談担当者らの意見、質問等

① 弁護士に相談した方がいいと思う場合、どうするか。

- ・ 社協の無料法律相談を紹介する
- ・ 「弁護士に相談した方がいい」という程度のアドバイスをする
- ・ よっぽどのことでないと弁護士への相談をアドバイスしない
- ・ どれくらい重大な問題になったら弁護士に相談した方がいいのか分からない
- ・ 弁護士費用がわからないのでアドバイスできない
- ・ 司法書士の心配ごと相談員に相談するよう助言する

② 弁護士相談を勧めても相談しないだろうと思う理由

(心理的要因)

- ・ 弁護士名簿を渡されても、会ったこともない弁護士に電話するにはとても勇気がいる。
- ・ 宮崎市内の弁護士を訪ねてみろと言われても、地理に詳しくないうえに、法律事務所を訪ねるのは心理的に相当な決意がいる。
- ・ 裁判を起こしたとなると、いつまでも「あの家は裁判をしたらしい」と言われる（孫の代まで噂される）。そのうえ、住民の移動が少ない地域なので、こうした噂はいつまでも温存される。
- ・ 相手が地元だと、たとえ弁護士に依頼して一旦解決したとしても、その後で直接仕返しに来たりするのではないかという不安
- ・ えびのの男性は、個人的な相談を人に打ち明けないことが美德とする傾向が強い。

(物理的要因)

・ 距離・時間の問題

えびの市内の相談であれば、若い人も仕事の合間を見つけて相談に来ることがあるが、宮崎市（又都城市）まで行くとなると、仕事を休むことを考えなければならない。

「若者は、足はあっても暇はない。年寄りには、暇はあっても足がない」

③ 相談員への情報提供度

- ・ 一度弁護士に相談したら、必ず依頼しなければならないのではないかという不安がある
- ・ 債務整理で弁護士介入後は債権者からの請求がとまることを知らない

- ・弁護士会主催法律相談の相談料を知らない
- ・社協の法律相談とその他の法律相談の違いがわからない
- ・法テラス、法律扶助制度を知らない（法テラスのリーフレットを配布したところ、「これを知っただけでも今日参加した甲斐があった。」という相談員もいた。）

ウ 参加弁護士の感想

えびの市の社協では、心配ごと相談等で地元住民の相談を受け付け、法律問題に関係があると考えられる場合には、まず、司法書士の心配ごと相談員に相談させ、その司法書士は弁護士に相談した方がいいと考える場合には、個人的に付き合いのある弁護士を紹介して相談させるという、一つの相談処理方法が確立されている。しかし、この司法書士も高齢であり、他に代わる人の目途はたっていない状態である。

また、市役所の相談窓口担当者は、月1回の社協の無料法律相談を紹介する以外に選択肢を持たず、法テラス、弁護士会等の法律相談の利用を促すことはほとんど考えられない状態である。

「若者は、足はあっても暇はない。年寄りには、暇はあっても足がない」という意見のとおり、物理的要因による障壁もさることながら、『あの家は裁判をしたらしい』と孫の代まで噂される。」という住民意識も大袈裟とも思えず、心理的要因による障壁は深刻なものがある。

(2) 串間市

ア 参加者

人権擁護委員4名、民生委員4名、老人ホームの相談担当者2名、中小企業相談所長1名、社会福祉士2名、市役所職員7名

イ 意見交換会における相談者らの意見、質問等

① 弁護士に相談した方がいいと思う場合、どうするか

- ・社協の法律相談を紹介
- ・個人的に弁護士を紹介することはない
- ・相談費用がいくらかかるかわからないので紹介し辛い
- ・法律的な相談は、法務局や公証人役場などへ行くよう助言する

- ・弁護士の顔をみたことがない（弁護士の顔を見たことが今回の一番の成果だった）
- ・相談先の選択肢として弁護士、弁護士会は思いつかない

② 弁護士相談を勧めても相談しないだろうと思う理由
（心理的要因）

- ・費用が高い
- ・トラブルが起きても、裁判沙汰にまではしたくないという気持ちは強い（問題が大袈裟になってしまう、伏せておきたいという意識がある）
- ・相談員に相談内容を話すことさえ、ためらう人が多い
- ・秘密がもれるのをおそれている
- ・弁護士に相談すると「くだらない」と怒られるのではと感じる
- ・有益な情報は無料で共有できるものという意識がある（お金を払って相談するという意識がない）

（物理的要因）

- ・串間の近くの日南市には、ひまわり事務所に弁護士が1人しかいない（H19.10現在、弁護士は2名になっている）。
- ・宮崎市まで出かけていくのは、距離・時間とも相当の負担となる。

③ 相談員への情報提供度

- ・法テラスを知らない
- ・相談内容によって相談料が違うのか？
- ・社会福祉協議会、法テラス、ひまわり事務所の関係がわからない。それらと各法律事務所の関係もわからない
- ・弁護士と司法書士の区別がわからない
- ・弁護士に相談すべきかどうかの判断ができない
- ・法律扶助を利用して問題を解決するメリットがわからない（新たに債務が増えるので、相談者には負担となる）
- ・債務整理の案件で弁護士介入により請求が止まることを知らない

ウ 参加弁護士の感想

相談員にとって、弁護士自体が身近な存在ではなく、弁護士、弁護士会、法テラス等に関する情報も不足している。情報不足と

いう点に関しては、相談員と地元住民とでそれほど差がないのではないかと感じた。そのため、相談員が弁護士相談を勧めるというケースは極めて少ないと考えられる。

また、地元住民には、「秘密を人に知られたくない。」という意識があると予想され、相談員にも相談できない者も相当存在すると予想される。

相談員にも相談できない者が弁護士、弁護士会、法テラス等に関する情報を持っているとは想像し辛く、相談員への情報提供不足は深刻だと感じる。

(3) 椎葉村

ア 参加者

行政相談員 1 名、役場職員 7 名、心配ごと相談員 4 名、民生委員・児童委員 9 名、特老施設職員 6 名、社協職員 8 名、包括支援センター職員 2 名

イ 意見交換会における相談者らの意見、質問等

① 弁護士に相談した方がいいと思う場合、どうするか

- ・ 社協の法律相談を紹介

② 弁護士相談を勧めても相談をしないだろうと思う理由

(心理的要因)

- ・ 弁護士費用が高いのではないかとすることが最も気になる
- ・ 村の中で、村民を相手に裁判を起こすという発想があまりない
(訴訟に関する質問より、成年後見等に関する質問や、破産に関する質問が多かった)

(物理的要因)

- ・ 弁護士のいる日向市まで 1 時間以上、地裁支部のある延岡には 2 時間以上かけて行く必要がある

③ 相談員への情報提供度

- ・ 法テラスを知っていた人は、参加者のうちわずか 2、3 名
- ・ 司法書士の仕事との区別がつかない
- ・ 弁護士費用について統一した基準があるのか？
- ・ 弁護士に電話をしただけでも費用がかかるのか？（その他、費

用に関する質問多数)

- ・宮崎県内の弁護士の専門分化の状況について
- ・弁護士に電話をすると必ず予約をしなければならないのか？
- ・電話での相談は出来ないのか？

ウ 参加弁護士の感想

いかに日常的に弁護士（だけでなく司法書士）に相談する機会がないかを知らされた。相談員の人たちでさえ、弁護士に対してはほとんど情報を持っていない状態ある。

従来から心配事相談を実施していたが、揉め事がある際に公平中立に話を聞くという姿勢を鮮明にするために、相談者の役職名を「第三者委員」としたとのことであった。地域住民間の揉め事を、地域の有識者が「第三者委員」として話を聞き解決を図るという一種のシステムができてるように思えた。平成18年度の相談が75件あり（人口3300人強の中では高い数字）、そのうち半分くらいが法律に関する相談で、さらにそのうち10件程度は延岡や日向の弁護士を紹介しているとのことであった。

弁護士は勿論、司法書士もいない中、登記の経験のある相談員に相談が結構来ており可能な相談には乗っているが、「資格がないのに相談に乗っていいのか、どこまで相談に乗っていいのか、不安をもっている」という発言があった。椎葉から弁護士のいる延岡、日向に出るには2時間以上の時間を要し、相談に出向くことは一日仕事であり、知識のある方に相談が集まるものと思われる。地元で専門家がない問題が顕著に出ていた。

「弁護士費用について統一した基準があるのか?」、「電話をしただけでもお金を取られるのか?」、「弁護士費用が高いということで心理的障害となっている」、といった発言があり、ここでも費用についての関心が高く、かつ、十分な理解がない状態で心理的な障壁になっていることが窺えた。

地理的なアクセス障害と関連するだろうが、相談に行って方向性を出してもらっただけで相談料が5000円というのは高いという印象がある、「電話相談で気軽にできないのか?」という発言があった。串間でも同様の意見があった。確かに、相談内容の振り分け程度のこと（例えば、調停を紹介する、少額訴訟を紹介するといった程度）であれば、無料の電話相談でまずふり分けるといったシステムがあつていいのではないか、という感想を持った。

関連して、「各弁護士の専門、強い分野が分からないと、相談するにも相談しにくい」という声があった。他の自治体でも出された意見であり、また、日弁連の司法シンポジウムでもパネラーから出た意見である。確かに、せっかく時間をかけて相談に行っても、「そのテーマについて自分は詳しくないから」という理由で断られるのでは徒労だろう。分野ごとの名簿作りが望まれる。

法テラスを知っていたと答えたのは30名中15名程であった。その中で、業務内容（弁護士費用を立て替えてもらえる等）を知っていたのは2、3名であった。実際に、法テラスを紹介したという人は0人であった。

日弁連作成の報酬基準の説明したパンフレットを持参したところ、「分かりやすくしてもらっているのだろうが、これでも理解しにくい」、「これを見ても分らない。」との声があり、他の参加者も頷いていた。相談員のレベルでそうなのだから、一般の方に理解してもらえるのは至難の業ということになる。情報をどう分かりやすくするのか、これからの一番の課題だと思えた。

4 地元住民との意見交換会

(1) えびの市

台風上陸のため中止。

(2) 串間市

クイズ大会を実施し、その後、温泉宿で懇親会。

（主な意見・質問）

- ・ 弁護士に専門分野があるのか？
- ・ 弁護士資格の更新というのはあるのか？
- ・ 弁護士費用の分割払いは可能か？
- ・ 弁護士に頼むといくらとられるかわからない。
- ・ 弁護士の顔を見ることができたのが一番の成果

(3) 椎葉村

実施せず。

第3 アフター企画

1 夜間電話法律相談

- (1) 県内3カ所の実体験レポート実施後、えびの市相談員の「若者は、足はあっても暇はない。年寄りも、暇はあっても足がない」等の貴重な意見をもとに、対象をえびの市及び串間市住民に限定した、夜間電話相談を実施した。

(2) 実施内容

実施日	平成19年9月18日～20日（3日間）
実施時間	午後6時～8時（2時間）
対象地域	えびの市、串間市
電話台数	4台（1日あたり）

(3) 実施結果

相談数	17件
地域別	えびの市6件、串間市11件
内容別	借金（6件）、離婚・相続・交通事故（各2件） その他（5件）

(4) 感想

ア 予想よりも相談数が少なかった。これは、広報活動が不十分であったためと考えられる。十分な広報活動をすれば相談数は劇的に増加する可能性がある。

イ 相談内容は、電話でのアドバイスで終了する内容が多く、このような相談は電話で対処する方が相談者に便利であり、また、弁護士にとっても遠方に出かけずにすみ便利である。

ウ 「自宅から社協まで距離があり、社協に行く足がない。」「社協の法律相談に行ったことを人に知られるのが困る。」など、電話でなければ相談できない人もおり、電話相談の需要はある。

2 相談窓口担当者への説明会の企画

体験レポート班は、各地での相談窓口担当者との意見交換会を通じて、相談窓口担当者の情報不足が深刻だと考え、相談窓口担当者を対象とする説明会を実施することが必要だと考えた。説明する内容は、弁護士費用の日安や法テラス、弁護士会法律相談等の相談ルートの案内等、簡単なもので、パンフレットを作成して配布することを計画している。

現在は、まだパンフレット試作段階である。

第4 まとめ

これまで、弁護士がいない地域への公設事務所の開設、日本司法支援センターの開設、社会福祉協議会との提携による出張法律相談の実施など、全ての住民が適切な司法サービスを楽しむことができる環境を作るという理念の実現のため様々な活動が行われてきた。

しかし、今回、弁護士過疎地で、地域の住民や相談員と直接交流した結果分かったことは、「月1回の出張法律相談はすぐ予約が埋まる。しかし、弁護士事務所まで相談を受けに行くには、老人には足が無く、若者には時間がない。」との言葉に象徴されるように、依然として「物理的（地理的）アクセス障害」は解消されておらず、現在の対策では不十分であるということであった。

さらに、今回浮き彫りになったのは、相談員が「相談者の多くは、弁護士に頼んだらいくらかかるか分からない、と考えている。」「我々自身、どのような問題であれば弁護士に相談するように言えばよいのか分からない。」と述べるなど、住民のみならず相談員においても、弁護士に対する偏見・誤解から生ずる「心理的アクセス障害」が存在することであった。

このハード・ソフトの両面で、弁護士へのアクセスが阻害されている現状を見る限り、「全ての住民に適切な司法サービス」という理念の実現はなお遠いと言わざるを得ない。

今回の選定地の一つであるえびの市は特に自殺率の高い地域であるが、その自殺原因には借金問題も多く、その意味でも、弁護士への物理的（地理的）・心理的アクセス障害を早期に解消する努力が、今まで以上に弁護士会には求められていると言える。

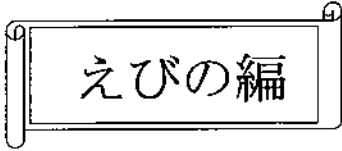
そのためには、

- ① 弁護士過疎地域で仕事を持つ住民が、気軽に弁護士に相談できるように、出張法律相談の回数を増加するとともに、休日出張相談ないし定例夜間電話相談を実施する。
- ② 相談窓口の担当者が適切な助言をできるように、相談機関や弁護士利用の案内を記載したパンフレットを作成・配布し、また、相談員が弁護士に直接アドバイスを受けられる体制を整える（例：FAXによる当番弁護士への相談）。
- ③ 相談窓口担当者と弁護士間のパイプを構築するために、相談窓口との定期的な懇談会を全県全市町村で実施する。

等の具体的方策を検討するなど、アクセス障害の解消については、地域の実情を踏まえた各論の議論を詰めていくべき段階に来ている。

以上

体 験 談



えびの編

< 雑 感 >

弁護士 新井貴博

私は、この度、体験レポート班のメンバーとして、えびの市にお邪魔し、同市の各種相談員の方々のお話を伺う機会を頂いた。

そこで話された内容は、「早急に対処が必要な事例でも、相談者に弁護士を薦めるのがためられる」という弁護士の心理的障壁の高さであり、最後に、ある相談員が述べていた「今日の収穫は法テラスを知ったこと。」との言葉に象徴される、我々弁護士の情報提供不足であった。

これらの問題は情報不足による誤解と偏見が原因であり、当会が責任を持ってその解消に努めることで、その大半は解決できるものであり、今後の我々の努力にかかっていると考える。

しかし、別の相談員が述べていた、「訴訟なんて起こすと孫の代まで語り継がれるという相談者もいる。」との言葉は、人の流動がない閉鎖的な地域における、紛争解決方法の限界を色濃く表しており、一朝一夕には除けない障壁である。

この問題についても、法教育に期待するしかないなどと抽象的な結論で逃げるのではなく、残された大きな課題として、これから当会でも十分議論してその解消に努める必要があると考える。

< 雑 感 2 >

弁護士 山田秀一

私は、今年の8月2日にえびの市へ実体験レポート班の一員として参加してきました。その「貴重な」体験の感想を述べてみたいと思います。

えびの市での意見交換会は、今回の実体験レポート企画（県内3箇所を巡る）の1回目でしたから、私たち自身も果たしてどんな反応があるのやら期待と不安が入り交じっていました。おまけに台風が九州に上陸するとかいうニュースが流れている日でしたので、幸先はあまり良いものではありませんでした。

えびのでは、意見交換会に先立って、無料法律相談も実施しました。法律相談は、4名の弁護士が4つの部屋に分かれて行ったのですが、4部屋も法律相談に適した部屋は無かったらしく、私に割り当てられた部屋は20畳くらいの和室で、南側の大きな窓からは雄大な山並みが見える何とも贅沢な部屋でした。法律相談にはあまり似合わないな、と正直思いました。そんな部屋の畳の上に机と椅子がしつらえてあって、相談者は入口でスリッパを脱いで、座る、そんなふうに相談が始まりました。相談の内容は今回は省略します。

一度に4名の弁護士が来て法律相談をするということは、えびの市の皆さんにとってもおそらく初めての経験だったと思いますが、私たち弁護士も4人一緒に同じ会場で相談を受けるのも初めてで、これは貴重な経験でした。また、4人だと気楽（相談はもちろん1人1人別々ですが）に参加できました。

法律相談の後意見交換会に移ったのですが、当初は参加者の皆さんは緊張されていたようで、なかなか「生」の声は出て来ませんでした。弁護士が向ける質問にきわめて「おとなしい」答えが返ってくるだけという感じで、司会の谷口先生やレポート班の責任者西田先生はここは焦っていたのかもしれませんが。何しろ弁護士側も初体験でしたから、お互いに緊張していたのだと思います。まして、相談員の人たちからすると、5名の弁護士がずらっと並んで、「さあ、どんどん意見を聞かせてください。」と言われても、「じゃあ」と気楽には話せないと思います。後で聞いたのですが、弁護士に会ったのは生まれて初めてという人も結構いました。

それでも、中には積極的にしゃべってくれる相談員の方もいらっしゃって、少しずつ「本音」が出てくるようになりました。私は、5名の弁護士の席の一番端に座っていたのですが、出席者の皆さんが少しずつ、「私もしゃべりたい。」という表情に変わって行くのがよく分かりました。最初は、司会者の質問にどちらかというと、下を向いて聞いていた皆さんが、次第に顔をこちらに向けて聞いてくれるようになっていくのが良く分かりました。

意見交換会が進むうちに、私や他の若手の弁護士も少し発言をしましたが、5人いれば、同じ弁護士でもしゃべり方も様々、年齢もいろいろ、結構おしゃべりな人もいるとかいないとか、皆さん弁護士を見比べて、「弁護士」というものを少し理解してもらったのではないかと思います。5人で一緒に行ったこともえびの市の皆さんにとっては良かったのかもしれません。

意見交換会終了後、その日はえびの市に泊まりました。残念ながらその日は、台風通過の影響で、避難勧告の出ている地域もあり地元の方たちと一緒に飲むことはできませんでした。次の機会には是非飲み会まで一緒にできたらと思います。

< えびの・番外編 >

弁護士 塩地陽介

【突然の呼出】

平成19年8月2日午後8時過ぎのことである。

その日は朝から宮崎県弁護士会の九弁連大会実体験レポート班所属弁護士5名が、県内の弁護士不在地域の一つであるえびの市に赴き、地元の相談担当者との意見交換会等をして、夜はえびの市に宿泊するという日であった。同日、宮崎県は台風に襲われ、暴風雨の中でレポート班と地元との交流会は決行された。

私はえびの班ではなく、翌日に同じ企画で椎葉村へ行く予定であったが、山間部にある椎葉村からは早々に企画のキャンセルの連絡があった。翌日の椎葉行きがなくなった私は、のんびりと事務所で残業に勤しんでいた。

そこへ、えびのへ行っていた同じ事務所の山田弁護士から、私の携帯に電話が入った。

「飲みに来ませんか？」

えびのへ行っていたレポート班は、地元との交流会を終えてホテルの近くで飲んでいただようである。盛り上がってきたところで、宮崎から私を呼び出そうという話になったようだ。

しかし、台風の中は宮崎市から抜けたとはいえ、まだ風は強く、時折思い出したように激しい雨も降っていた。宮崎市内からえびの市までは、高速道路を使っても1時間強かかる。どうも話を聞いていると、彼等は5時半ころから飲んでいらしい。

代わる代わる他の弁護士も電話に出て、「今来い」「すぐ来い」「塩地先生なら来てくれるはずだ」「タクシー代なら出してやる」「前言撤回、自分の車で来て一緒に泊まって明日帰れ」等々、かなりのハイテンションで、電話越しにでも相当のできあがり具合であることはわかった。

非常に楽しそうである。

残業なんかとっととやめて、一緒に飲みたい。

しかし、それからえびのに向かっても着くのは9時半過ぎで、そのころには彼等はすでに4時間近く飲んでいることになる。私が着くころまで同じテンションをキープしているとは、とても思えない。そこで、新井弁護士に「俺が行ったころにはみんな疲れてテンション下がってんじゃないの？」と聞いたが、「そんなことはありませんよ。絶対大丈夫です」と言うので、「絶対だな」と念押しして、即座に残業を切り上げ、台風の中えびのへ向かった。

【携帯バッテリー切れの罨】

途中、突風や思い出したような大雨に襲われつつも、予定どおり9時半過ぎに宿泊地場所として教えられていた京町観光ホテルに迎り着き（カーナビは便利です）、店の場所を聞こうと山田弁護士に電話をしようとしたら、私の携帯のバッテリーの充電が切れてしまった。

ピンチである。

こんな罨があったのか。

誰の仕業だ（私が充電してなかったからだが）。

わざわざ台風の中、えびのまで飲みに来たのに飲まずに帰るわけにもいくまい。そんなことになったら、末代までの恥である（そんな大袈裟な話ではない）。

電話がかけられないので困りつつも、酔っぱらった西田弁護士が「ホテルの近くの『ママの店』で飲んでいる」と言っていたのを思いだし、とにかくホテルから飲み屋のありそうな方向へ歩いて行って、「ママの店」を探すことにした。

【即座に発見】

そうしたら、大通りに出てすぐ「ママの味」という店があるじゃないですか。これは西田弁護士の間違いに違いないと即座に判断し、迷わず入店。いきなり座敷に乱入すると、

「ホントに来たのか」

「電話もなしにいきなり」

「よく場所がわかったな」

「来ると思わなかった」

「いやいや俺は来ると思っていましたよ」

等々、ちゃんと電話の時のテンションをキープして盛り上がったまま迎えてもらった。

【熱気】

乾杯もそこそこに、交流会の話を聞かせてもらった。

台風対応のために、予定されていたよりも人数は少なくなっていたようだが、相談担当者との交流会や、市民の法律相談は盛況だったようだ。

実際に、弁護士不在地区におけるアクセス障害は深刻なようで、まず、身近に弁護士がいないということで、「弁護士に相談する」という発想が市民のみならず相談員にも希薄であるということが一つの問題と言えそうである。

弁護士が派遣される社会福祉協議会の法律相談は実施されているが、若い人は平日の昼間は働いていて仕事を休めないのも、事実上、法律相談をする機会がないという事情もあるようだ。

そのほか、弁護士費用は高いという漠然としたイメージや、弁護士に相談して良いのかどうかというような悩みもあるようであり、弁護士の敷居の高さというものを体感できたようである。また、そもそも法律相談をするという習慣や発想がない人達にとっては、情報の対価として相談料を払うということ自体に抵抗があるのではないかなどの感想もあった。

そして、今回の交流を契機としてえびのを対象とした無料法律相談を実施しようという話が持ち上がり、その後、実際に「夜間電話相談」の実施へとつながったのである。

参加していた弁護士達にとって、交流会での生の声は間違いなく刺激になったようで、直後にその感想を聞いた私としても、台風の中、えびのまで行った甲斐があったというものである。



焼酎「明石仁右衛門」に酔いながら、深夜まで熱気のある議論は続き、えびのの夜は更けていった。

串間編

< 懇 親 会 >

弁護士 荒武善斉

串間市での相談員や一般の方との座談会の後、懇親会にも参加した。その中で、よく言われたのが、「弁護士さんというのは、もっと気難しい人が多いのかと思っていた。」「こんなに気さくな人たちだとは思わなかった。」「弁護士さんと知り合いになれてよかった。」ということだった。

確かに、参加メンバーは気さくに話をする人ばかりだったので、そのような印象を持たれたのかな、と感じた。

弁護士に対する心理的な垣根が少しでも低くなることに役立てたとしたら望外の喜びである。



懇親会の二次会では、私はさらにヒートアップした。セクハラの問題になった際に、「セクハラは受け取られ方の問題もある。例えばキムタクが言った言葉なら『カッコいい』ということになったとしても、変なおじさんに同じことを言われたら『気持ち悪い』ということになりかねない。真面目な感じのおじさんが、急に『今日はいい匂いがするねえ』とかいったら、ぞぞっと寒気を感じるだろう。セクハラと思わせないようにするためには、普段の努力が肝腎である。日常的にこのおじさんは変なことを言うしょうもないおやじであることをすりこんでいて、セクハラであることを感じさせないようにしなければならない。」とアドバイスした。

懇親会の前の相談員との意見交換会で、「今回弁護士さんと知り合ったけど、飲み屋とかで会って一緒に飲んだ際に法律的なことを聞いたら費用はかかりますか？」と聞かれ、「それは費用はいりません。ただし、酔っばらっているから責任は持てませんが。」と答えたとおり、前述のセクハラについてのアドバイスについては、全く責任は持てない。その他、色々変なことを言っていたが、詳細は忘れた。

二次会での私の言動で、弁護士に対する信頼感を失墜させたとしたら、とても悲しい。我が会はこういう人間ばかりではないことをご理解頂きたいと思う。

＜弁護士訪問の感想＞

串間市役所 職員

今回は、最難関の司法試験に合格した人達5人と話ができてよかったです。弁護士さんが今回のような活動をする事自体が意外でした。非常にいい経験ができたと思います。

意見交換会に参加した相談員らも「弁護士＝敷居が高い」というイメージを変える契機になったと話していました。法律は難しい、弁護士は日頃縁遠い人達と思っていた相談員も今回の意見交換会で認識が変わったようです。一般の人達も弁護士さんを身近に感じたようです。

行政としても、今回のような弁護士会による企画には、これからも協力していきたいと考えています。弁護士のいない地域にあっては、相談員とのパイプが太くなる取り組み（交流）が必要だと考えています。今後も、定期的な企画実施ができればよいと思います。また、弁護士の活動をもっと広報するとよいとも思います。

弁護士へ相談することについては、いくつかの壁があると思いますが、今回、新たに一つの「壁」を発見することができました。それは、市民の「情報に対する考え方・認識」です。市民は、普段の生活の中で、「情報（TV・ラジオ）は無料」であることが多く、「情報に対してお金を払う」という経験に乏しいものです。そういう意味で、弁護士に相談することは一般的でなく、「気軽にできるものではない」という認識なのだろうと思います。

総務課長の感想

市民の方々がいろんな悩み、心配ごとを抱え、その解決の手立てを見出せないでいる人も多くいるなあと改めて感じた。

法律的に解決する為には、弁護士に・・・

しかし、近くにいない。

しかも弁護士料が高い等などで身近な存在ではない。このような感覚を持っている市民が多い中で、今回の取り組みは非常に良かったと思う。今後も一般市民と弁護士との間が身近になる取り組みを。

行政と共に格差のない社会の構築を！！

椎葉編

< 500km走破 >

弁護士 西田隆二

シンポジウムの企画段階で、「司法過疎を言うのなら、地方の実情を実体験しなければ駄目だ」「地域住民の生の声を聞きたいというのなら、泊まってくるぐらいの構えがないと駄目だ」「宮崎から各論の議論を提起しよう」などと調子の良い話をする先輩（後藤、真早流）の口車に乗り、勢いで始めたのがこの企画であった。

ところがどっこい（案の定）、実際に対象市町村に申し入れをしたところ、警戒感がありあり。ただでさえ堅いイメージの弁護士が法律相談でもないのに来る、これだけで「嫌疑」は充分だったはず。そこで、各地域にゆかりのある会員に一声掛けてもらうことにしたところ、これが功を奏し、えびの市、串間市、椎葉村から受け入れを受諾頂いた。

最初のうちは、「ひょっとして、どっかのテレビ番組みたいに民泊させてもらえないだろうか」「公民館で車座になって、焼酎でも飲みながら、青年団や老人クラブの皆さんとざっくばらんな話をしたらどうか」等と夢描いていたが、そもそも顔も知らない、しかも「お堅い（と思われる）」弁護士を、いきなり泊めてくれるような話になるはずもなく、懇親会の設定も難しい感じだった。しかし、ここでめげないのが弁護士。何度か打ち合わせをする中で、少しずつうち解けてきた中で、「相談担当者の方だけでもいいですから、ざっくばらんな話をしたいのですが」などと食い下がり、何とか懇親会実施にまでたどりついた。

日程調整も大変だった。一泊二日になり、かつ弁護士5名程度という大人数、それを3カ所分まとめるのだから、日程も二転三転、調整は困難を極めた。その際、実に頼もしかったのは体験班（実体験レポート班の略称）の若手会員達だった。

全員嫌がらずに3カ所の振り分けに応じてくれた。実は、中心的に準備を進めてくれた谷口渉会員が「自分は全部行きます」と言ってくれたことから、文句を言える雰囲気ではなかったのは確かである。

【 えびの訪問 】

宮崎の夏と言えば「台風」。3カ所も行くのだからどれか一つ位はひょっとして・・・と思っていたところ、なんと、えびの市訪問の日に台風直撃、翌日が椎葉と続いており、2カ所とも中止か、という事態となった（実際、椎葉は延期となった）。

しかし、幸いえびの市は台風の進路から少し外れており、えびの市の影響はそれほどではなかったようで、「意見交換会と相談会は実施します」との連絡があり、予定されたメンバーは台風の中、時折ハンドルを取られる体験をしながら、えびの市へ向かった。

私は、都合により、後半の意見交換会からの参加になったが、そこで出された生の声は実に刺激的だった。「年寄りには、時間はあるが足がない。若い者は、足はあるが時間がない。（だから、法律相談にまでたどりつけない）」という韻を踏んだような発言、「裁判をすると、孫子の代まで、『あの家は裁判をした家だ』と言われる」という柳田国男も驚くような話等々、実際に足を運ばなければ分からないことが体験できた。特に印象的だったのは、法テラスのことがほとんど知られていなかったことである。来られていたのは、日常住民の相談に乗られる方々であり、その方々が法テラスを知らなければ普及するはずがないのであって、根本的問題があることを思い知った。

意見交換会は活発に進み、あっという間に2時間が経過した。その後、いよいよお楽しみの懇親会のはずだったが、台風の影響で、中止にせざるを得なかった。一般住民の方の参加も予定されていたので実に残念だった。しかし、と言うか、当然ながら、弁護士5名は予定どおり、同市の京町温泉に宿泊し、遅くまで、と言うか、次の日の明け方まで、昼間の衝撃的な体験を話題に飲み明かした。その場で、酒の勢いもあり、もう一度えびののに来て、今度は夜間法律相談をしようということが本決まりになった。その後、酔いが覚めて、「夜間電話相談」にトーンダウンしたが（電話の方がとりあえずの相談も含めてアクセスしやすいという狙いがあったことも事実である）、9月18日乃至20日の連続夜間電話相談として結実した。

なお、何故か、夕方、しかも夜の9時頃、遠路宮崎から駆けつけて懇親会のみに参加した会員がいたことを付記する（塩地会員体験記参照）。

【 串間市訪問 】

8月19日、日曜日、串間市を訪問した。地元の祭りが18日にあるとのことで、わざわざ日曜日に設定してもらった。日曜日だというのに、



串間市総務課の皆さんが課長以下総出で準備をして頂き、恐縮だった。

串間に昼前に着き、まず腹ごしらえをすべく入ったそば屋さんが実にまた印象的だった。自前の手打ちそばが美味しかったことは当然ながら、私達が弁護士であり、串間市の法律相談等の実情をうかがいに来たということを知るや否や、そば屋さんのある周辺地域の離婚や破産等の実情を事細かに話をされ、いきなり交換会となったことには驚きだった。そばを食べ終わる頃には、報告書のイメージができあがったと感じたのは私だけではなかったはずである。



勿論、その後の本番も盛り上がった。串間市では、老人大学に参加しておられる皆さんを中心に、20数名の一般の方が意見交換会に参加され、忌憚のない意見を出して頂いた。多く出た質問はやはり費用のことで、破産でも30万円くらいの費用が要ることについて受け止めは重かった。法テラスを利用すると半分程度ででき、返済も分割でよいと説明したが、それでも負担感があるという発言があり、印象的だった。引き続き、えびのでは実施できなかった

クイズコーナーも実現できた。

目論見どおり大盛況で、うち解けた雰囲気がつくれたと思う。その後の懇親会にムードが引き継げたのが大きかった。

夕方、場所を移して、いよいよ懇親会となった。印象的だったのは、「弁護士の顔を初めて間近で見た。顔が見えることが大事だ。顔が見えれば、相談しようかなという気持ちになる。今日の一番の成果だ」という発言だった。法テラスや地域の無料法律相談等、制度の整備が進んできているが、実際に気軽にアクセスするにはまずは「顔が見えること」が大切であること、特に地方ではそのような初歩的なアプローチが必要であることを実感した。1人1人感想を述べて頂き、楽しい宴が続いた。その後、盛り上がって、串間の繁華街に繰り出したことは言うまでもない。

なお、宿泊した「やすらぎの里」の温泉の泉質が良かったことを付記する（「美人の湯」と言うらしいが、「猫に小判」であったことは言うまでもない）。

【 椎葉訪問 】

台風のために延期となった椎葉訪問が実現したのは、9月14日だった。準備を始めてから実に4ヶ月、何とか3カ所目の訪問が実現した。

ところが、この日も直前から大雨となり、道路が通れるか、不安を抱えての行程だった。不安はすぐに的中。宮崎市街地を出て、宮崎西インターから西都市に向かおうとしたところ、「宮崎西～西都間通行止」。前途多難を思わせた。

気を取り直して一般道を通り北上。途中、広域農道を使ったことから時間が短縮でき、順調に進んでいた。調子に乗って、さらに近道を行こうとしたことが新たな難関を招いた。

ここで、写真を見て頂きたい。倒木を抱え上げている人物がいる。谷口渉会員である。そう、倒木で道が塞がれていたのであるが、引き返すわけにもいかず、強行突破を決断したのである。車の持主であった真早流会員からの提案であり、運転手の私も気楽だった。写真のとおり、谷口会員が倒木を重量挙げのように持ちあげ、その下をくぐったのである。写真に水滴が見えるが、私が運転しながら衝撃の瞬間を撮影したのである。



このようにして、何とか辿り着いたのであるが、所要時間3時間30分、やはり椎葉は遠かった。しかし、それだけの甲斐があった。

意見交換会の参加者が約30名。法律相談が実に21名。人口が約3300人だから、全体の2%近い方と話をしたことになる。

弁護士のいる日向市まで約2時間を要し、かつ道が狭く、法律相談までの道のりは文字どおり「遠い」のである。そのため、相談窓口担当者の方々の苦労は並大抵でない。聞くところによると、従来から心配事相談を実施していたが、揉め事がある際に公平中立に話を聞くという姿勢を鮮明にするために、相談者の役職名を「第三者委員」としたとのことであった。地域住民間の揉め事を、地域の有識者が「第三者委員」として話を聞き解決を図るというシステムができているように思えた。



平成18年度の相談が75件もあっているとのことであった(人口3300人強の中では高い数字)。

また、ここでも法テラスの認知度について質問したのだが、ここで気付いたのが実際に利用する際の不便である。仮に、椎葉の住民が法テラスの定例無料相談を利用する際、往復7時間

を掛けて宮崎市まで行かなければならないのである。法テラスの地域事務所が県北にも無ければ、とても気軽に利用して下さい等とは言えないのである。

以上駆け足で報告した。この間の走行距離は500kmを超えた。半分冗談のような話から始まった企画であったが、思った以上の成果が得られた。我々が想像していた以上に、弁護士上の守備範囲は広がったというのが実感である。勿論、法テラスもそうだし、裁判所もそうである。「民事刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現すること」（総合法律支援法第2条）ができるよう「各論」の議論を進めなくてははいけないと痛感した。以上

（以下は後日、弁護士会に届いたお礼の手紙です）

感 謝

宮崎県弁護士会から5名の先生方が来村され相談員研修会並びに法律個別面談が開催されました。

この相談員研修会につきましては、本年6月に県弁護士会から依頼がありました「弁護士過疎、弁護士アクセス障害問題に関するアンケート」の報告がきっかけだったように思います。そのアンケートの中に、興味深い項目がかなりあり、弁護士過疎に悩む本村にとっては絶好の機会と判断し、アンケートに答えました。「法律問題に関連する独自の相談体制について」という設問があり、「当会においては心配ごと相談員による相談会を年12回開催して対応している。」ことを回答しました。相談内容は多重債務、山林境界、財産登記等ありますが、継続性がなく中途キャンセルのケースもあり、実際は弁護士の先生まで相談を依頼するケースは非常に少ない訳でございます。他の原因として「どうも敷居が高い。」「利用料金が支払いできるだろうか」「この程度で相談に乗ってくれるだろうか。」との不安感があります。また、周りが気になるようで「何の相談に来つとじゃろうかと思われたらなかなか相談に行けない。」とのこと。利用者には「自分の事でしょうが。」と言って弁護士の先生を紹介しているのが現状であります。

現在、当会が実施しています法律に関する相談につきましては、「弁護士無料相談」が年3回と「県高齢者総合相談センターの派遣による法律相談」が年1回しかなく、利用者にとっては非常に少ない状況にあるのは確かです。

今回、予想もしていなかった訳ですが、突然、県弁護士会の先生より相談研修会の依頼を受け、当社協会長へその旨を説明し了承を頂き、相談員研修会を開催することになりました。開催に万全を期して望んでいましたが、台風5号が本県を直撃し延期となりました。しかしながら個別相談を数件受けていましたので、再度開催に向けて準備し開催することができました。

先生の方々より相談員に対しまして「法テラス」「成年後見制度」につきまして詳細に講義を頂き大変勉強になったことと思いますし、特に法律個別面談が20名と今までにない件数がありました。相談終了後、利用者から「本当に相談して良かった。」、「心配ごとが解消された感じ。」などの言葉を頂いたこと、この機会に先生方を身近に感じたことなど、相談会を開催して頂き大変感謝しているところでございます。

これから先、弁護士相談事業につきまして、その重要性並びに事業展開をどのように進めていかなくてはならないかを再認識したところでございますし、まだまだ利用者には法律相談が浸透していない面が多々あろうかと存じますので、広報活動等を通じまして浸透させていく所存でございます。

最後に、第60回九州弁護士会連合会定期大会の盛会をお祈り申し上げますとともに、先生方々のますますのご健勝とご多幸を重ねてお祈り申し上げます。ありがとうございました。

社会福祉法人椎葉村社会福祉協議会
事務局長 椎 葉 文 典

「法テラス 1 年目の成果と課題」

日本司法支援センター宮崎地方事務所

事務局長 齋 藤 義 典

1 法テラスが業務を開始して 1 年が経とうとしております。

法制度や相談窓口を紹介する情報提供業務は、全く新しい業務であり、8 月末現在で宮崎地方事務所での電話及び面談の件数は 1 3 0 0 件を超えています。

この件数には、当事務所で行っています民事法律扶助相談援助の予約をしたものは含まれていませんので、同援助の 8 月末の実施件数が約 6 0 0 件ですので、1 0 か月で約 2 0 0 0 件弱の法的トラブルに関する問い合わせが当事務所に寄せられたことになります。

案件の内訳としましては、4 割強が債務関係、1 割強が夫婦関係、次いで相続関係、借地借家、不動産関係となっています。

また、多くの方は無料で法律相談を受けられる窓口を希望されており、当事務所の法律相談援助予約に移行するケースが多く、それ以外では市町村の社会福祉協議会で行われている無料法律相談の窓口や、督促が厳しかったり、支払日が近い等の事情で早期の相談を望まれる方へ民事法律扶助の契約弁護士事務所を案内するというケースが大半を占めています。

2 (財) 法律扶助協会平成 1 8 年度事業報告書によりますと、平成 1 8 年 4 月から 9 月までの 6 か月間の宮崎における代理援助開始決定件数は、2 3 9 件でした。

法テラス宮崎での同件数は今年 8 月末で約 8 0 0 件となっていますので、約 2 倍の件数増加となっています。

また、法律相談援助は扶助協会の同期間内の件数が 3 4 6 件に対し、法テラス宮崎では約 1 4 0 0 件こちらも 2 倍以上の増加となっています。

これは、法律相談援助を扶助協会時代には宮崎県弁護士会館で週 1 回で行っていたものが、法テラス宮崎では、週 3 回 (3 月までは週 2 回) に増やせたことが大きな原因となっていると思われます。

3 上記のとおり件数が増加していることは、一定の成果と言えるのですが、法テラスの存在は、認知されているところまで至っていません。

先日、宮崎県内の、ある地区の役場及び社会福祉協議会を訪問したのですが、「法テラスの存在自体を知りませんでした」という所もありましたし、当事務所の副所長も別の所でそういう話を聞いたということでした。

地域で相談を受ける部署であってもそうなのですから、一般の方には殆ど知られていないのが実情ですので、いかにして法テラスというものを広報していくかが、今一番の課題となっています。

4 一般の方に法テラスを知っていただくと、更に民事法律扶助の件数が増加することが考えられますが、上記1で述べましたとおり契約弁護士事務所を紹介するケースも相当数あります。しかし、紹介した事務所で予約が取れなかったため、別の事務所を紹介してもらいたいと再度電話されてくる方がいます。

宮崎市内や近郊の方であれば、契約弁護士も多いため再度の紹介ができるのですが、都城、延岡では困難な場合があり、それ以外の地域では一層困難な状況にあります。

そういった事件数増加に対応するためにも、宮崎地方事務所への常勤弁護士配置がもう一つの大きな課題となっています。

援助開始事件内訳

(平成18年10月2日～平成19年8月31日)

	事 件 名	件 数
債 務 整 理 関 係	自己破産申立	420
	任意整理	177
	民事再生手続申立	67
	不当利得返還請求	2
	債務不存在確認	3
損 害 賠 償	損害賠償請求	19
	(医) 損害賠償請求	4
	(交) 損害賠償請求	6
	慰謝料請求	13
金 銭 請 求	貸金請求	8
	報酬金請求	1
	未払賃金請求	4
	リース料請求	1
民 事 そ の 他 請 求	請求異議	1
	詐欺行為取消請求	1
	自動車返還請求	1
	建物明渡請求	2
	地位確認等請求	1

	事 件 名	件 数
家 事 関 係	離婚等請求	46
	婚姻費用分担請求	2
	養育費請求	1
	監護者指定	2
	面接交渉	1
	認知請求	2
	親子関係不存在確認	1
	相続確認請求	1
	遺産分割請求	1
	成年後見人申立	4
そ の 他	強制執行申立	2
	仮差押申立	1
	差押範囲変更申立	1
	審判前保全	2
	保護命令	1
	証拠保全	1
	不動産仮処分	1
	地位保全仮処分	1
合 計		802

電話及び面接情報提供内訳

相談件名	累計
借金等 債務関係	551
過払金返還請求	25
貸 金	21
請負代金・売掛金・債権回収	11
医療関係(医療過誤、損害賠償、契約等)	12
交通事故(損害賠償等)	18
保険関係(交通)	11
保険関係(生命・医療・火災等)	8
損害賠償(慰謝料等)	13
建築関係	6
借地借家	53
不動産(売買・登記・境界等)	47
会社に関するもの	15
雇用関係(雇用・賃金・退職金・雇用・失業保険等)	34
職場に関するもの	4
夫婦関係(離婚等)	159
DV	3
子(親権・養育費等)	15
戸籍関係	4
相続(分割・放棄・遺言等)	61
親族関係(含後見)	18
人権	9
セクハラ・ストーカー	6
嫌がらせ・いじめ等	11
福祉・社会保険・年金	17
行政関係	10
動物をめぐるトラブル	6
放置車両	2
公害関係(公害・アスベスト・騒音)	5
税金関係	4
弁護士・司法書士の紹介	7
民事法律扶助(予約を除く)	9
犯罪被害者	10
その他(民事関係)	83
その他(その他)	48
その他(刑事・少年)	29
合 計	1345

法テラス事務所での民事法律扶助相談援助

相談件名	累計
借金等 債務関係	379
過払金返還請求	6
貸 金	4
請負代金・売掛金・債権回収	4
医療関係(医療過誤、損害賠償、契約等)	14
交通事故(損害賠償等)	14
保険関係(交通)	2
保険関係(生命・医療・火災等)	0
損害賠償(慰謝料含)	21
建築関係	2
借地借家	10
不動産(売買・登記・境界等)	10
会社に関するもの	0
雇用関係(雇用・賃金・退職金・雇用・失業保険等)	16
職場に関するもの	1
夫婦関係(離婚等)	62
DV	0
子(親権・養育費等)	5
戸籍関係	0
相続(分割・放棄・遺言等)	11
親族関係(含後見)	11
人権	0
セクハラ・ストーカー	0
嫌がらせ・いじめ等	3
福祉・社会保険・年金	0
行政関係	0
動物をめぐるトラブル	0
放置車両	0
公害関係(公害・アスベスト・騒音)	1
税金関係	0
弁護士・司法書士の紹介等	1
民事法律扶助(予約を除く)	0
犯罪被害者	0
その他(民事関係)	13
その他(その他)	6
その他(刑事・少年)	2
合 計	598

【九弁連大会プレシンポ 報告書】

- 日 時：平成 19 年 9 月 8 日（土）午後 1 時～ 3 時
場 所：宮崎県弁護士会
- 開 催 趣 旨：九弁連大会当日のパネルディスカッションの充実化・具体化を図るべく、大会テーマである「弁護士過疎および弁護士アクセス障害」につき、パネリスト全員の問題意識の掘り起こしを図った。
- パネリスト紹介：①幸田雅弘（福岡県弁護士会会員，元日弁連公設事務所法律相談委員会委員長）
②隈部智代（消費生活アドバイザー）
③斎藤義典（法テラス宮崎局長）
④満尾照彦（小林保健所総務課長）
⑤五嶋俊信（宮崎県弁護士会会員，日向入郷地区ひまわり基金法律事務所所長）
⑥谷口渉（宮崎県弁護士会会員，過疎地体験レポート班責任者）
- 参 加 者：宮崎県弁護士会会員



第1 地方における弁護士過疎・弁護士アクセス障害の実情について

谷口：宮崎県弁護士会では、大会シンポジウムに向けて、実際に弁護士過疎地3箇所に行って、現場の相談担当者との意見交換会や無料相談会などを実施した。

その経験から感じたことは、まず、情報の偏在である。現実的に弁護士へのアクセス方法は、社会福祉協議会での相談しかない。相談担当者が、法テラスを知らず、社会福祉協議以外で弁護士につなぐ方法を知らない。

また、心理的アクセス障害もある。弁護士を初めて見たと言う人が多く、困ったときに弁護士に相談するという発想自体がない。社会福祉協議会の相談へ行くことさえ、知り合いに見られることを恐れる。裁判をすると地域で噂になり、孫の代まで言われる。実際、無料法律相談を実施したが、「裁判しかない」とアドバイスしても、「絶対に嫌」という状態だった。

心理的負担解消のためには、匿名性の保証される相談体制が必要である。宮崎県弁護士会では、夜間無料匿名法律相談を試験的に実施する予定であり、シンポジウムではその報告もできると思う。

五嶋：平成17年8月から、日向入郷地区ひまわり事務所を開設し、クレサラ事件だけでなく、多くの民事・刑事事件を担当している。

日向入郷地区だけでなく、延岡地区の事件・相談も数多く来ている。

しかし、県北地区では、弁護士がまだ足りない実感がある。社会福祉協議会経由での相談も多いので、連携を強める必要がある。過疎地であればあるほど、地元をカバーしているのは社会福祉協議会ではないか。

隈部：ただ、一般市民は、社会福祉協議会は社会福祉を担当していて、法律相談とは関係ないと思っている。

社会福祉協議会の相談だけでは不十分である。

第2 弁護士過疎・弁護士アクセス障害の解決に対する弁護士の姿勢について

幸田：いままでは弁護士は「待ち」の仕事で、依頼者が事務所まで相談に来てくれるという姿勢だった。これからは弁護士が過疎の現場まで駆けつけていく視点を持つ必要もある。

長年、日弁連の公設事務所開設に携わって来たが、いままでの日弁連は、弁護士の数が足りないという量の問題として捉えていた。

しかし、公設事務所に弁護士を1人置いても、問題は多く残る。弁護士を過疎地域に置くだけでなく、他の地域の弁護士も過疎地域に駆けつけていく姿勢やサービスの内容といった質の観点にも目を向けなければならない。

この視点は、6月の日弁連シンポとの違いにもなる。

福岡県弁護士会では多重債務問題相談は無料化し、テレビコマーシャルを行っている。そのような分野ごとの対策が必要だ。

また、福岡県弁護士会は、県下の自治体に行き、職員全体への啓蒙のためのキャンペーンをしており、多重債務問題だけでなく多くの法律问题（生活保護・成年後見・DV・PTAトラブルなど）があることが認識され、職員からの反響も大きい。

第3 西諸地区における自殺対策の取り組みについて

満尾：えびの市、小林市ほか西諸地区では、自殺率は人口10万人あたり50名くらいとなっており、全国平均の2倍の高さである。

食べ物も美味しく、気候も温暖で過ごしやすいこの地区で、なぜ自殺率が高いのか。

相談できる人がいないことが自殺の大きな原因と考え、「1人で悩まないで」ということをテーマに、国のモデル事業として自殺防止に取り組んでいる。

自殺対策は特別なことではない。1段階目として地域づくり、2段階目としてハイリスク者対策、3段階目として自殺者遺族対策と分類して実施している。

具体的には、「西諸地域自殺対策協議会」を立ち上げ、57グループによるサポート体制をとっており、社会全体で自殺防止に取り組んでいる。例えば、行政のキーパーソン研修、サポーター（ボランティア）育成、医師・看護師に

よるスクリーニングや遺族のピア・カウンセリングなどを行なっている。

多重債務問題などが自殺につながっている可能性もあり、法律家の参加も必要不可欠と考えているが、地域に弁護士がいないため、実現できないでいる。



第4 市民の視線からの弁護士像について

隈部：一般市民からすると、弁護士の存在自体が遠い存在である。

いままでは、弁護士のほうからの広報活動が不足していた。

「無料相談をします」と言うだけでは、広報とはいえない。

弁護士のほうからもっと働きかける必要がある。

たとえば、敷金が法律問題で、弁護士などの専門家に頼めばほとんど全額戻ってくることを知らない人が多い。

テレビ局などで積極的な広報をしてもらって、わかりやすく、具体的にどのような法律問題があり、弁護士に相談すれば解決できるんだということを教えてもらいたい。

満尾：広報戦略としては、2つに分けて考える必要がある。

まず、一般市民向けの広報であり、わかりやすく親しみやすいものが望ましい。

次に、キーパーソン向けの広報であり、より内容的に充実したものが臨まれる。事例集などがあると、一番ありがたい。

幸田：一般市民向けの広報としては、見る側の立場に立って、見た瞬間にわかるような具体的なテーマが必要である。

福岡県弁護士会の多重債務のテレビコマーシャルは、この点を考慮したものである。

また、困った人たちの直接の相手をするキーパーソンへの研修や意見交換が必要である。しかも、分野別の協議会（例えば、予定されている多重債務問題協議会など）が必要である。

高齢者など相談に時間がかかる例は、間にキーパーソンが入ることで時間短縮につながる。

隈部：また、自分達の年代から下は、値札のない物は買えない。

例えば、対面の魚屋は時価で値段が書いていないが、スーパーなどでは値段がはつきりしているので安心して買える。

弁護士の世界は値札がないというイメージがあり、費用がどれくらい掛かるか不安なところがある。

費用の目安を明確にしてほしい。

願わくば、最初の30分は無料にして欲しい。弁護士に相談していいかどうか分からない段階で有料というのは、抵抗がある。

第5 法テラスの社会的認知度について

斉藤：法テラスの1周年記念事業として、西都・高鍋・児湯・木城・川南地域の役場の総務課・社協を回ったが、法テラスの存在すら知らないところが多かった。

また、弁護士費用は高いというイメージが強いが、扶助制度というものがあることが認識されていなかった。

自分達の方から出向いて行って、積極的に広報活動をしていきたい。

地方では新聞の反響が大きいので、新聞という媒体を利用していきたい。

ただ、限られた予算の中で活動しているので、広報の仕方を工夫する必要がある。

隈部：法テラスの相談窓口の仕事をするまで、全く法テラスを知らなかった。自分のようなベテランのアドバイザーでさえ知らないのが現状。

斎藤：ただ、開設1年間で、法テラスは、電話・面接による情報提供が1345件あり、扶助相談が598件あり、代理援助が802件あり、扶助協会時代よりも増えている。

宮崎事務所では、開設当初よりも1日増やして、週3日（月・火・木）で法律相談を実施している。

法律相談の無料化や弁護士費用の明確化という観点では、法テラスは解決になるので、もっと自治体の人や社会福祉協議会の人に認知してもらいたい。

※ 総括 ※

アットホームな雰囲気の中、パネリスト・参加者間で活発な意見交換が実現できた。

ゼロ・ワン地域などのように弁護士の数の問題だけに着目するのではなく、自治体や社会福祉協議会におけるキーパーソンとの提携を深めていくことが、住民の心理的障壁の除去、ひいては自殺防止にもつながり、弁護士過疎に対する真の意味での解決になるのではないかという方向性を確認できた。

また、住民の立場に立った、具体的でわかりやすい広報活動を、積極的に取り組んでいく必要性も認識できた。

第二 寄稿

【1】生活者及び消費生活アドバイザーとして弁護士会、 弁護士に望む

消費生活アドバイザー

隈 部 智 代

ごくごく一般の生活者にとって弁護士は先生方が思っておられる以上に遠い存在であると思います。ほとんどの人が一生を通じて一度も弁護士のお世話になる事はないし、又そのような状態で過ごせることは幸せなことだと思っています。私たちのイメージする弁護士は、テレビドラマの中で登場する刑事事件の裁判シーンでの姿であり、日常生活の中で起きるさまざまなトラブルを解決する存在としてではないように思われます。民事という言葉自体良く理解されていないのではないのでしょうか。ですから何か困ったことが起きたとき、弁護士に相談しようとする人は少なく、結果として解決できる時期を逸して経済的損失を被ったり、精神的ダメージから悲惨な結果を引き起こしてしまうこともあるのではないのでしょうか。不勉強といえどもそれまでですが、訴訟社会といわれる米国などと比べ、法による解決についての基本的な教育が、学校教育の体系の中に全く組み込まれてこなかった日本の現状では、生活者自らがそのような知識を身につける機会はほとんどないのです。ぜひ弁護士サイドから生活者の方に歩み寄る努力、弁護士とはこのような場面で役立てるのだというPRをしていただきたいと思います。

弁護士との距離を隔てるもうひとつの壁は弁護士費用に関しての不安であります。とにかく弁護士に相談するとお金がかかると良く言われています。実際に依頼したことのない者は、おおよその目安もつかないのです。費用が高いか安いのかの問題ではなく、いくらかかるかわからないとの不安が、結果として弁護士の門をたたくことを躊躇させるのではないかと思います。自分の抱えるトラブルが実際には法的に解決できるのかどうかもわからない状態で、話を聞いてもらいに出かけるわけです。『ちょっと弁護士さんに聞いてみよ』といった気持ちになれるよう、はじめのハードルをもう少し低くできなでしょうか。

消費生活アドバイザーの立場からお願いしたいことがあります。平成13年4月に消費者契約法が施行されました。最近ますます手口が巧妙になってきた悪質商法や、一方的に消費者に不利な契約条項を掲げる事業者から消費者を救済することのできるいわば消費者の味方とも言うべき法律です。しかしこのような法律ができたことを知る消費者が大変少ないことも事実です。たとえ知っていたとしても、消費者自らがこの法律を使って事業者に対抗できるかといえば、それも又非常に難しいことです。このままでは「仏つくって 魂いれず」になりかねません。少額案件に対しては、低料金での解決策のパターン化が必要です。どうすれば消費者救済のためにこの法が使いこなせるようになるか力を貸していただきたいと思います。

【2】自殺対策の観点からの司法への期待

宮崎県小林保健所 健康づくり課長

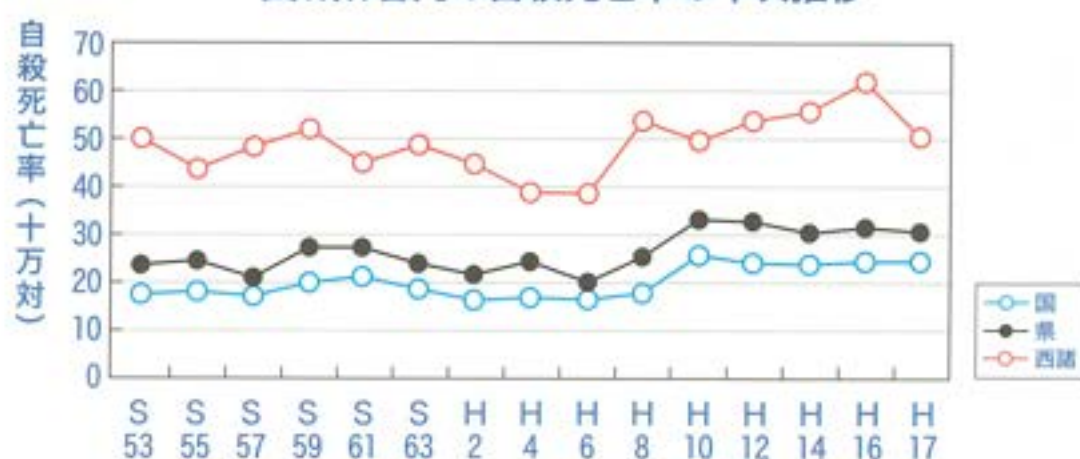
満 尾 昭 彦

1. 宮崎県西諸地域における自殺の現状と対策

宮崎県西諸地域は、人口約 84,000 人、豊かな自然と暖かな人情に恵まれた景勝の地である。温泉や四季折々の花々、溪谷美などの観光資源をはじめ、農畜産物や果物などの味覚も自慢である。

ところが、このように環境に恵まれた地域であるというのに、ほぼ毎週 1 人の方が自殺に追い込まれ、結果として平成 17 年人口動態統計の結果で人口 10 万対で 50.3 人と、全国平均（24.2 人）の 2 倍以上の自殺死亡率を示しているのである。

国、県、管内の自殺死亡率の年次推移



	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
全 国	25.4	25.0	24.1	23.3	23.8	25.5	24.0	24.2
宮 崎 県	33.0	29.6	32.6	28.7	30.3	31.7	31.7	30.6
西諸地域	49.4	49.6	53.5	44.7	55.5	60.6	61.5	50.3

小林保健所では、平成16年度より地域分析等を通じて課題の把握などに努めるとともに、平成18年度からは西諸地域自殺対策協議会を軸として、1次予防から3次予防までの自殺対策に本格的に取り組んでいる。

現在、西諸地域自殺対策協議会のメンバーは、市町村や社会福祉協議会をはじめ、民生児童委員協議会、商工会議所、地域青年活動組織など多岐にわたり、57機関にも及ぶ。また、「白死遺族の集い」や一般診療科と精神科の連携等の地域のネットワークの構築を目的とする「西諸地域自殺対策医療部会」の開催、モデル事業等の終了後を見据えた対策の検討など、全国的にもユニークな取組を展開している。民間ボランティアの研修も始まった。自殺率の減少を重点プロジェクトの数値目標としたほか、健康づくりに関する計画に自殺対策を組み入れた地方自治体も出てきているなど、一定の成果を収めつつある。

平成17年度に管内の住民の皆様の協力を得て実施したメンタルヘルスとその背景に関する基礎調査の結果からは、「希死念慮」と「家庭内ストレス」「経済的不安感」「仕事のストレス」、「自殺に関する寛容さ」などとの関連が強く示唆された。また、うつをはじめとする精神疾患や、悩み・問題の発生に伴う相談行動に、社会通念による心理的なバリアが存在することが認められている。

自殺に関する正確な知識を普及させるとともに、この相談行動等へのバリアを越えて支援を必要とする住民に対し、適切な時期に、的確な支援を届けることが西諸地域における自殺対策の最大の課題であり、これは基本的にはアクセスと地域ネット構築の問題に収斂される。

そのアクセスと地域ネットを具象化させたものが西諸地域の保健師の力で作り上げた「自殺対策の基本理念」における「場」であり、「人」であり、専門機関なのである。

地域での取り組み

西諸の人々自身が、自然に心豊かに生活できる

普段の生活の中で、身体的、心理的、環境的、経済的に「何とかなる」と誰もが思える



2. 自殺の社会的要因と司法の重要性

現代社会は、極めて高度化・多角化しており、厳格なコンプライアンスと精緻な法知識を前提とした法秩序なくしては、維持できないまでのものとなっている。

また、このような高度管理社会を維持・推進するために不可欠であるIT化や社会構造・企業風土の変容などの社会現象は、特に就労者に対する強いストレスとなっており、平成10年度に急増した中高年の就労年齢層の自殺の大きな原因であるともされている。

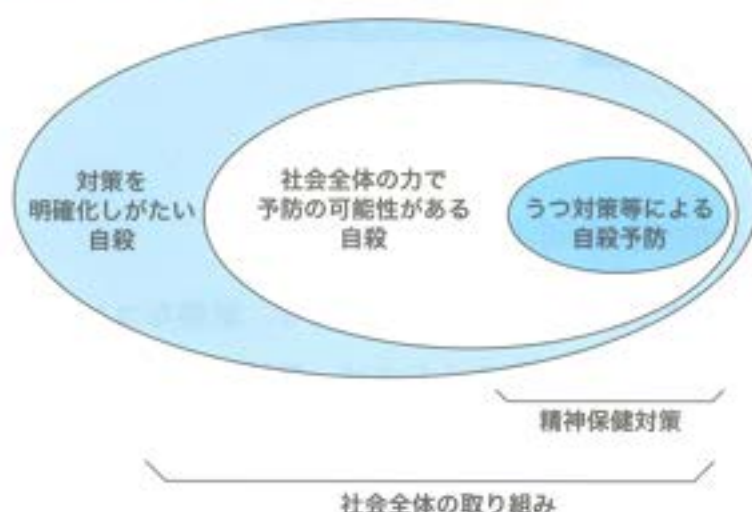
独立行政法人・産業保険推進センターが、平成18年度に北海道や高自殺率である秋田県や青森県などで実施したメンタルヘルス調査の結果、回答があった84事業所の従業員約9,000名のうち、何らかのこころの問題があると伺われたのは男性42%、女性45%で、この内男性13%、女性15%が重症、週1日以上自殺を考えた人が11.5%にも及んだという事実からも、社会的

な病巣の深刻さが伺えよう。

更に、原因動機別に自殺者の状況を見てみると、平成18年度の宮崎県の実績は、経済・生活問題が83件：21.4%、家庭問題が37件：9.6%で2・3位を占めており（ちなみに1位は健康問題で36.3%である。）、社会的に最も積極的に取り組むべきものと考えられる。

また、これらの問題の中でも自殺の一因であるとしてこのところ特に大きな社会問題となっている多重債務者問題については、金融庁に「多重債務者対策本部」が設置され、全国で200万人とも300万人ともいわれる多重債務者を救済しようとする取組が、全国で動き始めている。

自殺対策のイメージ



このようにして自殺に関する様々な社会的要因について検討してみると、経済問題をはじめとして法律が自殺に関連する様々な問題の解決のために果たす役割は極めて大きく、司法、中でも弁護士が自殺対策において果たすべき職務には、他の職種と比較して高いものが期待される。

3. 西諸地域における司法と精神保健・医療の類似性

弁護士とは、「法律の専門家」であると同時に、「社会生活上の医師」でもあると伺っている。

そして我々精神保健・医療に携わる者は、「こころの医師（受け止め・癒す者）」であると考えている。

この2種の医師の存在意義は、貴重な「生命」を救うという意味において究極的には同一であり、その抱える課題についても、少なくとも西諸地域においては同様であり、2種類のアクセス障害を共有していると考えられる。

西諸地域におけるアクセス障害の一つは、地域資源が少ないという量的な障害である。

西諸地域における精神科や心療内科はさすがに3施設、そして弁護士数は0である。特に弁護士については、

事案の発生に応じニーズが生じても、地域では物理的に極めてアクセスしにくい状態にある。

二つめには、社会通念による相談行動バリアの存在によるアクセス障害があげられる。

悩みを相談しない、一人で抱え込んでしまうといった行動傾向に加え、自殺や精神保健に関しては偏見や「恥」と思うなどの文化的風土が見られるが、これは弁護士に関しても同種のバリアとなってアクセスを妨げていると思われる。

笑い話と思われるかもしれないが、管内の市の住民の方に弁護士への相談を勧めたところ、「私はそんなに悪いことはしていない」と慥然とされたという事実が、その端的な傍証であるともいえよう。

一般的に、大半の住民はテレビ以外では弁護士を見たこともなく、その業務に関する正確な知識を所有してもしないものである。

弁護士の活動に関する普及啓発の充実等が求められるとともに、地域のキーパーソン等とのネットワークの構築も強く望まれるところである。

4. 司法と精神保健・医療の連携の必要性

このように自殺対策と社会の現状との関連を俯瞰すると、目標と目的、そして課題までも同じくする「社会生活上の医師」である弁護士と「こころの医師」である精神保健・医療従事者が、互いに連携しない法はないと思われる。

「こころの医師」が精神的な悩みを受け止め、癒し、繋ぎ、そして「社会生活上の医師」が法律・経済問題や家庭問題等を適切に解決していくことができれば、極めて効果的に自殺を減少させることができ、ひいては「安心して暮らせる社会」が実現できるのではないだろうか。

自殺対策とは「住みよい地域づくり」であり、その基本となるのは「ネットワークの構築」である。

その意味において、組織としての連携体制の整備をはじめ、カルテ形式の紹介状の共有化、ホットラインの開設、住民や地域のキーパーソン用の対応事例紹介を含めたパンフレット等の作成など、今後、協議させていただきたい事項は山積している。

5. 九州弁護士会連合会に望むこと

日本という法治国家を構成する3権のうち、立法は自殺総合対策基本法を定め、自殺対策を社会的な取組と定義づけるとともに、国、地方公共団体、事業主、そして国民の責務を明らかにした。

行政は自殺総合対策大綱のもとに、様々な施策を展開しつつある。

4権とも称されるマスコミに関してもWHOの「マスメディアの手引き」の周知が図られ、自殺特集を組むなどの動きが見られる。

ところが司法に関しては、自殺対策に積極的に取り組んでいるとの情報は、一般にまで周知されてはいないようである。

もちろん、法テラスの開設や無料法律相談をはじめ、事件・紛争に対し、法

律の専門家として適切な対処方法や解決策をアドバイスを行うなどの地道な活動は、自殺対策としても大きな意味を持つものであり、弁護士は自殺対策に日常的に取り組んでいるともいえよう。

ただ、その活動状況を一般に広める広報、普及・啓発活動が圧倒的に不足していると感じられる。弁護士上の活動を解りやすく、広く知らしめていくとともに、自殺対策における異業種の人や機関と連携を深めていくことが、今後、重要となるのではないだろうか。

日本弁護士連合会会長の言をお借りすれば、「言葉により基本的人権の擁護と社会正義の実現を目指す」事が弁護士の役割であるという。

ならば、まず、その弁護士の役割の一つである基本的人権の要素であり、なにものにも代え難い最重要のものでもある「生命」を守るために、九州弁護士会連合会として積極的に自殺対策に取り組む意志を何らかの形で「言葉」として表明していただけないだろうか。

その言葉が、九州弁護士会連合会定期大会を開催していただいたこの宮崎の地の、「東から昇る太陽」のように全国にまで広がりを見せれば、自殺対策はまた新たな展開を迎えることができると考える。

九州弁護士会連合会の皆様には、格段のご賢察を御願いしたい。

【3】日向公設事務所だより

弁 護 士

五 嶋 俊 信

(日向入郷地区ひまわり基金法律事務所)

1. 日向入郷地区ひまわり基金法律事務所は、宮崎県日向市にあります。日向市は、宮崎県北部に位置し、約6万5000人の人口があり、日向灘や耳川流域の森林など自然環境に恵まれた町です。また、日向市と合併した旧東郷町は若山牧水の生誕地であり、文化的にも恵まれた町です。

日向市に行くには、宮崎市から特急で約1時間、車で1時間45分程度かかり、多少遠いと感じるところです。

2. 日向市は、宮崎地裁延岡支部管轄に属し、地裁こそありませんが、簡易裁判所及び家裁の出張所があります。

事務所から地裁延岡支部までは車で30分程度でのところにあり、地裁に行くにもそんなに不便であるとは思っていません。

なお、地裁延岡支部管内には私が開設する前に既に5人の弁護士が開業されており、そういう意味で日向入郷地区ひまわり基金法律事務所は、第2種弁護士過疎地域です。

3. 日向入郷地区ひまわり基金法律事務所は、平成18年8月1日、日弁連、九弁連、宮崎県弁護士会の先生方のご協力の下、開所しました。開所して約1年が過ぎたことになります。

まだ1年しかたっていないので、これからという印象ですが、1年間の経過を振り返ってみたいと思います。

当事務所では、開設当初なかなか相談数が増えなかったのですが、だんだんと名前が浸透するに連れて相談数が増えていった印象です。この間、新聞やケーブルテレビに出るなどいろいろと広報の機会を与えていただきました。また、市との関係でも、市の広報に載せていただいたり、何度か講演の機会を与えていただく等いろいろとバックアップをしていただきました。

その結果、平成18年8月から平成19年7月までの1年間で、相談件数（新件）自体は、民事事件207件、クレサラ事件221件、刑事事件64件（内当番弁護出動回数43件）の総数492件でした（これには事務所外での相談は含まれていません）。

そして、上記相談にきた方たちですが、日向市にとどまらず、日向市に隣接する周辺各市町村、また、延岡市からも来所されます。相談件数と併せみると、弁護士過疎地域での需要が多いのを実感しております。

相談件数ですが、未だクレサラ事件を中心に相談が極端に減っておらず、この頃は裁判の日程の関係もあり、なかなか迅速に相談を入れられない状況になっています。

4. クレサラ事件が多いのは他の公設事務所と同じと思いますが、その他相談で特徴的なこととしては、離婚・相続等の家事事件の相談が民事事件の約35%に及びます。

宮崎県は離婚数が全国でもベスト10に入ると聞いておりますので、離婚事件に関しては多少多いという印象を受けています。

そして、離婚事件の相談者のイメージとしては、20代から30代の小さい子どもを抱える妻が多いです。その中の多くの場合、実家に戻る又はすでに戻っているというケースで実家の援助を受けながら離婚後生活して行こうという方が多いです。

相談者の関心は、子どもの親権に関連することが多く、養育費に関しては、とれないとあきらめている人や約束しても支払わないと思っている方も多く、法的な解決方法を話すとそれなりに納得して帰って行く方が多いです。

また、相続に関しては、同居していた相続人からの相談が多いです。親と同居している方が多いせいか、親の面倒や介護をしたことにつき、そのことが相談者が思ったほど相続に際して考慮されないことに問題を持っている方が多いです。

その他民事事件に関しては、地元企業の債権回収の問題や会社法にまつわる問題等も聞かれます。地域的特徴でしょうが、山林等の所有者による境界確定

や台風や大雨の後の土砂崩れの後処理等の近隣紛争もあります。

また、医療過誤事件のように専門性のある問題や解雇等を含む労働事件、地方公共団体を相手にする問題、被害者の事件等もあります。

弁護士過疎の弁護士としてはクレサラ事件、離婚事件等の民事事件でよくある問題だけでなく、上記のような幅広い問題を扱わざるを得ません。私自身、こちらで開設するまで扱ったことのない事件も多く、多くは、本で調べたり、他の弁護士に聞いたりしながら何とか回答しているのが現状です。ただ、これまで扱ったことのない事件の相談を受けるというのは見通し等もよく分らなくて不安にも思いますが、逆に、扱ったことのない事件について解決策を探るのにいろいろ調べたりするのは楽しい作業でもあります。本当にわからない、もっとよい解決方法がありそうだと言うときは継続相談にして調べる時間をもらっています。

刑事事件ですが、上記件数だけをみると、そんなに多くはないかもしれません。

私は、立て続けに、比較的重い事件を3件受任し3件とも争う事件で、そのうち2件が公判前整理手続に付されるという体験をしました。公判前整理手続事件が2件も重なるとその準備だけで大変で、本当にこれを一人で最後までやるの??という感じでした。また、期日に関しても、一日中刑事公判期日という日が1週間に2回も入ると他の仕事との関係で本当に大変でした。2009年には被疑者国選の範囲が拡大されます。どうやって業務の効率を上げるのか、今本当に考えています。

最後に、ひまわり公設は、訴額が少額の事件、扶助事件、被疑者国選事件、被告人国選事件等を受けるのが重要な使命となっています。このような事件のいくつかを担当できたことをよかったと思いますし、非常にやりがいを感じています。

まだまだ任期はありますので、これからもこれまでの活動を継続するとともに、まだほとんど手つかずになっている、入郷地区へも活動範囲を広げていきたいと思っています。

【4】九州地区法テラス地域事務所スタッフ弁護士から

「住民に身近な司法の実現」のための 扶助・国選対応地域事務所の役割

法テラス佐世保法律事務所

秋 山 久 典

1. 私は、長崎県の佐世保市で、「扶助・国選対応地域事務所」（以下、「扶助国選事務所」という。）の常勤スタッフ弁護士として勤務しています。

「司法過疎地域事務所」のスタッフ弁護士は、それこそ「Dr. コトー」のごとく「自らの裁量で、あらゆる事件に対応できる」というイメージとかなり一致しています。

しかし、「扶助国選事務所」のスタッフ弁護士の扱う事件は、原則として民事法律扶助事件と刑事国選事件のみです。

この「扶助国選事務所」は、既に先生方が開業されている地域、つまり「弁護士過疎地・ゼロ・ワン地域」ではない場所だからこそ 設立可能なのです。

2. そのため、当初 私は「弁護士過疎」を意識せずに仕事をしておりました。

しかし、最近、市内だけでも13人の先生がおられる佐世保市も、実は「市民の皆さんの意識の中では、弁護士過疎地」だったのではないかと思うようになりました。

今 私の事務所は、私の実力のなさから仕事が捌けず、扶助の相談の予約は1ヶ月待ちになっている状況です。そのため、急ぎの相談者には 扶助契約をしておられる他の先生を紹介せざるを得ません。

その時、相談者に「法テラスでなくても、只で相談を受けてもらえるの？」という反応が意外と多いようです。

そもそも、民事法律扶助制度をご存じない方がほとんどです。

「法テラスに頼めば、何でも 只」と思われて困ることも多々ありますが、制度の説明を聞くと 皆さん納得して「こんな便利な制度があったのか」というような反応を示されます。

3. 本大会「シンポのご案内」に、

「昨年8月の新聞報道によれば、宮崎県の弁護士不在地域における自殺率が全国的に見ても突出していることが指摘されており、」との記載がありました。

詳しい事情を全く知らずに発言するのは 本当に失礼なことと思いますが、私は交通事情が発達した現代、弁護士不在地域に住む方々も弁護士に相談に行くこと自体、少なくとも物理的には、それほど難しいことではないのではないかと感じています。実際、佐世保の法テラスにも かなり遠いところから相談に来られる方がいます。

「(民事法律扶助制度の存在を知らず) 法的解決は高くつく。」「弁護士に頼むと、相談料だけでも高い。」「弁護士がどこにいるかも知らない。」といった思い込みが、「意識の中で弁護士過疎地」を作っている面も多いのではないのでしょうか。これを取り除いたら、物理的な弁護士過疎地も、人々の意識の中では過疎地ではなくなる可能性もあります。

もっと、先生方の存在 と 民事法律扶助制度の宣伝をする必要があると思います。

4. 「法テラスに頼むと何でも 只。」という困った誤解もありますが、この誤解は「法テラスには行きやすい。敷居が低い。」という意識を人々に持たせる副作用があります。

私は、これを利用して「民事法律扶助制度 と 佐世保の先生方」の宣伝をしていくことで『意識の中の弁護士過疎地』を解消するのも有りだな」と思うようになりました。

その証拠に、少し前まであった、「仕事が捌けず、相談者を回してしまって、先生方に申し訳ない」という気持ちが、日々 薄れていくのを感じています。

法テラス壱岐法律事務所の1年間の取り組みと課題

法テラス壱岐法律事務所所長（常勤スタッフ弁護士）

浦 崎 寛 泰

1. 法テラス壱岐法律事務所の開設

法テラスは、平成19年9月までに全国7箇所にいわゆる司法過疎地域事務所を設置した。

本稿では、その1つである法テラス壱岐法律事務所のこの1年間の業務状況をお伝えするとともに、司法アクセス障害の解消に向けた取り組みとこれからの課題について述べたいと思う。

2. 1年間の業務状況

平成18年10月の開所から平成19年8月末までの11か月間で、法テラス壱岐法律事務所において扱った法律相談件数は313件、このうち多重債務の相談が163件、多重債務の受任件数は116件、一般民事の受任件数は27件、過払訴訟件数は62件、刑事当番出動5件、私選被疑者弁護2件、被告人国選弁護12件、破産管財人6件などという状況である。

事務職員は2名である。特に多重債務案件の事務処理量が多く、さらに増員が必要な状況ではあるが、増員は難しい。弁護士及び事務員の処理能力の限界もあり、新規法律相談日を週2日に限定するなどした結果、予約が1か月先になることもあった。

他の司法過疎地でもそうであるように、多重債務への対応が業務のかなりの部分を占めている。壱岐にも、郊外のパチンコ屋の周りに大手サラ金業者の看板が並んでいる。

壱岐市は、玄界灘に浮かぶ離島である。離島という特殊な環境ではあるが、弁護士として日常の業務を扱う中で「離島らしい」事件というのはそれほど多くはない。多重債務、離婚、相続など、どこにでもある「当たり前の事件」がこの島にも当たり前のよう存在するということを実感した。

3. 法テラス壱岐を知ってもらうための取り組み

開所前は、壱岐には事件がないのではないかという声もあった。長崎地方裁判所壱岐支部の管内人口は約3万2000人で、他の司法過疎地域に比べれば少ない方であろう。平成17年の長崎地裁壱岐支部に係属した民事通常訴訟件数はわずか6件であった。

ところが、ふたを開けてみれば、相談が殺到する状況であった。弁護士が1人もいなかったこの島で、島民はどのようなきっかけで法律事務所に足を運んだのか。それを調べるために、直近50件の相談者へのアンケートを集計したところ、法テラス壱岐法律事務所を知った経緯は、新聞18件、知人10件、チラシ9件、市役所5件、司法書士2件、裁判所2件、インターネット2件、法務局1件、弁護士1件という結果であった。

最も多いのが「新聞を見て知った」というものである。壱岐市内には、現在3紙の地元新聞紙が発行されていて、ローカル紙が活発である。弁護士がいなかった島で弁護士の存在を少しでもアピールするため、開所当初から、積極的に記者会見を行ったり、記者クラブのポストへ「月例報告」を定期的に投げ込んだりと、法テラス壱岐の活動についてのマスコミ向けPRに力を入れた。開所時だけでなく、1か月、半年などの節目、過払返還請求の一斉提訴など、ことあるごとに記者会見を行い、しばしば大きく報道してもらった。おかげで、法テラス壱岐法律事務所の認知度を高めることができた。

新聞以外の広報手段としては、事務所の電話番号や相談料などを記載したチラシを、壱岐市の回覧板を利用して壱岐市全島（約1万世帯）に配布した。

それ以外にも、弁護士という存在を知ってもらうため、市民向け講演会の講師も積極的に引き受けるようにした。「講演を聞きました」と言って相談に来る方も少なくない。

4. 2年目の課題

一方で、取り組みが不十分な点も多数ある。例えば、先のアンケート結果からは、市役所からの紹介がもっとあってもいいと思っている。住民にとって一

番身近な相談窓口はやはり市役所である。これまで消費者被害の相談を扱う市担当者と協議の場を持つなどしたが、現時点では、緊密に連携ができているとは言いがたい。

さらに、弁護士のいない島でこれまで相談業務を担ってきた地元司法書士との連携もこれからである。沓岐市内には6名の司法書士がいるが、定期的な勉強会を一緒に行うようになった。平成19年7月には、多重債務問題に積極的な若手司法書士と共同で「沓岐多重債務問題研究会」を立上げ、相談窓口の充実等に取り組み始めたところであるが、実際に動き出すのはこれからである。

1年目の取り組み不足を最も痛感しているのが、高齢者・障がい者の分野での福祉関係機関との連携である。成年後見の普及など、やるべきことはたくさんある。平成19年9月になってようやく、島内の司法書士、社会福祉士（市の地域包括支援センターの職員等）と意見交換会を行い、成年後見制度の現状・課題について議論した。成年後見の潜在的ニーズはあるものの、市長申立て等をする際に適切な第三者後見人候補者がいないなどの問題があるという。法テラス沓岐は、この問題に積極的に関わっていかなければならない。

収入には直結しないが、地域の法的ニーズに応える重要な弁護士としての役割がある。その1つが法教育である。平成19年10月には、地元の高校でこれから社会人となる高校3年生を対象に、消費者被害や多重債務被害をテーマに授業を行う予定である。将来的には、対象学年を広げ、さらに、中学生等へも取り組みの場を広げていきたい。

5. 「法テラスだからできること」を目指して

法テラスの活動が、ひまわり基金などの先駆的な取り組みの上に成り立っていることはあらためて言うまでもない。その上でさらに「法テラスだからできること」をどのように確立していくか、スタッフ弁護士1期生としての私たちに課せられた大きな課題である。

単に当該地域の弁護士の数が1人増えたことで満足するのではなく、「法テラスだからこそ」の独自性を発揮し、地域のリーガルアクセスの発展・向上に

いかに貢献できるかという視点を常に持ちたいと考えている。

例えば、事務所経営にとらわれる必要のないスタッフ弁護士としては、それ自体は収益を生まないが地域にとって必要な活動（例えば、市役所や福祉団体などとのネットワークの構築や、高校や中学校での法教育活動など）に力を入れることができるし、法テラスが公の全国的な組織であることは、関係機関との継続的な連携を図る上で有効に働くこともあるであろう。

残念ながら、この1年間は、法テラスという弁護士にとっては極めて異質な存在と向き合わなければならない混乱により、「法テラスだからできること」を模索する以前に、「法テラスだからできないこと」の壁に苦悩した（詳細は『自由と正義』2007年4月号の拙稿をご参照いただきたい）。公的な予算により運営される法テラス法律事務所には、避けて通れない壁があることも実感した。

しかし、全国のスタッフ弁護士による1つ1つの実践の積み重ねが、「なぜ法テラスなのか?」「なぜスタッフ弁護士なのか?」という問いに対する解答へと導いてくれるものと信じている。

6. 最後に

日々痛感することは「言うは易く、行ふは難し」ということである。「司法アクセス障害の解消」は、一朝一夕で実現できるものではない。己の非力さを痛感させられることの方がむしろ多い。

しかし、それでも、少しずつ土を耕し、種を蒔いていこうと思う。法テラスの取り組みはまだ始まったばかりである。

法テラス鹿屋法律事務所の 1 年

藤 井 靖 志 (鹿児島県・55 期)

法テラス鹿屋法律事務所は、平成 18 年 10 月に開設され、あっという間に開業から 1 年が経とうとしています。この間に当事務所が扱った事件数は、法律相談 764 件（うち債務整理 416 件）、受任 304 件（うち債務整理 244 件）、国選弁護 27 件、当番弁護 22 件、管財事件 3 件などであり（平成 19 年 9 月 19 日現在）、事件数の多さが特徴といえます。

鹿屋市には平成 15 年にひまわり基金法律事務所が設置されており、全国ではじめてひまわり公設事務所と法テラス事務所とが並存する地域となりました。また、今年 5 月には鹿児島市を本所とする二つの弁護士法人が支所（但し、弁護士は非常駐）を設置し、現在市内には 5 つの法律事務所が存在します。

法律事務所が増えたことにより、当事務所の事件数が減少するのではないかと考えられていましたが、今のところ全く影響は生じていません。その原因として、大隅地域の司法過疎が深刻であることが挙げられますが、その他の原因として、法テラスが他の法律事務所にはない存在意義を有していることも挙げられると思われる。

法テラスは民間組織ではなく法務省監督下の独立行政法人であるため、官公庁にとって親しみやすい存在であり、実際、裁判所、市役所、法務局、警察署などの役所には必ず法テラスのパンフレットやポスターがあります。そのため、役人は、民間の法律事務所より法テラスを気軽に紹介できるようであり、当事務所に来る相談者の多くが裁判所や市役所の紹介によるものです。公的機関との連携は、これまでもひまわり公設等が取り組んできましたが、法テラスの方が取り組みやすく、市民にとって法テラス事務所は役所のように身近な存在となるべきと思われます。

また、法テラスの重要業務の一つに法律扶助があり、法テラス事務所では、扶助事件を多く扱っています。そのため、資力のない人でも法律相談や事件の

依頼が可能であり、当事務所の相談件数の多さは、資力基準を満たせば必ず法律相談を無償とする相談援助を実施していることが一因となっていると思われます。

このように当事務所は法テラスの組織の特徴を生かして、地域住民の司法へのアクセス障害の解消に取り組んでいますが、民間の法律事務所にはない悩みもあります。当事務所の人員は、スタッフ弁護士1名と事務員2名であり、冒頭の事件数を処理するには事務員が不足していることは明らかです。このままでは受任事件が滞留し、依頼者に対して充実したサービスを提供することが困難となりますが、スタッフ弁護士には、自由に事務員を増員する権限はありません。たしかに、法テラスが無制限に規模を拡大すると、民業圧迫のおそれもあり、法テラスに課された業務の補完性に反することにもなります。しかし、現場のスタッフ弁護士が依頼者に対しよいサービスを提供したいと考えるのも当然です。民間事務所と共存しながら、地域住民に身近な司法を実現するために法テラスの事務所がいかにあるべきかについては今後も検討が必要と思われます。

【5】法律相談から生活支援へ

福岡県弁護士会

幸 田 雅 弘

1. 弁護士過疎地対策の歴史

日弁連は、平成2年5月の司法改革宣言を契機として、「市民のための司法」を「市民とともに進める」ことを決意し、改革運動に取り組んできた。その内容は、平成10年の「司法改革ビジョン」や平成11年の「司法改革実現に向けての基本的提言」などにまとめられ、小さな司法から市民による司法への脱却、司法基盤整備、弁護士任官、裁判員制度、法律扶助制度の抜本的改革、被疑者国選制度などとともに、弁護士過疎地域への取り組みとして、公設事務所設置と法律相談センターの拡充が挙げられた。

弁護士過疎地域への取り組みは、平成8年5月の名古屋宣言を契機として始まるが、平成11年の「ひまわり基金」の創設以後活発化し、平成12年から現在までに、全国の弁護士過疎地域の78ヶ所に公設事務所が開設された。その結果、名古屋宣言当時は78ヶ所あった所謂「ゼロワン」地域は32ヶ所（ゼロ地域3ヶ所、ワン地域29ヶ所）に減小している（平成19年4月20日現在）。とりわけ、弁護士ゼロ地域はほとんど解消した（奈良・五条と大分杵築には弁護士法人の支所があり、実質ゼロは天津・長浜のみ）。公設事務所開設の取り組みは地方から大歓迎され、日弁連の司法改革の取り組みの大きな成果と評価されている。

法律相談センターは、全国で300ヶ所に設置され、そのうち138ヶ所が弁護士過疎地域（0～3地域108ヶ所、3～地域30ヶ所）に開設され、地域の法律相談需要に応えている。弁護士過疎地域の自治体や社会福祉協議会で従来から行われている法律相談も含めて、全国の弁護士過疎地域で取り組まれている法律相談活動の活動量は膨大なものであり、その評価は高い。

2. 従来の弁護士過疎対策の限界

こうした弁護士過疎地域における地道な取り組みにもかかわらず、地方では依然として「弁護士に頼むことでないと思っている」「弁護士を知らない」などの声が聞かれ、市民生活における弁護士の認知度の低さは解消されていない。

その要因として以下のような問題点を指摘できる。

- ①ゼロワン地域や所謂弁護士過疎地域の解消だけでは、地方の弁護士不足を解消できない。
- ②これまでの対策が法律相談需要の受け入れや事件受任に限定されており、市民生活の支援に十分乗り出していない。
- ③市民生活を支援する人たちとの連携が進んでいない。

3. 弁護士偏在問題

弁護士数は戦後順調に増加し、昭和25年に6000人程度だった弁護士は、平成19年には2万3119人になっている。弁護士1人当たりの人口は約5800人である。

しかし、弁護士の多くは東京、大阪、愛知、横浜、福岡、兵庫などの都市部に集中し、全体の75%を占める。地方で活動する弁護士の割合は少なく、新人弁護士の登録数も微増しているにすぎない。地方裁判所支部の人口を当地にいる弁護士数で割った「弁護士数」でみると、弁護士1人当たりの人口が平均値の10倍、6万人をこえる支部が全国に50ヶ所以上ある（資料4 NIBEN Frontier 2006年8月号22頁「支部別弁護士不足ランキング上位50位」参照）。

こうした偏在現象は、経済活動や裁判所支部の統廃合問題など社会的背景を有するもので、簡単に克服できない課題であると思われるが、毎年開かれている司法修習生向け地方弁護士会合同シンポジウム・説明会への参加、弁護士会独自の募集活動など、従来からの取り組みを強化することに加えて、現在検討中の「弁護士偏在解消促進のための経済的支援策」など、弁護士会としての積極的な取り組みが求められている。

4. 身近な援助者としての弁護士

地方で弁護士の認知度が低い理由としては、「近くに弁護士事務所がない」「弁護士をしらない」という理由だけではなく、「弁護士に相談して『争いごと』にすること自体がイヤだ」という保守的な意見や、「当面している問題が弁護士に相談すべき問題であるとの認識がない」などの理由を挙げる人たちが多数いる。

地方における法的サービスの充実を考えると、「弁護士に会ったことがない」という心理的障壁がきわめて大きいこと、弁護士の役割に関する情報が行き届いていないことを忘れてはならない。

こうした問題を克服するには、弁護士が法律相談者を待つのではなく、弁護士自身が相談者の生活圏まで出向いていって「相談」に乗ることが必要である。しかも、市役所の相談員や福祉事務所のケースワーカー、民生委員、社会福祉協議会職員、消費生活センターの相談員など、常日頃市民と接している人たちと同格で相談に乗り、身近な生活問題を相談する相手として認知してもらうことが必要である。

5. 市民生活を支援する人たちとの連携

第22回司法シンポジウムでは、鹿児島県奄美市の市役所市民相談室の室長が多重債務や生活苦に悩む市民の相談にのり、行政的な援助、福祉的な援助だけにとどまらず、ひまわり基金公設事務所の弁護士とも連携して、これまでに6000人もの市民の生活支援に取り組んだ報告がなされた。

岩手県宮古市では、市民課とひまわり基金公設事務所弁護士とが連携して多重債務者問題や消費者問題に取り組み、3年間に過払い金など10数億円を取り戻したという報告があり、熊坂義裕市長自ら「地方の自治体は弁護士を待っている。人口3万人以上の都市には必ず法律事務所を開設してほしい」とアピールした。

福岡県弁護士会は、今年4月から多重債務相談無料化に取り組むとともに、

従来、相談活動を紹介する時には自治体の市民相談係の職員を対象にしていたのを改め、77のすべての自治体に担当弁護士を派遣して、市役所職員全員を対象にした講習を実施するように直接働きかけ、地域ごとの協議会を立ち上げてこれに取り組む計画を進めている。多重債務対策が市民の生活苦対策だけではなく、生活保護世帯の増加問題や国民健康保険料滞納問題の解消など様々な行政課題につながることも指摘しながら進めているので極めて大きな反響がある。

これらの報告は、市役所の職員や社会福祉協議会の職員、消費生活センター職員など、これまで市民生活を援助してきた専門家と弁護士が連携してチームを組み、専門家の一員として相談に臨み、チームとして相談者の生活苦問題に対処すればきわめて大きな成果を挙げることが示唆されている。

しかし、市役所の職員や社会福祉協議会の職員なども、弁護士の活用法を十分に理解していなかったり、法律扶助事業に関する知識がなかったり、連携の前提自体が十分に形成されていないことも多い。

弁護士会が、自治体や社会福祉協議会、消費生活センターなどとケース研究をおこなったり研修会を行うなど、意識的に連携を強化する必要がある。

6. まとめ

市民のための司法改革が、司法制度の改革に終わってはならない。市民が利用しやすい司法制度とともに、市民が気軽に裁判所を利用したり、弁護士に気軽に相談をするようになるよう、市民の「司法意識」の改革が実現するように努力することが必要である。

そのためには、弁護士と弁護士会の活動を積極的に広報し、市民生活を支えている多くの人たちと連携して活動し、「いつでも、どこでも、だれでも司法サービスが受けられる」体制の整備に努力しなければならない。

第三 資料編

第47回定期総会・弁護士過疎地域における法律相談体制の確立に関する宣言

～弁護士過疎・偏在の解消と法律相談体制の確立をめざして

日本弁護士連合会は、過去3度にわたり、総会において司法改革に関する宣言を採択し、市民にとって利用しやすい、開かれた司法をめざして、司法改革に取り組んできた。特に、一昨年の第45回定期総会の「司法改革に関する宣言（その3）」においては、全国どこにでも身近なところに弁護士が存在し、市民が適切で迅速な権利の実現を得られるような体制を整備することを目標の一つに掲げ、弁護士の偏在問題の解消に向けて努力することを宣言した。その結果、昨年9月、関係諸団体の協力を得て島根県内に石見法律相談センターが開設されたほか、他の地域での取り組みも始まっており、一定の前進を見ている。しかしながら、今なお、全国の地方裁判所・家庭裁判所の支部管轄区域において法律事務所が全くないか、または1か所しかない、いわゆる0～1地域は極めて多数に及んでおり、弁護士の過疎・偏在は厳然として存在している。

当連合会は、司法改革の一環として、被疑者国公選弁護制度の創設、法律扶助制度の抜本的改革、法律相談事業の全国的展開・拡充などに取り組んでいるが、これら諸施策の実現のためにも、弁護士過疎・偏在を解消し、全国各地域に弁護士が存在するような体制を主体的に整備することが必要であると考える。

よって、当連合会は、弁護士過疎・偏在問題の解決のために全力をあげて取り組むことを決意するとともに、当面の措置として5年以内に、いわゆる0～1地域を中心として緊急に対策を講ずべき弁護士過疎地域に法律相談センターを設置するなど、市民が容易に弁護士に相談し、依頼することができる体制を確立するよう最善を尽くす。

以上のとおり宣言する。

1996年（平成8年）5月24日

日本弁護士連合会

提案理由

1. 弁護士過疎・偏在が意味するもの。

弁護士の偏在問題が全国的視野で検討されたのは、1993年11月第8回日本弁護士連合会・弁護士業務対策シンポジウムである。そこで公表された「弁護士0～1マップ」（裁判所の支部はあるが、弁護士がいない〈0〉あるいは弁護士事務所は一つだけ〈1〉という地域の実態を明らかにした地図）は、マスコミからも「法の谷間」として問題提起された。

現在、全国には203か所の地方・家庭裁判所支部管轄区域があるが、このような弁護士事務所が存在しないか、一つしか存在しない、いわゆる0～1地域が78か所と全体の約4割にも及んでいる。

このことが示すように、都市部とそうでない地域との間には弁護士へのアクセスの機会一つとってみても不平等が存在している。この不平等性は、市民の裁判を受ける権利（憲法第32条）や弁護士依頼権（憲法第34条）の実質的保障にもとることは明白である。したがって弁護士過疎・偏在は、法律事務の独占が認められているわれわれが主体的に取り組み、速やかに対処すべき緊急課題であって、地域を問わず市民が必要とするときは、いつでも、弁護士の助言等が得られるなど、その法的サービスの享受が受けられるようにすべきことを、弁護士側の体制として求められている。

一例をあげれば、1994年2月に法曹養成制度等改革協議会が実施した世論調査の結果では、最近10年間に何らかの法律問題を抱えたことがある人の中で弁護士、弁護士会に相談した人の割合は、都市規模別では東京都区部が33.3%であるのに対し、町村では17.1%と約2倍の開きがあり、また、地域別にみると、近畿地方が33.7%であるのに対し、中国地方が10.0%と約3倍強の開きがある。この調査結果が弁護士過疎・偏在問題を示す全てではないが、少なくとも、求められている体制に至っていないことは指摘できよう。いわゆる小単位会における人的物的体制は、市民に対し法的サービス享受の不平等を一層招来させている可能性がある。

われわれの使命は、基本的人権の擁護と社会正義の実現であり、司法の一翼を占めるものとして、その使命を果たさなければならないが、このように弁護士が偏在している状況においては、われわれが司法の一翼を担っているものと自信をもって言えるか、問題であろう。むろん、弁護士の過疎・偏在問題の原因は、多様な要因が複雑に関係しているとはいえ、求められる弁護士側の体制の確立のためには、弁護士会が指導力を発揮して、これらの問題解決にあたることが喫緊の課題であることを明示している。

2. 弁護士過疎・偏在問題に関する諸宣言・決議・提言

この課題に関する諸宣言・決議としては、関東弁護士会連合会定期大会決議（1994年9月28日）、中国地方弁護士大会宣言（同年10月7日）、島根県弁護士会決議（同年10月7日）、中国地方弁護士大会宣言（1995年10月13日）と続き、これらの動きとともに、1994年12月26日には会員50人以下の19弁護士会で構成する小規模単位会協議会も意見書を発表した。

また、当連合会における討議でも、弁護士業務対策委員会ほかで構成する弁護士偏在問題プロジェクトチームから1995年3月20日に「弁護士偏在対策要綱」が答申され、さらに、国選弁護に関する委員会が1995年9月22日開催の第5回国選弁護シンポジウムの論議を踏まえて、同年12月19日付で被疑者国公選弁護制度の実現を視野においた

「弁護士過疎地域登録援助制度（通称Ｊターン制度）」を、法律相談事業に関する委員会から１９９６年２月１４日付で「法律相談体制の確立の諸施策」がそれぞれ提言されている。

これらの弁護士会内部における諸動向は、まさに弁護士過疎・偏在の解消という喫緊の課題に対して、われわれはいかに対応すべきか、その解消に向けた在り方の討議であった。

３．実践段階に入った弁護士過疎・偏在を解消するための諸施策。

下記に掲げるこの２年余の動きをみると、弁護士過疎・偏在問題を解消するための諸施策は実践段階に入ってきたと言ってよいであろう。

- １． 会員が５０人以下の弁護士会が集まり、小規模単位会協議会が発足し、この問題に関する具体的な改革の途を検討していること。
- ２． このような問題解消のパイロット事業として、当連合会は中国地方弁護士会連合会、島根県弁護士会と協同して、島根県西部地区の浜田市に「石見法律相談センター」を開設し、地元自治体の支援もあって、これが地元市民と弁護士とのアクセスの機会を確保し、その権利擁護に役立っていること。
- ３． 法曹養成における改革として司法修習生の実務修習地への配属が全都道府県に広がるとともに、日弁連新聞あるいは各弁護士会誌などで全国各地の情報が提供されるようになったこと。
- ４． いわゆる０～１地域が多数存在する各弁護士会連合会が集まって「偏在サミット」が開催されていること。
- ５． 九州の離島地域での法律相談、阪神大震災における被災地住民に対する法律相談等において、地元弁護士会を超えた広域的な相互協力体制がとられるなど、弁護士過疎・偏在の補完対策がとられるようになったこと。

われわれは、現在、司法改革の諸施策として、被疑者国公選弁護制度の実現、法律扶助制度の抜本的改革、法律相談事業の全国的展開などに取り組んでいるが、これら市民にとって有意義な改革の実現のためには、速やかに弁護士過疎・偏在を解消し、全国各地域に相当数の弁護士事務所が所在するような体制が整備されることが急務であることを強く認識し、いま、過疎・偏在解消のため実践されている流れを一層早める必要がある。

４．どのような対策がとられるべきか。

さしあたって、全国各地における法律相談センター等を一層充実強化することである。すなわち、全ての弁護士過疎地域で、少なくとも週１回以上の法律相談が実施される体制を

整え、民事、刑事、行政等の諸問題について、希望する市民がいつでも弁護士に相談し、または依頼して自己の権利擁護に資する体制が早急に確立される必要があり、われわれにはその責任がある。

そして、この過疎・偏在問題の根本的な解消の途が、弁護士の過疎地域への定住促進にあることから、大都市圏以外からの求人求職情報の提供システムの確立や就職、開業のための財政的な支援策等についても検討する時期にきており、また、公設法律事務所の設置、複数事務所の設置の可否など、中長期的な抜本的対策の検討も必要である。

このような弁護士過疎・偏在の解消は、各弁護士会が単独で対策を講ずることは困難である。そのため、各地の弁護士会連合会、弁護士会と協力し、司法改革の実現のための最重要課題として、弁護士過疎・偏在の解消を速やかに実現できるように努める。当面の対策として、弁護士会が主体的に関与して、可能な限り週1回以上の法律相談を行う体制を整備し、希望する市民が弁護士に事件依頼できる法律相談センターなどを、5年以内に、いわゆる0～1地域を中心として緊急に対策を講ずべき弁護士過疎地域に設置することに最善の努力をし、また、中長期的な対策として、抜本的対策の検討を可及的速やかに提示できるよう、当連合会の組織を挙げて、これを実現させることを決意し、本宣言を提案するものである。

以上

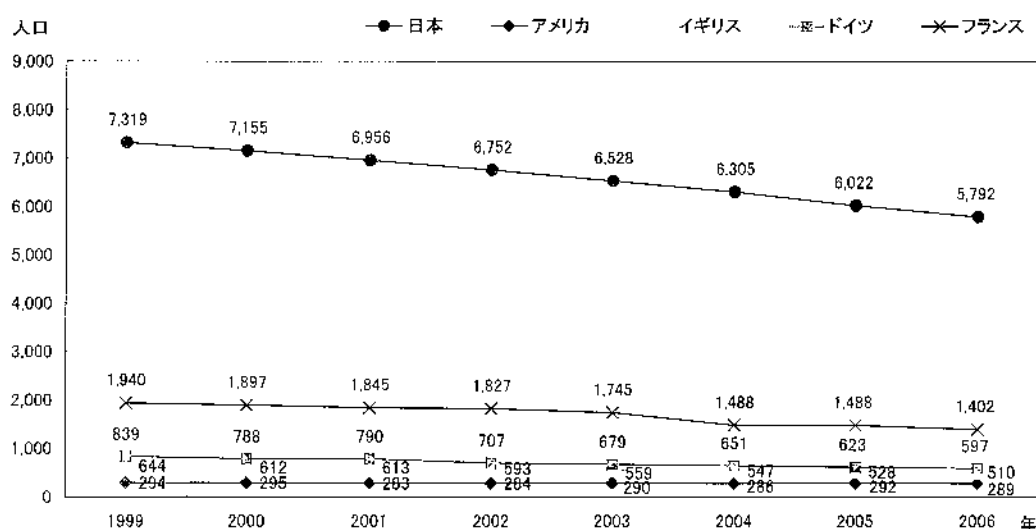
第5章 諸外国の法曹人口

1 主要外国との弁護士・裁判官・検察官の総数比較

以下は、主要外国の弁護士・裁判官・検察官を国際比較したもので、最高裁判所調べ（日本の弁護士数は除く）による各国の法曹人口の数値を用いて、主要外国における弁護士・裁判官・検察官・法曹人口と国民数の対比を各国ごとに見たものである。

1. 弁護士1人あたりの国民数(各国比較)

まず、最初に「弁護士1人あたりの国民数」を各国ごとに比較してみると、日本は2006年の時点で6,000人を切り、約5,700人であるが、他の4国においてはいずれも弁護士1人あたり1,500人以下であり、まだその開きは大きいと言える。



【注】1. 日本の弁護士以外の法曹人口数値は、いずれも最高裁判所調べによるもの。

2. 日本…弁護士数は、各年の4月現在のもの。

人口は、総務省統計局調査による前年の10月1日現在のもの。

3. アメリカ…弁護士数は、(後記4の【注】2の表参照)各州で現に活動している者の総数から裁判官及び検察官の数を控除したもの。

人口は、米統計局 (U.S. Census Bureau) 調査(後記4の【注】2の表参照)によるもの。

4. イギリス…イングランド及びウェールズにおける数。

弁護士数は、(後記4の【注】2の表参照)における法廷弁護士及び開業証書を保有する事務弁護士の数から非常勤裁判官、検察官及び法務総裁の数を控除したもの。

人口は、英国政府統計局 (Office for National Statistice) 調査(後記4の【注】2の表参照)によるもの。

5. ドイツ…弁護士数は、連邦弁護士会調査(後記4の【注】2の表参照)によるもの(公証人を兼務する者を含む)。

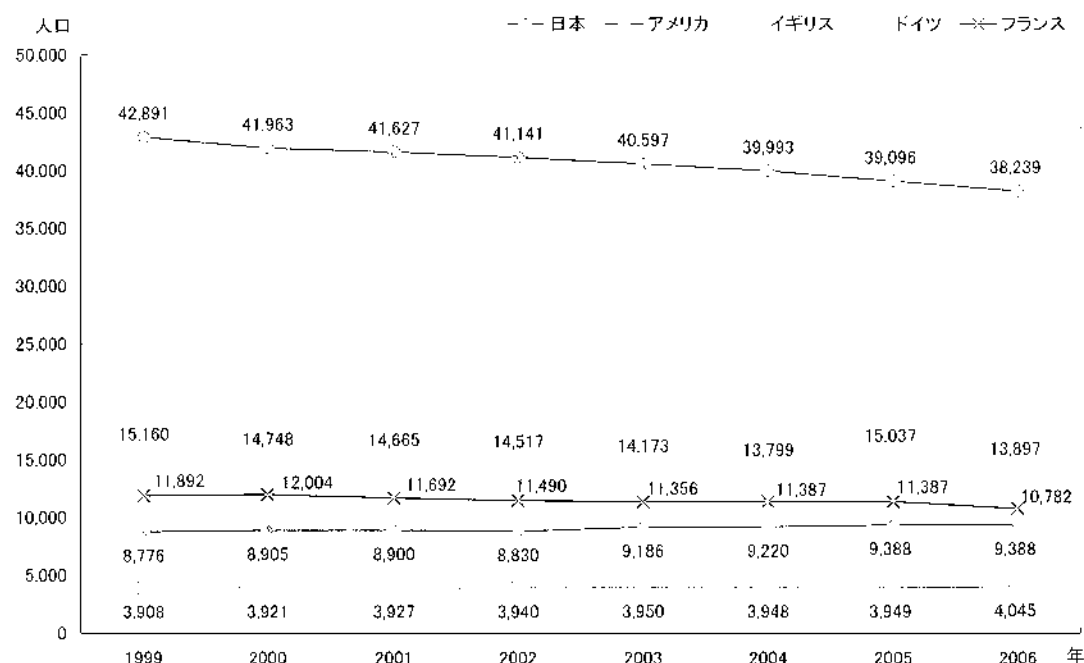
人口は、連邦統計局(後記4の【注】2の表参照)によるもの。

6. フランス…弁護士数は、(後記4の【注】2の表参照)における従前の法律顧問を含む弁護士、控訴院代訴士及びコンセイユデタ・破産院弁護士の合計数のもの。

人口は、仏国立統計経済研究所 (INSEE) 調査(後記4の【注】2の表参照)によるもの。

2. 裁判官1人あたりの国民数(各国比較)

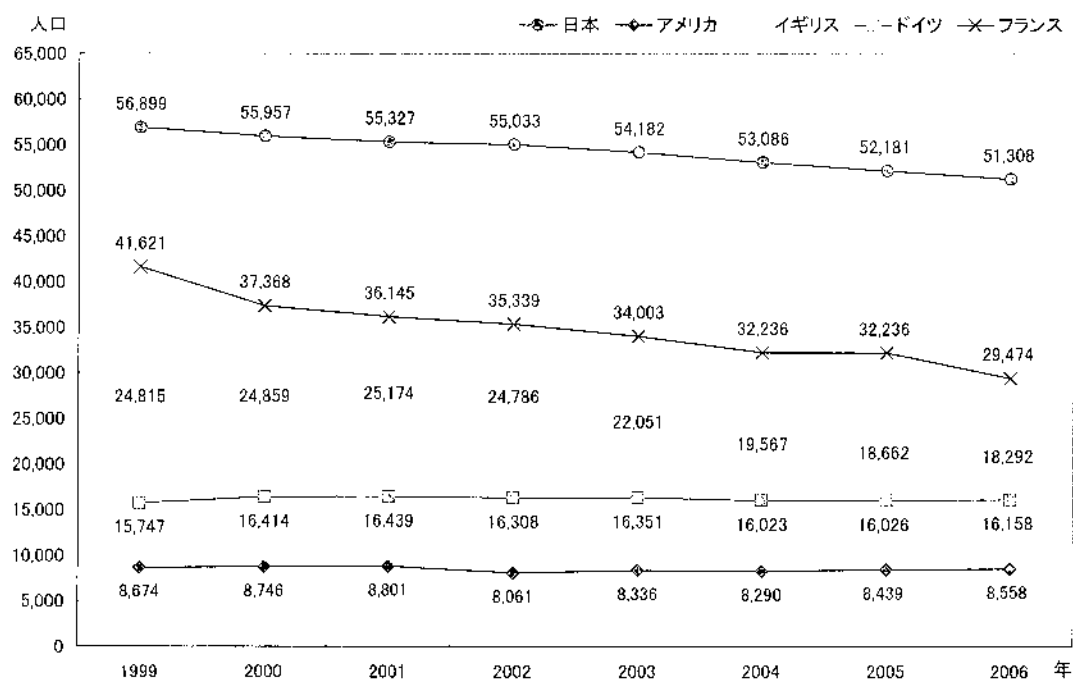
「裁判官1人あたりの国民数」の各国比較を見てみると、日本は裁判官1人あたり約3万8,000人程度であるが、他の4国においてはいずれも裁判官1人あたり約1万5,000人以下となっている。日本と他の4国においては約3倍以上の開きがあることになる。



- 【注】1. 日本の弁護士以外の法曹人口数値は、いずれも最高裁判所調べによるもの。
2. 日本…裁判官数は、各年度の定員。
人口は、総務省統計局調査による前年の10月1日現在のもの。
3. アメリカ…裁判官数は、連邦については(後記4の【注】2の表参照)のもの。州については(後記4の【注】2の表参照)のもの。
人口は、米統計局(U. S. Census Bureau)調査による(後記4の【注】2の表参照)もの。
4. イギリス…イングランド及びウェールズにおける数。
裁判官数は、常勤裁判官及び非常勤裁判官の合計数(後記4の【注】2の表参照)。
人口は、英国政府統計局(Office for National Statistics)調査(後記4の【注】2の表参照)によるもの。
5. ドイツ…裁判官数は、各裁判権に属する全裁判官を含む(後記4の【注】2の表参照)もの。
人口は、連邦統計局(後記4の【注】2の表参照)によるもの。
6. フランス…裁判官数は、予審判事、刑罰適用裁判官を含む(後記4の【注】2の表参照)もの。
人口は、仏国立統計経済研究所(INSEE)調査(後記4の【注】2の表参照)によるもの。

3. 検察官 1 人あたりの国民数(各国比較)

「検察官 1 人あたりの国民数」の各比較を見てみると、日本は検察官 1 人あたり約 5 万 1,000 人程度であるが、他の 4 国においてはいずれもかなり少ない。このことからまだまだ検察官も不足していることがよく分かる。



【注】1. 日本の弁護士以外の法曹人口数値は、いずれも最高裁判所調べによるもの。

2. 日本…検察官数は、各年度の定員。

人口は、総務省統計局調査による前年の10月1日現在のもの。

3. アメリカ…連邦検察官数は、(後記4の【注】2の表参照)のもの。州検察官数は、重罪事件を扱う検察庁における(後記4の【注】2の表参照)のもの。

人口は、米統計局 (U.S.Census Bureau) 調査による(後記4の【注】2の表参照)もの。

4. イギリス…イングランド及びウェールズにおける数。

検察官数は、検察官の職にあるバリスター (弁護士) 及びソシター (弁護士)、並びに法務総裁及び検事総長の合計数 (後記4の【注】2の表参照)。但し、2006年数値については、2005年に検察官の職を行ったことがあるバリスター (弁護士) の数が含まれている。人口は、英国政府統計局 (Office for National Statistic) 調査(後記4の【注】2の表参照)によるもの。

5. ドイツ…検察官数は、(後記4の【注】2の表参照)のもの。

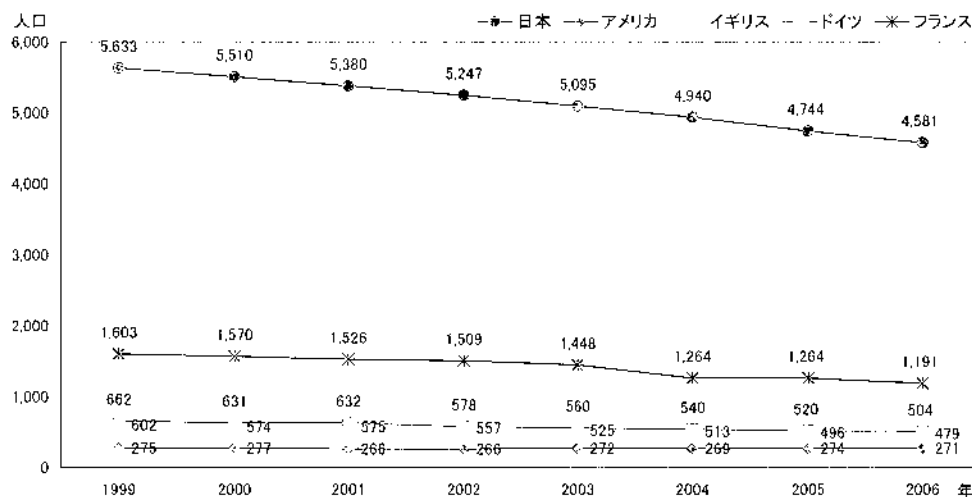
人口は、連邦統計局(後記4の【注】2の表参照)によるもの。

6. フランス…検察官数は、(後記4の【注】2の表参照)のもの。

人口は、仏国立統計経済研究所 (INSEE) 調査(後記4の【注】2の表参照)によるもの。

4. 法曹全体 1 人あたりの国民数(各国比較)

日本の法曹人口は主要外国と比べると 1 人あたりの国民数が多いのが実情である。



- 【注】 1. 日本の弁護士以外の法曹人口数値は、いずれも最高裁判所調べによるもの。
 2. グラフ上の数値は、各国各職種ともに各年一定の時期(下記一覧表参照)の数値によるもの。
 ※日本は、各年とも人口は前年の10月1日現在／弁護士は4月現在／裁判官及び検察官は各年度の定員の数値によるもの。

【アメリカ】	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
人口	1998年11月現在	1999年11月現在	2000年11月現在	2000年11月現在	2001年11月現在	2002年7月現在	2004年7月現在	2005年7月現在
弁護士	1998年12月現在	1999年3月現在	2000年12月現在	2002年3月現在	2002年12月現在	2003年12月現在	2003年12月現在	2004年12月現在
裁判官(連邦)	1999年1月現在	1999年12月現在	2001年1月現在	2001年12月現在	2002年12月現在	2004年3月現在	2004年9月現在	2005年9月現在
検察官(連邦)	1999年12月現在	1998年現在	1999-2000年	2000-2001年	2001-2002年	2002-2003年	2002-2003年	2003-2004年
検察官(州)	1999年12月現在	2000年3月現在	2001年3月現在	2002年3月現在	2003年3月現在	2004年3月現在	2005年3月現在	2006年3月現在
検察官(州)	1996年現在	1996年現在	1996年現在	2001年現在	2001年現在	2001年現在	2001年現在	2001年現在

【イギリス】	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
人口	1997年6月現在	1998年6月現在	1999年6月現在	2000年6月現在	2001年6月現在	2002年6月現在	2003年6月現在	2004年6月現在
弁護士(バリスター)	1999年3月現在	2000年2月現在	2000年10月現在	2001年11月現在	2002年12月現在	2003年12月現在	2004年12月現在	2005年12月現在
弁護士(ソリシター)	1998年7月現在	1999年7月現在	1999年7月現在	2000年7月現在	2001年7月現在	2002年7月現在	2003年7月現在	2004年7月現在
裁判官	1998年11月現在	2000年1月現在	2001年2月現在	2002年3月現在	2003年3月現在	2003年12月現在	2005年5月現在	2006年5月現在
検察官	1999年3月現在	2000年3月現在	2001年3月現在	2002年3月現在	2003年3月現在	2003年1月現在	2005年2月現在	2006年2月現在

【ドイツ】	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
人口	1997年12月現在	1998年12月現在	1999年12月現在	2000年12月現在	2002年6月30日現在	2003年6月30日現在	2003年12月31日現在	2004年12月31日現在
弁護士	1999年1月現在	2000年1月現在	2000年1月現在	2002年1月現在	2003年1月1日現在	2004年1月1日現在	2005年1月1日現在	2006年1月1日現在
裁判官	1996年12月現在	1998年12月現在	1998年12月現在	2000年12月現在	2000年12月31日現在	2002年12月31日現在	2003年12月31日現在	2004年12月31日現在
検察官	1998年12月現在	1998年12月現在	1998年12月現在	2000年12月現在	2000年12月31日現在	2002年12月31日現在	2003年12月31日現在	2004年12月31日現在

【フランス】	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
人口	1996年現在	1999年3月現在	1999年3月現在	1999年3月現在	1999年3月現在	2003年1月現在	2003年1月現在	2005年1月現在
弁護士(法律顧問を含む)	1998年現在	1999年1月現在	2000年1月現在	2001年1月現在	2002年1月現在	2003年1月現在	2003年1月現在	2005年1月1日現在
弁護士(審判院代議士)	1998年1月現在	1999年1月現在	2000年1月現在	2001年1月現在	2002年1月現在	2003年1月現在	2003年1月現在	2005年3月1日現在
弁護士(コンセイユエタ/破産院弁護士)	1998年1月現在	1999年1月現在	2000年1月現在	2001年1月現在	2002年1月現在	2003年1月現在	2003年1月現在	2005年1月1日現在
裁判官	1998年現在	2000年1月現在	2001年1月現在	2002年1月現在	2003年1月現在	2004年1月現在	2004年1月現在	2006年1月現在
検察官	1998年現在	2000年1月現在	2001年1月現在	2002年1月現在	2002年1月現在	2004年1月現在	2004年1月現在	2006年1月現在

2 各指標と弁護士数の比較

1. 弁護士 1 人あたりの人口比較

次の表は、弁護士 1 人あたりの人口を都道府県別に見て弁護士 1 人あたりの人口が多い順に並べたものである。

これを見ると、青森県の 3 万 1,239 人を筆頭に、地方の弁護士 1 人あたりの人口は 2 万人を超えるところも多い一方で、東京では弁護士 1 人あたりわずか 1,175 人に過ぎない。仮に全国平均値を取った場合に平均以下のところは東京・大阪のみである。

順位	都道府県	弁護士 1 人 あたりの人口	弁護士分布の状況		人口分布の状況	
			弁護士数	全国比率	人口（単位千人）	全国比率
1	青 森	31,239	46	0.21%	1,437	1.12%
2	茨 城	25,427	117	0.53%	2,975	2.33%
3	滋 賀	24,211	57	0.26%	1,380	1.08%
4	島 根	23,188	32	0.15%	742	0.58%
5	岩 手	22,339	62	0.28%	1,385	1.08%
6	福 島	22,245	94	0.43%	2,091	1.64%
7	三 重	22,226	84	0.38%	1,867	1.46%
8	秋 田	21,604	53	0.24%	1,145	0.90%
9	岐 阜	20,861	101	0.46%	2,107	1.65%
10	山 形	20,267	60	0.27%	1,216	0.95%
11	鳥 取	19,581	31	0.14%	607	0.48%
12	栃 木	18,841	107	0.49%	2,016	1.58%
13	埼 玉	18,811	375	1.70%	7,054	5.52%
14	鹿児島	18,649	94	0.43%	1,753	1.37%
15	宮 崎	18,597	62	0.28%	1,153	0.90%
16	富 山	18,533	60	0.27%	1,112	0.87%
17	佐 賀	18,042	48	0.22%	866	0.68%
18	長 崎	18,037	82	0.37%	1,479	1.16%
19	千 葉	18,024	336	1.52%	6,056	4.74%
20	長 野	17,568	125	0.57%	2,196	1.72%
21	山 口	16,966	88	0.40%	1,493	1.17%
22	福 井	16,440	50	0.23%	822	0.64%
23	新 潟	16,315	149	0.68%	2,431	1.90%
24	静 岡	16,068	236	1.07%	3,792	2.97%
25	徳 島	15,283	53	0.24%	810	0.63%
26	愛媛	14,980	98	0.44%	1,468	1.15%
27	大 分	14,938	81	0.37%	1,210	0.95%
28	和歌山	14,000	74	0.34%	1,036	0.81%
29	群 馬	13,863	146	0.66%	2,024	1.58%
30	奈 良	13,796	103	0.47%	1,421	1.11%
31	山 梨	13,409	68	0.30%	885	0.69%
32	高 知	13,267	60	0.27%	796	0.62%
33	熊本	12,972	142	0.64%	1,842	1.44%
34	石 川	12,624	93	0.42%	1,174	0.92%
35	北海道	11,531	488	2.21%	5,627	4.40%
36	兵 庫	11,385	491	2.23%	5,590	4.38%
37	香 川	11,121	91	0.41%	1,012	0.79%
38	神奈川	10,604	829	3.76%	8,791	6.88%
39	岡 山	9,934	197	0.89%	1,957	1.53%
40	宮 城	9,712	243	1.10%	2,360	1.85%
41	広 島	9,341	308	1.40%	2,877	2.25%
42	福 岡	7,458	677	3.07%	5,049	3.95%
43	沖 縄	7,239	188	0.85%	1,361	1.07%
44	愛 知	7,182	1,010	4.58%	7,254	5.68%
45	京 都	6,687	396	1.80%	2,648	2.07%
46	大 阪	2,962	2,977	13.50%	8,817	6.90%
47	東 京	1,175	10,899	48.50%	12,571	9.84%
全国合計		5,792	22,059		127,757	

- 【注】 1. 人口は、総務省統計局「国勢調査」による 2005 年 10 月 1 日現在のもの。
 2. 弁護士数は、2005 年 12 月 31 日現在のもの。
 3. 弁護士 1 人あたりの人口の全国合計の標は、全国人口を全国弁護士数で除したものである。
 4. 各都道府県の人口については、単位未満は四捨五入してあるので、合計値と内訳の計は必ずしも一致しない。

[illegible]

表2 支部別 弁護士不足率総合ランキング上位50位 (51位以下の不足率総合ランキング抄は27ページに掲載)

総合 順位	裁判所名		人口ベース							事件数ベース							不足率 (注1、2の 平均値)
	県名	裁判所 支部名	① 弁護士数	② 人口	③ 弁護士 あたりの 人口 (人) (注1)	④ 対全国 平均 (注1) (全国平均)	⑤ 必要な 弁護士の 数 (注1) (注2)	⑥ 要領員数 (注1)	⑦ 不足率 (注1)	(a) 新受事 件総数 (長所・中・ 短所・特・ 特)	(b) 弁護士 あたりの 新受事件数 (注1) (注2)	(c) 対全国 平均比率 (注1) (注2)	(d) 必要な 弁護士の数 (注1) (注2)	(e) 要領員数 (注1)	(f) 不足率 (注1)		
		全 国	22,041	127,756,815	5,796	—	—	—	—	1,183,646	54						
1	鹿児島	加治木支部	1	246,183	246,183	4247%	42	41	4100%	1,564	1,564	2898%	29	28	2800%	3450%	
2	山 梨	都留支部	1	196,199	196,199	3385%	34	33	3300%	1,344	1,344	2489%	25	24	2400%	2850%	
3	岐阜	稲岳支部	1	225,399	225,399	3889%	39	38	3800%	1,080	1,080	2000%	20	19	1900%	2650%	
4	静 井	武生支部	1	194,245	194,245	3351%	34	33	3300%	1,123	1,123	2090%	21	20	2000%	2650%	
5	神 戸	掛川支部	1	185,653	185,653	3203%	32	31	3100%	1,083	1,083	2006%	20	19	1900%	2500%	
6	兵 庫	龍野支部	1	184,082	184,082	3176%	32	31	3100%	1,096	1,096	2030%	20	19	1900%	2500%	
7	新 潟	新発田支部	2	176,149	138,075	2382%	48	46	2282%	2,813	1,407	2606%	52	50	2500%	2391%	
8	青 森	十和田支部	1	168,668	166,669	2910%	29	28	2800%	1,007	1,007	1865%	19	18	1800%	2300%	
9	滋 賀	長浜支部	1(※)	165,501	165,501	2855%	29	28	2800%	932	932	1726%	17	16	1600%	2200%	
10	福 岡	柳川支部	1(※)	157,178	157,178	2712%	27	26	2600%	1,000	1,000	1852%	19	18	1800%	2200%	
11	鹿児島	知覧支部	1	155,838	155,838	2689%	27	26	2600%	1,018	1,018	1885%	19	18	1800%	2200%	
12	熊本	山鹿支部	1	140,364	140,364	2422%	24	23	2300%	909	909	1683%	17	16	1600%	1950%	
13	栃 木	大田原支部	2	289,751	144,876	2500%	50	48	2400%	1,670	835	1546%	31	29	1450%	1925%	
14	福 岡	八女支部	1(※)	141,347	141,347	2439%	24	23	2300%	879	879	1628%	16	15	1500%	1900%	
15	北海道	滝川支部	1	125,844	125,844	2171%	22	21	2100%	861	861	1594%	16	15	1500%	1800%	
16	鹿児島	鹿野支部	2	262,854	131,427	2368%	45	43	2150%	1,627	814	1507%	30	28	1400%	1775%	
17	千 葉	佐原支部	1	130,627	130,627	2254%	23	22	2200%	878	878	1256%	13	12	1200%	1700%	
18	三 重	伊勢支部	2	256,852	128,426	2216%	44	42	2100%	1,535	768	1422%	28	26	1300%	1700%	
19	富 山	魚津支部	1	131,731	131,731	2273%	23	22	2200%	843	843	1191%	12	11	1100%	1650%	
20	北海道	岩見沢支部	2	195,250	97,625	1684%	34	32	1600%	1,807	904	1674%	33	31	1550%	1575%	
21	京 都	富津支部	1	111,860	111,860	1930%	19	18	1800%	703	703	1302%	13	12	1200%	1500%	
22	徳 島	阿南支部	1(※)	114,321	114,321	1972%	20	19	1900%	670	670	1241%	12	11	1100%	1500%	
23	茨 城	麻生支部	2	227,853	113,927	1966%	39	37	1850%	1,219	610	1130%	23	21	1050%	1450%	
24	徳 島	美馬支部	1	96,024	96,024	1657%	17	16	1600%	730	730	1352%	14	13	1300%	1450%	
25	奈良	五条支部	1(※)	87,236	87,236	1505%	15	14	1400%	722	722	1337%	13	12	1200%	1300%	
26	富 城	大河原支部	2	191,198	95,599	1649%	33	31	1550%	1,157	579	1072%	21	19	950%	1250%	
27	高 知	須崎支部	1	95,123	95,123	1641%	16	15	1500%	613	613	1135%	11	10	1000%	1250%	
28	茨 城	龍ヶ崎支部	4	399,885	99,971	1725%	69	65	1625%	1,998	500	926%	37	33	825%	1225%	
29	宮 崎	白鳥支部	1	83,031	83,031	1433%	14	13	1300%	653	653	1209%	12	11	1100%	1200%	
30	山 形	米沢支部	3	238,781	79,594	1373%	41	38	1267%	1,940	647	1198%	36	33	1100%	1183%	
31	青 森	五所川原支部	2	187,167	93,594	1615%	32	30	1500%	1,008	504	933%	19	17	850%	1175%	
32	北海道	名寄支部	1	92,737	92,737	1600%	16	15	1500%	491	491	909%	9	8	800%	1150%	
33	宮 城	登米支部	1(※)	89,302	89,302	1541%	15	14	1400%	533	533	987%	10	9	900%	1150%	
34	大 分	杵築支部	1(※)	90,160	90,160	1556%	16	15	1500%	483	483	894%	9	8	800%	1150%	
35	富 城	川口支部	4	298,524	74,631	1288%	52	48	1200%	2,518	630	1167%	47	43	1075%	1138%	
36	千 葉	八千代支部	6	428,342	71,390	1232%	74	68	1133%	3,966	664	1230%	74	68	1133%	1133%	
37	群 馬	玉名支部	2	173,931	86,966	1500%	30	28	1400%	1,049	525	972%	19	17	850%	1125%	
38	大 分	佐伯支部	1	80,290	80,290	1385%	14	13	1300%	514	514	952%	10	9	900%	1100%	
39	千 葉	一宮支部	3	242,481	80,827	1395%	42	39	1300%	1,500	500	926%	28	25	833%	1067%	
40	北海道	網走支部	1	79,429	79,429	1370%	14	13	1300%	459	459	850%	9	8	800%	1050%	
41	北海道	根室支部	1	84,035	84,035	1450%	14	13	1300%	501	501	928%	9	8	800%	1050%	
42	新 潟	佐和田支部	1	67,384	67,384	1163%	12	11	1100%	620	620	1148%	11	10	1000%	1050%	
43	愛 知	半田支部	7	596,884	85,269	1471%	103	96	1371%	3,112	445	824%	58	51	729%	1050%	
44	茨 城	下妻支部	8	540,715	67,589	1166%	93	85	1063%	4,802	600	1111%	89	81	1013%	1038%	
45	石 川	七尾支部	2	144,367	72,184	1245%	25	23	1150%	1,082	541	1002%	20	18	900%	1025%	
46	長 崎	五島支部	1	69,803	69,803	1204%	12	11	1100%	536	536	993%	10	9	900%	1000%	
47	長 崎	島原支部	2	154,107	77,054	1329%	27	25	1250%	888	444	822%	16	14	700%	975%	
48	和歌山	新宮支部	1	56,036	56,036	967%	10	9	900%	598	598	1107%	11	10	1000%	950%	
49	鹿児島	川内支部	3	223,001	74,334	1282%	36	35	1167%	1,314	438	811%	24	21	700%	933%	
50	大 分	三次支部	2	121,307	60,654	1046%	21	19	950%	1,098	549	1017%	20	18	900%	925%	

- 弁護士数は、2006年3月29日現在のデータによる。（日弁連より提供）
- 支庁ごとの人口は、経済省統計局の平成17年国勢調査を基に、裁判所の管轄地域によって、編集部で算出したもの。
- 事件数は平成16年度の司法統計のデータによる。（裁判所より提供）
- 民事訴訟事件の範囲は、第一審通常訴訟（人事訴訟を含む）及び手形・小切手訴訟の各事件である。
- 行政訴訟事件は支庁では取り扱わない。
- 刑事訴訟事件の範囲は、刑事通常第一審事件である。
- 家事事件の範囲は、管轄支庁における家事事件、家事調停及び家事訴訟各事件である（受審出張所（家事事件の受付及び裁判官又は

調停委員会の判断により当該出張所に出張して行われる家事審判又は家事調停に関する事務のみを取り扱う出張所）は含まない）。
本庁人事訴訟は、平成16年4月から12月までの数値である。
少年保護事件の範囲は、一般保護事件及び道路交通事故保護事件の各事件である。

※弁護士数「0」の支部についても、理論値を出すために、弁護士数「1」として不足率を算出。ただし、実際の弁護士数には、加算していない。

【資料】

No.	裁判所名	不審率(%)	
		(1)	(2)
	原 名	裁判所支部名	平均値
51	雷 川	昌寺支部	925%
52	千 石	佐賀支部	911%
53	和 歌	山崎支部	900%
54	和 歌	山崎支部	900%
55	和 歌	山崎支部	900%
56	和 歌	山崎支部	875%
57	和 歌	山崎支部	850%
58	和 歌	山崎支部	850%
59	和 歌	山崎支部	846%
60	和 歌	山崎支部	838%
61	和 歌	山崎支部	833%
62	和 歌	山崎支部	833%
63	和 歌	山崎支部	812%
64	和 歌	山崎支部	800%
65	和 歌	山崎支部	800%
66	和 歌	山崎支部	800%
67	和 歌	山崎支部	790%
68	和 歌	山崎支部	775%
69	和 歌	山崎支部	775%
70	和 歌	山崎支部	770%
71	和 歌	山崎支部	754%
72	和 歌	山崎支部	750%
73	和 歌	山崎支部	739%
74	和 歌	山崎支部	700%
75	和 歌	山崎支部	679%
76	和 歌	山崎支部	675%
77	和 歌	山崎支部	663%
78	和 歌	山崎支部	650%
79	和 歌	山崎支部	650%
80	和 歌	山崎支部	643%
81	和 歌	山崎支部	625%
82	和 歌	山崎支部	621%
83	和 歌	山崎支部	620%
84	和 歌	山崎支部	613%
85	和 歌	山崎支部	600%
86	和 歌	山崎支部	600%
87	和 歌	山崎支部	592%
88	和 歌	山崎支部	590%
89	和 歌	山崎支部	583%
90	和 歌	山崎支部	569%
91	和 歌	山崎支部	567%
92	和 歌	山崎支部	564%
93	和 歌	山崎支部	561%
94	和 歌	山崎支部	557%
95	和 歌	山崎支部	555%
96	和 歌	山崎支部	550%
97	和 歌	山崎支部	538%
98	和 歌	山崎支部	533%
99	和 歌	山崎支部	532%
100	和 歌	山崎支部	530%
101	和 歌	山崎支部	525%
102	和 歌	山崎支部	519%
103	和 歌	山崎支部	517%
104	和 歌	山崎支部	500%
105	和 歌	山崎支部	500%
106	和 歌	山崎支部	500%
107	和 歌	山崎支部	500%
108	和 歌	山崎支部	500%
109	和 歌	山崎支部	500%
110	和 歌	山崎支部	492%
111	和 歌	山崎支部	486%
112	和 歌	山崎支部	481%
113	和 歌	山崎支部	480%
114	和 歌	山崎支部	468%

No.	裁判所名	裁判所名		不足率 (%)
		県名	裁判所支部名	
119	昌平	知部	中野支部	467%
120	昌平	知部	中野支部	453%
121	福佐	高田	高田支部	468%
122	福佐	高田	高田支部	460%
123	福佐	高田	高田支部	458%
124	福北	高田	高田支部	458%
125	海部	高田	高田支部	450%
126	北海	高田	高田支部	450%
127	石川	高田	高田支部	450%
128	石川	高田	高田支部	450%
129	石川	高田	高田支部	450%
130	石川	高田	高田支部	436%
131	石川	高田	高田支部	436%
132	石川	高田	高田支部	436%
133	石川	高田	高田支部	433%
134	石川	高田	高田支部	433%
135	石川	高田	高田支部	425%
136	石川	高田	高田支部	425%
137	石川	高田	高田支部	417%
138	石川	高田	高田支部	400%
139	石川	高田	高田支部	400%
140	石川	高田	高田支部	400%
141	石川	高田	高田支部	395%
142	石川	高田	高田支部	383%
143	石川	高田	高田支部	375%
144	石川	高田	高田支部	373%
145	石川	高田	高田支部	372%
146	石川	高田	高田支部	370%
147	石川	高田	高田支部	363%
148	石川	高田	高田支部	358%
149	石川	高田	高田支部	353%
150	石川	高田	高田支部	353%
151	石川	高田	高田支部	353%
152	石川	高田	高田支部	353%
153	石川	高田	高田支部	350%
154	石川	高田	高田支部	350%
155	石川	高田	高田支部	341%
156	石川	高田	高田支部	334%
157	石川	高田	高田支部	331%
158	石川	高田	高田支部	323%
159	石川	高田	高田支部	321%
160	石川	高田	高田支部	317%
161	石川	高田	高田支部	317%
162	石川	高田	高田支部	317%
163	石川	高田	高田支部	317%
164	石川	高田	高田支部	317%
165	石川	高田	高田支部	317%
166	石川	高田	高田支部	317%
167	石川	高田	高田支部	317%
168	石川	高田	高田支部	317%
169	石川	高田	高田支部	317%
170	石川	高田	高田支部	317%
171	石川	高田	高田支部	317%
172	石川	高田	高田支部	317%
173	石川	高田	高田支部	317%
174	石川	高田	高田支部	317%
175	石川	高田	高田支部	317%
176	石川	高田	高田支部	317%
177	石川	高田	高田支部	317%
178	石川	高田	高田支部	317%
179	石川	高田	高田支部	317%
180	石川	高田	高田支部	317%
181	石川	高田	高田支部	317%
182	石川	高田	高田支部	317%
183	石川	高田	高田支部	317%
184	石川	高田	高田支部	317%
185	石川	高田	高田支部	317%
186	石川	高田	高田支部	317%

No.	氏名	職名	所屬		所屬 の 割合
			支店名	支店名	
187	山田	王	新	支店	21.2%
188	山田	王	新	支店	21.2%
189	山田	王	新	支店	21.2%
190	山田	王	新	支店	21.2%
191	山田	王	新	支店	21.2%
192	山田	王	新	支店	21.2%
193	山田	王	新	支店	21.2%
194	山田	王	新	支店	21.2%
195	山田	王	新	支店	21.2%
196	山田	王	新	支店	21.2%
197	山田	王	新	支店	21.2%
198	山田	王	新	支店	21.2%
199	山田	王	新	支店	21.2%
200	山田	王	新	支店	21.2%
201	山田	王	新	支店	21.2%
202	山田	王	新	支店	21.2%
203	山田	王	新	支店	21.2%
204	山田	王	新	支店	21.2%
205	山田	王	新	支店	21.2%
206	山田	王	新	支店	21.2%
207	山田	王	新	支店	21.2%
208	山田	王	新	支店	21.2%
209	山田	王	新	支店	21.2%
210	山田	王	新	支店	21.2%
211	山田	王	新	支店	21.2%
212	山田	王	新	支店	21.2%
213	山田	王	新	支店	21.2%
214	山田	王	新	支店	21.2%
215	山田	王	新	支店	21.2%
216	山田	王	新	支店	21.2%
217	山田	王	新	支店	21.2%
218	山田	王	新	支店	21.2%
219	山田	王	新	支店	21.2%
220	山田	王	新	支店	21.2%
221	山田	王	新	支店	21.2%
222	山田	王	新	支店	21.2%
223	山田	王	新	支店	21.2%
224	山田	王	新	支店	21.2%
225	山田	王	新	支店	21.2%
226	山田	王	新	支店	21.2%
227	山田	王	新	支店	21.2%
228	山田	王	新	支店	21.2%
229	山田	王	新	支店	21.2%
230	山田	王	新	支店	21.2%
231	山田	王	新	支店	21.2%
232	山田	王	新	支店	21.2%
233	山田	王	新	支店	21.2%
234	山田	王	新	支店	21.2%
235	山田	王	新	支店	21.2%
236	山田	王	新	支店	21.2%
237	山田	王	新	支店	21.2%
238	山田	王	新	支店	21.2%
239	山田	王	新	支店	21.2%
240	山田	王	新	支店	21.2%
241	山田	王	新	支店	21.2%
242	山田	王	新	支店	21.2%
243	山田	王	新	支店	21.2%
244	山田	王	新	支店	21.2%
245	山田	王	新	支店	21.2%
246	山田	王	新	支店	21.2%
247	山田	王	新	支店	21.2%
248	山田	王	新	支店	21.2%
249	山田	王	新	支店	21.2%
250	山田	王	新	支店	21.2%
251	山田	王	新	支店	21.2%
252	山田	王	新	支店	21.2%
253	山田	王	新	支店	21.2%

被疑者国選弁護制度2009年想定事件数

2005年の勾留請求数(地裁本庁・支部別、簡裁宛は各々に含む)に、2005年の刑法犯の勾留許可件数中の必要的弁護事件の割合(法務省提供資料によれば、79,795/96,927=82.3%)を乗じ、さらに、必要的弁護事件の国選率(2005年地裁・簡裁=78.1%、2005年司法統計年報による)を乗じた。

特別法犯については、罰条別の内訳が不明なため必要的弁護事件の割合を算出することができなかったため、係数としては用いなかった。

※ 勾留請求率、必要的弁護事件率、国選選任率という3つの推計が介在しており、正確性が低いことは否定できない。

※ 第1審の事件数だけを前提にしており、控訴審事件数は考慮していない。

弁護士会	地裁本庁、 支部	勾留請求数一 地裁 2005年	勾留請求数一 簡裁 2005年	勾留請求数 合計 ①+②	2009年想定事件数 ③×勾留許可件数中の必要 的弁護事件の割合(82.3%) ×必要の弁護事件の国選 率(78.1%)
		①	②	③	
九州 合計		7,114	9,714	16,828	10,817
福岡県	本庁	2,661	546	3,207	2,061
	飯塚	0	594	594	382
	直方	0	0	0	0
	田川	0	146	146	94
	小倉	933	937	1,870	1,202
	行橋	0	106	106	68
	久留米	0	757	757	487
	柳川	0	84	84	54
	大牟田	0	110	110	71
	八女	0	0	0	0
佐賀県	本庁	501	274	775	498
	武雄	0	88	88	57
	唐津	0	96	96	62

弁護士会	地裁本庁、 支部	勾留請求数－ 地裁 2005年	勾留請求数－ 簡裁 2005年	勾留請求数 合計 ①＋②	2009年想定事件数 ③×勾留許可件数中の必 要的弁護事件の割合(82.3%) ×必要的弁護事件の国選 率(78.1%)
		①	②	③	
長崎県	本庁	10	683	693	445
	大村	0	78	78	50
	島原	0	63	63	40
	杵岐	0	22	22	14
	五島	0	45	45	29
	厳原	0	68	68	44
	佐世保	0	391	391	251
	平戸	0	0	0	0
大分県	本庁	520	252	772	496
	杵築	0	35	35	22
	中津	0	169	169	109
	日田	0	33	33	21
	竹田	0	0	0	0
	佐伯	0	31	31	20
熊本県	本庁	607	597	1,204	774
	玉名	0	54	54	35
	山鹿	1	48	49	31
	阿蘇	0	0	0	0
	八代	0	107	107	69
	人吉	0	35	35	22
	天草	0	32	32	21
鹿児島県	本庁	564	206	770	495
	名瀬	0	94	94	60
	加治木	0	120	120	77
	知覧	0	42	42	27
	川内	0	68	68	44
	鹿屋	0	99	99	64
宮崎県	本庁	111	743	854	549
	日南	0	0	0	0
	都城	0	169	169	109
	延岡	0	269	269	173
沖縄	本庁	602	780	1,382	888
	沖縄	599	309	908	584
	名護	5	96	101	65
	平良	0	125	125	80
	石垣	0	113	113	73

59期司法修習生の弁護士会別登録者数

登録年月日：平成18年10月3日

登録者数：1144名（うち女性：262名）

	弁護士会	登録者数	うち女性数
1	東京	225	68
2	第一東京	180	43
3	第二東京	174	51
4	横浜	48	7
5	埼玉	19	
6	千葉県	23	2
7	茨城県	11	2
8	栃木県	2	
9	群馬	5	
10	静岡県	17	3
11	山梨県	—	—
12	長野県	5	1
13	新潟県	9	2
14	大阪	128	27
15	京都	14	3
16	兵庫県	22	7
17	奈良	4	3
18	滋賀	9	
19	和歌山	7	1
20	愛知県	55	12
21	三重	4	1
22	岐阜県	4	1
23	福井	2	
24	金沢	6	1
25	富山県	2	
26	広島	14	1
27	山口県	4	
28	岡山	8	2
29	鳥取県	—	—
30	島根県	4	1
31	福岡県	34	6
32	佐賀県	4	1
33	長崎県	5	
34	大分県	4	1
35	熊本県	3	
36	鹿児島県	4	
37	宮崎県	4	
38	沖縄	8	1
39	仙台	19	6
40	福島県	7	
41	山形県	2	
42	岩手	1	
43	秋田	1	
44	青森県	3	
45	札幌	23	5
46	函館	—	—
47	旭川	2	
48	釧路	—	—
49	香川県	7	1
50	徳島	1	
51	高知	1	
52	愛媛	6	2
	合計	1144	262

資料 7

全国本庁・各支部別弁護士人口の推移

年度別弁護士総数			17,769	18,282	18,929	19,597	20,264	21,163	22,074	23,107	5,338	30.041%
番号	地方裁判所	本・支部名	(99/4/30)	(00/4/30)	(01/10/16)	(02/10/10)	(03/10/4)	(04/10/2)	(05/10/30)	(06/10/16)	増減数	増減率
1	東京	東京本庁	8,017	8,246	8,684	9,061	9,458	9,907	10,362	10,839	2,822	35.200%
2	東京	八王子	487	528	300	322	331	349	353	359	-	-
3	横浜	横浜本庁	521	531	566	577	571	598	627	658	137	26.296%
4	横浜	川崎	60	61	62	62	65	69	72	82	22	36.667%
5	横浜	相模原	22	22	26	30	33	31	34	41	19	86.364%
6	横浜	横須賀	25	26	27	26	31	32	32	33	8	32.000%
7	横浜	小田原	55	56	60	60	61	63	65	66	11	20.000%
8	さいたま	さいたま本庁	175	185	190	194	207	214	229	243	68	38.857%
9	さいたま	越谷	29	31	38	41	41	50	52	52	23	79.310%
10	さいたま	川越	45	47	52	55	57	58	59	62	17	37.778%
11	さいたま	熊谷	30	31	27	27	27	29	28	35	5	16.667%
12	さいたま	秩父	3	3	2	2	2	2	2	2	-	-
13	千葉	千葉本庁	184	192	206	223	227	233	247	268	84	45.652%
14	千葉	佐倉	6	6	8	8	7	7	9	11	5	83.333%
15	千葉	一宮	1	2	2	3	3	3	3	5	4	400.000%
16	千葉	松戸	42	44	47	49	52	53	55	61	19	45.238%
17	千葉	木更津	11	11	13	13	12	12	12	13	2	18.182%
18	千葉	館山	2	2	2	2	2	2	3	2	0	0.000%
19	千葉	八日市場	5	5	5	6	6	6	5	7	2	40.000%
20	千葉	佐原	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0.000%
21	水戸	水戸本庁	59	58	59	59	61	66	72	77	18	30.508%
22	水戸	日立	4	4	4	4	4	3	4	5	1	25.000%
23	水戸	土浦	19	20	20	22	21	26	26	31	12	63.158%
24	水戸	竜ヶ崎	4	4	6	6	6	3	4	3	-	-
25	水戸	麻生	1	1	1	1	1	1	1	4	3	300.000%
26	水戸	下妻	6	8	7	7	7	8	8	9	3	50.000%
27	宇都宮	宇都宮本庁	74	73	74	74	77	81	82	82	8	10.811%
28	宇都宮	真岡	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0.000%
29	宇都宮	大田原	3	3	3	3	3	2	2	3	0	0.000%
30	宇都宮	栃木	11	12	10	11	11	13	15	15	4	36.364%
31	宇都宮	足利	6	6	6	6	7	7	7	8	2	33.333%
32	前橋	前橋本庁	69	69	71	72	74	78	80	79	10	14.493%
33	前橋	高崎	37	36	36	34	38	42	45	51	14	37.838%
34	前橋	太田	9	10	10	10	10	10	10	12	3	33.333%
35	前橋	桐生	7	7	8	9	9	8	8	7	0	0.000%
36	前橋	沼田	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0.000%
37	静岡	静岡本庁	95	98	99	101	98	103	107	110	15	15.789%
38	静岡	沼津	50	49	50	51	51	53	52	58	8	16.000%
39	静岡	下田	2	2	2	3	3	2	3	3	1	50.000%
40	静岡	富士	15	17	17	17	17	17	17	18	3	20.000%
41	静岡	掛川	2	2	2	1	1	1	1	1	-	-

134	松江	西郷	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0.000%
135	福岡	福岡本庁	400	418	450	463	475	481	510	527	127	31.750%
136	福岡	飯塚	8	8	8	8	8	9	8	8	0	0.000%
137	福岡	直方	1	1	2	3	3	3	3	3	2	200.000%
138	福岡	田川	1	1	1	1	1	4	4	4	3	300.000%
139	福岡	小倉	96	98	101	99	102	102	101	103	7	7.292%
140	福岡	行橋	4	4	3	3	3	3	3	3	-1	-25.000%
141	福岡	久留米	31	33	40	42	43	45	42	45	14	45.161%
142	福岡	柳川	0	1	2	2	3	2	0	0	0	0.000%
143	福岡	大牟田	6	6	6	7	6	6	8	7	1	16.667%
144	福岡	八女	1	1	0	0	0	0	0	0	-1	-100.000%
145	佐賀	佐賀本庁	31	31	32	30	31	33	38	42	11	35.484%
146	佐賀	武雄	2	3	3	3	4	5	5	6	4	200.000%
147	佐賀	唐津	4	5	5	5	5	5	5	6	2	50.000%
148	長崎	長崎本庁	46	48	48	52	55	55	63	65	19	41.304%
149	長崎	大村	6	5	5	5	5	5	5	5	-1	-16.667%
150	長崎	島原	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0.000%
151	長崎	佐世保	14	14	13	13	12	12	11	13	-1	-7.143%
152	長崎	平戸	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0.000%
153	長崎	壱岐	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.000%
154	長崎	福江	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0.000%
155	長崎	厳原	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0.000%
156	大分	大分本庁	53	54	54	55	59	60	67	71	18	33.962%
157	大分	杵築	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.000%
158	大分	中津	7	7	8	8	8	8	8	8	1	14.286%
159	大分	日田	3	3	3	3	3	3	3	3	0	0.000%
160	大分	竹田	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0.000%
161	大分	佐伯	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0.000%
162	熊本	熊本本庁	103	102	105	105	109	122	130	132	29	28.155%
163	熊本	玉名	1	1	1	1	1	2	2	2	1	100.000%
164	熊本	山鹿	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0.000%
165	熊本	宮地	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0.000%
166	熊本	八代	4	4	6	5	5	5	6	6	2	50.000%
167	熊本	人吉	0	0	0	1	1	1	1	2	2	0.000%
168	熊本	天草	1	1	1	1	1	2	2	2	1	100.000%
169	鹿児島	鹿児島本庁	70	73	76	79	78	81	84	85	15	21.429%
170	鹿児島	名瀬	2	2	2	2	2	2	3	3	1	50.000%
171	鹿児島	加治木	1	1	1	0	1	1	1	1	0	0.000%
172	鹿児島	知覧	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0.000%
173	鹿児島	川内	1	1	1	1	1	1	3	3	2	200.000%
174	鹿児島	鹿屋	1	1	1	1	1	2	2	3	2	200.000%
175	宮崎	宮崎本庁	39	41	41	47	48	51	51	53	14	35.897%
176	宮崎	日南	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0.000%
177	宮崎	都城	4	4	5	5	6	5	5	6	2	50.000%
178	宮崎	延岡	5	5	5	5	5	5	5	6	1	20.000%
179	那覇	那覇本庁	156	160	152	148	147	154	157	164	8	5.128%

180	那覇	沖縄	29	29	21	21	21	22	23	23		
181	那覇	名護	1	1	5	5	5	5	5	5	4	400.000%
182	那覇	平良	2	3	3	3	3	2	2	3	1	50.000%
183	那覇	石垣	2	2	3	3	3	3	3	4	2	100.000%
184	仙台	仙台本庁	202	202	208	213	214	220	233	247	45	22.277%
185	仙台	大河原	0	1	1	2	2	2	2	2	2	0.000%
186	仙台	古川	3	3	3	3	4	4	4	4	1	33.333%
187	仙台	登米	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.000%
188	仙台	石巻	6	5	5	5	4	4	4	4		
189	仙台	気仙沼	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0.000%
190	福島	福島本庁	27	28	30	31	31	32	32	33	6	22.222%
191	福島	郡山	29	30	31	29	29	29	31	35	6	20.690%
192	福島	白河	4	4	4	4	5	6	6	8	4	100.000%
193	福島	会津若松	6	6	7	7	7	7	7	7	1	16.667%
194	福島	いわき	12	12	13	13	13	13	13	14	2	16.667%
195	福島	相馬	3	3	3	3	3	3	4	4	1	33.333%
196	山形	山形本庁	35	34	35	35	35	37	40	42	7	20.000%
197	山形	新庄	2	2	3	3	3	3	4	4	2	100.000%
198	山形	米沢	2	2	2	2	2	2	3	4	2	100.000%
199	山形	鶴岡	6	6	6	6	6	6	7	8	2	33.333%
200	山形	酒田	7	7	6	6	6	6	6	6		
201	盛岡	盛岡本庁	29	30	32	32	34	36	40	41	12	41.379%
202	盛岡	花巻	2	2	3	3	3	3	5	4	2	100.000%
203	盛岡	二戸	0	0	0	1	1	0	2	2	2	0.000%
204	盛岡	遠野	1	1	2	2	2	2	3	3	2	200.000%
205	盛岡	宮古	1	1	1	1	1	2	2	2	1	100.000%
206	盛岡	一関	6	5	5	5	5	6	6	6	0	0.000%
207	盛岡	水沢	2	2	2	2	2	3	4	5	3	150.000%
208	秋田	秋田本庁	38	37	35	35	37	37	39	37		
209	秋田	能代	0	1	1	1	1	2	2	2	2	0.000%
210	秋田	本荘	3	3	3	3	3	3	3	2		
211	秋田	大館	3	3	3	3	3	3	3	4	1	33.333%
212	秋田	横手	1	1	2	2	3	3	3	4	3	300.000%
213	秋田	大曲	4	4	4	5	5	5	5	5	1	25.000%
214	青森	青森本庁	23	22	23	23	23	23	22	22		
215	青森	五所川原	0	0	0	1	2	2	2	3	3	0.000%
216	青森	弘前	6	6	6	7	7	7	8	9	3	50.000%
217	青森	八戸	12	12	11	11	11	11	13	14	2	16.667%
218	青森	十和田	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0.000%
219	札幌	札幌本庁	302	307	312	316	323	347	368	388	86	28.477%
220	札幌	岩見沢	1	1	1	1	2	2	2	2	1	100.000%
221	札幌	滝川	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0.000%
222	札幌	室蘭	5	3	4	3	3	3	5	5	0	0.000%
223	札幌	苫小牧	4	4	4	4	4	4	4	5	1	25.000%
224	札幌	浦河	1	1	1	1	1	1	2	2	1	100.000%
225	札幌	小樽	4	4	4	4	4	4	4	4	0	0.000%

福岡高裁管内地方裁判所の裁判官・職員数(A-1)表)

(注)裁判官・職員数は平成18年版職員録による

裁判所	民事事件数 (H17)	H12との比較	刑事事件数 (H17)	H12との比較	合計数 (H17)	H12との比較	判事数	H12との比較	判事補数	H12との比較	合計数	H12との比較	事件数／裁判官数	H12との比較	職員数	執行官数	H12との比較	破産新受件数	H12との比較
福岡高裁本庁	-	-	-	-	-	-	26	1	0	0	26	1			158	-	-	-	-
福岡地裁本庁	3,477	-840	2,283	771	5,760	-69	26	7	18	-1	44	6	131	-22	279	15	1	5,421	1,950
小倉支部	1,034	-297	1,358	310	2,392	13	8	0	10	4	18	4	133	-37	124	8	0	2,925	688
行橋支部	103	-37	110	59	213	22	1	0	0	0	1	0	213	22	14	1	0	287	54
飯塚支部	139	-8	206	19	345	11	1	0	2	1	3	1	115	-52	17	1	0	397	153
直方支部	79	7	88	1	167	8	1	1	0	-1	1	0	167	8	9	1	0	245	9
田川支部	160	29	200	97	360	126	1	0	2	1	3	1	120	3	11	1	0	311	49
久留米支部	365	-28	323	33	688	5	4	1	3	2	7	3	98	-72	31	2	0	705	41
柳川支部	85	-42	90	39	175	-3	1	1	0	-1	1	0	175	-3	10	1	0	216	24
大牟田支部	104	-9	60	1	164	-8	1	0	0	0	1	0	164	-8	11	1	0	285	-68
八女支部	81	-13	61	10	142	-3	0	0	0	0	0	0			7	0	0	190	31
佐賀地裁本庁	493	79	568	86	1,061	165	5	1	4	-1	9	0	118	18	67	3	0	1,000	387
唐津支部	109	-44	81	-25	190	-69	2	1	0	0	2	1	95	-164	12	1	0	284	13
武雄支部	102	-44	106	-7	208	-51	1	0	0	0	1	0	208	-51	12	1	0	532	159
長崎地裁本庁	433	-105	544	156	977	51	5	2	6	2	11	4	89	-43	89	4	1	1,450	337
佐世保支部	222	-59	284	35	506	-24	2	0	2	1	4	1	127	-50	28	2	0	833	245
大村支部	124	-30	42	-37	166	-67	0	-1	1	1	1	0	166	-67	14	1	0	506	165
島原支部	88	6	47	2	135	8	0	-1	1	1	1	0	135	8	7	1	0	229	87
平戸支部	16	-35	29	7	45	-28	0	0	0	0	0	0			4	0	0	153	58
五島支部	56	27	26	4	82	31	0	0	1	0	1	0	82	31	5	0	-1	88	53
壱岐支部	6	-3	5	0	11	-3	0	0	0	0	0	0			4	0	0	50	37
厳原支部	29	-4	30	6	59	2	0	0	1	0	1	0	59	2	5	0	-1	74	57
大分地裁本庁	627	-150	548	56	1,175	-94	5	-2	8	5	13	3	90	-37	103	5	1	1,678	221
中津支部	121	-47	129	-36	250	-83	1	-1	1	1	2	0	125	-42	27	2	0	352	85
杵築支部	56	1	20	-8	76	-7	1	1	0	0	1	1	76	76	9	1	1	167	74
佐伯支部	41	-18	26	-5	67	-23	0	0	0	0	0	0			9	1	1	127	-19
竹田支部	16	-19	10	-2	26	-21	0	0	0	0	0	0			8	1	1	140	81
日田支部	55	-43	61	-22	116	-65	1	1	0	-1	1	0	116	-65	14	1	1	240	61
熊本地裁本庁	1,417	-110	955	278	2,372	168	11	3	11	1	22	4	108	-15	140	11	2	2,151	365
八代支部	113	-2	123	60	236	58	1	0	1	1	2	1	118	-60	11	1	-1	300	-28
玉名支部	72	-50	83	28	155	-22	0	-1	1	1	1	0	155	-22	4	1	1	228	-17
山鹿支部	106	6	60	1	166	7	0	0	0	0	0	0			6	1	1	204	-46
阿蘇支部	30	-3	3	-7	33	-10	0	0	0	0	0	0			5	1	1	72	12
人吉支部	54	-4	38	12	92	8	1	0	0	0	1	0	92	8	8	1	1	183	15
天草支部	65	-23	36	16	101	-7	1	0	0	0	1	0	101	-7	4	1	1	177	105
鹿児島地裁本庁	862	-173	429	-84	1,291	-257	8	2	8	-1	16	1	81	-23	101	4	-1	1,874	538
名瀬支部	204	114	72	-9	276	105	1	1	0	-1	1	0	276	105	10	1	0	235	118
加治木支部	114	-16	96	5	210	-11	1	1	0	-1	1	0	210	-11	14	2	0	508	164
知覧支部	78	-9	67	8	145	-1	0	0	0	0	0	0			7	1	1	205	89
川内支部	102	6	66	-4	168	2	1	1	0	-1	1	0	168	2	10	1	0	448	243
鹿屋支部	116	-31	75	-21	191	-52	0	0	1	0	1	0	191	-52	15	2	0	518	212
高裁宮崎支部	-	-	-	-	-	-	4	0	1	1	5	1	-	-	16	-	-	-	-
宮崎地裁本庁	633	-46	520	86	1,153	40	6	-1	5	0	11	-1	105	12	107	5	1	1,171	217
都城支部	150	-82	157	49	307	-33	2	1	0	-1	2	0	154	-17	24	2	-1	420	66
延岡支部	100	-35	152	-8	252	-43	1	-1	2	1	3	0	84	-14	22	1	-1	411	-140
日南支部	69	-4	0	-4	69	-8	1	0	0	0	1	0	69	-8	8	0	-1	209	57
高裁那覇支部	-	-	-	-	-	-	3	-1	0	0	3	-1	-	-	14	-	-	-	-
那覇地裁本庁	1,333	426	642	73	1,975	499	4	1	7	1	11	2	180	16	103	5	0	853	-151
沖縄支部	423	-6	439	22	862	16	2	0	5	3	7	3	123	-88	40	4	0	678	109
平良支部	64	21	47	-3	111	18	1	1	0	-1	1	0	111	18	8	1	1	50	39
石垣支部	81	18	45	10	126	28	1	1	0	-1	1	0	126	28	9	1	0	22	-10
名護支部	114	2	69	-1	183	1	1	1	0	-1	1	0	183	1	14	1	0	184	68
合計	14,521	-1,727	11,509	2,057	26,030	330	144	21	102	15	246	36	106	-143	1,788	103	10	29,986	7,057

資料 9

弁護士ゼロワン地域について

日本弁護士連合会は、裁判所の支部管轄地域を1つの単位として見たときに、弁護士が全くいない地域と弁護士が1人しかいない地域をあわせてゼロワン地域と呼んでいる。
2007年4月20日現在のゼロワン地域は以下の通りである。

弁護士ゼロ(0)地域

No.	地方裁判所	本・支部名	簡易裁判所 *独:独立簡裁	
1	奈良	五条	吉野	独
2	大津	長浜	長浜	
3	大分	杵築	杵築	

弁護士ワン(1)地域

No.	地方裁判所	本・支部名	簡易裁判所 *独:独立簡裁	
1	千葉	佐原	佐原	
2	静岡	掛川	掛川	
3	甲府	都留	富士吉田	独
4	和歌山	御坊	御坊	
5	岐阜	御嵩	御嵩	
6	富山	魚津	魚津	
7	山口	萩	長門	独
8	岡山	新見	新見	
9	松江	西郷	西郷	
10	福岡	柳川	柳川	
11	福岡	八女	八女	
12	長崎	平戸	平戸	
13	長崎	壱岐	壱岐	
14	長崎	五島	新上五島	独
15	長崎	厳原	上県	独
16	大分	竹田	竹田	
17	大分	佐伯	佐伯	
18	熊本	阿蘇	高森	独
19	鹿児島	加治木	大口	独
20	鹿児島	知覧	指宿	独
21	宮崎	日南	日南	
22	仙台	登米	登米	
23	青森	十和田	十和田	
24	札幌	岩内	岩内	
25	函館	江差	江差	
26	旭川	紋別	紋別	
27	旭川	留萌	留萌	
28	旭川	稚内	天塩	独
29	高知	安芸	安芸	

※2007年日本弁護士連合会作成資料

★法律相談センター ○公設事務所
日本司法支援センター
■〈地方事務所〉 □〈支部・出張所〉 △〈地域事務所〉

【注】地名は所在位置を表す。
ただし、日本司法支援センターについてはセンター名で表記。

佐賀県

1. 鳥栖法律相談センター〔97〕
2. 武雄法律相談センター〔97〕
3. 佐賀県弁護士会法律相談センター〔97〕
4. 唐津法律相談センター〔97〕

長崎県

1. 長崎県弁護士会法律相談センター〔89〕
2. 佐世保法律相談センター〔90〕
3. 五島法律相談センター〔98〕
4. ひまわり基金・九井連吉法律事務所〔01〕
5. しまばら法律相談センター〔02〕
6. ひらど法律相談センター〔02〕
7. 島原ひまわり基金法律事務所〔03〕
8. 五島ひまわり基金法律事務所〔04〕
9. 九井連吉法律事務所〔05〕
10. 対馬ひまわり基金法律事務所〔05〕
11. 有明ひまわり基金法律事務所〔06〕

福岡県

1. 天神弁護士センター〔85〕
2. 北九州法律相談センター〔85〕
3. 久留米法律相談センター〔92〕
4. 飯塚法律相談センター〔93〕
5. 八女法律相談センター〔98〕
6. 豊前法律相談センター〔99〕
7. 直方法律相談センター〔00〕
8. 田川弁護士センター〔00〕
9. いとしま弁護士センター〔00〕
10. むなかた弁護士センター〔00〕
11. 柳川法律相談センター〔02〕
12. 行橋法律相談センター〔02〕
13. 大牟田法律相談センター〔02〕
14. うきは法律相談センター〔04〕
15. 博多駅前法律相談センター〔04〕
16. 折尾法律相談センター〔04〕
17. 二日市法律相談センター〔04〕
18. 玄界弁護士相談センター〔06〕
19. 魚町法律相談センター〔07〕

大分県

1. 大分弁護士会法律相談センター〔92〕
2. 杵築・国東・速見法律相談センター〔00〕
3. 竹田・豊後大野法律相談センター〔01〕
4. 佐伯法律相談センター〔02〕
5. 中津・豊後高田法律相談センター〔04〕
6. 日田法律相談センター〔04〕

鹿児島県

1. 鹿児島県弁護士会法律相談センター〔98〕
2. 奄美法律相談センター〔99〕
3. 霧島法律相談センター〔00〕
4. 薩摩川内法律相談センター〔00〕
5. 鹿屋法律相談センター〔01〕
6. 知覧ひまわり基金法律事務所〔03〕
7. 鹿屋ひまわり基金法律事務所〔03〕
8. 奄美ひまわり基金法律事務所〔05〕

沖縄県

1. 那覇
2. 沖縄
3. 名護
4. 宮古島
5. 石垣

沖縄県

1. 沖縄弁護士会法律相談センター〔91〕
2. 法律相談センター沖縄支部〔96〕
3. 名護有料法律相談センター〔02〕
4. 宮古島ひまわり基金法律事務所〔03〕
5. 八重山ひまわり基金法律事務所〔06〕

鹿児島県

1. 鹿屋
2. 奄美

熊本県

1. 熊本法律相談センター〔98〕
2. 天草法律相談センター〔98〕
3. 県南・八代法律相談センター〔99〕
4. 阿蘇法律相談センター〔00〕
5. 人吉・球磨法律相談センター〔00〕
6. 山鹿・菊池地区法律相談センター〔01〕
7. 荒尾・玉名地区法律相談センター〔01〕
8. 山鹿ひまわり基金法律事務所〔04〕
9. 天草ひまわり基金法律事務所〔04〕
10. 八代ひまわり基金法律事務所〔05〕
11. 阿蘇ひまわり基金法律事務所〔05〕
12. くま川ひまわり基金法律事務所〔05〕

※2007年6月1日付 日本弁護士連合会作成資料

■ 弁護士会の支援による公設事務所の設立状況

(2007年6月1日現在)					所長名
開設年月日	支援弁護士会	開設場所	名	称	
2001.09.03	第二東京弁護士会	東京都・新宿区	弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所		藤井 篤
2002.06.24	東京弁護士会	東京都・豊島区	弁護士法人東京バブリック法律事務所		丸島 俊介
2003.05.16	第一東京弁護士会	東京都・渋谷区	弁護士法人渋谷シビック法律事務所		斎藤 友嘉
2004.04.01	東京弁護士会	東京都・足立区	弁護士法人北千住バブリック法律事務所		前田 裕司
2004.07.01	東京弁護士会	東京都・渋谷区	弁護士法人渋谷バブリック法律事務所		安藤 良一
2004.08.23	岡山弁護士会	岡山県・岡山市	弁護士法人岡山バブリック法律事務所		水谷 賢
2005.03.19	北海道弁護士会連合会	北海道・札幌市中央区	弁護士法人すずらん基金法律事務所		—
2006.10.03	広島弁護士会	広島県・広島市中区	弁護士法人広島みらい法律事務所		二國 則昭
2007.04.01	大阪弁護士会	大阪府・大阪市北区	弁護士法人大阪バブリック法律事務所		下村 忠利

【注】 1. すずらん基金法律事務所については、所長は置かず運営委員会が支援を行う。
2. 大阪バブリック法律事務所は、大阪フロンティア法律事務所と刑事こうせつ法律事務所が統合して新設された事務所である。

※2007年日本弁護士連合会作成資料

■ 弁護士法人の数

2006年4月から2007年3月までに設立された弁護士法人は33法人で、そのうち設立後に解散・清算結了した法人を除き、2007年3月31日現在の数は220法人である。

これを設立された年別、及び所属弁護士会別法人会員数に見ると、以下のとおりである。

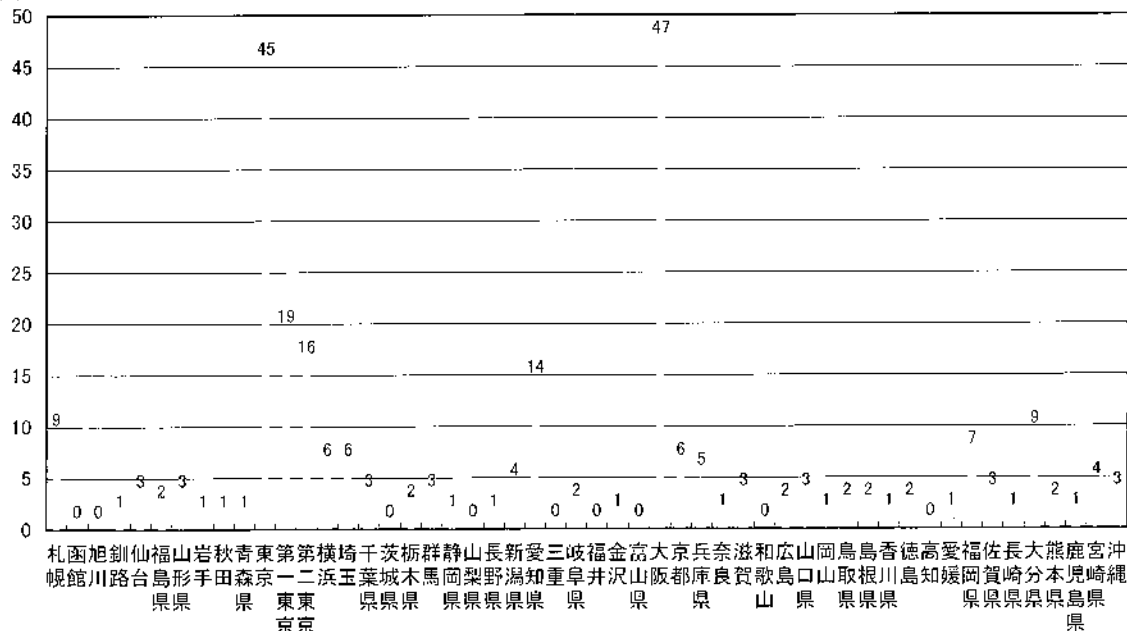
■ 年別設立件数 ■

2002年	77
2003年	37
2004年	47
2005年	38
2006年	33

■ 所属弁護士会別法人会員数 ■

札幌	9	横浜	6	福井	0	島根県	2
函館	0	埼玉	6	金沢	1	香川県	1
旭川	0	千葉県	3	富山県	0	徳島	2
釧路	1	茨城県	0	大阪	47	高知	0
仙台	3	栃木県	2	京都	6	愛媛	1
福島県	2	群馬	3	兵庫県	5	福岡県	7
山形県	3	静岡県	1	奈良	1	佐賀県	3
岩手	1	山梨県	0	滋賀	3	長崎県	1
秋田	1	長野県	1	和歌山	0	大分県	9
青森県	1	新潟県	4	広島	2	熊本県	2
東京	45	愛知県	14	山口県	3	鹿児島県	1
第一東京	19	三重	0	岡山	1	宮崎県	4
第二東京	16	岐阜県	2	鳥取県	2	沖縄	3
合計							250

法人



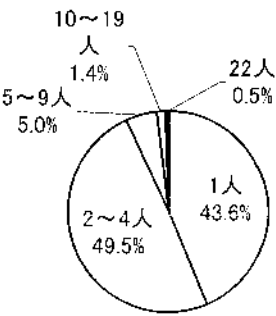
【注】「所属弁護士会別法人会員数」は、複数弁護士会に所属する法人があるので、合計は法人数より多くなっている。

■ 弁護士法人の規模

弁護士法人を構成する弁護士（代表社員・社員・使用人弁護士）の人数をそれぞれの合計人数で区分すると下表のようになる。

■代表社員・社員の合計人数による区分■

人 数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	13	14	22	合計
事務所数	96	68	29	12	3	4	1	2	1	1	1	1	1	220



■弁護士法人所属の弁護士数（使用人たる弁護士を含む）による区分■

人 数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	14	15	16	21	22	26	31	32	39	40	79	合計
事務所数	45	45	35	26	16	12	9	8	3	2	4	2	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	220
所属弁護士数	45	90	105	104	80	72	63	64	27	20	44	24	14	30	16	21	44	26	31	32	39	40	79	1,110

【注】2007年3月31日までの届け出に基づくものである。

4. 関連資格における法人の現状

参考までに、他の法律関連資格における法人の現状は、以下のようになっている。

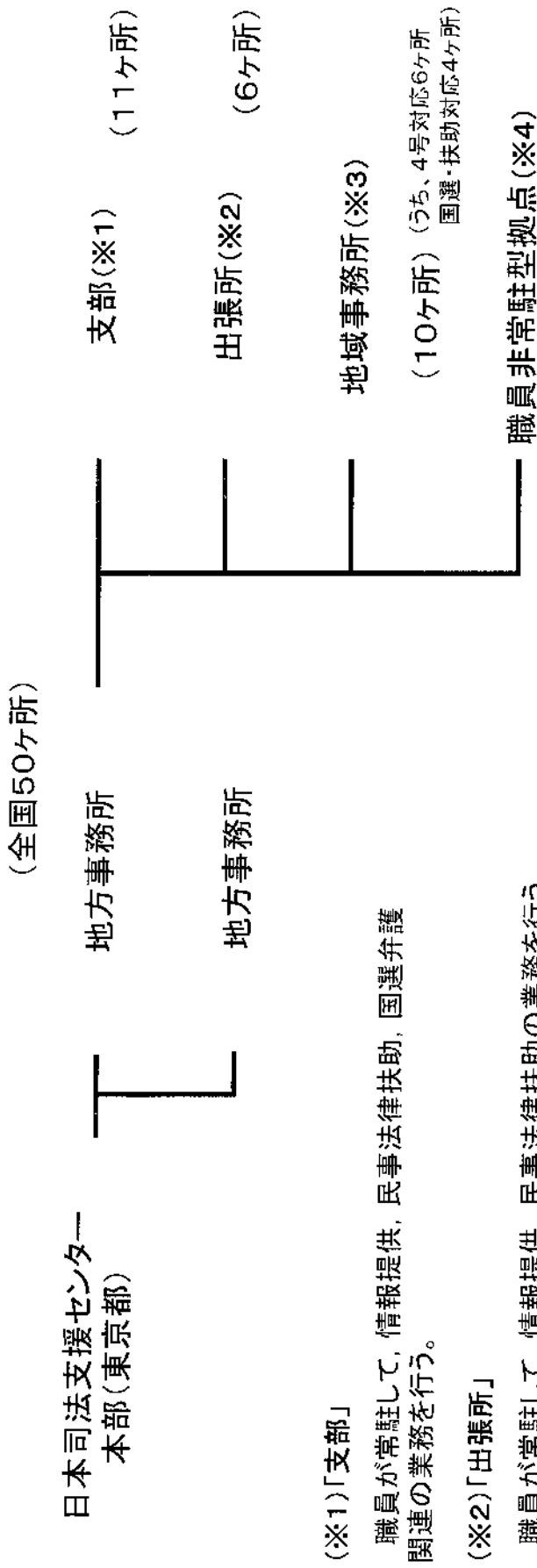
	総人数	法人名	法人制度発足日	法人数	社員数合計	使用人数合計	法人組織率
弁護士	23,119名	弁護士法人	2002年4月1日	220	497名	613名	4.8%
弁理士	7,186名	特許業務法人	2001年1月6日	69	194名	300名	6.9%
税理士	70,068名	税理士法人	2002年4月1日	1332	3,502名	—	—
公認会計士	17,257名	監査法人	1966年7月3日	170	公表していない、公表していない	—	—
司法書士	18,451名	司法書士法人	2003年4月1日	219	559名	179名	4.0%
行政書士	38,883名	行政書士法人	2004年8月1日	100	237名	107名	0.9%

【注】弁護士：2006年3月31日現在。弁理士：2006年3月31日現在。税理士：2006年3月31日現在。
公認会計士：2006年3月31日現在。司法書士：2006年4月1日現在。行政書士：2006年3月31日現在。

※2007年日本弁護士連合会作成資料

日本司法支援センター全体の機構

本部と地方事務所等について



(※1)「支所」

職員が常駐して、情報提供、民事法律扶助、国選弁護関連の業務を行う。

(※2)「出張所」

職員が常駐して、情報提供、民事法律扶助の業務を行う。(例えば、扶助協会東京都支部の新宿法律援助センターなど。)

(※3)「地域事務所」

① 支援センターが有償法律サービス提供業務(法30条1項4号業務)を行うことのできる、司法過疎地域に設けられる事務所(4号業務対応地域事務所)

② ①以外において弁護士数の不足などの事情により国選弁護、民事法律扶助に迅速・確実に対応することが困難な地域に設置される事務所(国選・扶助対応地域事務所)。いずれも常勤スタッフ弁護士及び職員が常駐して、国選弁護、民事法律扶助の法律事務の提供業務を行う。

2006年10月現在(設置予定を含む)

(※4)「職員非常駐型拠点」

民事法律扶助の受付・相談・審査等を行う。公共施設等を定期的に利用して業務を行うなど、地方事務所の事業実施方法の一つであり、支部・出張所とは区別する。

※2007年日本弁護士連合会作成資料

■ 日本司法支援センター(法テラス) 地方事務所所在地一覧 ■

(2006年10月現在)

コールセンター (お問い合わせはこちらへ) 0570-078374			
平日 9:00-21:00 土曜日9:00-17:00			
	郵便番号	住 所	電話番号
本 部	102-0073	東京都千代田区丸根1-2-6 市谷ビル6F	050-3383-5333
札幌	060-0061	札幌市中央区南1条西1-1 エンヂナビル8F	050-3383-5555
函館	010-0063	函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F	050-3383-5560
旭 川	070-0033	旭川市3条通9-1704 1 住友生命旭川ビル6F	050-3383-5566
釧 路	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	050-3383-5567
宮 城	980-0811	仙台市青葉区一番町2-10-17 仙台一番町ビル1F・8F	050-3383-5535
福 島	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズミビル3F・4F	050-3383-5510
山 形	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANA BEANS 8F	050-3383-5511
岩 手	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	050-3383-5516
秋 田	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都銀行本店別館6F	050-3383-5550
青 森	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	050-3383-5552
東 京	160-0001	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル1～3F	050-3383-5300
神奈川	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	050-3383-5360
埼 玉	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	050-3383-5375
千 葉	260-0013	千葉市中央区中央1-8-1 千葉フック生命ビル8F	050-3383-5381
茨 城	310-0063	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	050-3383-5390
栃 木	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	050-3383-5395
群 馬	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋アールズ5F	050-3383-5399
静 岡	420-0853	静岡市葵区道子町9-18 静岡中央ビル2F・11F	050-3383-5400
山 梨	400-0042	甲府市中央1-12-37 RIXビル1F・2F	050-3383-5411
長 野	390-0835	長野市新田町1485-1 長野市みんなの森ビル4F	050-3383-5415
新 潟	951-8116	新潟市東区通1番町86-51 新潟県庁ビル2F	050-3383-5420
愛 知	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシャインビル15F	050-3383-5460
三 重	511-0031	津市丸之内3-1-5 アカサビル	050-3383-5470
滋 賀	520-8812	彦根市美江町1-27 第一住信ビル2F	050-3383-5471
福 井	910-0002	福井市宝来4-3-1 三井生命福井ビル2F	050-3383-5475
石 川	920-0811	金沢市橋場町1-8	050-3383-5477
富 山	930-0076	富山市長門町3-4-1 富山県赤十字会館1F	050-3383-5480
大 阪	530-9047	大阪市北区西大津1-12-5 大阪赤十字会館B1F	050-3383-5425
京 都	601-8005	京都府中京区河原町通二条上る 恵比寿町127京都朝日会館9F	050-3383-5433
兵 庫	650-0011	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸ウグスタスタワービル13F	050-3383-5440
奈 良	630-8211	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	050-3383-5450
滋 賀	520-0917	大津市浜大津1-2-22 大津商中ビル5F	050-3383-5454
和歌山	640-8152	和歌山市上番1-15 市ビル2F	050-3383-5457
広 島	730-0013	広島市中区大1町2-31 広島鴻池ビル1F・6F	050-3383-5465
山 口	752-0072	山口県大手町9-11 山口県自治会館5F	050-3383-5490
岡 山	700-0817	岡山市南区2-15 弓之町シテイオンビル2F	050-3383-5491
鳥 取	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	050-3383-5495
島 根	690-3884	松江市南田町60	050-3383-5500
香 川	760-0023	高松市若町2-3-11 高松丸田ビル8F	050-3383-5570
徳 島	770-0855	徳島市新蔵町1-31 徳島弁護士会館4F	050-3383-5575
高 知	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	050-3383-5577
愛 媛	790-0001	松山市一番町4-1-11 長栄興産一番町ビル4F	050-3383-5580
福 岡	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	050-3383-5501
佐 賀	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	050-3383-5510
長 崎	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSEビル1F・2F	050-3383-5515
大 分	870-0015	大分市城崎町2-1-7	050-3383-5520
熊 本	860-0806	熊本市花畑町7-10 熊本市産業文化会館5F	050-3383-5522
鹿児島	892-0827	鹿児島市中町11-11 MY鹿児島第2ビル5F	050-3383-5525
宮 崎	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	050-3383-5530
沖 縄	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プラフェスビル那覇2F・3F	050-3383-5533

※日本弁護士連合会編著「弁護士白書2006年版」243頁より

国選弁護士契約弁護士数の推移

	平成18年	平成19年	
地方 事務所	10月2日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在
東京	1,906	3,267	3,571
神奈川	435	525	550
埼玉	195	248	257
千葉	194	224	228
茨城	86	99	101
栃木	79	83	83
群馬	114	121	122
静岡	165	188	195
山梨	60	61	62
長野	105	112	119
新潟	111	124	126
大阪	1,289	1,474	1,501
京都	241	256	260
兵庫	247	280	297
奈良	82	86	88
滋賀	46	55	57
和歌山	58	66	66
愛知	544	636	642
三重	63	67	66
岐阜	76	83	87
福井	40	45	45
石川	84	91	91
富山	48	50	52
広島	117	182	187
山口	61	66	69
岡山	132	138	138
鳥取	31	32	36
島根	26	30	32
福岡	383	457	457
佐賀	42	47	47
長崎	64	70	78
大分	59	70	75
熊本	79	105	108
鹿児島	62	66	68
宮崎	55	59	59
沖縄	95	112	113
宮城	143	170	181
福島	85	92	97
山形	50	55	56
岩手	49	53	55
秋田	43	45	48
青森	33	38	41
札幌	266	293	293
函館	20	22	22
旭川	21	27	30
釧路	37	37	38
香川	53	58	59
徳島	42	45	47
高知	40	43	47
愛媛	71	80	82
合計	8,427	10,733	11,229

国選弁護事件受理件数（被疑者・被告人別）

平成18年度及び平成19年4月～9月

平成19年9月末日現在（速報値）

地方事務所	平成18年度		平成19年度												平成19年度	
	10～3月計		4月		5月		6月		7月		8月		9月		4～9月計	
	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人
東京	404	5,756	68	889	66	988	74	948	88	928	50	917	74	626	420	5,296
多摩	88	696	7	99	22	112	12	131	16	161	18	125	14	80	89	708
神奈川	143	1,435	21	209	25	246	28	299	14	216	22	190	19	132	129	1,312
川崎	35	260	4	32	3	65	11	57	3	47	10	59	4	41	35	301
小田原	31	279	4	33	10	43	5	42	7	45	4	29	1	29	31	221
埼玉	172	1,284	37	200	27	245	23	218	32	221	22	229	22	145	163	1,258
川越	23	298	3	36	6	44	9	41	2	53	10	34	3	23	33	231
千葉	198	1,377	31	179	30	216	30	243	29	203	33	226	34	159	187	1,226
松戸	43	300	13	50	8	44	7	54	5	48	4	51	13	28	50	275
茨城	57	722	7	94	13	129	8	139	9	147	10	118	5	101	52	728
栃木	67	691	4	87	12	131	16	135	11	128	15	118	5	95	63	694
群馬	52	665	8	97	2	119	6	104	6	123	7	95	8	95	37	633
静岡	18	281	9	40	3	46	3	51	3	50	2	13	9	30	29	260
沼津	41	339	1	46	4	60	8	78	2	60	5	59	5	43	25	346
	浜松	33	314	3	43	5	41	6	62	1	30	6	42	2	29	23
山梨	20	231	6	25	6	53	2	47	4	35	6	39	10	28	34	227
長野	35	496	0	77	4	82	10	84	10	90	7	69	15	65	46	467
新潟	42	478	3	54	8	69	3	68	2	84	9	63	6	49	31	387
大阪	291	3,348	45	545	55	615	53	595	51	573	45	612	46	434	295	3,374
京都	85	793	9	100	10	105	13	116	8	111	5	83	19	90	64	605
兵庫	80	694	13	98	19	108	17	141	13	98	8	105	14	73	84	623
阪神	26	335	9	40	7	43	3	61	7	56	6	50	6	29	38	279
	姫路	20	364	1	50	3	49	2	79	6	48	5	55	5	34	22
奈良	25	351	11	46	3	76	5	57	1	48	5	54	7	32	32	313
滋賀	38	388	5	42	6	37	8	67	4	78	14	53	6	40	43	317
和歌山	18	390	2	37	5	51	5	54	2	44	7	53	4	43	25	282
愛知	150	1,448	14	193	25	233	32	249	21	269	22	201	32	165	146	1,310
河	44	461	4	69	5	81	8	88	5	74	5	70	6	27	33	409
	三重	55	508	5	67	6	71	10	93	7	76	5	77	4	54	37
岐阜	47	425	16	56	8	74	14	70	10	75	9	64	6	63	63	402
福井	8	154	0	19	0	22	1	24	1	15	1	21	0	15	3	116
石川	22	406	7	65	3	71	13	63	2	66	4	56	1	64	30	385
富山	14	185	2	19	4	32	4	32	2	26	3	35	5	19	20	163
広島	91	748	16	93	10	127	8	109	13	132	13	124	12	91	72	676
山口	28	390	3	58	8	74	6	68	10	78	6	69	4	77	37	424
岡山	50	524	3	87	7	68	8	88	3	96	5	85	2	57	28	481
鳥取	12	186	7	25	2	30	0	42	0	15	3	30	4	12	16	154
島根	8	199	1	25	2	21	3	21	1	28	0	26	1	21	8	142
福岡	128	1,383	18	203	31	233	28	260	31	252	24	245	15	193	147	1,386
北九州	42	479	14	48	7	72	17	78	6	67	12	59	5	40	61	364
佐賀	20	245	4	40	3	42	3	57	0	50	1	48	1	39	12	276
長崎	31	397	2	39	3	58	0	60	5	50	6	63	6	40	22	310
大分	31	242	2	36	1	48	2	31	4	40	8	43	3	28	20	226
熊本	66	486	7	49	10	68	11	77	11	80	8	60	12	65	59	399
鹿児島	40	338	5	54	3	51	5	64	5	73	7	32	8	59	33	333
宮崎	32	355	6	48	6	47	4	61	2	79	9	64	7	37	34	336
沖縄	57	538	8	69	8	73	4	88	9	79	10	77	6	50	45	436
宮城	60	591	11	87	5	91	15	82	12	103	11	84	9	65	63	512
福島	24	474	2	59	6	64	4	70	2	86	4	68	3	64	21	411
山形	14	227	2	25	6	46	1	40	4	35	4	43	3	30	20	219
岩手	22	243	9	29	1	31	2	34	11	45	3	42	3	36	29	217
秋田	20	213	4	24	9	34	2	38	2	35	2	26	3	21	22	178
青森	25	318	3	49	4	51	4	64	2	52	3	77	2	40	18	333
札幌	90	1,095	8	161	13	174	13	180	12	161	17	184	14	141	77	1,001
函館	16	136	1	18	0	21	1	32	6	30	8	24	0	22	16	147
旭川	10	176	3	21	0	28	4	23	3	35	12	33	0	38	22	178
釧路	16	238	4	26	2	49	7	44	4	40	3	47	10	35	30	241
香川	26	485	5	74	9	91	3	76	3	80	1	85	4	47	25	453
徳島	20	182	7	36	3	30	2	22	3	43	4	30	3	27	22	188
高知	17	317	6	37	5	38	1	47	5	61	9	38	2	36	28	257
愛媛	15	394	2	35	7	56	3	71	6	39	10	54	2	47	30	302
合 計	3,436	37,752	535	5,291	584	6,217	610	6,517	559	6,290	587	5,955	554	4,458	3,429	34,728

*併合・分離等があった場合はそれぞれ併合後・分離後の数値を掲載しているが、進行中の事件については集計日現在の数値を掲載。

*被疑者段階から継続して被告人国選となった場合には、被疑者国選・被告人国選をそれぞれ1件（計2件）としてカウントしているが、このような場合は、原告として被告人国選についての指名通知依頼を受けておらず、基本的には、被疑者国選終了後2週間以内に提出される被疑者国選弁護報告書の提出を以て、被告人国選事件への継続を把握することになり、その時点で人力を行っている。したがって、本表に関しては、9月分の被告人国選数について、集計日現在で把握している数値を掲載しているため、実数より少ない数値となっている。

常勤弁護士配置先一覧

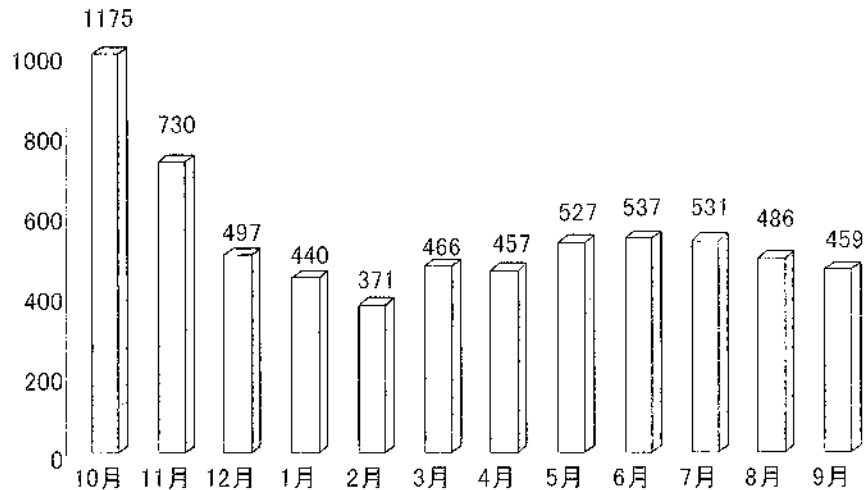
平成19年9月14日現在

	配 属 先	平成18年度配置 氏 名	平成19年度配置予定（※） 氏 名	
1	東京地方事務所	宮 本 康 昭（多 摩） 香 取 めぐみ（多 摩）	寺 林 智 栄（本 所） 佐 藤 哲 也（本 所） 小 山 利 之（本 所） 中 島 香 織（本 所） 松 田 弘 子（本 所） 柴 田 大 輔（本 所） 細 田 健太郎（本 所）	現行第60期 〃 〃 〃 〃 〃 〃
2	埼玉地方事務所	村 木 一 郎（本 所） 谷 口 太 規（本 所） 小 林 謙 一（熊 谷）	駒 澤 昭 典（秩 父） 岡 本 卓 大（川 越）	法曹経験者 〃
3	茨城地方事務所	長 井 雄 一（本 所） 萩 原 領 二（下 妻）	—	—
4	静岡地方事務所	大 塚 博 喜（本 所）	遠 藤 真 吾（下 田） 高 崎 秀 郎（沼 津） 中 田 雅 久（浜 松） 山 本 寛 一（本 所）	法曹経験者 〃 〃 現行第60期
5	長野地方事務所	南 川 学（松 本）	米 山 秀 之（本 所）	法曹経験者
6	新潟地方事務所	富 田 さとこ（佐 渡）	—	—
7	大阪地方事務所	—	徳 山 育 弘（本 所） 西 谷 裕 子（本 所） 山 極 弘 太（本 所） 中 島 宏 樹（本 所）	現行第60期 〃 〃 〃
8	京都地方事務所	藤 浦 龍 治（本 所）	飯 田 直 人（本 所）	法曹経験者
9	奈良地方事務所	—	西 本 秀 和（南 和）	〃
10	滋賀地方事務所	臼 井 陽 子（本 所）	森 口 幸 弘（本 所）	現行第60期
11	和歌山地方事務所	—	山 本 彰 宏（本 所）	法曹経験者
12	愛知地方事務所	—	本 多 雅 一（三 河）	〃
13	三重地方事務所	—	岡 井 幹 雄（本 所）	〃
14	岐阜地方事務所	太 田 晃 弘（可 児）	山 内 沙 織子（可 児）	〃
15	富山地方事務所	—	小 路 泰 彦（魚 津）	〃
16	山口地方事務所	—	吉 本 武 男（本 所）	〃
17	岡山地方事務所	—	山 崎 直 樹（本 所）	現行第60期
18	鳥取地方事務所	上 田 雅 裕（本 所） 一 藤 剛 志（倉 吉）	北 館 篤 広（本 所）	〃
19	島根地方事務所	—	福 島 兼 一（本 所） 片 岡 昌 樹（浜 田）	法曹経験者 〃
20	佐賀地方事務所	—	小 畑 隆一郎（本 所）	〃
21	長崎地方事務所	秋 山 久 典（佐世保） 浦 崎 寛 泰（壱 岐）	高 木 良 平（本 所） 有 馬 理 一（本 所）	〃 現行第60期
22	鹿児島地方事務所	藤 井 靖 志（鹿 屋）	島 生 尚 美（奄 美） 吉 川 拓 成（指 宿）	法曹経験者 〃
23	沖縄地方事務所	—	釜 井 崇 介（本 所）	〃
24	福島地方事務所	福 武 功 蔵（本 所）	松 川 義 行（本 所）	現行第60期
25	秋田地方事務所	—	佐 藤 隆 太（本 所）	法曹経験者
26	青森地方事務所	米 山 達 三（本 所）	山 本 鉄 也（本 所）	〃
27	函館地方事務所	南 部 源一郎（江 差）	—	—
28	旭川地方事務所	埴 山 昌 子（本 所）	—	—
29	釧路地方事務所	—	藤 田 奈 保子（本 所）	法曹経験者
30	香川地方事務所	安 西 敏 一（本 所）	松 井 創 一（本 所）	〃
31	徳島地方事務所	—	白 川 剛 一（本 所）	〃
32	高知地方事務所	山 口 剛 史（須 崎）	高 宮 大 輔（本 所） 鎌 田 毅 一（安 芸） 高 井 吾 達（本 所）	〃 〃 現行第60期
33	愛媛地方事務所	—	藤 原 諭 一（本 所）	法曹経験者
	配属先未定	—	小 林 茂 実 曾 我 裕 介 羽 山 茂 樹 内 定 者 24名 （※）採用選考手続継続中	〃 〃 〃 〃

は司法選考対応地域事務所

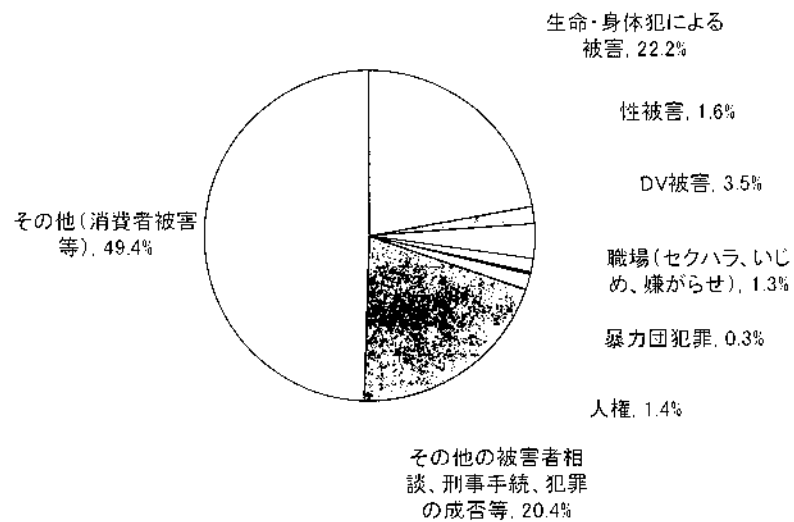
犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電状況

1 犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移(平成18年10月～平成19年9月)



※業務開始以降 6,676件

2 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問い合わせ内容(平成19年4月～9月)



※4～9月 2,997件

地方事務所における犯罪被害者支援業務実績

1 平成18年10月～平成19年3月

(1) 情報提供件数【犯罪・刑事事件】

10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
147	136	112	144	89	87	715

※「犯罪・刑事事件」の分類に含まれる主なもの

- ①刑事手続の仕組み
- ②犯罪の成否
- ③その他犯罪・刑事事件に関するもの(殺人、暴行・傷害、強姦、ストーカー、交通事故等の被害者相談、危機介入、告訴・告発、警察・裁判所付添、検察審査会への申立て、示談交渉、犯罪被害者等給付金、メンタルケア、その他)

(2) 精通弁護士紹介件数 97件

2 平成19年4月～9月

(1) 情報提供件数【犯罪被害・刑事手続等】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
558	676	716	681	679	605	3,915

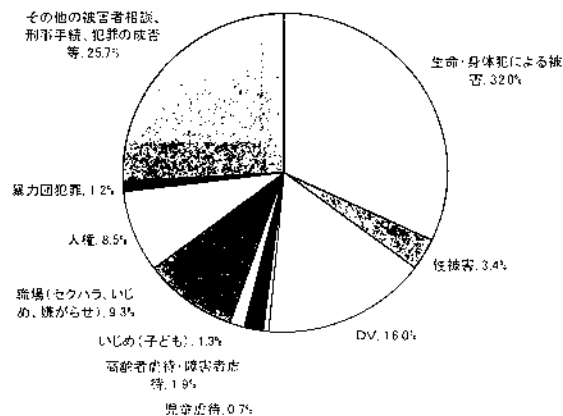
※犯罪被害・刑事手続の分類に含まれる主なもの

上記「犯罪・刑事事件」に加え、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、いじめ、セクハラ、嫌がらせ、人権、民事介入暴力を含む。

(2) 精通弁護士紹介件数 258件

(参考)

地方事務所における「犯罪被害・刑事手続等」に関する
問い合わせ内容(平成19年4月～9月)

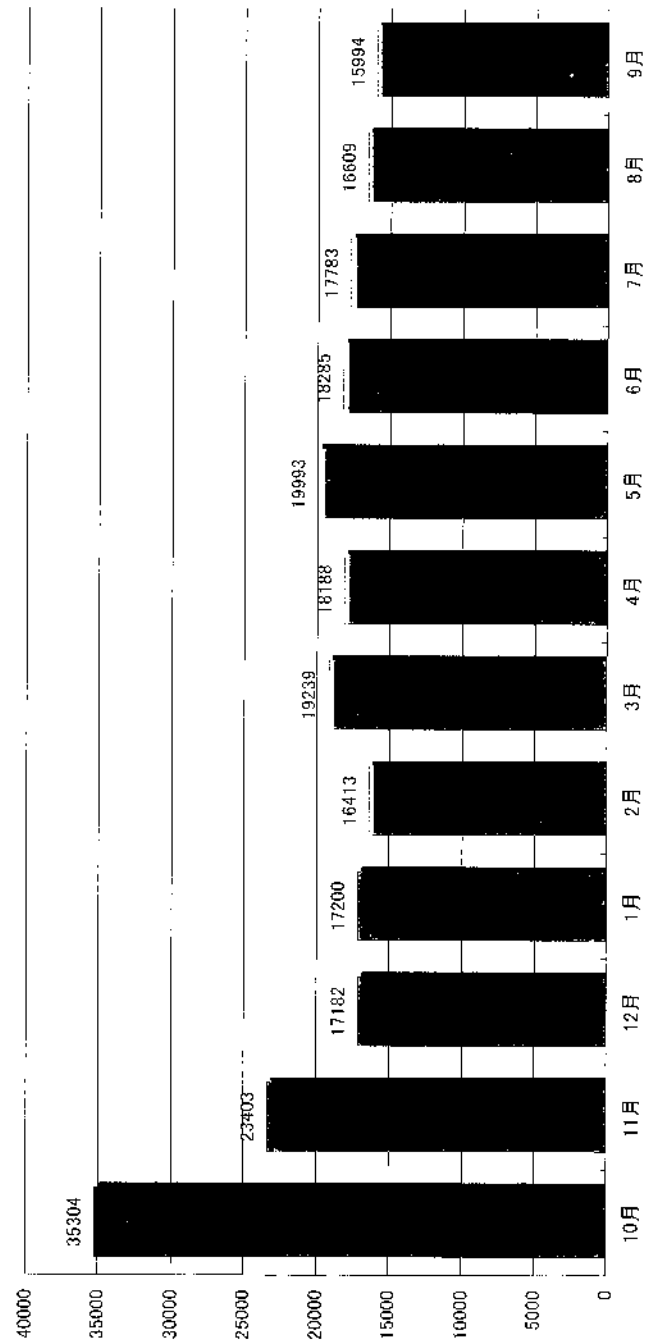


平成18年10月～同19年9月までの法テラス・コールセンターにおける業務実績

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	累計
電話	35304	23403	17182	17167	16061	18834	17789	19506	17877	17359	16276	15649	232407
メール	0	0	0	33	352	405	399	487	408	424	333	345	3186
合計	35304	23403	17182	17200	16413	19239	18188	19993	18285	17783	16609	15994	235593

■ 電話

・ メール



契約弁護士数

地方 事務所	契約弁護士数				契約弁護士法人数			
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者
東京	1,880	1,447	2,074	2,071	12	12	12	12
神奈川	339	354	430	391	3	3	3	3
埼玉	165	202	221	221	5	5	5	5
千葉	70	195	195	195	0	1	1	1
茨城	95	99	99	98	0	0	0	0
栃木	73	74	75	75	1	1	1	1
群馬	90	94	94	94	3	3	3	3
静岡	177	160	167	158	0	0	0	0
山梨	55	56	56	54	0	0	0	0
長野	111	113	111	111	0	0	0	0
新潟	127	129	130	130	4	4	4	4
大阪	1,191	949	1,452	722	16	16	16	12
京都	283	273	296	285	4	4	5	5
兵庫	321	318	325	325	4	4	4	4
奈良	86	86	86	86	1	1	1	1
滋賀	57	57	57	57	1	1	1	1
和歌山	57	66	70	70	0	0	0	0
愛知	313	280	429	0	5	6	7	0
三重	54	56	57	57	0	0	0	0
岐阜	76	76	76	76	3	3	3	3
福井	44	44	44	44	0	0	0	0
石川	91	91	91	91	1	1	1	1
富山	50	46	46	46	0	0	0	0
広島	153	171	186	186	2	2	2	2
山口	74	74	74	74	2	2	2	2
岡山	147	145	151	148	1	1	1	1
鳥取	37	37	37	37	2	2	2	2
島根	34	34	34	34	3	3	3	3
福岡	387	386	407	392	4	4	4	4
佐賀	31	49	49	49	1	2	2	2
長崎	78	79	80	79	1	1	1	1
大分	70	72	72	72	7	7	7	7
熊本	103	99	98	96	2	3	3	3
鹿児島	65	65	65	65	0	0	0	0
宮崎	56	58	58	59	5	5	5	5
沖縄	79	79	81	81	1	1	1	1
宮城	186	185	205	169	3	3	3	3
福島	76	79	78	78	2	2	2	2
山形	56	56	54	54	2	2	2	2
岩手	57	59	60	58	2	2	2	2
秋田	48	51	52	49	1	1	1	1
青森	49	47	48	48	1	1	1	1
札幌	278	283	294	284	16	16	16	16
函館	29	29	29	29	0	0	0	0
旭川	19	29	30	30	0	0	0	0
釧路	38	39	39	39	1	1	1	1
香川	63	62	62	61	1	1	1	1
徳島	46	46	46	46	1	1	1	1
高知	48	43	45	33	0	0	0	0
愛媛	67	66	65	66	1	1	1	1
全国合計	8,179	7,687	9,180	7,873	125	129	131	120

注1) 契約弁護士・法人数は、平成19年9月現在の速報値である。

契約司法書士数

地方 事務所	契約司法書士数				契約司法書士法人数			
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者
東京	210	253	267	280	6	7	7	7
神奈川	148	154	153	155	5	5	5	5
埼玉	106	111	112	112	1	1	1	1
千葉	67	71	72	77	2	2	2	2
茨城	46	52	52	52	0	0	0	0
栃木	46	51	50	51	0	0	0	0
群馬	89	89	89	89	0	0	0	0
静岡	71	74	74	74	3	3	3	3
山梨	30	30	30	30	0	0	0	0
長野	78	88	88	89	0	0	0	0
新潟	54	65	62	66	1	1	1	1
大阪	140	150	153	154	1	1	1	1
京都	144	152	154	155	2	2	2	2
兵庫	179	223	232	242	7	7	7	7
奈良	36	36	36	36	1	1	1	1
滋賀	44	44	44	44	0	0	0	0
和歌山	25	25	25	25	0	0	0	0
愛知	178	193	193	195	4	5	5	5
三重	68	70	70	70	1	1	1	1
岐阜	59	64	64	67	2	2	2	2
福井	18	18	18	18	0	0	0	0
石川	41	45	45	48	0	0	0	0
富山	22	23	23	24	0	0	0	0
広島	120	131	132	139	2	2	2	2
山口	24	27	27	27	1	1	1	1
岡山	56	58	53	56	1	1	1	1
鳥取	20	33	27	31	1	1	1	1
島根	20	21	21	23	0	0	0	0
福岡	156	197	195	208	0	0	0	0
佐賀	29	29	29	29	0	0	0	0
長崎	31	35	35	35	2	2	2	2
大分	33	33	32	34	0	0	0	0
熊本	68	68	68	71	1	1	1	1
鹿児島	89	91	91	95	1	1	1	1
宮崎	43	45	44	45	1	1	1	1
沖縄	42	43	44	44	0	0	0	0
宮城	77	80	79	79	0	0	0	0
福島	85	87	86	89	1	1	1	1
山形	53	57	53	57	0	0	0	0
岩手	21	23	23	23	0	0	0	0
秋田	49	51	53	63	0	0	0	0
青森	32	33	33	36	0	0	0	0
札幌	123	125	125	128	0	0	0	0
函館	11	12	12	12	1	1	1	1
旭川	16	25	22	25	0	0	0	0
釧路	18	19	19	20	2	2	2	2
香川	26	27	24	26	0	0	0	0
徳島	33	33	33	36	0	0	0	0
高知	38	38	38	39	0	0	0	0
愛媛	20	33	33	35	1	1	1	1
全国合計	3,232	3,535	3,537	3,658	51	53	53	53

注1) 契約司法書士・法人数は、平成19年9月現在の速報値である。

援助申込状況、援助決定件数等状況

平成19年9月末日現在(速報値)

地方事務所	法律相談援助			代理援助			書類作成援助		
	H18.10～H19.3	H19.4～H19.9	計	H18.10～H19.3	H19.4～H19.9	計	H18.10～H19.3	H19.4～H19.9	計
東京	14,884	13,923	28,807	6,823	5,986	12,809	68	43	111
神奈川	2,548	2,923	5,471	1,607	1,821	3,228	93	68	161
埼玉	1,888	2,317	4,205	1,098	1,147	2,245	52	60	112
千葉	1,154	1,567	2,721	519	650	1,169	26	53	79
茨城	839	986	1,725	414	512	926	4	12	16
栃木	566	663	1,229	240	301	541	9	14	23
群馬	553	555	1,108	352	358	710	34	20	54
静岡	941	1,207	2,148	442	523	965	118	111	229
山梨	608	694	1,302	179	182	361	15	19	34
長野	582	589	1,171	272	294	566	38	31	69
新潟	701	661	1,362	451	394	845	77	66	143
大阪	5,812	6,375	12,187	3,601	3,493	7,094	116	145	261
京都	1,435	1,606	3,041	1,108	1,049	2,157	43	31	74
兵庫	3,591	3,989	7,580	1,697	1,641	3,338	199	227	426
奈良	1,048	965	2,003	500	488	988	25	24	49
滋賀	531	586	1,097	212	248	460	25	24	49
和歌山	591	649	1,240	342	416	758	17	14	31
愛知	1,657	1,631	3,288	867	937	1,804	71	54	125
三重	574	593	1,167	228	274	502	44	45	89
岐阜	498	871	1,369	161	287	448	9	7	16
福井	267	274	541	108	100	208	10	11	21
石川	439	580	1,019	285	367	652	8	5	13
富山	242	270	512	145	137	282	21	29	50
広島	1,272	1,359	2,631	685	703	1,388	50	39	89
山口	507	681	1,188	216	274	490	3	7	10
岡山	543	647	1,190	419	421	840	27	23	50
鳥取	412	487	899	163	199	362	18	8	26
島根	400	411	811	115	130	245	11	8	19
福岡	3,390	3,627	7,017	1,351	1,627	2,978	153	196	349
佐賀	502	592	1,094	215	201	416	14	7	21
長崎	1,032	1,128	2,160	315	409	724	15	20	35
大分	1,118	1,333	2,451	357	378	735	3	10	13
熊本	446	673	1,119	310	420	730	20	40	60
鹿児島	670	665	1,335	297	319	616	40	40	80
宮崎	731	846	1,577	420	398	818	20	31	51
沖縄	351	494	845	186	211	397	131	109	240
宮城	1,948	2,046	3,994	1,397	1,327	2,724	26	28	54
福島	572	697	1,269	324	312	636	34	32	66
山形	698	730	1,428	360	425	785	25	20	45
岩手	619	730	1,349	468	516	984	25	26	51
秋田	1,272	1,287	2,559	433	482	915	20	8	28
青森	814	893	1,707	281	337	618	57	55	112
札幌	2,300	3,367	5,667	1,411	1,551	2,962	69	94	163
函館	534	572	1,106	212	309	521	9	7	16
旭川	560	551	1,111	260	270	530	62	65	127
釧路	495	759	1,254	318	389	707	2	8	10
帯広	385	365	750	111	129	240	2	4	6
徳島	467	485	952	219	243	462	22	22	44
高知	365	453	818	133	117	250	27	45	72
愛媛	485	601	1,086	141	162	303	17	14	31
全国計	64,837	70,823	135,660	32,768	33,664	66,432	2,024	2,079	4,103

援助を受けた人の年齢、性別

平成19年9月末日現在(速報値)ノシステム入力済み分

地方 事務所	10代		20代		30代		40代		50代		60代以上		不明		全年齢の合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
東京	6	10	589	833	1,198	1,810	1,145	1,500	1,353	1,085	1,843	1,468	42	37	6,176	6,743
神奈川	3	1	126	263	276	582	307	445	332	301	398	346	7	2	1,449	1,940
埼玉	0	3	111	204	201	480	155	281	218	240	229	231	2	2	916	1,441
千葉	0	0	57	79	107	249	101	164	118	123	122	115	11	2	516	732
茨城	1	0	47	59	106	156	95	104	110	95	86	81	1	1	446	496
栃木	0	0	30	43	60	85	48	72	59	54	51	61	1	0	249	315
群馬	3	2	34	63	99	125	81	80	93	64	53	66	1	0	364	400
静岡	2	1	72	127	102	237	90	180	87	99	93	100	0	4	446	748
山梨	0	0	20	31	40	65	35	52	34	40	45	33	0	0	174	221
長野	0	0	42	60	68	111	48	93	51	63	50	45	2	2	261	374
新潟	1	0	64	92	116	154	98	125	107	99	68	64	0	0	454	534
大阪	0	2	398	541	649	1,063	645	884	791	711	857	806	6	2	3,346	4,009
京都	1	5	109	175	172	375	174	312	210	245	218	233	1	1	885	1,346
兵庫	2	5	183	269	370	590	313	493	379	394	367	384	2	5	1,616	2,140
奈良	1	1	30	92	80	171	90	144	96	109	96	127	0	0	393	644
滋賀	0	0	23	38	44	78	37	60	64	63	54	48	0	0	222	287
和歌山	1	3	40	62	77	117	64	102	75	78	68	100	2	0	327	462
愛知	1	6	104	193	167	417	145	263	156	145	165	164	1	2	739	1,190
三重	0	0	30	44	56	119	63	85	55	48	43	47	0	1	247	344
岐阜	1	0	17	32	34	87	45	59	37	48	45	56	2	1	181	283
福井	0	0	12	14	14	50	21	25	24	26	19	23	0	1	90	139
石川	0	0	24	50	60	124	51	95	60	68	49	84	0	0	244	421
富山	0	0	17	23	23	54	30	37	35	42	34	36	1	0	140	192
広島	0	2	67	110	141	243	131	181	134	162	134	168	2	2	609	868
山口	0	2	28	43	43	88	35	46	56	56	41	62	0	0	203	297
岡山	0	0	55	88	81	169	74	104	64	88	67	100	0	0	341	549
鳥取	0	0	28	31	41	55	42	52	36	29	28	46	0	0	175	213
島根	0	0	17	28	27	58	20	36	21	17	15	25	0	0	100	164
福岡	0	2	201	357	273	544	288	435	267	407	231	322	0	0	1,260	2,067
佐賀	0	1	31	49	30	72	27	63	25	73	26	39	0	1	139	298
長崎	0	1	52	64	85	124	69	102	70	78	52	61	0	1	328	431
大分	0	1	48	61	63	126	81	112	67	79	48	61	1	0	308	440
熊本	0	2	47	83	86	149	49	105	71	70	56	72	0	0	309	481
鹿児島	0	0	36	66	63	98	51	86	75	79	61	81	0	0	286	410
宮崎	0	0	49	80	81	149	80	99	78	108	64	81	0	0	352	517
沖縄	0	0	31	74	67	138	56	107	40	57	32	35	0	0	226	411
宮城	1	5	184	274	322	433	260	342	294	287	189	181	3	3	1,253	1,525
福島	0	1	50	76	74	129	69	95	47	60	41	60	0	0	281	421
山形	0	0	66	67	90	110	85	95	97	95	62	61	2	0	402	428
岩手	0	0	93	92	140	138	102	125	100	89	78	78	0	0	513	522
秋田	0	0	82	79	125	136	92	108	106	108	48	59	0	0	453	490
青森	1	0	63	63	126	104	73	67	76	68	39	50	0	0	378	352
札幌	0	1	225	378	302	567	255	415	253	325	161	243	0	0	1,196	1,929
函館	0	0	37	51	59	99	39	61	43	60	38	50	0	0	216	321
旭川	0	0	33	45	62	107	66	77	49	79	58	73	3	5	271	386
釧路	2	0	64	92	65	114	57	83	61	64	50	65	0	0	299	418
香川	2	2	9	20	25	39	17	31	28	19	22	32	0	0	103	143
徳島	0	0	36	37	60	90	52	46	57	56	25	46	0	1	230	276
高知	0	0	21	26	35	57	21	34	37	34	24	32	1	0	139	183
愛媛	0	0	15	20	35	56	43	45	28	32	26	34	0	0	147	187
全国合計	29	59	3,847	5,841	6,720	11,500	6,115	8,807	6,824	6,919	6,769	6,935	94	76	30,398	40,137
	0	0	0	0	0		0	0								
割合(%)	0.0%	0.1%	5.5%	8.3%	9.5%	16.3%	8.7%	12.5%	9.7%	9.8%	9.6%	9.8%	0.2%	0.1%	43.1%	56.9%

注) 代理援助・書類作成援助の合計の数字である。

援助を受けた人の職業

平成19年9月末日現在(速報値)ノシステム入力済み分

地方事務所	給与生活者	商工自営業	農林・漁業	自由業	学生	パート・アルバイト	無職	その他	合計
東京	3,334	632	5	243	48	2,779	5,543	335	12,919
神奈川	748	105	2	56	4	755	1,541	178	3,389
埼玉	668	67	1	11	2	587	933	88	2,357
千葉	298	36	1	7	0	320	554	32	1,248
茨城	356	29	1	16	1	202	298	39	942
栃木	167	20	0	5	1	120	236	15	564
群馬	306	37	6	10	2	141	221	41	764
静岡	400	48	6	8	5	291	402	34	1,194
山梨	105	29	0	2	0	100	146	13	395
長野	191	36	0	5	0	145	234	24	635
新潟	342	57	3	2	2	220	350	12	988
大阪	1,957	284	3	69	12	1,723	3,141	166	7,355
京都	551	102	0	8	7	665	872	26	2,231
兵庫	1,187	124	2	39	3	839	1,457	114	3,765
奈良	210	39	0	14	1	237	518	18	1,037
滋賀	160	27	0	1	0	123	191	7	509
和歌山	222	35	1	5	2	191	302	31	789
愛知	887	45	2	11	4	336	594	50	1,929
三重	206	22	1	2	0	132	224	4	591
岐阜	129	21	0	3	0	110	185	16	464
福井	66	13	2	5	0	47	85	11	229
石川	221	54	0	4	3	157	213	13	685
富山	161	13	0	3	0	51	97	7	332
広島	498	89	1	13	4	340	510	22	1,477
山口	158	25	1	6	1	118	179	12	500
岡山	228	36	4	8	1	225	363	25	890
鳥取	145	15	1	7	0	52	151	17	388
島根	79	11	0	3	0	57	103	11	264
福岡	1,047	159	9	25	4	746	1,277	60	3,327
佐賀	127	21	0	0	1	110	160	18	437
長崎	250	39	11	5	1	146	282	25	759
大分	253	42	7	13	1	149	250	33	748
熊本	302	29	3	11	1	184	237	23	790
鹿児島	190	47	8	10	1	158	258	24	696
宮崎	304	45	9	13	1	172	310	15	869
沖縄	223	22	2	9	1	133	229	18	637
宮城	986	113	11	36	7	571	920	134	2,778
福島	246	23	4	3	0	157	261	8	702
山形	298	65	3	5	1	184	248	26	830
岩手	424	49	10	10	2	205	313	22	1,035
秋田	350	48	9	16	0	205	307	8	943
青森	270	27	8	4	1	165	236	19	730
札幌	944	56	2	22	3	709	1,353	36	3,125
函館	173	24	0	5	1	117	199	18	537
旭川	267	20	0	0	0	83	248	39	657
釧路	185	23	3	5	0	147	344	10	717
香川	75	14	2	1	0	53	98	3	246
徳島	193	27	4	5	0	103	162	12	506
高知	116	25	3	4	1	51	102	20	322
愛媛	113	19	3	1	1	73	122	2	334
全国合計	21,316	2,988	154	769	131	15,684	27,559	1,934	70,535

割合(%)	30.2%	4.2%	0.2%	1.1%	0.2%	22.2%	39.1%	2.7%	100.0%
-------	-------	------	------	------	------	-------	-------	------	--------

注) 代理援助・書類作成援助の合計の数字である。

援助を受けた人の収入

平成19年9月末日現在(速報値)ノシステム入力済み分

地方事務所	0	10万未満	20万未満	30万未満	30万以上	合計
東京	3,824	1,544	3,824	2,604	1,123	12,919
神奈川	1,096	454	934	662	243	3,389
埼玉	586	289	802	488	192	2,357
千葉	316	193	424	251	64	1,248
茨城	136	155	358	230	63	942
栃木	90	72	244	130	28	564
群馬	151	123	260	152	78	764
静岡	203	184	464	253	90	1,194
山梨	62	62	131	111	29	395
長野	164	101	240	113	17	635
新潟	142	112	349	277	108	988
大阪	2,047	1,054	2,431	1,372	451	7,355
京都	275	371	770	542	273	2,231
兵庫	1,055	479	1,159	801	271	3,765
奈良	201	205	339	239	53	1,037
滋賀	56	66	222	130	35	509
和歌山	177	167	269	148	28	789
愛知	563	304	659	288	115	1,929
三重	155	70	204	125	37	591
岐阜	92	85	173	89	25	464
福井	62	28	78	49	12	229
石川	79	125	294	129	38	665
富山	63	38	125	71	35	332
広島	256	237	522	358	104	1,477
山口	62	99	178	128	33	500
岡山	127	167	331	222	43	890
鳥取	41	51	190	83	23	388
島根	56	54	112	37	5	264
福岡	645	506	1,174	775	227	3,327
佐賀	81	79	191	75	11	437
長崎	117	115	303	187	37	759
大分	50	118	309	222	49	748
熊本	91	127	335	188	49	790
鹿児島	158	130	272	111	25	696
宮崎	77	140	356	226	70	869
沖縄	101	118	280	120	18	637
宮城	591	404	997	578	208	2,778
福島	110	126	267	160	39	702
山形	78	110	321	241	80	830
岩手	98	130	407	316	84	1,035
秋田	117	118	402	255	51	943
青森	85	127	283	193	42	730
札幌	692	554	1,140	565	174	3,125
函館	63	86	229	125	34	537
旭川	146	94	249	145	23	657
釧路	223	107	248	121	18	717
香川	41	40	91	56	18	246
徳島	76	83	204	129	14	506
高知	41	67	143	62	9	322
愛媛	43	69	128	76	18	334
全国合計	15,861	10,337	24,415	15,008	4,914	70,535
割合(%)	22.5%	14.7%	34.6%	21.3%	7.0%	100.0%

注) 代理援助・書類作成援助の合計の数字である。

援助を受けた人の公的給付

平成19年9月末日現在(速報値)／システム入力済み分

地方事務所	無	生活保護	年金	生保・年金	その他	合計
東京	8,659	1,973	1,348	314	625	12,919
神奈川	2,167	632	332	114	144	3,389
埼玉	1,588	272	244	49	204	2,357
千葉	954	129	112	18	35	1,248
茨城	700	43	93	12	94	942
栃木	368	50	72	12	62	564
群馬	621	38	82	2	21	764
静岡	908	57	115	11	103	1,194
山梨	340	17	37	0	1	395
長野	537	25	50	4	19	635
新潟	792	72	82	9	33	988
大阪	4,672	1,323	783	218	359	7,355
京都	1,531	332	272	91	5	2,231
兵庫	2,512	467	438	73	275	3,765
奈良	650	109	133	24	121	1,037
滋賀	335	49	71	10	44	509
和歌山	552	48	97	7	85	789
愛知	1,530	200	123	19	57	1,929
三重	494	36	50	5	6	591
岐阜	337	18	58	6	45	464
福井	199	4	15	8	3	229
石川	491	18	101	7	48	665
富山	282	11	30	1	8	332
広島	988	143	184	43	119	1,477
山口	356	34	67	5	38	500
岡山	541	95	126	22	106	890
鳥取	303	13	48	3	21	388
島根	170	24	32	2	36	264
福岡	2,437	312	338	68	172	3,327
佐賀	342	19	52	1	23	437
長崎	507	68	74	15	95	759
大分	612	40	84	10	2	748
熊本	562	57	82	11	78	790
鹿児島	468	60	87	9	72	696
宮崎	594	65	118	15	77	869
沖縄	397	50	51	11	128	637
宮城	2,442	84	145	27	80	2,778
福島	538	23	77	3	61	702
山形	734	19	59	1	17	830
岩手	878	34	101	3	19	1,035
秋田	798	31	62	5	47	943
青森	620	32	50	8	20	730
札幌	2,351	378	213	70	113	3,125
函館	320	47	78	16	76	537
旭川	446	89	79	14	29	657
釧路	527	73	76	12	29	717
香川	164	17	41	5	19	246
徳島	433	24	32	1	16	506
高知	235	18	28	5	36	322
愛媛	268	16	39	2	9	334
全国合計	50,250	7,788	7,161	1,401	3,935	70,535

割合(%)	71.2%	11.0%	10.2%	2.0%	5.6%	100.0%
-------	-------	-------	-------	------	------	--------

注) 代理援助・書類作成援助の合計の数字である。

資料 17

法テラス宮崎における電話及び面接による情報提供案件内訳

(平成18年10月2日～平成19年9月30日)

相 談 件 名	10/2～3/31	4/2～9/30	合 計
借金等 債務関係	283	329	612
過払金返還請求	14	11	25
貸 金	14	8	22
請負代金・売掛金・債権回収	5	6	11
医療関係(医療過誤、損害賠償、契約等)	8	10	18
交通事故(損害賠償等)	12	6	18
保険関係(交通)	8	4	12
保険関係(生命・医療・火災等)	7	1	8
損害賠償(慰謝料等)	10	4	14
建築関係	3	3	6
借地借家	27	31	58
不動産(売買・登記・境界等)	26	27	53
会社に関するもの	6	10	16
雇用関係(雇用・賃金・退職金・雇用・失業保険)	16	25	41
職場に関するもの	3	1	4
夫婦関係(離婚等)	84	104	188
DV	2	2	4
子(親権・養育費等)	9	7	16
戸籍関係	3	1	4
相続(分割・放棄・遺言等)	34	29	63
親族関係(含後見)	8	10	18
人権	7	5	12
セクハラ・ストーカー	4	3	7
嫌がらせ・いじめ等	5	6	11
福祉・社会保険・年金	8	10	18
行政関係	7	4	11
動物をめぐるトラブル	3	3	6
放置車両	1	1	2
公害関係(公害・アスベスト・騒音)	4	1	5
税金関係	4	0	4
弁護士・司法書士の紹介	5	3	8
民事法律扶助(予約を除く)	4	5	9
犯罪被害者	2	8	10
その他(民事関係)	46	42	88
その他(その他)	28	24	52
その他(刑事・少年)	23	6	29
合 計	733	750	1483

⑥8 日南ひまわり基金法律事務所

鬼頭 洋行(宮崎県・57期)

☆赴任地の自慢をひとつ!

宮崎県では、東国原英夫(ひがしこくばる ひでお)知事が観光宮崎をアピールするため頑張っています。

観光ルートは「トロピカルムードたっぷり 日南海岸コース」がお勧めです。



奮闘記

日南市は、宮崎県の中心宮崎市から南に約50キロの所にあり、太平洋に面した気候の温暖なところです。宮崎地裁の日南支部があり、管内人口は日南市、串間市、北郷町、南郷町を合わせておよそ8万人くらいです。弁護士は私1人だけのいわゆるワン地域です。当事務所は2002年8月に前任者の吉川晋平弁護士が開設しました。2005年8月から私が引き継ぎ、事務所としてはこの8月に5周年になります。私の任期も残りあと1年と少しになりました。

当事務所の2006年1年間の新規相談件数は404件、受任件数は220件、当番弁護出動回数は41件でした。土日祝日を除いた営業日がおおよそ年間240日くらいですから、1日2件ずつ新規相談を受けて、毎日1件ずつ受任しているくらいの計算になります。当番弁護の出動回数は週に1回くらいです。

相談の内容で一番多いのが負債整理で、2006年は173件の相談があり、136件を受任しました。内訳は自己破産が75件、任意整理が56件、個人再生が2件、会社の破産が3件でした。借金の返済に困っている親族を、経済的に余裕のない親族が援助して、つぎつぎ借金が親族間で広がっていくというケースが多いです。過払いを回収したら、債務超過でなくなったというケースも多いです。

次に多いのが離婚や相続といった家事事件で、2006年は67件の相談があり、7件を受任しました。40年以上前に亡くなった方の名義で、山林や田畑等100筆以上の土地があり、十数人の相続人で遺産分割協議をしたこともありました。

貸金や代金請求といった債権債務事件は、48件の相談があり、受任が8件でした。必ず返すからと言われて友人知人にお金を貸したが返してもらえないという事件では、依頼者もお金がないが、相手方の方はもっとお金がないということがあり、弁護士に依頼した費用だけが発生す

るという不毛さを感じる場合があります。

傷害や不貞の慰謝料請求のような損害賠償事件は、30件の相談があり、受任が9件でした。不貞の相談はよくありますが、証拠がない場合が多いです。

不当販売や欠陥住宅といった消費者事件は、20件の相談があり、受任が3件でした。悪質リフォーム業者による被害はまだまだあり、リフォーム業を許可制や資格制にする必要があると思われます。

裁判所依頼事件は、破産管財人が12件で会社が2件と個人が10件、成年後見人が1件でした。地図を見ながら行っても迷ってしまうほどの山奥や、この道を入れて行ったら果たして戻って来られるのだろうかと不安になるような場所に管財物件があったりします。

刑事関係では、被疑者弁護が10件、起訴弁護が4件でした。法テラスが発足した2006年10月に本庁の国選事件の依頼が3件立て続けにあり、このままのペースで本庁の刑事事件が増えると負担が大きいなと思っていましたが、何故かその後本庁の国選の依頼は私のところへ来なくなりました。

日南市役所が月に2回無料法律相談を実施していますが、受付開始から20分で6コマの相談予約が全て埋まってしまいます。宮崎県南部の温暖な気候に温厚な人柄、新鮮な水と空気があって、人と人との争いごとなど起きないようにも思えますが、法的需要は多いのです。当事務所にも新規相談の予約が次々入ってきますが、日南支部以外の本庁や他支部の事件が殆どなく、日南警察署以外の接見も殆どないため、移動に割かれる時間がなく、新規の相談も次々受けられるため、だいたい2～3日後には相談の予約が入れられる状態です。

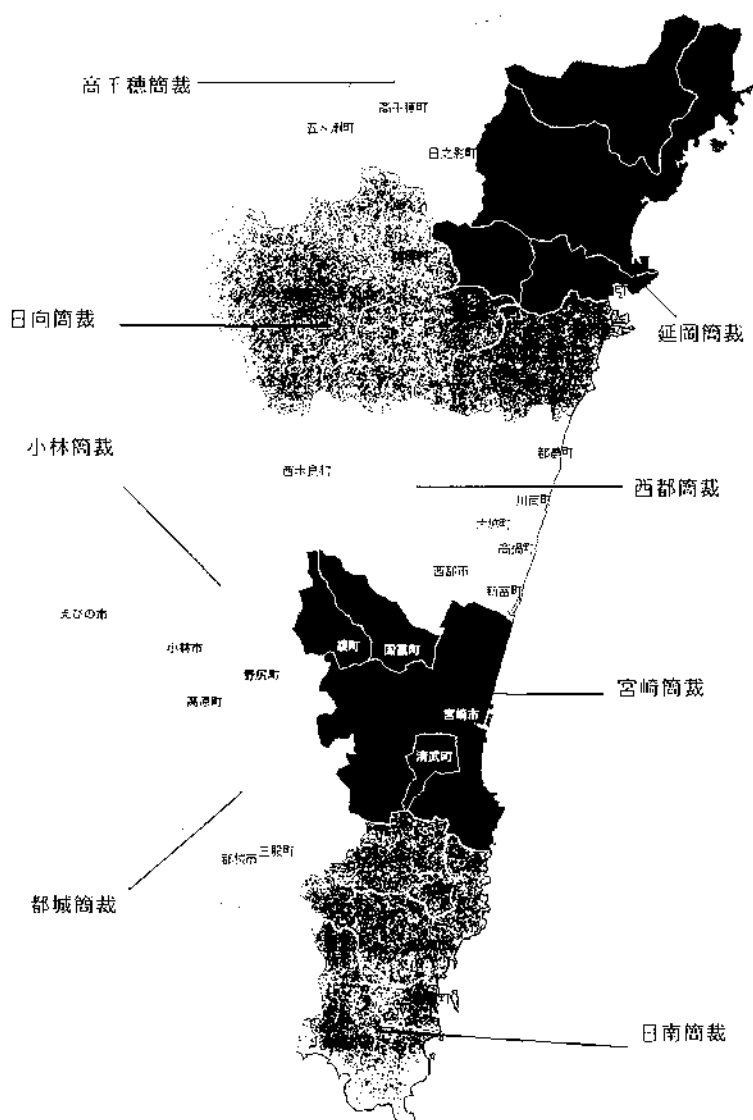
開設してから約5年が経ち、当事務所もようやく日南の方々に知られてきたかなと思っています。ただ、私は2か月に1度くらいの割合で市役所の無料法律相談に相談担当弁護士として行きますが、日南の弁護士ですと言うと、日南に法律事務所があったのですかと言われることがたびたびあります。まだまだ、当事務所の存在が知られていないのだということを痛感する瞬間です。

この6月から半年間の予定で、毎月第1と第3火曜の夜に、日南市教育委員会が主催する生涯学習講座の講師をしています。講座名は「今日から役立つ法律講座」です。

プライベートでは、月に2～3回ゴルフをし、月に1～2回スキューバダイビングをします。宮崎はゴルフやスキューバをするにはいい環境です。任期後は郷里の名古屋に帰ろうと考えていますが、宮崎を離れると早々ゴルフやスキューバができなくなるんだろうなと思い寂しい気もします。

簡裁管轄地域別弁護士比率

	管轄別人口(A)	弁護士数(B)	A/B	司法書士数 (簡裁代理権)
宮崎簡裁	426,000	52	8,192	84(34)
西都簡裁	110,000	0		15(7)
延岡簡裁	154,000	5	30,800	14(5)
日向簡裁(出)	73,000	1	73,000	8(4)
都城簡裁	195,000	5	39,000	26(14)
小林簡裁	82,000	0		16(7)
日南簡裁	81,000	2	40,500	13(5)
高千穂簡裁(出)	24,000	0		2(1)



弁護士偏在

福島地方裁判所いわき支部管内における独立開業支援が承認された。

案件が現在検討対象となっている。

[illegible]

本國の娯合や除障聖堂に六十五人の公使士が登録（二〇〇七年四月二日現在）これは総数約一万人に一人の割合で、非登録者もあつて久し。

さて、そのほとんどが富山、近岡、郡城市に集中してゐる、他県と岡様に最盛な傾度が見えなかつたが、全圖的に富山であつて、この地誌支部

合、益子と益子所を絶つたといつた。クースが多かた。

しかし、特に高橋君など遠くまで、出向くのをちゅうちょする人も多かったといふ。当世に高橋君が説かれたとて社会情勢の法的救済の機会が格段に増えたといふ。

拠点開設に経済支援

田井雄二さん(57)は、昨年から日本

醫學の発展に資して二十五回と田代上
野村本館の。

第三、國産肥料政策そのおこな
地帯で調査する場合は、調査に百五十万
円を無利子で貸與せらるゝ。國産肥料
は三年以上たつたものには、その条件を減額
しなす。減額率幾何幾何とある。

并ばつた大都市田代上野村、大企業等
との関係が多いこと、先般大坂の仕
事なども、その面を指摘したものであらう。

[illegible][illegible]

地城に定着するこれらの井屋土を「銅在対応井屋土」と呼び、その造成問題を設けたのは、この地城である。

いまわい基盤を定マスの法に依り、所がない全庫約百五十万所を「偏在隣地城域」に描き、多数基盤土合などを造成する偏在対応井屋土造成地城を

[illegible]

日弁連ニュース
2007（平成19）年9月19日

県庁議士会 市民と意見交換

[illegible][illegible]

えびの町の担当者や民生委員らと県弁護士会の意見交換会

宮崎日日新聞 2007（平成19）年8月24日

宮崎日日新聞
2007（平成19）年8月3日

第60回九州弁護士会連合会定期大会実行委員会 シンポジウム部会委員・担当者一覧

部会長 真早流 踏雄

委員・担当者(あいうえお順)

新井 貴博	郷 俊介	萩元 重喜
荒武 善齊	後藤 好成	橋口 律男
江島 寛	後藤 幸也	増田 良文
衛藤 彰	小林 孝志	町元 真也
江藤 利彦	塩地 陽介	松田 公利
大塚 幸治	新原 次郎	松田 幸子
織戸 良寛	洲崎 達也	三島 里都子
桒八重 真	谷口 渉	宮田 尚典
川添 正浩	年森 俊宏	宮田 行雄
久保山 博充	永友 郁子	山崎 真一朗
黒木 昭秀	成見 幸子	山田 秀一
兒玉 博信	成見 正毅	山田 卓
五島 良雄	西田 隆二	吉田 孝夫
		吉谷 友和

第60回九州弁護士会連合会定期大会

住民に身近な司法の実現をめざして
一法テラス1年を機に弁護士過疎とアクセス障害の解消を考える一

発行日 2007年10月26日
編集 第60回九州弁護士会連合会
定期大会実行委員会 (シンポジウム部会)
発行 九州弁護士会連合会
宮崎県弁護士会
〒880-0803 宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号
TEL 0985・22・2466
FAX 0985・22・2449

印刷・製本 宮崎紙工印刷株式会社
〒880-0921 宮崎市本郷南方4045番地4
TEL 0985・56・2324

○表紙写真「生物高原より唐松をとおして夕焼けをみる」 ○裏表紙写真「堀切津より日向灘を望む」
(殿所 哲会員 提供)

あ　と　が　き

本当に住民に身近な司法サービスとは何か、弁護士や弁護士会は具体的に何をすればいいのか、とことん住民の声を聞いて追求してみよう！これが、今年度宮崎大会シンポジウムのスローガンでした。過去の同テーマのシンポジウムの成果を踏まえ、司法改革の「各論」に尻込みせず迫って行こうとしたつもりです。

昨年の少数精鋭の佐賀県弁護士会とは対照的に、宮崎県弁護士会は一人一役、多くの会員が何らかの役割を果たしました（あいうえお順の名簿をご覧ください）。それでもやはり、佐賀県同様登録5年以内の若手会員の活躍は目を見張るものがあり、過疎地体験レポート、アンケート分析、プレシンポなど、この9月に登録したばかりの会員までもが大きな役割を担ってくれました。彼らの存在なしにはこの報告書は完成できなかったでしょう。本当に頼もしい限りです。シンポジウムの成果をさらに具体化しようと色々計画しておりますが、その担い手の中心も若手会員です。我々老体も刺激を受け元気をもらわなければ・・・。

（定期大会実行委員会副委員長 松田幸子）

